

ひろしまレポート 2026 年版

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2025 年の動向

一般社団法人 へいわ創造機構ひろしま

広島県

公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・科学技術センター

令和 8 年 3 月

目次

序文.....	vii
特別寄稿：第 63 回パグウォッシュ会議（広島開催）を振り返って.....	ix
カレン・ホールバーグ（パグウォッシュ会議事務総長、バルセイロ大学教授、 バリローチェ原子力センター研究員）	
概要—2025 年の主な動向.....	xii
調査、分析及び評価の概要.....	xix

第1部 報告書
核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2025 年の動向

【コラム 1】 世代をつなぎ、世界平和をつむぐ、ユースの力.....	3
ミシェル・ジャイルズ＝マクドノー（国連事務次長補兼国連訓練調査 研究所総代表）	
【コラム 2】 被爆 81 年からの被爆体験の継承.....	5
ファンデルドゥース瑠璃（広島大学平和センター センター長）	
【コラム 3】 核の瀬戸際からの脱却.....	8
ウィルフレッド・ワン（ストックホルム国際平和研究所（SIPRI） 大量破壊兵器プログラムディレクター）	
【コラム 4】 被爆の実相の次世代への継承について： 映画「長崎－閃光の影で－」の製作・公開を通じて.....	10
松本准平（映画『長崎－閃光の影で－』監督）	
【コラム 5】 被爆の実相をいかに次世代として受け止め、継承していくか.....	12
西山心（長崎大学大学院博士後期課程、核兵器廃絶研究センター 客員研究員）	
【コラム 6】 被爆の実相をいかに次世代として受け止め、継承していくか.....	13
藤山実咲（Li-mone 代表、Pride of Hiroshima 学生統括）	
第 1 章 核軍縮.....	15
(1) 核兵器保有数.....	15
(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント.....	17
A) 核兵器のない世界に向けたアプローチ	
B) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国な どがそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	

(3) 核兵器の非人道性	24
A) 主要な主張	
B) 被害者援助・環境修復	
(4) 核兵器禁止条約 (TPNW)	28
A) 署名・批准の状況	
B) 締約国会議	
C) 署名国・締約国の動向	
D) 未署名国の動向	
(5) 核兵器の削減	32
A) 新戦略兵器削減条約 (新 START)	
B) 核兵器の一層の削減に関する具体的措置	
C) 核戦力強化・近代化	
(6) 国家安全保障における核兵器の役割・重要性の低減	52
A) 2025 年を通じた核ドクトリン及びシグナリングの動向	
B) 核兵器の先行不使用 (NFU)	
C) 消極的安全保証	
D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	
E) 拡大核抑止への依存	
F) 核リスク低減	
(7) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化	71
(8) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)	72
A) CTBT 署名・批准	
B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム	
C) 包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力	
D) CTBT 検証システム構築への貢献	
E) 核実験の実施	
(9) 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (Fissile Material Cut-Off Treaty, FMCT)	77
A) 条約交渉開始に向けた取組	
B) 生産モラトリアム	
(10) 核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	80
(11) 核軍縮検証	83
(12) 不可逆性	84
A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画	
B) 核兵器関連施設などの解体・転換	
C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など	
(13) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	87

(14) 広島・長崎の平和記念式典への参列	89
第2章 核不拡散	91
(1) 核不拡散義務の遵守	91
A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入	
B) NPT 第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守	
C) 非核兵器地帯	
(2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	111
A) IAEA 保障措置協定の署名・批准	
B) IAEA 保障措置協定の遵守	
(3) IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)	124
(4) IAEA との協力	126
(5) 核関連輸出管理の実施	128
A) 国内実施システムの確立及び実施	
B) 追加議定書締結の供給条件化	
C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行	
D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加	
E) NPT 非締約国との原子力協力	
(6) 原子力平和利用の透明性	140
A) 透明性のための取組	
B) 核燃料サイクルの多国間アプローチ	
第3章 核セキュリティ	143
(1) 核物質及び原子力施設の物理的防護	143
A) 核物質	
B) 放射性物質	
C) 原子力施設	
D) 国家による原子力施設に対する武力攻撃	
(2) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映	161
A) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映	
B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版 (INFCIRC/225/Rev.5)	
(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	169
A) 民生利用における HEU 及び分離プルトニウム在庫量の最小限化	
B) 不法移転の防止	
C) 国際評価ミッションの受け入れ	

- D) 技術開発—核鑑識
- E) 人材育成・能力構築及び支援活動
- F) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金
- G) 国際的な取組への参加

第2部 評価書

評点及び評価基準	187
第1章 各分野別の取組状況	198
(1) 核軍縮	198
(2) 核不拡散	201
(3) 核セキュリティ	202
第2章 国別評価	203
(1) 核兵器国	203
(2) 核兵器不拡散条約 (NPT) 非締約国	206
(3) 非核兵器国	208
(4) その他	217

附録

年表 (2025年1月～12月)	221
略語表	222

序文

『ひろしまレポート2026年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2025年の動向』（以下、『ひろしまレポート2026年版』）は、令和7年度にへいわ創造機構ひろしま（事務局：広島県）から委託を受け、（公財）日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センターが実施した「ひろしまレポート作成事業」¹の調査・研究の成果である。核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する具体的措置・提案の2025年の実施状況を取りまとめ、日本語版及び英語版を刊行した。

本レポートは、2010年NPT運用検討会議の成果を踏まえ、その履行状況を継続的に監視・評価することを目的としたプロジェクトとして、2012年に刊行を開始した。しかし、開始以降、核兵器廃絶への道筋はいまだ見通せず、核兵器をめぐる国際環境はむしろ厳しさを増している。

とりわけ現在は、国際的核不拡散体制そのものの存立に関わる重大な局面にある。2026年4月27日から4週間の日程で第11回NPT運用検討会議の開催が予定されているが、過去2回の運用検討会議（2015年及び2022年）では、核軍縮をめぐる立場の相違や中東をはじめとする地域安全保障上の問題をめぐる対立により、最終文書の採択に至らなかった。こうした経緯を踏まえれば、今回の会議は、NPT体制の実効性と信認を左右する極めて重要な機会である。

その一方で、この間、ロシアによるウクライナ侵略に端を発する国際安全保障環境の悪化の中で、加盟国間の対立は深まり、核兵器使用のリスクに対する懸念は一段と高まっている。加えて、中国による急速な核軍拡や核兵器保有国間の対立激化は、軍備管理の基盤を揺るがしている。特に、2025年を通じて米口間の軍備管理をめぐる対話は停滞し、2026年2月に新戦略兵器削減条約（新START）が失効したことにより、核軍縮の重要な柱である核軍備管理の枠組みの不在が現実のものとなった。このような厳しい環境のもと、今回の会議で具体的な成果を示すことができなければ、NPT体制に対する国際社会の信認は大きく損なわれかねない。まさに強い危機感の中で、2026年運用検討会議は開催を迎えるのである。

こうした制度的停滞と安全保障環境の悪化は、各国の政策動向にも色濃く反映されている。核軍縮・不拡散をめぐる各国の動向は逆行を続けており、NPT上の5核兵器国及び他の核保有国は、核兵器を国家安全保障の不可欠な要素と位置付け、核戦力の近代化や核抑止の強化を推し進めている。北朝鮮は核保有国としての地位を放棄しないことを言明して開発を継続し、イランの核問題も合意再建の目途が立たないまま、濃縮ウランの貯蔵・高濃縮化が進むなど、不拡散体制は幾重もの深刻な課題に直面している。

加えて、核セキュリティをめぐる脅威も複合化し、深刻さを増している。ウクライナの原子力施設が晒されている脅威は、国家がもたらす新たなリスクを明白に示した。内部脅威の問題も、引き続き看過できない。

核兵器の廃絶に向けた取組を前進させるためには、各国の取組の現状と問題点を客観的かつ継続的にレビューし、明らかにすることが不可欠である。人類史上初の核兵器の惨禍を経験した広島から、精緻な調査・分析に基づく「報告書」及び「評価書」を発信し続けることには、特別に重い意義がある。本レポートが、政策決定者や市民社会における議論を喚起し、NPT体制の維持・強化、そして核兵器のない世界に向けた国際的な動きを後押しする一助となれば幸いである。

¹ 本事業は、広島県が平成23年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく取組の1つとして行われたものである。

各対象国の核軍縮などに向けた取組の状況を調査・分析・評価し、「報告書」及び「評価書」を作成する実施体制として、研究委員会が設置された。同委員会は会合を開催し、それらの内容などにつき議論を行った。

研究委員会のメンバーは下記のとおりである。

主査

秋山 信将（日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長）（兼幹事）

研究委員

奥田 将洋（「核不拡散」主担当）

川崎 哲（ピースボート共同代表）

菊地 昌廣（きくりん国際政策技術研究所代表）

黒澤 満（大阪大学名誉教授）

玉井 広史（日本核物質管理学会メンター部会幹事）

戸崎 洋史（広島大学准教授）

西田 充（長崎大学教授）

樋川 和子（長崎大学教授）

堀部 純子（名古屋外国語大学教授）

水本 和実（広島市立大学名誉教授）

有賀 海（日本国際問題研究所研究員）（「核セキュリティ」主担当）

アルベサル・ティモテ（Timothée Albessard、日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター特任研究員）（「核軍縮」主担当兼幹事）

作成された「報告書」のドラフトに対して、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野において第一線で活躍する、下記の国内外の著名な研究者や実務家より貴重なコメント及び指摘を頂いた。

阿部 信泰 元国連事務次長（軍縮担当）／前原子力委員会委員

マーク・フィッツパトリック（Mark Fitzpatrick）前国際戦略研究所（IISS）ワシントン事務所長兼不拡散・軍縮プログラム部長

ターニャ・オグルビー・ホワイト（Tanya Ogilvie-White）核軍縮・不拡散アジア太平洋リーダーシップ・ネットワーク（APLN）上級研究顧問

鈴木 達治郎 長崎大学客員教授／NPO 法人ピースデポ代表

『ひろしまレポート2026年版』では国内外の有識者に、核軍縮・不拡散問題の動向、並びに展望と課題に関するご寄稿を得た²。また、生島和恭、上村颯太、中村生、吉澤和輝の各氏には本レポート編集作業に従事して頂いた。記して謝意を表する。

² それらの論考は執筆者個人の見解をまとめたものであり、へいわ創造機構ひろしま、広島県、日本国際問題研究所、並びに執筆者の所属する団体などの意見を表すものではない。

特別寄稿

第 63 回パグウォッシュ会議（広島開催）を振り返って

パグウォッシュ会議事務総長、バルセイロ大学教授、バリローチェ原子力センター研究員
カレン・ホールバーク

広島と長崎への原爆投下から 80 年が経過した今、世界は再び決定的かつ危険な分岐点に立たされている。地政学的緊張の高まり、主要国間の信頼の喪失、複数地域での紛争の再燃、かつて核の脅威を抑制した基本的規範の弱体化が、世界の様相を特徴づけている。核保有国は兵器の近代化と増強を進め、かつては考えられなかった核使用の明白な脅威が政治的言説に再び現れている。

2025 年 11 月に広島で開催された科学と国際問題に関する第 63 回パグウォッシュ会議は、紛争国を含む世界各国から科学者、外交官、政策立案者、専門家を集め、こうした高まる危険に立ち向かう場となった¹。広島での開催は単なる追悼の行為ではなく、核兵器が二度と使用されないことを保証するという道義的・政治的義務の再確認であった。参加者は、終末時計が史上最も真夜中に近い 89 秒——2026 年 1 月 27 日には 85 秒に更新された——を指したことを痛感していた²。これは核リスクやその他の存亡危機の高まり、国際的な安全保障環境の脆弱性を象徴している。会議は被爆者世代が共有する確信——核の惨事を防ぐ唯一の持続可能な保証は核兵器の完全廃絶である——を再確認した。

この目標は、理念として正しく、また不可欠である一方、それを実践するには、その過程で具体的な取組と勇気あるリーダーシップが求められる。ノーベル賞受賞者や核政策専門家が最近発表した「核戦争防止宣言 (Declaration for the Prevention of Nuclear War)」³ が強調するように、世界は「新たに複雑で危険な核軍拡競争」に突入しつつあり、これは世界の安定に深刻な影響を及ぼす。同宣言は、恐怖と抑止力が一時的な安定に寄与した事例を認めつつも、恐怖に永続的に頼ることは「無謀な賭け」であり、核兵器が存在し続ける限り最終的には必ず失敗すると述べている。国家、科学者、市民社会による行動を含む核戦争防止への断固たる努力がなければ、我々の幸運はいずれ必ず尽きるだろう。

パグウォッシュ会議評議会の広島宣言も同様に、国連憲章と国際法に基づく国際秩序は、ますます切迫した状況に晒されていると警告している⁴。一方的な軍事行動、軍備管理体制の弱体化、新興技術の兵器化は、いずれも国際秩序の危険な不安定化に拍車をかけている。特に憂慮

¹ “63rd Pugwash Conference in Hiroshima, ‘80 Years After the Atomic Bombing: Time for Peace, Dialogue and Nuclear Disarmament,’” Pugwash Community, Pugwash Conferences on Science and World Affairs, November 1, 2025, <https://pugwash.org/2025/11/01/63rd-pugwash-conference-in-hiroshima-80-years-after-the-atomic-bombing-time-for-peace-dialogue-and-nuclear-disarmament/>.

² “Doomsday Clock,” Bulletin of the Atomic Scientists, https://thebulletin.org/doomsday-clock/#nav_menu.

³ “The Nobel Laureate Assembly Declaration for the Prevention of Nuclear War,” Nobel Laureate Assembly for the Prevention of Nuclear War, <https://nobelassembly.org/declaration/>.

⁴ “80 Years After the Atomic Bombing: Time for Peace, Dialogue and Nuclear Disarmament,” the Pugwash Council, Pugwash Conferences on Science and World Affairs, November 5, 2025, https://pugwash.org/wp-content/uploads/2025/11/hiroshima-declaration_pugwash-council_5nov-3.pdf.

すべきは、保障措置の下にある核施設への最近の攻撃や、科学者・技術者を標的とした殺害であり、これらの行為は国際法を損ない、核のエスカレーションの防止に長年寄与してきた保護規範を弱体化させるものである。こうした規範が損なわれるにつれ、過ちが起こる可能性は高くなる。

こうした状況下で進むべき道は、対話の再開と信頼の再構築にこそある。これは 1955 年のラッセル＝アインシュタイン宣言以来、パグウォッシュ会議の創設理念に深く刻まれた原則であり、人類に「人間性を心にとどめよ、そして他のすべてを忘れよ」と訴えたものである⁵。深い敵意が渦巻く時代でさえ、分断を越えた対話は軍縮の達成と戦争の防止に不可欠であることが証明されてきた。新 START 条約の失効により、米露間の対話や交渉を改めて強化する緊急性が高まっており、同時に、中国を含むすべての核保有国を巻き込んだ、持続的かつ実質的な議論の必要性が浮き彫りになっている。同様に重要なのは、核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議や核兵器禁止条約 (TPNW) 締約国会議といった多国間フォーラムの活性化である。これらは、軍縮へ再コミットメントすることを確認し、検証・透明性・リスク低減措置を強化する機会を提供するものである。

人工知能、量子技術、先端バイオテクノロジーなどの新興技術は、核安定性にとって重大なリスクと前例のない課題の双方をもたらしている。ノーベル賞受賞者による宣言は AI の不完全性を強調し、核指揮統制システムには実質的な人間の監視が不可欠であると警告している。パグウォッシュ会議も同様に、新技術の責任ある統制を求め、科学者に対し、世界の安全保障への影響に関する根拠ある指針を提供するよう促している。核システム、サイバーシステム、自律システムの境界がますます複雑に絡み合う中、国際社会による協力的な監視が不可欠となっている。

同様に重要なのは、包括的核実験禁止条約や宇宙条約といった長年の合意の再確認である。核実験モラトリアムの継続と宇宙の兵器化防止は、依然として世界の安全保障に不可欠である。同様に、非核・非大量破壊兵器地帯 (WMDFZ) は既に一部地域で確立されており、信頼と対話が優勢である場合、協力的な安全保障の枠組みが有意義な進展をもたらし得ることを示している。国連及び NPT の明確な要請にもかかわらず、中東における非大量破壊兵器地帯の設立が依然として実現していないという事実は、断固たる政治的行動が急務であることを浮き彫りにしている。核兵器への依存を排除することは、道義的義務であると同時に戦略的必要性なのである。各国は、核の先行不使用政策を採用し、非核保有国に対して無条件に消極的安全保障を供与するとともに、協力的かつ共通の安全保障の枠組みを強化すべきである。

これまで、市民社会、科学コミュニティ、人道支援団体、平和運動を主体としたリーダーシップは、核政策の軌道を繰り返し形作ってきた。パグウォッシュ会議とジョセフ・ロットブラット (Joseph Rotblat)、ライナス・ポーリング (Linus Pauling)、アンドレイ・サハロフ (Aldrei Sakharov)、アルヴァ・ミルダル (Alva Myrdal)、アルフォンソ・ガルシア・ロブレス (Alfonso García Robles) らへのノーベル平和賞の共同授与、そして核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)、核戦争防止国際医師会議 (IPPNW)、日本原水爆被害者団体協議会等それぞれに授与されたノーベル平和賞は、市民と科学者が国際規範に影響を与え、国家の良心を目覚めさせる力を持つことを示す確かな証左である。彼らの活動は、平和が滅亡の危機の上に築かれるものではないことを想起させる。真の平和には、多国間主義、国際法の尊重、正義、そして私たちが人間性を共有しているという深い認識が必要である。

⁵ “The Russell-Einstein Manifesto,” Pugwash Conferences on Science and World Affairs, July 9, 1955, <https://pugwash.org/1955/07/09/statement-manifesto/>.

ヒロシマと第 63 回パグウォッシュ会議からのメッセージは、新たな切迫感をもって響き渡る。「核戦争は国家のみならず人類そのものの未来をも破壊し得るため、いかなる状況下でも核兵器が再び使用されることは決してあってはならないと、我々は確信をもって断言する。広島と長崎への原爆投下は、単なる戦争の悲劇であるだけでなく、人類の良心に刻まれた永続的な道徳的断絶を象徴している。」将来の世代が危険が増大する世界を受け継ぐのか、それとも理性と協力によって導かれ、人間の尊厳が重んじられる世界を受け継ぐのか、今なされる選択が命運を担うことになるだろう。

概要—2025年の主な動向

2025年も、核軍縮の進展はほとんどなかった。核保有国は、核軍縮に関するコミットメントを実施するための努力を強化することなく、他方で実質的な核軍拡競争が着実に進んでいる。ロシアによるウクライナ侵略や地域的な緊張の高まりを背景に、核兵器使用リスクの脅威が増している。北朝鮮やイランの核問題も、解決に向けた糸口は見いだせなかった。極めて懸念される傾向が続いたにもかかわらず、核問題を巡る状況の悪化を抑制するには至らなかった。核問題を巡る亀裂は核保有国・非核兵器国間だけでなく、それ以上に核保有国間で深刻化し、核問題にかかる合意の形成を一層難しくした。

(1) 核軍縮

核軍縮の停滞・逆行が続くなかで、そうした傾向を逆転させ、核軍縮を再活性化すべく、様々な取組や提案がなされた。しかしながら、このような取組にもかかわらず、核軍縮を巡る状況の悪化を止めるには至らず、核保有国によるさらなる核軍縮の合意や実施に向けた具体的な取組といった進展はほとんど見られなかった。

米国はロシア及び中国に、それぞれ二国間の核軍備管理協議を打診したが、進展しなかった。米露間の新戦略兵器削減条約（新 START）の後継条約に向けた交渉を含めても同様である。

核保有国は、引き続き国家安全保障における核抑止力の重要性にかかる認識を強め、核戦力の近代化を進めている。なかでも、中国による急速な核戦力の増強および先行不使用（no-first-use）政策といった核戦略の変更の可能性が指摘されている。核保有国と同盟関係にある非核兵器国も、提供される拡大核抑止を重視しており、この立場は他の非核兵器国からますます批判を受けている。

核兵器の保有や使用などの法的禁止を定めた核兵器禁止条約（TPNW）の署名・批准国は漸増しているが、核保有国及びその同盟国は条約に署名しないとの方針を変えていない。

核兵器の保有数（推計）

- 総数は12,241発（推計）と漸減している一方で、退役したものを除いた核弾頭数（軍事的ストックパイル）、及び作戦部隊に配備されている核弾頭数は増加に転じたと見積もられている。
- 中国の核弾頭数増加のペースが加速化しており、1年間に100発増加したとの推計が示された。インド、パキスタン及び北朝鮮は、10年以上にわたって核弾頭数を漸増させている。

核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- 「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」という目標に公然と反対する国はない。しかしながら、核保有国による核軍縮の着実かつ具体的な実施・推進は2025年もほとんど見られず、多くの非核兵器国はそうした状況への批判を強めた。
- 日本が主導して提案・採択された国連総会決議「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」に対して、英国を含む147カ国が賛成した。他方で、中国、ロシア及び北朝鮮などが反対した。

核兵器の非人道性

- 「人道グループ」などを中心に非核兵器国は、NPT 準備委員会や TPNW 第 3 回締約国会議などの場で、核兵器の非人道性を主張した。
- 2025 年の世界保健総会 (WHA) では、核戦争が健康、医療サービス、及び環境に与える影響に関する従来の報告書を更新するよう、世界保健機関 (WHO) に義務付ける決議が採択された。
- 2024 年に設立された「核戦争の影響に関する独立科学パネル」は 9 月に第 1 回全体会合を開催した。パネルは包括的な報告書を作成し、2027 年に国連総会に提出する予定である。

核兵器禁止条約 (TPNW)

- TPNW の締約国は、2025 年末時点で 74 カ国となった。
- TPNW 締約国・賛同国は、科学諮問グループ (SAG) を含め、2026 年末に予定されている TPNW 初回運用検討会議に向けて建設的に準備に取り組んでいるとした。
- 核保有国及び同盟国は、引き続き TPNW に反対している。日本は、2025 年に開催された第 3 回締約国会議にオブザーバーとして参加する可能性があるとの以前の見込みにもかかわらず、最終的に参加しないことを決定した。

核兵器の削減

- ロシアは 2023 年以降、新 START の履行停止を続けており、現地査察の受け入れ及びデータの提供を行っていない。新 START の数的制限に関する義務は遵守するとしているが、遵守状況は確認されていない。
- 核兵器の一層の削減に関する新たな具体的計画・構想を 2025 年に明らかにした核保有国はなかった。米国は、ロシア及び中国に、それぞれとの二国間軍備管理協議を打診した。しかしながら、ロシアは米国の方針を「敵対的」とみなしていることやフランスおよび英国を含める必要があることを理由に拒否した。一方で、条約の失効後も 1 年間は新 START の規定を遵守し続けると表明している。中国は、最大の核戦力を持つ米露のさらなる核兵器削減なしには核兵器削減プロセスには参加しないとの立場を繰り返し表明している。
- 核保有国は、いずれも核戦力の近代化を継続し、なかでもロシア及び北朝鮮は核弾頭搭載可能な各種の運搬手段の新たな開発・配備を積極的に推進している。中国による質的・量的な核戦力の強化も顕著で、米国は中国が 2030 年までに 1,000 発以上の運用可能な核弾頭を保有するとの見積もりを示した。

国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- ウクライナへの侵略を続けるロシアは、2025 年も核恫喝を繰り返し、ロシアによる核兵器使用の可能性に対する強い懸念を国際社会にもたらした。
- 北朝鮮は、核兵器の役割として戦争を抑止すること、並びに戦争の主導権を握ることを挙げ、核兵器の先行使用の可能性を明示するとともに、戦略的・戦術的両面から核戦力の強化を進めている。核兵器庫の開発は不可逆的であることを強調している。
- 先行不使用政策、「唯一の目的」、消極的安全保証のいずれについても各国の政策に顕著

な変化は見られなかった。中国の最小限抑止や核兵器先行不使用といった政策に変化が生じつつあるとの指摘に対して、中国はそうした変更はないと主張している。

- フランスは、これまでの欧州同盟国に対する核抑止演習への参加要請を拡大するとともに、フランスの核抑止が欧州同盟国を防衛する役割や、同盟国領内へのフランス核兵器配備の可能性についての議論を開始している。
- ロシアおよびベラルーシは、戦術核兵器がベラルーシ領内に配備されていることを再確認したが、この主張は独立して確認されていない。
- 英国は、核搭載可能な F-35A 戦闘機を取得し、拡大核抑止の下で NATO の二重能力航空機 (DCA) 核任務に参加すると発表した。
- ポーランドやバルト三か国などの NATO 加盟国は、核共有の枠組みの一環として自国領内へのフランスまたは英国の核兵器配備に前向きであることを表明している。
- 日本及び韓国は、それぞれ米国と拡大抑止の強化に向けた取組を進めている。
- サウジアラビアとの相互防衛協定の署名を受け、パキスタンの国防大臣は、必要に応じて自国の核戦力をサウジアラビアに提供する可能性があるかと述べたが、この発言を確認する公式声明は出されていない。
- 拡大核抑止の枠組みは、2025 年の NPT 準備委員会において、主に中国、ロシア、および非同盟運動諸国 (NAM) から強い批判を受けた。

警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

- 核兵器の警戒態勢に関して、核保有国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵器は高い警戒態勢のもとに置かれている。
- 中国が一部の核戦力を高い警戒態勢に置いているのではないかとこの指摘に対して、中国はこれを否定している。
- パキスタンは、インドが核兵器庫の運用態勢を高めていると非難したが、インドはこの主張を否定した。

包括的核実験禁止条約 (CTBT)

- CTBT の条約発効要件国 44 カ国のうち、6 カ国 (中国、エジプト、イラン、イスラエル、ロシア、米国) が未批准、並びに 3 カ国 (インド、パキスタン、北朝鮮) が未署名で、条約は依然として発効していない。
- 核兵器の保有を公表している国は、北朝鮮を除いて、核実験モラトリアムを宣言している。
- しかし、トランプ米大統領は、他国が核実験を行っているとは非難しつつ、米国が直ちに核実験を再開すると発表した。これに対し、プーチン露大統領は、報復的対応が適切かどうかの評価を指示し、米国が核実験を行った場合にはロシアも実施する意向であると付け加えた。
- 北朝鮮は核爆発実験の準備を完了しているとされるが、2025 年には実施しなかった。
- いくつかの核保有国は、未臨界実験やコンピュータ・シミュレーションなどといった爆発を伴わない核実験を実施していると見られる。

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

- ジュネーブ軍縮会議 (CD) では 2025 年も、FMCT 交渉を開始できなかった。パキスタンは、核兵器用核分裂性物質の新規生産のみを禁止する条約の策定に、依然として強く反対している。
- 中国、インド、イスラエル、北朝鮮及びパキスタンは核兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言していない。インド、北朝鮮及びパキスタンは核兵器用核分裂性物質の生産を続けていると見られる。また、中国が民生用として開発を進める高速増殖炉及び再処理施設を核兵器目的に利用する可能性も懸念されている。
- 2024 年に日本が立ち上げた「FMCT フレンズ」というグループの第 1 回閣僚級会合がニューヨークで開催された。加盟国にはオーストラリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、英国、米国のほか 3 か国が含まれる。

核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

- 透明性に関する核保有国の政策に大きな変化はなかった。
- 中国は、意図と政策の透明性が重要だと主張する一方で、保有する核戦力の種類・数などは一切公表していない。
- 日本は、IGEP の提言は 2025 年 NPT 準備委員会で作業文書として提出した。そのうちの 1 つの提言では、下記の 3 か国の核戦略の透明性と理解を深める手段として、「中国、フランス及び英国は、軍備管理への貢献として、それぞれの国の最小抑止概念に関する議論に取り組む」と記載している。

核軍縮検証

- 「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」は作業会合を開催し、今後の作業の潜在的分野として、輸送検証演習、国家検証手段の拡大利用、および新興技術の応用による検証信頼性の強化などを特定した。
- 2025 年を通じて、核軍縮検証に関する複数の作業文書が提出され、相互信頼を高め、不可逆性を確保するための具体的な検証措置の重要性が強調された。

不可逆性

- 米露は部分的ながら、戦略核運搬手段、核弾頭、余剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続していると見られるが、具体的な実施状況は報告されなかった。
- ロシアは、両国が軍事目的に不要となった兵器級プルトニウム 34 トンを処分することを義務付ける米露間プルトニウム管理・処分協定 (PMDA) から撤退した。

軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- NPT 準備委員会では、軍縮・不拡散教育、ジェンダーを含む多様性・包摂性、市民社会の参加の重要性が強調された。
- 日本が設立した「核兵器のない世界のためのユース・リーダー基金」は、第 2 期の参加者 100 名を迎え、そのうち 50 名が広島・長崎訪問を含む日本への全額支援付きスタディツアーに選ばれる予定である。
- 核兵器の開発・製造などに携わる組織や企業などへの融資の禁止や、引揚げを定める国

が出始めている。独自にそうした方針を定める企業も増えつつある。

広島・長崎の平和記念式典への参列

- 広島の様式には 120 カ国、長崎の様式には 94 カ国が参列した。本年は、ロシアとベラルーシが正式に招待されるのではなく通知を受ける形となった。一方、2024 年に招待されなかったイスラエルが出席を再開した。

(2) 核不拡散

2025 年 12 月時点で NPT の締約国は 191 カ国を数えるものの、核兵器を保有するインド及びパキスタン、並びに核兵器保有を否定しないイスラエルが、非核兵器国として NPT に加入する見通しは立っていない。

北朝鮮は、核兵器を放棄する意思はないことを明言している。ロシアは北朝鮮との協力を継続しており、原子力や弾道ミサイル関連技術に関する協力についての情報もみられる。

イランは米国による包括的共同行動計画 (JCPOA) 離脱への対抗措置として、合意で規定された義務の不履行を拡大した。2024 年以降、濃縮ウランの生産を拡大し、その保有量を大きく増加させた。

イスラエル及び米国によるイランのウラン濃縮施設等の攻撃によりブレイクアウト時間は遅延したとの評価がある。一方でこの攻撃により保障措置下にあった施設の検証ができない状態となった。

国際原子力機関 (IAEA) 追加議定書を締結する国は漸増しているが、依然として 30 以上の非核兵器国が未締結である。

核不拡散義務の遵守

- 前政権で首脳会談を行った米国の第 2 次トランプ政権発足や韓国での新政権発足による新たな北朝鮮政策の発表があったが、北朝鮮の核問題解決に向けた進展は見られなかった。北朝鮮は核保有国としての地位を放棄せず、むしろ強化しなければならないと明言し、積極的な核・ミサイル開発を継続している。ロシアは北朝鮮の核開発を北朝鮮の安全保障確保の手段として擁護した。
- イランは濃縮度 20% 及び 60% の高濃縮ウラン (HEU) の生産を拡大させた。イランの濃縮ウランの総備蓄量は昨年からの 1 年間で 3200kg 超増加した。イスラエルと米国がイランの核兵器取得の阻止を目的としてウラン濃縮施設等への攻撃を行った。ブレイクアウト時間が遅延したとする評価がある一方、保障措置の実施やイランのウラン濃縮活動の透明性にも影響を与えた。
- 第 6 回「核兵器及び他の大量破壊兵器 (WMD) の無い中東地域の設置に関する会議」にイスラエル及び米国は引き続き参加しなかった。

国際原子力機関 (IAEA) 保障措置

- NPT 締約国である非核兵器国のうち、2025 年 6 月時点で 144 カ国が IAEA 保障措置協定追加議定書を締結した。他方、ブラジル、イラン、ロシアや一部の非同盟運動 (NAM) 諸国は追加議定書による保障措置が NPT 上の義務でないと主張している。
- IAEA は 2024 年末時点で 71 カ国の非核兵器国に対して統合保障措置を適用した。

- ▶ イランは IAEA 保障措置協定追加議定書の適用など、JCPOA 上の検証・監視措置を 2021 年以降引き続き停止している。IAEA はこれにより遠心分離機等の生産状況や現在の在庫に関する知識の連続性を失ったとしている。
- ▶ IAEA はイランの過去の秘密裏の核計画に関連すると疑われる 4 カ所の施設について、申告内容の正確性と完全性に関する問題を解決できなかったと報告した。IAEA 理事会は 2025 年 6 月の決議で、これらの問題に関するイランの報告が不十分であるとした。
- ▶ 6月のイスラエル及び米国によるイランの濃縮施設等への攻撃後、イランでは IAEA との協力を停止する法律が成立した。同法の施行後も IAEA とイランは検証活動の再開に向けた協議を開始し、その措置に関する暫定合意に達した。しかし、イランは 11 月の IAEA 理事会決議を受け、暫定合意の終了を宣言した。
- ▶ 豪州、英国及び米国 (AUKUS) と IAEA は、豪州の原子力潜水艦導入にかかる核燃料への保障措置の実施に関して技術的な議論を開始した。中国を含む一部の国々は批判や懸念を示した。
- ▶ ロシアによるウクライナの原子力施設に対する攻撃・占拠により、IAEA は難しい保障措置活動を強いられている。

核関連輸出管理の実施

- ▶ 原子力供給国グループ (NSG) メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に輸出管理を実施してきた。これに対して途上国を中心に制度・実施の強化が必要な国も少なくない。
- ▶ 2024 年の国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動停止を受けて有志国が設立した多国間制裁監視チーム (MSMT) が北朝鮮のサイバー活動やロシアとの協力に関する報告書を公表した。
- ▶ 北朝鮮は、暗号資産の窃取や IT 労働者の派遣による資金調達やサイバー攻撃を通じた技術の盗取を継続している。ロシアとの間では弾道ミサイルや原子力分野での協力が行われていることも報告されている。
- ▶ 過去の国連安保理決議の制限・制裁を再導入する仕組み (スナップバック・メカニズム) が発動し、イランへの核不拡散関連の制裁が再開した。
- ▶ 中国はパキスタンへの原子炉輸出を進めているが、NSG ガイドライン違反が指摘されている。

原子力平和利用の透明性

- ▶ 中国は 2018 年以降、「プルトニウム管理指針」に基づく報告書を提出していない。米国は 2024 年に引き続き 2025 年も公表しなかった。

(3) 核セキュリティ

ウクライナでは、ロシアによるザポリージャ原子力発電所の占拠が続いているほか、ウクライナ国内の原子力発電所に接続する送電網への攻撃 (特にドローンによる攻撃) が相次いでいる。こうした被害により、各施設の原子力安全と核セキュリティが損なわれかねない状況が続いている。さらに、2025 年 6 月にはイスラエルと米国がイランの原子力施設に対して攻撃を行っており、保障措

置下にある民生用原子力インフラの安全性に対する深刻な懸念が生じている。

原子力施設に対するサイバー攻撃やドローンを用いた妨害破壊行為の脅威は、引き続き注視が必要である。核セキュリティのための人工知能 (AI) 活用とそれが核セキュリティにもたらすリスクが懸念されている。

世界の兵器利用可能な核物質の在庫量について、高濃縮ウラン (HEU) の最小限化の取組が継続している。他方で分離プルトニウムは民生用の在庫量の増加傾向が続いている。

パキстанは 2026 年に「国際核物質防護諮問サービス (IPPAS)」を受け入れる予定である。

核物質及び原子力施設の物理的防護

- ▶ 世界の兵器利用可能な核物質の在庫量に関しては、軍用分離プルトニウムの在庫量がインド、イスラエル、パキスタン及び米国で増加した。HEU については、全体の総量は前年の 1,256.3 トンから 1,252.9 トンに減少したものの、軍用の HEU については僅かに増加がみられた。
- ▶ 本調査対象国 27 カ国中 20 カ国が依然としてテロリストにとって魅力的となりうる兵器利用可能な核物質を保有している。

核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映

- ▶ CPPNM を除く全ての関連条約で新たな批准があった。
- ▶ 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告 (INFCIRC/ 225/Rev.5)」に基づく措置の実施については、一部の国による新しい制度の導入や既存の制度の見直しに関する情報発信があった。

核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

- ▶ 民生利用の HEU 最小限化について、日本は 1 つの施設で HEU から HALEU への転換を完了したほか、2 つ目の施設についても転換を進める方針を再確認した。また、米国も 2.2 トンの HEU を HALEU へと転換した。
- ▶ パキスタンが 2026 年の IPPAS ミッションの受け入れ予定を表明した。
- ▶ G7 の不拡散局長級会合などによる活動が行われた一方、米露が共同議長を務める「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ (GICNT)」は、2022 年以降、すべての活動を停止したままである。その代替として、米国は 2024 年に「放射線・核テロリズムを予防するためのグローバル・フォーラム (Global FTPRNT)」を立ち上げたが、このイニシアティブが長期的に維持されるかは不透明である。核セキュリティ・サミット・プロセスから派生したイニシアティブについても内部脅威に関する活動を除き、活発な動きは見られなかった。

調査、分析及び評価の概要

(1) 調査、分析及び評価する具体的措置

『ひろしまレポート2026年版』では、以下のような文書に盛り込まれたものを軸に、調査、分析及び評価する具体的措置として、78の評価項目（核軍縮：41項目、核不拡散：19項目、核セキュリティ：18項目）を選定した。

- 2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議で採択された最終文書に含まれた行動計画と1995年中東決議の実施
- 2015年NPT運用検討会議の最終文書最終草案
- 2022年NPT運用検討会議の最終文書最終草案
- 2022年核兵器禁止条約（TPNW）第1回締約国会議で採択された文書
- 2023年TPNW第2回締約国会議で採択された文書
- 2025年TPNW第3回締約国会議で採択された文書
- 核不拡散・核軍縮国際委員会（ICNND）の提言
- NPT運用検討会議及びその準備委員会で日本が提出した提案
- 平和市長会議（2013年に「平和首長会議」に改称）の「核兵器廃絶の推進に関する決議文」（2011年）

評価項目の選定にあたっては、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの推進・強化に重要な役割を果たし、「核兵器のない世界」に向けた取組の検討に資すること、並びに客観的な分析及び評価が可能で、各国の取組の状況・態様を明確化することなどを基準とした。評価項目は、以下のとおりである。

1. 核軍縮

- (1) 核兵器の保有数（推計）
- (2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント
 - A) 日本、新アジェンダ連合（NAC）及び非同盟運動（NAM）諸国がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動
 - B) 重要な政策の発表、活動の実施
 - C) 核軍縮に逆行する行動
- (3) 核兵器の非人道的結末
 - A) 国連総会決議への投票行動
 - B) 国際会議や共同声明への参加
 - C) 被害者援助、環境回復
- (4) 核兵器禁止条約（TPNW）
 - A) TPNW署名・批准
 - B) TPNWに関する国連総会決議への投票行動
 - C) 核兵器の法的禁止に関する国連総会決議への投票行動
- (5) 核兵器の削減

- A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減
- B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画
- C) 核兵器能力の強化・近代化の動向
- (6) 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減
 - A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状
 - B) 先行不使用、「唯一の目的」、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント
 - C) 消極的安全保証
 - D) 法的拘束力のある非核兵器国への安全の保証に関する国連総会決議への投票行動
 - E) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准
 - F) 拡大核抑止への依存
 - G) 核リスク低減
 - H) 核リスクを高める行動
- (7) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化
- (8) 包括的核実験禁止条約（CTBT）
 - A) CTBT 署名・批准
 - B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム
 - C) CTBT に関する国連総会決議への投票行動
 - D) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会との協力
 - E) CTBT 検証システム構築への貢献
 - F) 核実験の実施
- (9) 兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
 - A) FMCT に関する即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案
 - B) FMCT に関する国連総会決議への投票行動
 - C) 兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム
 - D) 検証措置の開発に対する貢献
- (10) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性
- (11) 核軍縮検証
 - A) 核軍縮検証の受諾・実施
 - B) 核軍縮検証措置の研究開発
 - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質に対する国際原子力機関（IAEA）査察の実施
- (12) 不可逆性
 - A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画
 - B) 核兵器関連施設などの解体・転換
 - C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など
- (13) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携
- (14) 広島・長崎の平和記念式典への参列

2. 核不拡散

- (1) 核不拡散義務の遵守
 - A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入
 - B) NPT 第 1 条及び第 2 条、並びに関連安保理決議の遵守
 - C) 非核兵器地帯
 - D) 核不拡散に反する行動
- (2) IAEA 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)
 - A) 包括的保障措置協定の署名・批准
 - B) 追加議定書の署名・批准
 - C) 統合保障措置への移行
 - D) IAEA 保障措置協定の遵守
- (3) IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)
 - A) 平和的目的の施設に対する IAEA 保障措置の適用
 - B) 追加議定書の署名・批准・実施
- (4) IAEA との協力
 - A) IAEA との協力
 - B) IAEA 保障措置を阻害する行動
- (5) 核関連輸出管理の実施
 - A) 国内実施システムの確立及び実施
 - B) 追加議定書締結の供給条件化
 - C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行
 - D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加
 - E) NPT 非締約国との原子力協力
- (6) 原子力平和利用の透明性
 - A) 平和的目的の原子力活動の報告
 - B) プルトニウム管理に関する報告

3. 核セキュリティ

- (1) 兵器利用可能な核物質の保有量及び関連施設の保有
 - A) 兵器利用可能な核物質の保有量
 - B) 深刻な放射線影響をもたらしうる施設の保有
- (2) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映
 - A) 核物質防護条約及び改正条約
 - B) 核テロ防止条約
 - C) 原子力安全条約
 - D) 原子力事故早期通報条約
 - E) 使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約
 - F) 原子力事故援助条約

- G) 国内実施のための法・制度の確立
- H) IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/ 225/Rev.5)
- (3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組
 - A) 民生利用における高濃縮ウラン (HEU) 在庫量の最小限化
 - B) 国際評価ミッションの受け入れ
 - C) 技術開発一核鑑識
 - D) 人材育成・能力構築及び支援活動
 - E) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金
 - F) 国際的な取組への参加 (G7GP、GICNT、INFCIRC イニシアティブ、ITDB、IAEA 国際会議、二国／多国間支援など)
- (4) 国家がもたらす核セキュリティ上の脅威への対応
 - A) 平和目的の原子力施設攻撃禁止の国際規範へのコミットメント、取組強化
 - B) 原子力施設に対する攻撃

(2) 対象国

『ひろしまレポート2026年版』では、NPT上の5核兵器国、NPTに加入せず核兵器保有を公表するかあるいは否定しない3カ国、主要な非核兵器国(核兵器拡散の懸念が持たれている国、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)参加国、新アジェンダ連合(NAC)参加国、TPNW締約国などのなかから核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの分野で積極的に活動する国、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの今後の推進に重要だと思われる国を、地理的要素も勘案しつつ選定)を調査対象として調査、分析及び評価を行った。

このうち、非核兵器国については、『ひろしまレポート2023年版』において、一部、評価対象国を見直した。核軍縮及び核不拡散に関しては、1カ国あたりの動向の調査・分析を充実させるべく、これらの問題にかかる重要性、並びに提案や実施の積極性などを勘案して、調査対象国を27カ国から22カ国に変更した。また、核セキュリティに関しては、原子力活動を活発に行っている、あるいは核物質を一定量以上保有している核セキュリティ上のリスクが高い国に絞り¹、18カ国に変更した。

対象国は、下記のとおりである(アルファベット順)。

- NPT上の5核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国
- 核兵器保有を公表している、あるいは保有していると見られるNPT非締約国：インド、イスラエル、パキスタン
- 非核兵器国
 - ☆ 核軍縮及び核不拡散：豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ

¹ 調査対象国選定の基準は一定程度の原子力活動を実施、あるいは高濃縮ウラン(HEU)を1キログラム以上保有する国。一定程度の原子力活動には、稼働中の実用原子炉を保有または近年中に保有予定であること(トルコは2024年運転開始予定)、あるいは使用済燃料最終処分施設を保有していること(フィンランド)が含まれる。

- ◇ 核セキュリティ：豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、フィンランド、ドイツ、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE)
- その他：北朝鮮²

(3) 調査、分析及び評価の方法

調査対象国の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する 2025 年の動向について、主要な会議における各国政府の演説や作業文書、政府や国際機関が発出する公式文書をはじめとする公開資料を用いて調査、分析及び評価を行った。

評価については、項目ごとに可能な限り客観性に留意した評価基準を設定し、これに基づいて各国の取組や動向を採点した。本事業の研究委員会は、各国のパフォーマンスを採点する難しさ、限界及びリスクを認識しつつ、優先課題や緊急性についての議論を促すべく核問題への関心を高めるために、そうしたアプローチが有益であると考えた。

各具体的措置には、それぞれの分野（核軍縮、核不拡散、核セキュリティ）内での重要性を反映して、異なる配点がなされた。この「重要性」の程度は、本事業の研究委員会による検討を通じて決定された。他方、それぞれの分野に与えられた「最高評点」の程度は、他の分野との相対的な重要性の軽重を意味するものではない。つまり、核軍縮（最高評点 109 点）は、核不拡散（最高評点 61 点）あるいは核セキュリティ（最高評点 38 点）の 2 倍程度重要だと研究委員会が考えているわけではない。

「核兵器の保有数」（核軍縮）及び「兵器利用可能な核分裂性物質の保有量」（核セキュリティ）については、より多くの核兵器、または兵器利用可能な核分裂性物質を保有する国は、その削減あるいはセキュリティ確保により大きな責任があるとの考えにより、多く保有するほどマイナスの評価とした。研究委員会は、「数」あるいは「量」が唯一の決定的な要因ではなく、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティにはミサイル防衛、生物・化学兵器、あるいは通常兵器の不均衡などといった他の要因も影響を与えることを十分に認識している。しかしながら、そうした要因は、客観的（無論、相対的なものではあるが）な評価基準の設定が難しいこともあり、これらを評価項目には加えなかった。また、『ひろしまレポート 2013 年版』に対して寄せられた意見を受け、『ひろしまレポート 2014 年版』からは、国家安全保障面での核兵器への依存、及び核実験の実施に関しては、その程度によってマイナスの評価を行うこととしている。なお、『ひろしまレポート 2018 年版』より、TPNW の署名開放を受けてこれへの署名・批准状況を新たに評価項目に加えた。また、『ひろしまレポート 2019 年版』より、広島だけでなく長崎の平和記念式典への出席状況を評価項目に加えた（当該項目の最高評点は変化なし）。『ひろしまレポート 2020 年版』より、核兵器保有数が増加している場合、並びに評価項目ではカバーされないものの核軍縮及び核不拡散に明らかに逆行する行動が見られる場合については、それぞれマイナスの評価を行うこととした。『ひろしまレポート 2021 年版』より、核不拡散及び核セキュリティに関する取組の進展などを考慮して、一部の評価項目に関して評点基準に若干の変更を加えた。

² NPT 締約国は、1993 年及び 2003 年の北朝鮮による NPT 脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は 2006 年、2009 年、2013 年、2016 年（2 回）、2017 年の 6 回にわたる核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

『ひろしまレポート2023年版』では、核問題を取り巻く新たな動向や2022年NPT運用検討会議及びTPNW第1回締約国会議の開催などを踏まえ、状況の変化を反映させるべく評価項目及び評価基準の見直しを行った(変更点は第2部「評価書」に記載する)。

『ひろしまレポート2024年版』より、被害者援助・環境修復に関して、国連総会決議の投票行動を、また核保有国によるIAEA保障措置の実施に関して、すべての民生用原子力施設を査察の対象に指定しているか否かを、それぞれ評価基準に加えた。

第1部 報告書

核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る
2025年の動向

コラム 1

世代をつなぎ、世界平和をつむぐ、ユースの力

ミシェル・ジャイルズ=マクドノー

2025 年は、広島への悲劇的な原爆投下から 80 周年にあたる。私はこの歴史的瞬間を広島で記念するとともに、戦後を生きる若者たちの経験や、核軍縮・核不拡散・平和に向けた積極的な取組を巡り、交流する機会を得た。この訪問は、歴史から学ぶことの重要性、目標を決して諦めないことの大切さ、そして対話を継続することの必要性を浮き彫りにした。

広島と長崎の人々、特に被爆者たちは、長年、核兵器がもたらす深刻な人道的影響を認識するよう世界に訴え続けてきた。そうした平和に対する貢献が認められ、被爆者団体の連合体である日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）は、2024 年にノーベル平和賞を受賞した。広島で私が直接目にしたものは、核兵器廃絶を推進する上で重要な役割を果たし、世界中の若者に核兵器反対運動への参加を促し続けようとする、市民たちの献身だった。

しかし、今もなお、私たちは持続可能な平和には程遠い。武力紛争は依然として重大な脅威であり、世界中で何万人もの罪なき人々の命を奪っている。核保有国は戦術核兵器の使用をほのめかし、2025 年 6 月にも、イランの核施設が軍事行動によって攻撃された。さらに一部の国連加盟国は、その甚大な人道的リスクにもかかわらず、核抑止、すなわち、他国の核兵器使用を阻止するための報復的核攻撃に基づく威嚇を再検討している。国連が核軍縮を最優先課題としてきたのは、こうした理由によるものである。

国連訓練調査研究所（ユニタール）は、多国間外交に効果的に従事できるよう外交官の能力を育成すること、また、とりわけ平和と安全保障分野における国際協力を促進することを使命に設立された。今日、私たちは、平和、安全保障、持続可能な開発のための学習サービスを通じて、個人と機関の能力強化を目指している。

広島において、国連ユニタールは、特に若者や若手外交官の間で平和文化を醸成するために、広島県と緊密に連携してきた。2010 年に広島県内の高校生を対象に開始された「国連ユニタール広島青少年大使プログラム」は、広島で育った経験を基に、核軍縮と平和構築の取り組みを主導する若者の育成を目指している。プログラムを修了した青少年大使たちは、核兵器不拡散条約（NPT）の会議に出席するなど、平和に対する力強いメッセージを広島から発信している。

国際平和のための対話 2025 に参加した国連ユニタール青少年大使

今年、広島青少年大使プログラムの新たな参加者 26 人は、2050 年までに核兵器のない世界を実現し、信頼醸成と恒久平和を促進するための提案を作成した。2025 年 8 月 6 日、広島で開催された「国際平和のためのユース対話イベント 2025」において、彼女たちはその構想を発表した。提案内容は、平和教育、被爆体験の継承、国際法と国連機能の理解、という三つの重点分野に焦点を当てたものだった。

青少年大使の発表を聴きながら、広島・長崎の悲劇の繰り返しを防ぐための構想に、私は心を打たれた。特に熱意が込められていたのは、高齢化で人口が減少する被爆者の活動を継承し、

彼らの証言を広める取組だった。その取り組みには、被爆者の経験やメッセージを広く保存・拡散するために、被爆証言を AI によってアーカイブ化することなどが含まれていた。その他の提案も、同様に説得力のあるものだった。例えば、公平な意思決定を確保するための国連安全保障理事会の改革、核戦争の AI シミュレーションの実施、そして歌や芸術、演劇を通じた平和に対するメッセージの発信などが挙げられた。

このイベントにおいて、青少年大使はまた、核軍縮に向けて、解決策と見識を求めて、地元の活動家や被爆者、世界の指導者と交流を行った。広島で育った青少年大使は、平和教育が学校のカリキュラムに組み込まれているため、小学 1 年生の頃から平和について学び続けてきた。青少年大使は、率直に、平和に関わる疑問を会場に投げかけた。「核廃絶を訴える私たちは世界で少数派です」とある青少年大使は述べた。より大きな安全保障のために核抑止に頼る一部の世界の指導者の立場と対比させながら、核抑止によって真に平和がもたらされるのか、という疑問を投げかけた。

当イベントは、広島と長崎の若者たちが、世代を超えて、そして世界へと、記憶と教訓を伝え受け継いでいく原動力であることを浮き彫りにした。平和は所与のものではない。平和とは、交渉と信頼を通じて築き上げ、そして育てていくものである。そのために、国連ユニタールは、平和構築を新たに担う人々を育成し、広島をはじめとする地域での対話を促進する取組を継続する。私たちはつながり合うことで、恒久平和の未来へと歩みを進めることができる。

(ミシェル・ジャイルズ=マクドノー：国連事務次長補兼国連訓練調査研究所総代表)

コラム 2

被爆 81 年からの被爆体験の継承

ファンデルドゥース瑠璃

被爆 81 年目を迎え、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を次世代の目線で実践的に継承していくために、三つの問いを考える。①軍縮不拡散・核兵器廃絶に逆行する不安定な国際情勢の中、被爆体験継承は、若い世代に役立つのか。②後継者不足と若い世代の持続的コミットメントの課題にどう取り組むか。そして、③ AI 技術の発展の中、継承はどうあるべきか。

次世代のための被爆体験継承

次世代にとって、被爆体験の記憶を受け継ぐ意義とは何だろうか。第二次世界大戦以降、欧米を中心に発展してきた多角的・互恵的で自由な社会の価値観が崩れ、自国（または自分）中心主義・排他的で保護主義的な志向が台頭する中、大国間の競争が激化し、リベラルな国際秩序が揺らいでいる。ウクライナ侵攻、パレスチナ・ガザ地区の紛争、イエメンやシリアの内戦、アフガニスタン、スーダン、コンゴ、ミャンマー、イランなどの不安定な情勢に加え、2026 年 1 月現在、米国のベネズエラ介入やグリーンランド領有をめぐる米国と NATO 加盟国との間で緊張が高まっている。

各地の人道危機と紛争の長期化、国際経済の不安定化が進めば、複数国家を巻き込んだ大戦に発展する可能性があり、若い世代が直接的影響を受ける。2025 年の NPT 準備委員会でも核保有国間の対立構造は複雑化し、核軍拡・拡散の兆しが懸念される中、従来のように国内外の為政者に向けて核廃絶を訴えるアプローチは厳しさを増している。逆に、インターネットでユーザが瞬時に情報を共有し得る時代においては、若い世代が世論の潮流を変える主体ともなる。デジタルプラットフォームで核の脅威と非人道性の知識を広め、核不使用の合意と核廃絶に向けて大衆の合意を醸成する可能性がある。その際、被爆体験の記憶は、国際環境を見据えて賢い選択を促す情報源となり、意思決定と行動の拠り所となるだろう。

持続可能な継承者を育てる

次世代への被爆体験の記憶継承は、実行可能性と当事者意識が鍵である。「被爆体験」や「平和」を昔話や抽象的な観念ではなく、自分の将来に密接に関わる現実として考える文化を育てたい。それには、自分（当事者）がどのような世の中で生きていくのかという見通しを立てるための知識と、行動する際の判断材料が必要である。バイアスを排して国家間または集団間の常に変化する政治・経済・社会・文化的関係を理解し、自分や他者が意思決定をする際の背景やプロセスを分析し、問題意識を持ち、不確定な情報源が判断を鈍らせるリスクと対処法について学び、思考力を養う。さらに軍縮・不拡散の基礎知識を身につけ、被爆者の経験を誠実に学び、核抑止に頼らない方策で、世界の普遍的な平和構築に貢献する思考と技能を獲得する教育が望ましい。その上で、被爆者はあの日、「人として」何を体感し、復興期の混沌をどう生き延びたのか。核兵

器が使用されたら、どのように自分の生活環境に影響し、その時自分は知識やスキルをどう使うのか。自分なりの答えを見つけることが大事である。「平和意識」と実践的な「技能・職能」を統合させて、継承者を育てる試みである。

また、平和に関心があっても持続的に行動する環境に恵まれず、平和活動の知識や経験を就職に際して強みとして活かすことが苦手な人も多い。一方、行政側にも被爆地の企業や団体に継続的に働きかけて企業責任・文化としての「平和の技能・職能」を創生・活用・評価する体制構築が期待されている。同時に、被爆二世を含む中間年齢層には、被爆体験の継承活動を地域のコミュニティに定着させる工夫が求められる。つまり、現役世代を介した、被爆者と若い世代を確実に繋ぐ実践的な「継承」である。被爆体験の記憶継承活動と日々の社会生活の両立を若い人々に任せきりにするのではなく、被爆者と次世代の中間にいる世代が率先して、平和的環境の醸成や、記憶の継承活動を職場でも地域でも行い、次世代を迎え入れる環境を整えていきたい。働いて生活基盤を確保し地域に居場所が得られた時、若い平和構築者は被爆体験の継承を担うことができる。

AIと被爆体験の記憶継承

被爆の記憶はこれまで、主に遺構などの「場所」、展示資料などの「モノ」、被爆者の語りや絵などの「証言」、そして音楽や美術、演劇、文学作品などの「芸術」を介して継承されてきた。ただし、被爆体験自体は、未曾有の破壊力に起因し再現不可能とされてきた。しかし、デジタル技術の高度化に伴い、視聴覚的な記憶継承手段は急激に進歩し、コンピュータグラフィックス (CG)、仮想現実 (VR)、拡張現実 (AR)、生成人工知能 (GenAI) など、多様な技術を用いて被爆の実相と被爆者証言の再現が試みられている。コミュニケーション手段としてこれらに馴染んでいる世代にとって、ましてや被爆体験「無認知層」にとっては、興味を持つ入り口として大変効果的である。他方、ネット上では、複雑な技術を用いて核兵器に関するまことしやかな誤情報が蔓延し、核ボタンのおもちゃが販売され、投下シミュレーションゲームが登場している。研究によると、核兵器保有者となり兵器や地理・気象条件、破壊能力などを設定して特定地域を攻撃し、死傷者数など被害状況を試すオンラインゲームが世界で高いアクセス数を示しており、日本のユーザにも数千円で提供されているという¹。

私たちには、生身の人間が多様な被爆の実態の中で生きてきた記憶を継承する責任がある。AI技術を用いた機器は、製作者やユーザの解釈と技術力・想像力によって、オリジナルの証言の枠を出た幅広い表現を生み出す。ユーザ主導で被爆者に聞きたいこと、言って欲しいこと、見たいシーンを選択できる。逆に、平和のために聞いておくべき被爆の記憶は、選択されず、結果的に忘却される。

AIを使用して記憶継承を行う際には、その前後に資料館の展示や録音・録画・証言文書など、よりオリジナルに近い記録を併用することが望ましい。さらに、被爆体験者やその方が信頼する継承者とのライブでの対話を通じた交流を組合せたい。今後、被爆体験に関する情報の信頼性の確保・担保が更に重要な課題となっていっくだろう。被爆地は、被爆の実相と被爆体験継承の世界的拠点として、名実ともに信頼を醸成する場としてのアイデンティティを確立していく必要がある。

¹ ファンデルドゥース瑠璃「AIと被爆体験の記憶継承—集団的生存を賭けた試み—」(日本物理学会 第80回年次大会(2025年)物理と社会「バグウォッシュ会議 2025 in 広島」に向けて、広島、2025年9月18日)。

継承すべきもの

被爆者たちは、「再び被爆者をつくらない」ために、「核のタブー」確立に尽力してきた。悲惨な死と残酷な傷跡、生き延びたとしても長期にわたる心身への苦痛を経験してきた。差別などの社会経済的問題も被爆の実態である。筆舌に尽くしがたい記憶は、被爆者本人にしかわからない。それでも後世に伝えなければならない理由は唯一、命を守るためだ。核廃絶は未だ達成されていないが、核のタブーの効果は、80年間核戦争が起きていない事実に示される。

核兵器が存在し、人間が戦争を放棄しない限り、ヒロシマ・ナガサキは繰り返される可能性がある。前述の通り、国際情勢の悪化と核兵器使用に関する国際的モラルの鈍化が核のタブーを侵食しつつあり、また自立型 AI 兵器の開発が進む中で、若い世代が核兵器の犠牲になるリスクが高まっている。仮想敵国に対する反撃の脅威で核攻撃を思いとどまらせる核抑止論も、核のタブーなしには成り立たない。核兵器が非人道的で壊滅的な結末をもたらす恐怖の対象として世界中で認識されなければ、核軍拡・核使用に歯止めは効かない。その「恐ろしさ」とは、知識だけでなく、肌で感じるものである。歴史は国や集団の成立を説明し、記録は過去の事実を保存する。だが、記憶は個人が自分の経験に照らして物事を理解し、将来の意思決定に役立てるもので、人の成長とともに変化する。そして記憶に国境はない。だからこそ、被爆地が守り育んできた信頼に値する被爆体験の記憶をより多くの市民が日々の暮らしの中で継承することが、人類の存続のために不可欠である。

ヒロシマ・ナガサキの大仕事はこれからである。

(ファンデルドゥース るり：広島大学平和センター センター長)

コラム 3

核の瀬戸際からの脱却

ウィルフレッド・ワン

核兵器不拡散条約（NPT）を中心とする世界の核不拡散・軍縮体制は岐路に立っている。2026年のNPT運用検討会議は、複数の核保有国および核同盟国間の競争的・敵対的關係によって特徴づけられた、悪化した戦略的状況下で開催されることになる。こうした背景のもと、主要な関係国はそれぞれの安全保障戦略を含め、核兵器への依存度を高める道を選んでいる。専門家は、世界の核兵器保有数（推定12,241）が間もなく増加に転じ、冷戦終結以来継続していた減少傾向が逆転すると考えている¹。核兵器を持つ9カ国すべてが広範な近代化を進めており、軍拡競争の可能性を高めている。一部の非核兵器国では、拡大抑止体制の強化を求める国内の声が高まり、自国の核兵器能力の追求でさえ検討すべきであるとの主張も出ている。加えて、サイバー、宇宙、人工知能の分野における技術開発は、核兵器使用の検討がされ得る状況に影響を与えている²。

こうした状況を踏まえ、差し迫る核使用のリスクを低減する措置への関心の高まりが、複数の国家によるイニシアチブや多国間フォーラムの場における課題に見て取れる。核兵器国であるフランス、英国、米国を含む複数国により提出された「核紛争リスクの低減 (Reducing the Risk of Nuclear Conflict)」に関する2025年作業文書において、核兵器国による「誤算、誤認識、誤通信、事故に起因するリスク」への対処が約束として提案された。これには予測可能性を高めるための対話や「効果的な危機予防・管理ツール及び仕組み」の導入が含まれる³。意図せざるエスカレーションへの焦点は、核武装したライバル国や敵対国間における信頼と信用を再構築する基盤となり得る実践的なアプローチを反映している。危機の予防や管理は、必ずしも国家安全保障上の優先事項を直ちに變更させるものでも、国家安全保障機能そのものを制限するものでもない。むしろ、最低限の予測可能性と統制を備え直すことに焦点を当てるものである。

今日まで、具体的で実践的、計測可能な取組というかたちでのリスク低減の進展はほとんど見られなかった。最低限の取組でさえ実施可能であるかについては、当然のごとく懐疑的な見方がある。リスク低減原則への取組を約束した核保有国でさえ、単独で、あるいは同志国との間でも、具体的な行動をほとんど取ってこなかった。バイデン政権下で米国が実施した新たなリスク低減措置として最も顕著なものは、核指揮統制通信システム (Nuclear Command, Control, and Communications Systems) の安全性を検討する「フェイルセーフ (Fail-Safe)」の見直しと言える。他の核保有国がこのような取組に倣うことも可能である。二国間及び多国間レベルを含むその他の進展は控え目ではあるが、主に危機予防・危機管理分野の取組にみられる。たとえば、2024年

¹ Hans Kristensen et al., "Status of World Nuclear Forces," Federation of American Scientists, March 26, 2025, <https://fas.org/initiative/status-world-nuclear-forces/>.

² Natasha E. Bajema and John Gower, *Nuclear Decision-Making and Risk Reduction in an Era of Technological Complexity* (Council on Strategic Risk, 2022).

³ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.41.

に米中両国は軍事対話を再開し危機管理作業部会（Crisis Communications Working Group）を設置した。また、中国とフランスは新たな戦域間協力と南シナ海における対話メカニズムを構築することに合意した。これらの動きもまた、前向きな兆しを示しており、戦域別の対話を追求するモデルとなる。

同時に、リスク・ランドスケープの根本は未解決のままである。危機予防・危機管理に焦点を絞ることは、そもそも危機発生の原因となり得る無数の要因を危ういまでに見落とすことになる。この姿勢を取り続けることは、リスク低減のためのアプローチが「核の難題に対する持続可能かつ共有された解決策を求める者たちにとっての偽りの約束」になりかねない⁴。特に、意図的なエスカレーション・シナリオへの関心の欠如は顕著である。さらに、安全保障戦略における核兵器の優越性を低減するための具体的な方法、たとえば通常兵器による代替措置などを検討した国はほとんどない。抑止力と戦略的曖昧性に内在する潜在的リスクを検証し、抑止力の進化に伴ってこれらのリスクがどのように増大するかという議論は、リスク低減を明示的に扱う NPT もしくは NPT 枠組みのイニシアチブではなく、むしろ核兵器禁止条約（TPNW）の策定過程に限定されて行われてきた。

リスク低減が万能薬として示されたことは一度もないが、その有効性は、核使用シナリオがいかに関係を完全に反映しているか、将来のシナリオを予測できるかによって評価される。この基準を満たすには、リスク・ランドスケープの戦略的背景にある不信感というものに向き合う必要がある。長引く地政学的緊張と競争を煽り、軍拡競争の残影を呼び起こし、核兵器の価値を高めつつも、核使用の閾値を下げてきた国家安全保障上の優先事項や脅威認識について、議論を交わす必要がある。イスラエルや米国のイラン核施設爆撃など、ルールに基づく秩序や国際法に対する冒涇に異議を唱えることが、どのように損害を軽減し、NPT やリスク低減イニシアチブを含む NPT プロセスの正当性の維持につながるのかを検討しなくてはならない。総じて、リスク低減の取組は抑止力と戦略的安定性の回復に限定されてきたが、より多様で重要性を増す戦略的能力が影響力を持つようになった世界において、その実現可能性は問われてこなかった。

核リスクは、核兵器の存在そのものに内在している。リスク低減の約束を果たし、国家主導の正当性を確保し、特に非核兵器国からの継続的な支持を得るために、核保有国やその他の主要なアクターは、現代における核兵器の役割を包括的に検討し対処しなければならない。その過程で、核軍縮に新たな活力を吹き込むことができるかもしれない。核軍縮こそが核リスク低減の最も有効な手段である。

（ウィルフレッド・ワン：ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）
大量破壊兵器プログラムディレクター）

⁴ Benoît Pelopidas and Kjølv Egeland, “The false promise of nuclear risk reduction,” *International Affairs* 100, no. 1 (2024): 345–60, <https://doi.org/10.1093/ia/iiaad290>.

コラム4

**被爆の実相の次世代への継承について：
映画「長崎－閃光の影で－」の製作・公開を通じて**

松本 准平

2025年8月、原爆の投下直後の長崎を舞台に看護婦らによる被爆者救護を描いた映画『長崎－閃光の影で－』が公開された。原案は1980年に日本赤十字社長崎県支部により発行された証言集『閃光の影で 原爆被爆者救護赤十字看護婦の手記』（1980年）である。公開は長崎県での先行公開（7月25日）を皮切りに、全国180館以上の映画館でなされた。もちろんカバーできていない地域があることは自明であるが、幅広く津々浦々での上映であった。私は監督として本作の企画・制作から宣伝・公開に至るまで立ち会いながら、本テーマについて思わされることがあったので、そのことを記しておきたい。

それは一言で言えば「二極化」とでも言うべきものだと感じる。まず〈原爆〉をテーマにした本作に足を運ぶ観客は当初の私の想定よりも少なかったといわざるを得ない。その属性のうち、シニア層は劇場に多く足を運んだようであり、作品へのマニア的な熱心な感想や意見が寄せられたことから、部分的に著しい関心が寄せられたことは確かである。だが若い世代は少なめに留まり、劇場来場者もまばらであった。このことから、関心のある層と関心のない層の分断が起きていることが想定できる。一方で、各種媒体からの取材と露出は、私へのものも含め十分多かったと思われる。戦後80年特集で全体的な盛り上がりが見られたことを考えても、〈原爆〉とは公的な強いテーマとして存在感があったことは確かだ。しかし劇場の入り具合から鑑みて〈原爆〉が私的なテーマとして個々人の内に存在するかという疑問を覚えるのが現状である。

ここで問題となるのは、〈原爆〉がその重要性において広く認知を得ているにも関わらず、私的には届いていないという、個々人における熱心と無関心の分断が進んでしまっている状況である。報道などで十分に伝達機会を得ていることから、熱心な層がいくら熱のある真摯な方法で取り組みうとも、もはや無関心な層には真には響きにくいのではないかと推察する。また熱心さの中にも、少々過激な思想が含まれていることもあり、その過剰と不足を考えるにつけ、原因の一端は、戦後日本の教育における先の大戦の反省の不十分さがあるようにも感じられる。

しかし一方で、被爆者の方々の活動が絶大な影響力を持っていることも強く感じられた。2024年のノーベル平和賞受賞を例に取るまでもなく、彼らの声こそが世界をリードし、核の再使用を阻止し続けてきたのだ。なぜ彼らの声は力強いのか――。思えばそれは、その声が「痛みを伴う声」であったからではなからうか。心身に負った傷を広げ、被爆者たちは身を挺して声を挙げてきた。そしてその被爆者の声を拾い上げ、隅々まで届ける役目を、それに続く世代が引き続き負っていくべきことも事実だ。振り返れば、本作を撮影しながら私が気付かされたことは、スタッフとキャストの圧倒的な熱量と仕事への献身であった。これは〈原爆〉がテーマだったからであり、もしその痛みと真っ直ぐに向き合おうとするなら、その知識・関心の強さに関わらず、誰でも胸を打たれるであろうことを示唆している。劇場で涙を流す観客が多かったことも同様だ。

だが、その被爆者たちも少なくなり、やがてこの世からいなくなってしまう。しかし見渡せば、

「痛みを伴う声」は現在も世界中のあちこちで挙げられ続けているのではないか。過去の歴史として〈原爆〉を我関せずとするなら、その隣人の声こそまず聞かなければならないのではないだろうか。そしてもしひと度その声を聞こうとすれば、被爆者の方々の声もより強く胸に迫ってくることだろう。ウクライナやガザ、あるいはスーダン、ミャンマー等、今生きる隣人の痛みこそが、被爆者の痛みと繋がっている。すぐそばで共に生きる隣人への愛こそ、戦争を・核兵器を憎むことである。今も、痛みを伴った叫び声が聞こえる。その命へのまなざしを、育み、伝えていきたい。

(まつもと じゅんぺい：映画『長崎-閃光の影で-』監督)

コラム 5

被爆の実相をいかに次世代として受け止め、継承していくか

西山 心

時間の道は、引き返すことも、もう一度通りなおすこともできない。

フランスの哲学者アランの言葉である。人は来た道を調べ直し脇道を見つけようとする。だがその道はすでに通っており、今いるところが自分の居場所なのだ、と続ける。この言葉は、核兵器をめぐる人類の歩みと重なる。核兵器を発明し、使用し、核抑止の名のもと軍拡を続けてきた 20 世紀。被爆地の惨禍を知りながらも、世界はその「脇道」を探してきた。しかし私たちは、核実験、キューバ危機、ロシアによるウクライナ侵攻と、核兵器が「使われるかもしれない」道を通ってきた。偶然に救われた我々が立っている場所には、戦後一発の核兵器も使われていないという事実がある。世界が「二度と核兵器を使わない」道を選択し続けるために、次世代はどう被爆の実相を受け止め継承していくべきか。核リスクが高まる現在地から、平和へ続く新たな道を切り開いていくことこそ、私たち次世代に課された責務である。

私自身が原爆を知ったのは、小学 6 年の修学旅行で訪れた長崎原爆資料館だった。骨となった人の姿、焼け焦げた遺品。初めて死の概念に触れ、目を逸らすことができなかった。なぜ今も核兵器が存在するのか。そうした問いを胸に、人生最大のわがままを母に伝え、中高 5 年間を長崎で過ごした。被爆 70 年の節目を長崎で迎えた当時、よく耳にしたのは「記憶を風化させない」という言葉だった。被爆 80 年を迎える今、再び長崎で学ぶ傍らで、被爆者の高齢化が進み継承の在り方が問われている。「とどめて大切に守る」記憶から「受け渡してゆく」記憶へと、その性質が変化したこの 10 年の意味は大きい。

長崎の被爆者、朝長万左男医師が昨年の『ひろしまレポート』に「次世代の若者諸君に伝えたいこと」として寄せた一文がある。「核抑止の考え方が続く限り、核廃絶は実現できないであろう。これを変える力は、まったく新たな考えを持つ次世代の若者にしかない。世界の次世代の連帯により、核のない世界を目指す政府が実現される。」まさにその連帯を、今年参加した数々の国際会議で実感した。志を同じくする世界各国の若者と学び合い、対話で国を越えて心を近づけた。別れの日には互いの肩を抱き再会を誓った。パグウォッシュ会議ではイランの研究者が「日本、ロシア、インドの若者が平和を語り合っている」と私たちが希望だと語った。鈴木史朗長崎市長が平和宣言で述べた「相手を知り、小さな信頼を積み重ねる」ことの実践も同時に、私は体で感じた。

被爆の実相を知り、継承を通して次世代の連帯を築けているのは、被爆者をはじめ多くのつなぎ手の尽力あってこそである。深い感謝の思いを伝えたい。

最後にもう一つ、アランの言葉を添えて終わる。「故人はみんな生きている」故人の教えが今を生きる我々の中に流れている限り、その人は決して亡くなってなどいない。私たちの中で元気いっぱい生きている。平和のために生きた被爆者たちの声を、今を生きる自分の中に宿し続けること。それこそが、次世代の継承のかたちである。

(にしやま ころこ：長崎大学大学院博士後期課程、核兵器廃絶研究センター客員研究員)

コラム 6

被爆の実相をいかに次世代として受け止め、継承していくか

藤山 実咲

広島市民球場の跡地「シメントひろしま」では、2024年4月より「Pride of Hiroshima」が常設展示されている。この展示は、2023年G7広島サミットに合わせ開催した展示のコンセプト「広島の人々の復興の軌跡・輝く今の姿・将来の夢を世界中の人に感じていただく」を継承し、企業の視点で語られる広島の復興の物語を、映像や音楽などの演出を駆使して常設化したものである。

「原爆投下後、70年間は草木も生えない」と言われた広島が、今や惨禍を感じられないほどに復興している姿、そうなる過程を展示することで、世界各地で今まさに街を壊され苦しむ方々に対しても、決して夢を捨てないでほしいというメッセージが込められている。

私はPride of Hiroshima常設展の運営において、企画運営、中でも特に学生統括という役割を担っている。学生たちにはお客様を迎えるアテンド業務だけでなく、参加企業や展示に関わる県内出身のクリエイターたちと協働し、この展示がよくなるような提案ができるよう配慮している。その中から生まれた企画のひとつが、広島の自動車会社であるマツダが戦後間もない1949年に海外向けに作成したパンフレットの復刻プロジェクトである。その表紙には、まさにこの展示の名になった「a pride of Hiroshima」の文字が刻まれている。プロジェクトの過程はまさに原爆投下からちょうど80年にあたる2025年8月6日にマツダのホームページ「a pride of Hiroshima! 「赤い」三輪トラックからつながる未来と平和のバトン」¹に掲載されているので、一度ご覧いただきたい。

回遊して実際に見る展示とは別に行っている取り組みとして、修学旅行でのワークショップ開催がある。これは相手方の求めに応じて、スタッフを増員したり、クイズ形式で子どもたちに見てもらうなどの工夫をするといった対応の延長線上にあり、かつこの常設展に関わるメンバーだからこそできる特徴ある取り組みである。メンバーには企業と学生、そこに県内出身クリエイターが加わっている。私が卒業した観啓大学からもメンバーに加わっており、課題解決型学習PBL (Project Based Learning) を多く経験しているため、学生たちは対話をしながら気づきをもつことに慣れている。クリエイターたちはそのデザイン思考を、企業側からは歴史や働くことへの誇りなどを伝えつつ、修学旅行生たちに「pride of me」を探ってもらおうというものである。多少大がかりになるので費用は発生するが、ニーズと満足度は高く、今後は企業研修としても活用できないか模索中である。

そしてひとつ、私がこの展示に関わる中で気づいたのは「企業の誠実さへの信頼は、大きな地元愛を生む」という点である。

参画企業からは、この展示開設に向けて、館内だけでは見られない膨大な量の写真、パンフレット、社史などの資料とOBOGたちの証言を用意してくれた。前述のように学生が企画などを考え質問する際など、その熱のこもったアクションに対し、企業は誠実に応えていたのが印象的だった。例えば、ある参画企業が学生メンバーの大半が通う観啓大学の授業において、ある学生の

¹ a pride of Hiroshima! 「赤い」三輪トラックからつながる未来と平和のバトン、MAZDA、2025年8月6日、<https://www.mazda.com/ja/mazda-mirai-base/articles/20250806-pride-hiroshima/>

祖父がその企業の復興期に在籍しており、海外と広島を結ぶ役割も担っていたと発表した。そこで孫と祖父によるプレゼンテーションが実現した。歴史の生の声を私たちスタッフに届けるまたとない機会となった。この勉強会については、企業側も快く協力してくれ、かつての従業員である祖父、その奥様や娘さん（学生の母）も参加した勉強会では、世代を超えて祖父と孫と一緒に力強く、皆の前で話をする姿と、それを見守る家族の姿に私たちも感動させられた。若手社員たちも未来と自分の”Pride”、広島の歴史を背負った企業で働く矜持を語る、よい会となった。当企業はこの企画のために、祖父が写る資料を膨大な量の中から揃え、学生との打ち合わせと要望に粘り強く誠実に対応した。この会の後日談として、その学生は、企業の誠実さと復興の歴史に触れて、広島県内企業への就職を希望すると報告してくれた。

原爆の被害の記憶も消えなければ、復興の歴史も消えることはない。どんな状況においても立ち上がっていく、広島で生活した人たちがつないできた歴史は、私たち若者が、これから生きていく上で糧になることは間違いない。私もこの展示の実行委員会事務局となっているマツダをはじめ、多くの企業の誠実さに触れた。派手なもてなしではなく、日々の所作や、ピンチの場面に出てくる誠実さに触れて、私は大学を卒業しても、ここ広島でがんばっていきたくて決心した。

そんな出逢いがこれからの若い世代にもあるように、私はここ広島から、Prideをもって、今、私に、私たちにできることを考えて動き続けていきたい。

（ふじやま みさき：Li-mone 代表、Pride of Hiroshima 学生統括）

第1章 核軍縮¹

(1) 核兵器保有数

2025 年末時点で、8 カ国が核兵器の保有を公表している。このうち、中国、フランス、ロシア、英国及び米国は、核兵器不拡散条約 (NPT) 第 9 条 3 項で「1967 年 1 月 1 日前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国」と定義される「核兵器国 (nuclear-weapon states)」である。これら 5 核兵器国の他に、NPT 非締約国のインド及びパキスタン、並びに NPT からの脱退を 1993 年及び 2003 年に宣言した北朝鮮が、これまでに核爆発実験を実施し、核兵器の保有を公表した。NPT 非締約国のイスラエルは、核兵器の保有を肯定も否定もしない「曖昧政策」を維持しているが、核兵器を保有していると広く考えられている (イスラエルによる核爆発実験の実施は、これまでのところ確認されていない)。本報告書では、NPT 上の核兵器国以外に、核兵器の保有を公表しているか、あるいは核兵器を保有していると見られる上記の 4 カ国を「他の核保有国 (other nuclear-armed states)」と称する。また、核兵器国と他の核保有国を合わせて表記する場合は、「核保有国」とする。

核兵器は冷戦期のピーク時に約 70,000 発に達し、1980 年代末以降は大幅に減少してきた。ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) の推計によれば、2025 年 1 月時点で 12,241 発の核兵器 (配備、非配備、廃棄待ちなどを含む) が依然として世界に存在している²。

表 1-1：核兵器保有数の推移 (2014～2025 年)

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
中国	250	260	260	270	280	290	320	350	350	410	500	600
フランス	300	300	300	300	300	300	290	290	290	290	290	290
ロシア	8,000	7,500	7,290	7,000	6,850	6,500	6,375	6,255	5,977	5,889	5,580	5,459
英国	225	215	215	215	215	200	195-215	225	225	225	225	225
米国	7,300	7,260	7,000	6,800	6,450	6,185	5,800	5,550	5,428	5,244	5,328	5,177
インド	90-110	90-110	100-120	120-130	130-140	130-140	150	156	160	164	172	180
パキスタン	100-120	100-120	100-130	130-140	140-150	150-160	160	165	165	170	170	170
イスラエル	80	80	80	80	80	80-90	90	90	90	90	90	90
北朝鮮 ^(a)	(6-8)	(6-8)	(10)	(10-20)	(10-20)	(20-30)	(30-40)	(40-50)	20	30	50	50
世界 ^(b)	16,350	15,850	15,395	14,935	14,465	13,865	13,400	13,080	12,705	12,512	12,405	12,241

(a) 2014～2021 年の北朝鮮の核兵器保有数は、北朝鮮が生産した核分裂性物質の量から製造可能な核弾頭の数を示したものである。

(b) 2014～2021 年の世界の総数に、北朝鮮の核兵器保有数は含まれていない。

出典) Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *SIPRI Yearbook: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press).

¹ 第 1 章「核軍縮」は、アルベサル・ティモテ (Timothée Albessard) により執筆された。本章の執筆にあたっては、『ひろしまレポート 2025 年版』の本章 (戸崎洋史氏及び高島真央氏執筆) を参考にした。

² Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2025: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2025), chapter 6.

表 1-2：核兵器保有数（推計、2025年1月）

	核弾頭数	内訳	核弾頭数	運搬手段	
米国	5,177	退役／廃棄待ち			
			1,477		
		運用可能	3,700	非配備核弾頭	
				配備核弾頭	1,930
				非戦略核弾頭	1,770
		戦略核弾頭	200		
			ICBM	800	400
			SLBM	1,920	280
			戦略爆撃機	780	65
ロシア	5,459	退役／廃棄待ち			
			1,150		
		運用可能	4,309	非配備核弾頭	
				配備核弾頭	2,591
				非戦略核弾頭	1,718
		戦略核弾頭	1,477		
			ICBM	1,254	333
			SLBM	992	192
			戦略爆撃機	586	67
英国	225	配備核弾頭	SLBM	120	64
				120	
フランス	290	配備核弾頭	SLBM	240	64
			280	攻撃機（艦載機を含む）	50
中国	600		地上発射弾道ミサイル	376	712
			SLBM	72	72
			攻撃機	20	20
			その他の貯蔵	132	
インド	180		地上発射弾道ミサイル	80	80
			攻撃機	48	48
			SLBM	24	24
			その他の貯蔵	28	
パキスタン	170		地上発射ミサイル	126	126
			攻撃機	36	36
			その他の貯蔵	8	
イスラエル	90		弾道ミサイル	50	50
			攻撃機	30	50
			巡航ミサイル	10	20
北朝鮮	50				
世界	12,241	(配備核弾頭)			
		(3,912)			

注) ICBM：大陸間弾道ミサイル SLBM：潜水艦発射弾道ミサイル
 出典) SIPRI, *SIPRI Yearbook 2025*, chapter 6 をもとに作成。

この数字は、2024年と比べて1.32%、すなわち164発（退役済みの核弾頭を含む）の減少を示している³。他方、退役済みのものを除くと、世界の運用中の核弾頭（軍事的ストックパイル）の数は、前年の9,585発から2025年1月時点で29発の増加となる9,614発と見積もられた。このうち3,912発（推計）がミサイルまたは航空機に配備されており、2024年1月と比べて約8発の増加とされた⁴。

ロシアと米国は、世界の核兵器総数の約90%を保有している。近年、中国の核弾頭数の増加ペースは加速しており、その拡大のスピードは冷戦期における米ソの核軍拡以来、最大の水準に達している。SIPRIは、中国の核弾頭数が2024年から2025年にかけて約100発増加したと推計している。また、インドとパキスタンの核弾頭数も過去数年間で年間約10発ずつ徐々に増加していると見られている。一方、ロシアと米国の核兵器保有数は、それぞれ約121発及び151発減少したと見られる。これに対し、フランス、イスラエル、北朝鮮、パキスタン及び英国の核兵器保有数は、この期間を通じておおむね変化がなかったと評価されている。他方、すべての核保有国は、自国の核兵器の近代化を積極的に推進するとともに、国家安全保障戦略における核兵器の役割をより重視している。質的にも量的にも、世界は確実に新たな核軍拡競争の段階に入っている。

核兵器国のうち、保有数の上限を公表しているのはフランス及び英国のみである。フランスは2015年に、核兵器保有数の上限が300発であること、非配備核兵器を保有しておらず、すべての核兵器が配備済みかつ運用可能状態であることを公表した⁵。英国は、2021年3月に発表した『安全保障・防衛・開発・外交政策統合見直し』において、核弾頭の備蓄上限を225発から260発に引き上げることを明らかにした⁶。

(2) 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

A) 核兵器のない世界に向けたアプローチ

NPT前文では、締約国は「核軍備競争の停止をできる限り早期に達成し、及び核軍備の縮小の方向で効果的な措置をとる意図を宣言し、この目的の達成についてすべての国が協力することを要請」⁷している。また同条約第6条では、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理のもとにおける全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」と定められている。

「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」という目標に公然と反対する国はなく、NPT運用検討プロセスや国連総会などの場で、核兵器国や他の核保有国も核軍縮へのコミットメントを

³ SIPRI Yearbook 2025 では、米国の核兵器備蓄数の推定値が、Yearbook 2024 で報告されていた5,044発から5,328発に修正された。それに伴い、2024年時点の世界の核兵器総数の推定値も、12,121発から12,405発に更新された。

⁴ Ibid.

⁵ NPT/CONF.2015/10, March 12, 2015.

⁶ U.K. Cabinet Office, *Global Britain in a Competitive Age. The Integrated Review of Security, Defence, Development and Foreign Policy*, March 2021, p. 76, <https://www.gov.uk/government/publications/global-britain-in-a-competitive-age-the-integrated-review-of-security-defence-development-and-foreign-policy>.

⁷ 日本語公定訳では「nuclear disarmament」を「核軍備の縮小」としているが、核兵器の制限、削減及び廃絶を意味するものと解釈されている。

繰り返し確認してきた。しかしながら、そうした「コミットメント」は、核兵器のない世界の実現に向けた核軍縮の着実な実施・推進を必ずしも意味するわけではない。近年の戦略的競争の激化、さらには 2022 年のロシアによる核恫喝を伴うウクライナ侵略を受けて、核保有国は国家安全保障における核兵器の役割を改めて重視している。その結果、2025 年においても核軍縮への積極的な取組は見られなかった。むしろ、各国で見られたのは、核軍拡に向けた積極的な取組であった。

核保有国のアプローチ

核兵器国は、NPT への継続的なコミットメントを表明し、核軍縮に対して現実的な段階的アプローチを取ると述べてきた。NPT の枠組みにおいて、5 つの核兵器国は、定期的に会合を開催し、NPT 運用検討会議及び準備委員会場で共同声明を発表するなど、核軍縮問題に関して一定の協力を行ってきた。しかし、2022 年 2 月のロシアによるウクライナへの全面侵攻以降、5 核兵器国会議は一時中断され、2024 年 12 月にドバイで作業部会が開催されたとの報道を最後に、2025 年には同様の会合は報告されていない⁸。さらに、2022 年の第 10 回 NPT 運用検討会議及び 2024 年の第 11 回 NPT 運用検討会議に向けた第 2 回 NPT 準備委員会と同様に、2025 年 4 ～ 5 月に開催された第 3 回 NPT 準備委員会においても、5 核兵器国は共同声明を発表しなかった。このことは、核兵器国間の亀裂の深刻さを改めて示している。

第 3 回 NPT 準備委員会において、核兵器国はそれぞれの核軍縮への取組について以下のように発言した。

中国は、「新時代において平和と発展に資する NPT の役割を十分に発揮することを支持し、NPT の権威、有効性、普遍性を擁護する。中国は、自国の安全保障と共通の安全保障が不可分であり、世界的な戦略的安定を維持するという観点から、核軍縮の道を提唱する。また、安全保障上の権利と義務の不可分性を堅持し、公平かつ公正な核不拡散体制の確立を主張する⁹」と述べた。さらに中国は 11 月 27 日に「新時代における中国の軍備管理、軍縮、不拡散」と題した白書を発表し、核軍縮に対する自らのアプローチを改めて明確にした。これは 2005 年以降初めてとなる同分野の白書であり、そのなかで次のように述べている。

中国は、すべての核兵器国が核兵器の恒久的保有を追求しないことを明確に約束し、核兵器の完全禁止と徹底的破壊に関する法的文書の締結を目指すべきであると主張する。核軍縮は、世界の戦略的安定とすべての国のための増大し毀損されない安全保障を保ちつつ、段階的に削減を進めていく公正かつ合理的なプロセスであるべきであり、ステップ・バイ・ステップ方式で進められるべきである。最大規模の核兵器庫を保有する国々は、核軍縮に関する特別かつ主要な責任を果たし、検証可能かつ不可逆、法的拘束力のある方法で、引き続き大幅かつ実質的な削減を行い、完全かつ徹底した核軍縮のための条件を整えるべきである。条件が整ったとき、すべての核兵器国は多国間の核軍縮交渉プロセスに参加すべきである¹⁰。

⁸ Ministry of Foreign Affairs of China, “China Chaired a P5 Meeting on Nuclear Doctrines,” December 10, 2024, https://www.mfa.gov.cn/eng/wjbj/zjzg_663340/jks_665232/jkxw_665234/202412/t20241210_11541739.html.

⁹ “Statement by China,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

¹⁰ Ministry of Foreign Affairs of China, *China’s Arms Control, Disarmament, and Nonproliferation in the New Era*, November 27, 2025, https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xw/wjbxw/202511/t20251127_11761653.html.

前年の声明が戦略的リスク低減を強調していたのに比べると、中国の白書は核兵器廃絶及び核軍縮に対して、より大きく強調しているように見られる。

フランスは、ロシアによるウクライナ侵攻と、「条約の目的に反する無責任な核に関する言動及び戦略的威嚇の姿勢」を非難した。さらにフランスは、「段階的かつ状況に応じたアプローチ」を推進しており、「すべての国のための増大し毀損されない安全保障という原則を完全に尊重しつつ、核兵器のない世界を実現するための条件づくりに引き続き全面的に取り組む」と表明した¹¹。

ロシアは、「NPTはこれまでも、そして今後も国際安全保障構造の礎である。この条約が50年以上にわたり効果的に機能してきたことは、すべての締約国にとってその重要性と有用性を示している」と述べた。しかし同時に、ロシアはいかなる軍縮の取組についても、「各国の戦略的状況や経済的・政治的・軍事的・人口的な潜在力の客観的な違いを考慮していない」と主張した。こうした状況は、「地域安全保障及び世界の安定構造を強化し、軍備管理・軍縮・不拡散の進展に資する、よりよい環境を築くための確固たる基盤の形成を妨げている」と述べた。また、ロシアは「いかなる軍縮の取組やその実施に向けた具体的措置も、政治・軍事的及び戦略的な文脈と整合していなければならない」と強調した¹²。

英国は、「ロシアはその違法なウクライナ侵攻において、無責任な言動や威圧的な核シグナリングを繰り返し行い、無責任な核兵器国であることを自ら示してきた。ロシアは、北朝鮮からの軍事支援と引き換えに、平壤の核冒険主義を正当化しようとしている。[...] また、我々は中国の核戦力の急速な増強について繰り返し懸念を表明し、中国の核抑止力の性質と規模に関する一層の透明性を求めてきた。英国は、核兵器のない世界という目標に完全にコミットしている。しかし、こうした現実が軍縮への障害となっている」と述べた¹³。

米国は、「我々は、NPTを強化し、核兵器の拡散を防止し、そして最終的にはその廃絶を追求することによって、集団的安全保障を前進させるためにここにいる」と述べた¹⁴。NPTの目標に対する自国のコミットメントを改めて確認するとともに、NPTが直面しているいくつかの課題に言及した。そのなかで、「中国が急速かつ不透明に核戦力を増強しており、世界の平和と安定を脅かしている。我々は、中国の核弾頭数は2030年までに1,000発を超えると見込んでいる」と述べた。また米国は、「ロシアが新型の核兵器を開発し、核・通常両用の運搬手段を改良し、新戦略兵器削減条約(新START)の履行停止を不法に主張し、無責任な核言動を繰り返し、ウクライナに対して与えた安全保証を反故にした」と非難した。さらに、「トランプ大統領は核兵器の持つ莫大な破壊力について繰り返し言及し、二度とそのような兵器が使用されることのないよう努める姿勢を示してきた。彼は、ロシア及び中国の核戦力がもたらす脅威に対処する意志を明確にしている」と強調した¹⁵。

NPT外にある核保有国も、国連総会やその第一委員会、その他の場において、核軍縮へのコミットメントを表明し、それぞれの具体的なアプローチを示している。たとえばインドは、「核兵器国〔原文ママ〕として、普遍的、非差別的かつ検証可能な核軍縮への我々のコミットメントは揺ら

¹¹ “Statement by France,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

¹² “Statement by Russia,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

¹³ “Statement by the United Kingdom,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

¹⁴ “Statement by the United States,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

¹⁵ “Statement by the United States,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

ぐことがない。この目標は、普遍的な合意と差別のない多国間の枠組みに基づく段階的なプロセスによって達成されうる」と述べた¹⁶。パキスタンは、「普遍的で、検証可能かつ差別のない形で達成される核兵器のない世界という目標へのコミットメントを引き続き堅持している」と述べた¹⁷。

北朝鮮は核軍縮に言及しつつも、これに対する自らのコミットメントは示さなかった。北朝鮮は「外部からの我々に対する核の脅威が終わらない限り、そして専制の存続の手段として核を用いる帝国主義勢力が存在する限り、我々は国家の安全と国民の福祉を現在そして将来にかけて守るための軍事力強化の道が妨げられることを決して許さず、圧倒的な優位性を維持するために前進し続ける。[...] 核兵器を完全に廃絶するためには、最大の核兵器国が率先して核軍縮を行うべきである」と述べた¹⁸。

非核兵器国のアプローチ

大多数の非核兵器国は、ウクライナ戦争、イスラエル・ガザ紛争、米中競争、北朝鮮の核開発など、国際安全保障環境の悪化に対する懸念を表明し、これらが NPT の履行の進展を妨げていると指摘した。また、核軍縮の停滞や後退を批判し、核兵器のない世界に向けた軍縮努力の活性化を求めた。

拡大核抑止に依存していない非核兵器国の中では、新アジェンダ連合 (NAC: ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ) が 2025 年第 3 回 NPT 準備委員会において、「核軍縮の進展が長年にわたりほとんど見られないことに対して広範な不満が広がっており、核リスクはかつてないレベルに達し、NPT の有効性に対する国際的信頼は失われつつある。核兵器国が第 6 条及び 1995 年、2000 年、2010 年に合意されたとおりに軍縮義務や約束を履行できないことは、非核兵器国の間で NPT への失望感をますます強めている」と述べた¹⁹。

南アフリカは、「NPT の枠組み内、特に核軍縮の取組における緊急性や深刻さの欠如に失望している。このような状況は、条約及びその運用検討プロセスに対する圧力を増大させ、期待するに及ばない」と表明した²⁰。ブラジルも同様の懸念をさらに強い表現で示し、「NPT の最大の問題は、軍縮が欠如していることである。この状況を通常のこととして受け入れることは、核兵器のない世界を実現するという条約の根本的な目的を放棄することにほかならない」と述べた²¹。

同様に、多くの非核兵器国は現状の核軍縮に強く批判的であった。たとえば、非同盟運動 (NAM) 諸国は、「核兵器及び関連する軍事ドクトリンの継続的な存在、核戦力の近代化、低出力核弾頭を含むより効果的かつ新型の核弾頭の開発、さらには核共有の取極の継続と発展、拡大抑止など、NPT の原則と目的に反する他の政策や慣行によってもたらされる平和と安全への最大の脅威に深い懸念を改めて表明する。これは事実上の新たな核軍拡競争であり、条約第 6 条への明確な違反であるため、この傾向を直ちに終わらせるよう強く求める」と述べた²²。

¹⁶ “Statement by India,” General Debate, First Committee, UNGA, October 15, 2025.

¹⁷ “Statement by Pakistan,” Thematic Debate on Nuclear Weapons, First Committee, UNGA, October 21, 2025.

¹⁸ “Statement by the Democratic People’s Republic of Korea,” General Debate, First Committee, UNGA, October 16, 2025.

¹⁹ “Statement by the NAC,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

²⁰ “Statement by South Africa,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

²¹ “Statement by Brazil,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²² “Statement by Uganda on Behalf of the NAM,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

核兵器禁止条約（TPNW）及びその核軍縮への貢献に関して、オーストリアは、「TPNWは、核軍縮・不拡散体制への真摯なコミットメントと支持を示すものであり、多国間主義、国際法、国際の平和と安全への投資である。TPNWは、NPTの軍縮及び不拡散の両柱を強化することにより、世界の核軍縮・不拡散体制を強化する。オーストリアは、すべての国にTPNWに参加し、その論点や根拠となる事実に真摯に向き合うことを呼びかける」と述べた²³。カザフスタンも同様の見解を支持し、さらに「TPNWの登場と強化は、核兵器国に対する警鐘として認識されるべきである。カザフスタンは、続けて開催された2回のNPT運用検討会議で合意に至らなかったこと、そしてその結果として、軍縮に関する具体的かつ共同合意された措置が明らかに欠如している点に懸念を示す」と付け加えた²⁴。

米国と同盟関係にあり、拡大核抑止に依存している非核兵器国の中では、日本が2024年の日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）ノーベル平和賞受賞に言及した。また、「NPTの枠組みは、世界中の人々の切実な願いに応えるものでなければならない。締約国間で段階的に共通の理解を見出すことは、我々の共有された責任であり道徳的義務である」と述べた²⁵。加えて、岩屋外相が自ら出席したことは、日本のコミットメントを示す重要な点として認識される。その場で岩屋外相は、NPT体制の現状に対する危機感を示し、「我々の先人は、過去の戦争による惨禍と犠牲を二度と繰り返さないため、国際協力の枠組みとしてNPTを創設した。我々は、いかなる犠牲を払っても、この枠組みを維持し、強化しなければならない。来年の運用検討会議は、まさにそのために存在している。日本は、透明性と説明責任を高めつつ、NPTを維持し、その機能を改善するために最大限の努力を尽くす」と述べた²⁶。また、日本は、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議（IGEP）が示した提言に触れ、「誠実な対話と建設的議論に参加することで、分断が深まる世界においても知恵を生み出すことができるという力強い例である。我々NPT締約国は、そのNPTの原点に立ち返り、合意点を見出すべきである」と述べた²⁷。IGEPの提言は、準備委員会に作業文書として提出され²⁸、これに関するサイドイベントも開催された²⁹。

豪州はNPTの中心的役割を改めて確認し、「包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始、軍縮の履行検証に向けた確実な手段の開発など、軍縮に向けた進展を支える具体的な措置を追求するうえで、我々は団結し続けなければならない」と述べた³⁰。

ノルウェーは、核軍縮における大きな進展の見込みがないことや、運用検討プロセスの結果に対する懸念を強調しつつ、「準備委員会は、運用検討会議においては最も取り組みやすい課題から着手するよう勧告すべきであり、その課題とは、単純に過去のコミットメントを再確認することで

²³ “Statement by Austria,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

²⁴ “Statement by Kazakhstan,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

²⁵ “Statement by Japan,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

²⁶ Ibid.

²⁷ Ibid.

²⁸ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.33, April 15, 2025.

²⁹ UN Web TV, “International Group of Eminent Persons for a World without Nuclear Weapons (NPT PrepCom Side Event),” April 28, 2025, <https://webtv.un.org/en/asset/k1t/k1thhcn9gj#:~:text=On%20April%2028%2C%202025%2C%20from%2013%3A15%20to%2014%3A30,Persons%20for%20a%20World%20without%20Nuclear%20Weapons%20%28IGEP%29%22.>

³⁰ “Statement by Australia,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

ある。これは、これらのコミットメントは期限切れになることはないのだから、当然のことである。しかし、それでもなお、準備委員会は、いくつかの有用な出発点を提供し、この緊張した時期に我々の作業に前向きな刺激を与えることになる」と述べた³¹。

B) 日本、新アジェンダ連合 (NAC) 及び非同盟運動 (NAM) 諸国などがそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動

2025 年の国連総会では、例年どおり、核軍縮に関する 3 つの決議・決定が採択された。日本が提案した「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」³²、NAC などが提案した「核兵器のない世界に向けて:核軍縮コミットメントの履行の加速」³³、及び NAM 諸国による「核軍縮」³⁴である。これらの 3 つの決議・決定について、本報告書での調査対象国による 2025 年国連総会での投票行動は下記のとおりである。

- 核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組—賛成 147 (豪州、カナダ、ドイツ、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、スウェーデン、スイス、トルコ、英国など)、反対 5 (中国、イラン、北朝鮮、ロシアなど)、棄権 26 (オーストリア、ブラジル、エジプト、フランス、インド、インドネシア、イスラエル、ニュージーランド、パキスタン、南アフリカ、米国など)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 5 票減少し、反対票は 1 票、棄権票は 2 票それぞれ減少した。投票不参加国の数は 7 カ国から 15 カ国へと増加した。
- 核兵器のない世界に向けて:核軍縮コミットメントの履行の加速—賛成 130 (オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スイスなど)、反対 39 (カナダ、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、韓国、北朝鮮、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スウェーデン、トルコ、英国、米国など)、棄権 12 (豪州、中国、日本、パキスタンなど)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 7 票減少し、反対票は 4 票増加した一方、棄権票は 3 票減少した。投票不参加国の数は 6 カ国から 12 カ国へと増加した。
- 核軍縮—賛成 114 (ブラジル、中国、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、サウジアラビアなど)、反対 44 (豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国など)、棄権 19 (オーストリア、インド、日本、北朝鮮、ニュージーランド、パキスタン、南アフリカなど)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 6 票減少し、反対票は 1 票増加した一方、棄権票は 1 票減少した。投票不参加国の数は 10 カ国から 16 カ国へと増加した。

日本が提出して採択された核兵器廃絶決議は、前年に採択された決議とほぼ同一の内容であっ

³¹ “Statement by Norway,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

³² A/RES/80/48, December 1, 2025.

³³ A/RES/80/39, December 1, 2025.

³⁴ A/RES/80/24, December 1, 2025.

た。しかし、注目すべき追加点として、中国を念頭に置きつつ、「核兵器保有数が最大の3カ国による核兵器を抑制するための将来の核軍備管理枠組みに関する誠実な交渉」を求める文言が盛り込まれた。これは、日本が主導する決議として、核軍縮交渉を促す文言の中に中国を明示的に含めた初めての事例であった。さらに、2024年と同様に、核兵器使用による壊滅的かつ非人道的な結果に深い懸念を表明するとともに、首脳や若者に対し、広島及び長崎を訪問することを奨励した。また、TPNWについては条約発効、並びに第1回・第2回・第3回締約国会議の開催に「留意する」と言及した。

表 1-3：核兵器に関する主な国連総会決議（2025年）についての各国の投票行動

	核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組	核兵器のない世界に向けて	核軍縮	核兵器禁止条約	【C】の勧告的意見のフォローアップ	核兵器の威嚇または使用の合法性に関する	核兵器使用禁止条約	核兵器の非人道的結末	核兵器のない世界の倫理的的重要性
中国	×	△	○	×	○	○	△	△	
フランス	△	×	×	×	×	×	×	×	
ロシア	×	×	×	×	×	△	×	×	
英国	○	×	×	×	×	×	×	×	
米国	△*)	×	×	×	×	×	×	×	
インド	△	×	△	×	△	○	○	△	
イスラエル	△	×	×	×	×	×	×	×	
パキスタン	△	△	△	×	△	△	△	△	
豪州	○	△	×	△	×	×	△	×	
オーストリア	△	○	△	○	○	×	○	○	
ブラジル	△	○	○	○	○	○*)	○	○	
カナダ	○	×	×	×	△	×	△	×	
エジプト	△	○	○	○	○	○	○	○	
ドイツ	○	×	×	×	×	×	△	×	
インドネシア	△	○	○	○	○	○	○	○	
イラン	×	○	○	○	○	○	○	○	
日本	○	△	△	×	△	△	○	△	
カザフスタン	○	○	○	○	○	○	○	○	
韓国	○	×	×	×	×	×	△	×	

核兵器のない世界の倫理的な重要性

核兵器の非人道的結末

核兵器使用禁止条約

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する
[C]の勧告的意見のフォローアップ

核兵器禁止条約

核軍縮

核兵器のない世界に向けて

核兵器のない世界に向けた共通のロード
マップ構築のための取組

メキシコ	○	○	○	○	○	○	○	○
オランダ	○	×	×	×	△	×	△	×
ニュージーランド	△	○	△	○	○	×	○	○
ノルウェー	○	×	×	×	△	×	△	×
ポーランド	○	×	×	×	×	×	×	×
サウジアラビア	○	○	○	△	○	○	○	○
南アフリカ	△	○	△	○	○	○	○	○
スウェーデン	○	×	×	×	×	×	△	×
スイス	○	○	×	△	○	×	○	△
シリア	? *)	? *)	? *)	?	? *)	? *)	? *)	? *)
トルコ	○	×	×	×	×	×	△	×
北朝鮮	×	×	△	×	△	△	△	△

[○：賛成 ×：反対 △：棄権 ?：投票せず] *) 前年から投票行動に変化

(3) 核兵器の非人道性

A) 主要な主張

2025年において、核兵器の非人道性に関してとりわけ注目すべき二つの重要な展開があった。

第一に、5月26日、世界保健総会(WHA)の第78回会期において、「核戦争が公衆衛生に与える影響」に関する決議が採択された。この決議はカザフスタン、ニュージーランドなどの国々によって提案されたものである。「核兵器の完全廃絶という究極目標を想起し、核兵器の廃絶が国際の平和と安全にとって最優先課題であることを確認」³⁵しつつ、この決議は世界保健機関(WHO)に対し、核戦争が健康、医療サービス、環境に与える影響に関する1983年、1987年、1993年の報告書を更新するよう義務付けている。WHO事務局長は2029年までにWHAに報告することになっている。投票行動は以下の通りである。

³⁵ A78/A/CONF/1, May 19, 2025.

- ▶ 賛成 86 (豪州、オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、ニュージーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スイスなど)、反対 14 (フランス、ドイツ、北朝鮮、ポーランド、ロシア、英国など)、棄権 28 (カナダ、中国、インド、イスラエル、オランダ、ノルウェー、パキスタン、スウェーデン、トルコなど)。シリア及び米国は投票に参加しなかった。

第二に、10月21日、2024年12月に国連総会決議 79/238 によって設立された「核戦争の影響に関する独立科学パネル」の議長は、9月4日から5日に開催されたパネルの第1回全体会合の概要を報告した³⁶。パネルは、「核戦争が局地的、地域的、地球規模でもたらす物理的影響及び社会的影響、特に気候、環境、放射線影響並びにそれらが公衆衛生、世界の社会経済システム、農業、生態系に及ぼす影響を、核戦争後の日、週、そして数十年にわたって検証すること」を任務としている。パネルは包括的な報告書を作成し、2027年に国連総会に提出する予定である。パネルは、国連事務総長によって任命された21名の科学専門家で構成され、各自個人資格で参加している。パネルのメンバーの一部は、本報告書で調査対象とした複数の国の機関に所属しており、核兵器国及び非核兵器国の双方が含まれる。例として、ブラジル原子力委員会、中国工程物理学研究院、米国ロスアラモス国立研究所、が挙げられる。また、1名はTPNW科学諮問グループにも所属している³⁷。

2025年NPT準備委員会において、多くの非核兵器国が核兵器の非人道的影響に言及した。たとえば、NAM諸国は、核軍縮に関する作業文書の中で「核兵器の使用または威嚇は、人道に対する犯罪であり、国際連合憲章及び国際法、特に国際人道法の原則に違反するものである。また、単に核兵器を保有すること自体も国際人道法の原則と相容れない」と述べた³⁸。さらに、NAM諸国は「非人道的影響、国際人道法の遵守、核戦争や核兵器の使用・使用の威嚇の防止に関して、より強い表現が盛り込まれることを望む」と述べた³⁹。

NACは、「核兵器の使用及び核実験による非人道的影響は、我々の議論の中心であり続けなければならない。科学的コンセンサスは、核兵器の使用が壊滅的な結果をもたらすという被爆者や核実験被害コミュニティの長年にわたる知見をさらに裏付けている。その影響には、人体への長期的な健康被害、環境破壊、食糧システムの崩壊、経済的混乱、さらには人類文明の破綻に至る可能性も含まれる。この点に関し、NACは、昨年国連総会決議に対する我々の共同支持、すなわち核戦争の影響と科学的調査の必要性に関する支持を改めて確認する。国際パネルの設置を歓迎し、その成果に期待する」と述べた⁴⁰。

TPNWの締約国及び署名国は共同声明を発表し、「核兵器に伴う壊滅的な非人道的影響とリスクは、核軍縮の道徳的・倫理的必然性と、核兵器のない世界を達成・維持する緊急性を裏付けるものである。この理念が、TPNWの創設の動機の1つであり、その実施を導くものである。我々

³⁶ UN General Assembly, “Briefing by Prof. Ana María Cetto, Chair of the independent Scientific Panel on the Effects of Nuclear War,” Thematic Debate, First Committee, October 21, 2025.

³⁷ United Nations, “Secretary-General Announces Members of Independent Scientific Panel on Effects of Nuclear War,” July 18, 2025, <https://press.un.org/en/2025/dc3900.doc.htm>.

³⁸ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.22. April 1, 2025.

³⁹ “General Reflection by the NAM on the Chair’s Paper,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 8, 2025.

⁴⁰ “Statement by the NAC,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

TPNW の締約国及び署名国は、国境を越える核兵器の壊滅的な非人道的・環境的影響が人類の生存と福祉に重大な影響を及ぼし、生命の権利と相容れないものであることに深い懸念を改めて表明する」と述べた⁴¹。

2025 年の国連総会では、前年に続き、「人道グループ」諸国などが提案し、「核兵器の爆発がもたらす壊滅的な影響に十分に対処することはできない」と強調したうえで、核兵器の使用を防止し、核軍縮を達成するよう求める決議「核兵器の非人道的結末」が採択された⁴²。投票行動は下記のとおりであった。

- ▶ 賛成 135 (オーストリア、ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スイスなど)、反対 11 (フランス、イスラエル、ポーランド、ロシア、英国、米国など)、棄権 33 (豪州、カナダ、中国、ドイツ、韓国、北朝鮮、オランダ、ノルウェー、パキスタン、スウェーデン、トルコなど)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 7 票減少し、反対票は変わらず、棄権票は 1 票減少した。投票不参加国の数は 6 カ国から 14 カ国へ増加した。

また、「人道グループ」諸国などが提案し、核兵器の本質的な非道徳性とその廃絶の必要性を強調した決議「核兵器のない世界の倫理的重要性」⁴³ の投票行動は下記のとおりである。

- ▶ 賛成 129 (オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、サウジアラビア、南アフリカなど)、反対 41 (豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スウェーデン、トルコ、英国、米国など)、棄権 14 (中国、インド、日本、北朝鮮、パキスタン、スイスなど)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 8 票減少し、反対票は 2 票増加、棄権票は 4 票増加した。投票不参加国の数は 7 カ国から 14 カ国へ増加した。

核保有国のいずれも、核兵器の非人道的影響には言及しなかった。2025 年 NPT 準備委員会において、米国の拡大核抑止に依存している同盟国の中で、核兵器使用の非人道的・環境的影響の「壊滅的」な性質に簡単に触れたのは、カナダ⁴⁴、日本⁴⁵、及びノルウェー⁴⁶のみであった。

B) 被害者援助・環境修復

核兵器の使用、実験、製造に関連する被害者への支援や、汚染された環境の修復も、核兵器の非人道的影響の観点から重要である。TPNW 第 6 条では、核兵器の使用または実験によって

⁴¹ “Joint Statement by TPNW States Parties and Signatory States,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

⁴² A/RES/80/50, December 1, 2025.

⁴³ A/RES/80/51, December 1, 2025.

⁴⁴ “Statement by Canada,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

⁴⁵ “Statement by Japan,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

⁴⁶ “Statement by Norway,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

影響を受けた被害者への支援の提供、及び汚染地域の環境修復に向けた必要かつ適切な措置の実施が規定されている。また、TPNW を署名・批准していない国であっても、個別に対応した事例が存在する。

2025 年第 3 回 NPT 準備委員会において、キリバスがカザフスタン、メキシコ、その他の国々を代表して共同声明を発表した。そのなかで、「核兵器使用による多面的な非人道的・環境的影響の理解を深め、第二世代・第三世代の被害者を含む関連する支援や環境修復の取組に役立てるためのさらなる研究の実施」を求めるとともに、「運用検討会議及び次回のレビューサイクルにおいて、被害者支援や環境修復など核の遺産に関する議題を含めること」を呼びかけた⁴⁷。

TPNW 第 3 回締約国会議が 3 月 3 日から 7 日にかけて開催された中で、カザフスタンは「被害者支援、影響を受けた地域の復興、核被害に対する責任確保のための仕組みを確立すべきである。核実験の影響を受けた者たちを忘れてはならない。他の軍縮条約での成功例を踏まえ、こうした目的に適した解決策の 1 つとして、国際信託基金 (International Trust Fund) の設立が考えられる」と述べた⁴⁸。

第 3 回締約国会議の最終報告書では、被害者支援、環境修復、国際協力・支援に関する非公式作業部会での議論をさらに継続し、「核の使用及び実験の影響による被害者支援と環境修復」に特化した信託基金の設立を目指すことが決定された⁴⁹。また、非公式作業部会の共同議長が 2026 年 TPNW 運用検討会議の 4 カ月前までに基金の指針、規定、要項案を提出し、実現可能であれば同会議にて基金を設立することを目指すことも決定された。

2025 年の国連総会では、オーストリア、カザフスタン、ニュージーランドなどが提出した「被害者支援及び環境修復に関する 2026 年会合の実施方法」⁵⁰ と題する決議が採択された。国連総会における被害者支援及び環境修復をめぐるこの議論の流れは、TPNW の枠組みのもとでのプロセスを主導している国々と同様に、カザフスタンやキリバスが主導しているものの、敷かれた別々のレールに基づく、別個のプロセスである。決議は、被害者支援及び環境修復をテーマとする会合を、2026 年初頭に国連本部で開催することを定めており、市民社会、学術界、関係国連機関、科学者、並びに「核兵器の使用、製造、実験による影響を受けた地域社会の代表」の参加を明記している。投票行動は下記のとおりであった。

- ▶ 賛成 170 (豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコなど)、反対 4 (フランス、北朝鮮、ロシア、英国)、棄権 5 (中国、インド、イスラエル、パキスタン、米国)。シリアは投票に参加しなかった。

上記のほかに、2025 年には被害者援助・環境修復に関して、以下のようなことが報じられた。

⁴⁷ “Joint Statement Addressing the Legacy of Nuclear Weapons,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

⁴⁸ “Statement by Kazakhstan,” Third Meeting of States Parties to the TPNW, March 4, 2025.

⁴⁹ TPNW/MSP/2025/CRP.3, March 7, 2025.

⁵⁰ A/RES/80/56, December 1, 2025.

- 6月17日、フランス国民議会が任命した超党派委員会は、1966年から1996年にかけてフランスがフランス領ポリネシアで実施した193回の核実験により住民が被曝した影響についての調査結果を公表した。報告書では、フランス政府及び太平洋実験センターの責任を問うとともに、住民や関係者に放射線被曝のリスクについて十分に情報提供してこなかったことを批判した。委員会はフランス政府に対して、正式な謝罪の発表、補償対象となる疾病の範囲の拡大、さらに現行の補償資格として設けられているミリシーベルト基準の撤廃を求めた⁵¹。
- 7月4日、トランプ大統領が署名して成立した「H.R.1 – Big Beautiful Bill Act」により、放射線被曝補償法（Radiation Exposure Compensation Act, RECA）が再開された。このプログラムは1990年に初めて制定され、第二次世界大戦中の核実験や冷戦期のウラン採掘により被曝した米国市民への補償を目的としていたが、2024年6月に期限切れとなっていた。新法では、プログラムの適用期間を2028年12月31日まで延長するとともに、「複数の州で汚染に曝露され病気になった住民の適格性を拡大し、補償上限を10万ドルに引き上げる。また、ウラン鉱山労働者を対象に含め、特定の核廃棄物や核施設周辺地域の住民もRECA補償の対象となる」と規定している⁵²。

(4) 核兵器禁止条約（TPNW）

A) 署名・批准の状況

TPNWは2017年9月20日に採択された。2020年10月24日に50カ国目が条約を批准したことで、TPNWは第15条に基づき2021年1月22日に発効した。TPNWの署名国及び批准国の数は、増加を続けているものの、そのペースは比較的緩やかである。2025年には、ガーナが条約を批准し、キルギスが署名国となった。2025年末時点で、95カ国の署名国のうち74カ国が批准を完了している。一方、25カ国は署名国であるものの、いまだ批准には至っていない。本レポートの調査対象国のうち、オーストリア、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカは条約を批准しており、ブラジルは署名済みだがまだ批准していない。

B) 締約国会議

TPNW第3回締約国会議は、2025年3月3日から7日にかけて、ニューヨークの国連本部でカザフスタンの議長のもとで開催された。

会議の最終宣言では、「核兵器が初めて実験・使用されてから80年目に開催されるという歴史的意義の深さ」が強調された⁵³。また、締約国は「核兵器の拡散に関する言説の増加、安全保障

⁵¹ “Parliamentary Report Urges Paris to Apologise for French Polynesia Nuclear Tests,” *France 24*, June 17, 2025, <https://www.france24.com/en/europe/20250617-parliamentary-report-urges-paris-to-apologise-for-french-polynesia-nuclear-tests>.

⁵² “President Trump Signs Off on the Big Beautiful Bill – What’s in Store for Nuclear?,” *Energy Communities Alliance*, July 7, 2025, <https://www.energyca.org/eca-updates/2025/7/7/president-trump-signs-off-on-the-big-beautiful-bill-whats-in-store-for-nuclear>.

⁵³ TPNW/MSP/2025/CRP.4, March 7, 2025.

ドクトリンにおける核抑止への依存の強化、核兵器の継続保有など、国際情勢の進展に深い懸念を抱いている」と指摘した。さらに、「核兵器の保有を継続しようとする試みは、不拡散及び核軍縮の進展に悪影響を及ぼす。核抑止は核リスクの存在そのものに基づいており、これはすべての人類の生存を脅かすものである。意図的であれ偶発的であれ、核兵器の使用はいかなる場合も壊滅的な非人道的影響をもたらす。[...] 核兵器は、核兵器を保有しているか否か、核抑止に依拠しているか、あるいはそれに強く反対しているかを問わず、すべての国家の安全保障、ひいてはその存立そのものに対する脅威である」と述べた。

この宣言では、そのために「すべての国が協力して、核軍縮・核不拡散体制全体を強化するため、核軍縮・不拡散体制の礎であるNPTを擁護・強化する」ことが求められた。また、国連総会による「核戦争の影響に関する独立科学パネル」の設立を歓迎し、国際社会に対して核分野における新興技術への対応を促した。さらに、核兵器国に対しては、「軍事分野における人工知能技術の開発の文脈においても、核兵器及びその運搬手段に対して実質的な人間による管理を維持する」よう求めた。こうした新興技術をめぐる動向は、「TPNWの目的と意図を損なう可能性がある」と指摘された。

第3回締約国会議の成果としてもう1つ挙げられるのは、オーストリアが主導する「安全保障上の懸念に関する協議プロセス」による報告書が公表されたことである⁵⁴。要するにこれは、核兵器の存在や、核抑止に依存した政策をとっている国があること自体が、大多数の非核兵器国を含む国際社会全体を危険にさらしており、重大な安全保障上の懸念を構成していることから、そうした状況から脱却すべきであるとする議論である。同報告書は、核兵器の非人道的被害が、戦争に関与していない国家や住民を含め、特に脆弱な地域社会に不均衡な形で及んでいることや、核兵器の製造や実験が環境破壊や深刻な健康被害をもたらしてきたことを指摘し、核廃絶は安全保障上の課題であると同時に、歴史的かつ現在進行形の不正義に対処する問題でもあると位置づけている。さらに、核抑止そのものが核リスクの根源であるとし、地政学的緊張の高まり、核使用の威嚇の増加や激化、核態勢や核ドクトリンにおける核兵器の重要性の高まり、核兵器の質的近代化と量的増加、透明性の欠如・低下、新たな軍事技術の台頭(AIやサイバー攻撃に関するリスク)などを背景に、核リスクが一層高まっていると指摘している。そのうえで、核兵器が常に抑止できるという前提そのものを問い直す必要性を提起し、安全保障上の利益という観点からも、核廃絶は合理的かつ現実的な対応であると結論づけ、核抑止からのパラダイムシフト(脱却)が緊急に必要であるとしている。

第3回締約国会議は、TPNW第1回運用検討会議を2026年11月30日から12月4日にかけてニューヨークの国連本部で開催することを決定し、南アフリカが議長を務めることとなった。

C) 署名国・締約国の動向

TPNWを推進する国々は、2025年NPT準備委員会において、核兵器の非人道的影響、法的禁止、NPT第6条の効果的な実施措置に関する条約の重要性を訴えた。たとえば、インドネシアは、「TPNWは、核兵器による人道への壊滅的な影響に対する深刻な懸念に対処するために、NPTを確認・補完するものである。核兵器を正当化できない法的枠組みを確立し、核兵器による

⁵⁴ TPNW/MSP/2025/7, February 7, 2025.

脅威に対する道徳的な障壁を高めた」と主張した⁵⁵。

TPNW は NPT を補完するものであるとの主張もなされている。TPNW の締約国及び署名国は共同声明で、「TPNW は NPT を完全に補完するものである。TPNW の規定は、核軍縮へのさらなる推進力を提供し、核兵器のない世界を達成するための効果的措置として、NPT 第 6 条を実施するための法的枠組みを構築する。核軍縮・不拡散体制の礎石である NPT の締約国として、我々は NPT 及び TPNW をはじめ、CTBT や非核兵器地帯を設立する地域条約など、すべての補完的条約に基づく義務とコミットメントを完全に果たすことを改めて確認する」と述べた⁵⁶。

第 3 回 TPNW 締約国会議では、複数の国が TPNW の独自性について強調した。特に、非差別性、行動重視、そして大量破壊の脅威に基づかない共通の安全保障の理念の 3 点が指摘された。たとえば、ブラジルは「TPNW は非差別的であり、完全な核軍縮に対する明確な法的コミットメントに基づいている。その適時の採択は、軍縮・不拡散体制における容認できない空白を埋めるものであった」と述べた⁵⁷。行動重視の観点について、メキシコは「他の軍縮フォーラムが停滞する中、TPNW は依然として世界の軍縮・不拡散体制の柱として強化され続けている。このフォーラムは外交対話に焦点を当てると同時に、何よりも行動を重視する場である」と述べた⁵⁸。さらにオーストリアは、「国際関係全般、特に核兵器問題を巡る憂慮すべき状況を背景に、TPNW は不可欠な希望の光である。これは、大量破壊の脅威に基づかない安全保障の理解を示す唯一の国際的発展及び枠組みである。TPNW は今日や将来の安全保障課題に対する万能薬ではないが、核兵器や核抑止もまたそうではない」と述べた⁵⁹。

TPNW を支持する国々が 2025 年の国連総会に提案し、採択された決議「核兵器禁止条約」⁶⁰では、非締約国に対して可能な限り早期に署名、批准、受諾、承認または加入するよう呼びかけた。この決議の投票行動は、以下のとおりであった。

- ▶ 賛成 119 (オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカなど)、反対 45 (カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、日本、韓国、北朝鮮、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、ロシア、スウェーデン、トルコ、英国、米国など)、棄権 12 (豪州、サウジアラビア、スイスなど)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 8 票減少し、反対票は 1 票増加、棄権票は 1 票減少した。投票不参加国の数は 9 カ国から 17 カ国へ増加した。

核兵器の法的禁止に関連して、2025 年の国連総会では前年と同様に「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所 (ICJ) の勧告的意見のフォローアップ」⁶¹、及び「核兵器使用

⁵⁵ “Statement by Indonesia,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

⁵⁶ “Joint Statement by TPNW States Parties and Signatory States,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

⁵⁷ “Statement by Brazil,” Third Meeting of States Parties to the TPNW, March 4, 2025.

⁵⁸ “Statement by Mexico,” Third Meeting of States Parties to the TPNW, March 3, 2025.

⁵⁹ “Statement by Austria,” Third Meeting of States Parties to the TPNW, March 4, 2025.

⁶⁰ A/RES/80/54, December 1, 2025.

⁶¹ A/RES/80/33, December 1, 2025.

禁止条約」⁶² という2つの決議が採択された。その投票行動は、それぞれ以下のとおりである。

- ▶ 核兵器の威嚇または使用の合法性に関する ICJ の勧告的意見のフォローアップ—賛成 127 (オーストリア、ブラジル、中国、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スイスなど)、反対 35 (豪州、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、ポーランド、ロシア、スウェーデン、トルコ、英国、米国など)、棄権 16 (カナダ、インド、日本、北朝鮮、オランダ、ノルウェー、パキスタンなど)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 8 票減少し、反対票は変わらず、棄権票は 1 票増加した。投票不参加国の数は 8 カ国から 15 カ国へ増加した。
- ▶ 核兵器使用禁止条約—賛成 116 (ブラジル、中国、エジプト、インド、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、サウジアラビア、南アフリカなど)、反対 50 (豪州、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国など)、棄権 11 (日本、北朝鮮、パキスタン、ロシアなど)。シリアは投票に参加しなかった。2024 年と比べると、賛成票は 5 票減少し、反対票と棄権票はいずれも 1 票増加した。投票不参加国の数は 11 カ国から 16 カ国へ増加した。

D) 未署名国の動向

核兵器国は、TPNW への署名を拒否する立場を改めて示すとともに、TPNW は核兵器の禁止に関する慣習国際法を形成するものではなく、署名していない国に対してはいかなる法的義務も生じないと述べた。どの核兵器国も、NPT 準備委員会において TPNW を直接批判することはなかったが、その一部は遠回しまたは間接的な形で批判的な見解を示している。

たとえば、フランスは、「国際安全保障体制の礎石としての NPT の優位性と中心性を擁護することが我々の指針である。この観点から、戦略的文脈を考慮した段階的アプローチに基づく NPTこそが、核軍縮及び不拡散という我々の共通目標を前進させる唯一の実行可能な手段である」と述べた⁶³。

ロシアはまた、「核兵器の即時かつ無条件の放棄や違法化によって『核兵器ゼロ』に至る『近道』などの考え方は、実現不可能であり逆効果である。特に、現在の極めて不安定で予測困難な国際情勢において、軍縮の人為的な期限を設定する試みも同様である。こうした考え方は、政治・軍事的及び戦略的現実を考慮せず、核兵器国の安全保障上の利益を無視し、毀損されない安全保障の原則に反し、全面かつ完全な軍備縮小の文脈外に置かれている」と述べた⁶⁴。

調査対象国のうち、TPNW に署名していない国では、豪州、エジプト、サウジアラビア、スイスが第3回締約国会議にオブザーバーとして参加した。前年とは異なり、ドイツはオブザーバーとしての参加を見送り、「TPNW はロシアのウクライナ侵略以前の時代に制定されたものであり、条約の意図及び野望は現在の安全保障政策の現実を反映していない」と述べた⁶⁵。

⁶² A/RES/80/59, December 1, 2025.

⁶³ “Statement by France,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

⁶⁴ “Statement by Russia,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

⁶⁵ “Germany Skips UN Conference on Banning Nuclear Weapons in New York,” *DPA International*, March 4, 2025,

日本は、過去の条約会合にオブザーバーとして参加した国々の事例を検証し、日本として取りうる対応を検討していたものの、最終的に会議への参加を見送る判断を下した。岩屋外相は、日本の立場について詳細に説明した。TPNWは「『核兵器のない世界』への出口とも言える重要な条約」だとの認識を示しつつ、「核兵器国を交えずに、核軍縮を進めることは難しく、だからこそ、国際的な核軍縮の取組は、NPTのもとで進めていくことが、引き続きより望ましい」とした。さらに、「我が国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、我が国周辺ではむしろ、質的量的な核軍拡が進んでいる」ことから、「国民の生命と財産、我が国の独立と平和を守り抜くためには、核による拡大抑止が不可欠」であると位置付けた。TPNWは核兵器を包括的に禁止しているため、「締約国会合にオブザーバー参加することは、我が国の核抑止政策について、誤ったメッセージを与え、自らの平和と安全の確保に支障をきたす恐れがある」とも述べた。そのうえで岩屋外相は、日本は「『核兵器のない世界』に向けた、現実的で実践的な取組を全力で推進してまいります」と述べた⁶⁶。

(5) 核兵器の削減

A) 新戦略兵器削減条約(新 START)

ロシアと米国間の新戦略兵器削減条約(新 START)は、2011年2月に発効し、2021年2月に5年間期限が延長された。新 STARTの検証体制のもとで実施されている現地査察は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降停止されていた。2022年2月のロシアによるウクライナへの全面侵攻後、ロシアは同年8月、米国の制裁などの影響で米国での現地査察を実施できないと批判した。米国はロシアの主張を否定し、現地査察の再開に向けた対話を呼びかけた。2023年2月28日、ロシアは「敵対的な西側の行動」を理由に条約の履行を停止した。一方で、戦略(核)弾頭及び運搬手段の条約上の数的制限や、大陸間弾道ミサイル(ICBM)及び潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)の試射について米国に通知する義務を「厳格に遵守」し続けると表明した⁶⁷。

2025年1月17日、米国務省は議会向けに提出した新 START 実施に関する年次報告書の中で、次のように報告した。

米国は、ロシアが新 START の条項を遵守していると認定することはできない。過去のロシアによる条項違反及び2023年2月28日以降のロシアによる条約の一時停止表明に続き、ロシアは2024年においても複数の新 START の規定に違反し続けた。2022年以降、ロシアは自国領域における米国の査察活動の円滑な実施義務や、二国間協議委員会(BCC)の開催義務を果たしていない。さらに、新 START を2023年2月以降一時停止すると法的効力

<https://www.dpa-international.com/politics/urn:newsml:dpa.com:20090101:250304-99-113511/>

⁶⁶ 外務省「岩屋外務大臣会見記録」2025年2月18日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaikenit_000001_00062.html。

⁶⁷ “New Start Treaty,” Nuclear Threat Initiative, October 2024, <https://www.nti.org/education-center/treaties-and-regimes/treaty-between-the-united-states-of-america-and-the-russian-federation-on-measures-for-the-further-reduction-and-limitation-of-strategic-offensive-arms/>。

を欠くかたちで主張した後、ロシアは条約において義務付けられている通知やデータ更新、及び遠隔測定情報の交換に関する義務を遵守しないなど、条約の規定にさらに違反した。〔…〕米国は、ロシアが2024年を通じて新STARTに基づく配備戦略弾頭数の上限1,550を遵守していたか判断できないているが、その理由としては、ロシアが最後の報告時点で上限数に迫っていたものの、条約の検証体制に関する義務を履行しなかったためである。米国は確信をもって、ロシアが2024年に条約で定められた制限を超える大規模な活動は行わなかったと評価している。しかし、ロシアは年間を通じて配備済み弾頭数の上限に迫っていた可能性が高く、一時的に上限をわずかに超えた可能性もあるとして、深刻な遵守上の懸念を示すものである⁶⁸。

条約は2026年2月5日に期限を迎えるにもかかわらず、ロシアと米国はその後継条約の可能性について具体的な協議を行っていない。2月19日には、米国の民主党議員数十名が国務長官に対しこうした交渉の開始を促したが、回答は得られなかった⁶⁹。

ロシアの米国との交渉再開に関する姿勢は、年内を通じて変動し、異なるレベルで矛盾する立場が示された。1月24日、クレムリン報道官ペスコフ(Dmitry Peskov)は「核軍縮交渉をできるだけ早期に再開する必要があるとロシアは考えている。特に、軍備管理の法的枠組みが著しく損なわれているが、その責任はロシアにない」と述べた⁷⁰。しかし、4月8日には、相互信頼の欠如を理由に「交渉開始は非常に想像しがたい」と発言した⁷¹。4月24日、ロシアのショイグ(Sergei Shoigu)安全保障会議書記は、ロシアは「戦略的安定に関する対話を再開する用意がある」と述べたものの、新STARTの後継条約では「米国だけでなく、他のNATO核国、すなわち英国及びフランスの兵器庫も考慮する必要がある」と付け加えた⁷²。この要求は、新START後継条約に向けた交渉再開に関するロシアの立場の中心となっている。

7月25日、トランプ大統領は、ロシアと米国の戦略核兵器に関する新STARTの上限を維持したい意向を示し、「これは失効させたくない条約だ。我々はその作業を始めている。核制限を解除すると、それは大きな問題になる」と述べた⁷³。

9月22日、プーチン(Vladimir Putin)大統領は、ロシアは2026年2月の条約失効後も新STARTの規定を1年間遵守すると表明し、「米国が同様に行動し、既存の抑止力の均衡を損なっ

⁶⁸ U.S. Department of State, “2024 Report to Congress on Implementation of the New START Treaty,” January 17, 2025, <https://2021-2025.state.gov/2024-report-to-congress-on-implementation-of-the-new-start-treaty/>.

⁶⁹ Timothy Gardner, “Democratic Lawmakers Urge Rubio to Renew New START Nuclear Pact with Russia,” *Reuters*, February 20, 2025, https://www.reuters.com/world/us/democratic-lawmakers-urge-rubio-renew-new-start-nuclear-pact-with-russia-2025-02-19/?mkt_tok=ODEzLVhZVS00MjIAAAGYxD2qmMJXJbOhuwvBn.2myn56Z4si0WK0V0B7xso0FkhlwVTNMU8WmZ6K708gk_GZOk15zv0rYA1HiFi0uxGrZas9KfjfpWyD-wcWominhNOyv.

⁷⁰ Csongor Körömi, “Kremlin Wants to Resume Arms Control Talks with US ‘As Soon As Possible,’” *Politico*, January 24, 2025, <https://www.politico.eu/article/kremlin-russia-resume-arms-control-talk-united-states-dmitry-peskov/>.

⁷¹ Guy Faulconbridge and Dmitry Antonov, “Russia Says the Future of Nuclear Arms Control with US and Others Looks Bleak for Now,” *Reuters*, April 8, 2025, <https://www.reuters.com/world/kremlin-says-it-is-hard-imagine-talks-with-us-new-nuclear-arms-reduction-treaty-2025-04-08/>.

⁷² “Russia Ready to Debate New Strategic Stability Treaty with US – Top Security Official,” *TASS*, April 24, 2025, <https://tass.com/politics/1948621>.

⁷³ “Trump Says He Wants to Maintain Nuclear Limits with Russia,” *Reuters*, July 26, 2025, <https://www.reuters.com/business/aerospace-defense/trump-says-he-wants-maintain-nuclear-limits-with-russia-2025-07-25/>.

たり違反したりしない場合に限る」と述べた⁷⁴。10月6日、トランプ大統領は新 START を1年間延長することは「良いアイデアのように思える」と発言したが、この件に関する具体的な二国間協議は12月末までに報じられなかった⁷⁵。12月10日、ロシア安全保障会議のショイグ事務局長は、両国が条約失効後1年間その制限を自主的に遵守するというプーチン大統領の提案に対する正式な米国の回答を、ロシアは依然として待っていると述べた⁷⁶。

2025年NPT準備委員会において、オーストリア、インドネシア、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スイスなど24カ国が共同声明を提出した。そのなかで、「新 START の失効前に条約の成果を確保し、配備済み戦略核兵器の上限及び削減に関するさらなる進展を達成するため、後継協定の交渉を緊急に開始し、後継協定が締結されるまで条約で定められた上限を完全かつ相互に遵守することに戻るよう」求め、新 START の実施及び再延長は「NPT の利益に資するものである」と表明した⁷⁷。

新 START に基づく米国の戦略核運搬手段及び弾頭の状況は、これまで米務省のウェブサイトで定期的に更新されていたが、ロシアによる条約の履行停止を受け、米国は2023年3月1日以降、更新データの提供を停止した。最後に公開されたデータは2023年5月のもので、米国の戦略核戦力の数量のみが含まれていた⁷⁸。

表 1-4 : 新 START のもとでの米露の戦略(核)戦力

	米国			ロシア		
	配備戦略(核)弾頭	配備戦略(核)運搬手段	配備・非配備戦略(核)運搬手段・発射機	配備戦略(核)弾頭	配備戦略(核)運搬手段	配備・非配備戦略(核)運搬手段・発射機
上限	1,550	700	800	1,550	700	800
2012.3	1,737	812	1,040	1,492	494	881
2012.9	1,722	806	1,034	1,499	491	884
2013.3	1,654	792	1,028	1,480	492	900
2013.9	1,688	809	1,015	1,400	473	894
2014.3	1,585	778	952	1,512	498	906
2014.9	1,642	794	912	1,643	528	911
2015.3	1,597	785	898	1,582	515	890
2015.9	1,538	762	898	1,648	526	877
2016.3	1,481	741	878	1,735	521	856

⁷⁴ “Russia Prepared for Threats, New START Treaty: Putin Speaks to Security Council,” *TASS*, September 22, 2025, <https://tass.com/politics/2019735>.

⁷⁵ “Trump on Putin Proposal: ‘Sounds Like a Good Idea to Me,’” *Newser*, October 6, 2025, <https://www.newser.com/story/376398/trump-backs-putins-plan-for-extended-nuclear-arms-treaty.html>.

⁷⁶ Guy Faulconbridge and Lucy Papachristou, “Russia Says It Awaits an Answer from the US on New START as Nuclear Treaty Ticks Down,” *Reuters*, December 10, 2025, <https://www.reuters.com/world/china/russia-says-it-awaits-an-answer-us-new-start-nuclear-treaty-ticks-down-2025-12-10/>.

⁷⁷ “Joint Statement New START,” Closing Session, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 9, 2025.

⁷⁸ U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Number of Strategic Offensive Arms,” May 13, 2023, <https://www.state.gov/new-start-treaty-aggregate-numbers-of-strategic-offensive-arms-5/>.

	米国			ロシア		
	配備戦略(核)弾頭	配備戦略(核)運搬手段	配備・非配備戦略(核)運搬手段・発射機	配備戦略(核)弾頭	配備戦略(核)運搬手段	配備・非配備戦略(核)運搬手段・発射機
2016.9	1,367	681	848	1,796	508	847
2017.3	1,411	673	820	1,765	523	816
2017.9	1,393	660	800	1,561	501	790
2018.2	1,350	652	800	1,444	527	779
2018.9	1,398	659	800	1,420	517	775
2019.3	1,365	656	800	1,461	524	760
2019.9	1,376	668	800	1,426	513	757
2020.3	1,372	655	800	1,326	485	754
2020.9	1,457	675	800	1,447	510	764
2021.3	1,357	651	800	1,456	517	767
2021.9	1,389	665	800	1,458	527	742
2022.3	1,515	686	800	1,474	526	761
2022.9	1,420	659	800	1,549	540	759
2023.3	1,419	662	800	---	---	---

注) 上記の表に掲げた米露の戦略(核)戦力に関する数字は、新 START で規定された戦略(核)運搬手段・弾頭の計算方法によるものであり、米露の戦略核戦力の実態を必ずしも正確に表しているわけではない。新 START では、ICBM 及び SLBM については実際に配備されている弾頭数(核弾頭以外の弾頭も含む)が数えられるのに対して、戦略爆撃機については、1機に1発の核弾頭が搭載されている(実際には6~20発を搭載)として計算される。

出典) The U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms of the United States and the Russian Federation, February 2011 – September 2020,” Fact Sheet, March 5, 2021, <https://www.state.gov/new-start-treaty-aggregate-numbers-of-strategic-offensive-arms-of-the-united-states-and-the-russian-federation-february-2011-september-2020/>; The U.S. Department of State, “New START Treaty Aggregate Numbers of Strategic Offensive Arms,” <https://www.state.gov/>.

B) 核兵器の一層の削減に関する具体的措置

2025年を通して、核兵器国及びその他の核保有国は、核兵器削減に向けた具体的措置に関する新たな提案を示すことはなかった。

米国のトランプ大統領は、複数の機会にわたり、中国及びロシアとの軍縮交渉を呼びかけていた。たとえば、1月23日には米国は「非核化を望んでおり、それは十分可能だ」と述べた⁷⁹。2月14日には、中国及びロシアの首脳との三者会談の可能性に言及しつつ、「我々の軍事予算を半分に削減しよう。[...] 新しい核兵器を作る理由はない。我々にはすでに十分な核兵器がある」と発言した⁸⁰。3月6日にも、中国及びロシアとの非核化に関する協議を求め、「もし全員で非核化でき

⁷⁹ Xiaodon Liang, “Trump Says U.S. Is Open to Nuclear Talks,” *Arms Control Association*, March 2025, <https://www.armscontrol.org/act/2025-03/news/trump-says-us-open-nuclear-talks>.

⁸⁰ Zeke Miller and Michelle Price, “Trump Wants Denuclearization Talks with Russia and China, Hopes for Defense Spending Cuts,” *AP News*, February 14, 2025, <https://apnews.com/article/trump-china-russia-nuclear-bb1c75920297f1e5ba5556d084da4de>.

れば素晴らしい。核兵器の力はとてつもない」と述べた⁸¹。

米国はNPT準備委員会においてもこれらの呼びかけを改めて行い、特に中国に焦点を当てていた。「米国は中国に対し、責任ある行動を取り、これらの協議に参加するよう求める。中国がNPT上の義務を真剣に履行するつもりであれば、世界は中国の核計画がある一定の規模に達するまで、中国の真剣な軍備管理協議の参加を待つ必要はない」と述べた⁸²。

8月26日、トランプ大統領は「非核化は非常に大きな目標だが、ロシアはそれを実行する意志があり、中国も同様に意志を持つだろうと思う。我々は核兵器の拡散を許してはいけない。核兵器を止めなければならない。その力はあまりにも大きい」と述べた⁸³。11月5日、トランプ大統領は米露中「3カ国で非核化計画に取り組む可能性がある」と述べたが、具体的な内容については明らかにしなかった⁸⁴。

ロシアは、「特に戦略的安定に関して、米国との軍備管理対話は極めて重要である」としつつも、前述のロシアに対する「敵対的政策」の停止と、将来の合意にフランス及び英国を含めることの2つを前提条件として一貫して提示している⁸⁵。2月10日、リャブコフ (Sergei Ryabkov) 外務次官は「米国は三者協議形式を提案しているが、我々は五者形式を求めている。我々は堂々巡りをしている」とも述べた⁸⁶。NPT準備委員会でもロシアはその立場を再確認し、「軍事的核能力を有するすべての国、特に核兵器を保有するすべてのNATO加盟国を軍縮プロセスに関与させる必要がある」と表明した⁸⁷。ロシアは、フランス及び英国の核戦力を軍縮交渉に含めるよう繰り返し求めており、クレムリン報道官ベスコフも9月29日に同様の立場を表明した⁸⁸。

中国はこのような軍縮・軍備管理協議への参加要請を繰り返し拒否しており、核兵器削減プロセスへの自国の参加は時期尚早であると主張している。2月14日、外交部報道官の郭嘉昆 (Guo Jiakun) は「米国とロシアは世界の核兵器の90%以上を保有している。核軍縮は『世界的戦略安定の維持』及び『すべての国のための増大し毀損されない安全保障』という基本原則に従うべきである。世界最大の核兵器庫を有するロシアと米国は、核軍縮における特別かつ主要な責任を真摯に果たし、自国の核兵器を抜本的かつ実質的に削減し、他の核兵器国が核軍縮プロセスに参加するための必要な条件を整えるべきである」と述べた⁸⁹。

中国はNPT準備委員会でもこの立場を改めて示し、ロシアと米国はまず「新STARTの履行を

⁸¹ “Russia Says It’s Open to Broad Nuclear Talks With Trump,” *RFE/RL*, March 7, 2025, <https://www.rferl.org/a/putin-trump-china-nuclear-talks-arms-control-weapons/33339859.html>.

⁸² “Statement by the United States,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

⁸³ “Trump Renews Push for Denuclearization Talks with Russia and China,” *Reuters*, August 26, 2025, <https://www.reuters.com/world/china/trump-renews-push-denuclearization-talks-with-russia-china-2025-08-26/>.

⁸⁴ 「トランプ氏、米中ロで非核化に取り組む可能性に言及：詳細は示さず」『ロイター通信』2025年11月6日、<https://jp.reuters.com/world/security/UQSGY77RUVN3FMZEQ43QF4NQQQA-2025-11-05/>.

⁸⁵ “Russia-US Dialogue on Arms Control Is Essential – Kremlin,” *TASS*, March 7, 2025, <https://tass.com/politics/1923949>.

⁸⁶ Liang, op. cit.

⁸⁷ “Statement by Russia and Belarus,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

⁸⁸ “Kremlin Says British and French Arsenals Must Ultimately Be Part of Nuclear Disarmament Talks,” *Reuters*, September 29, 2025, <https://www.reuters.com/world/kremlin-says-british-french-arsenals-must-ultimately-be-part-nuclear-disarmament-2025-09-29/>.

⁸⁹ Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson Guo Jiakun’s Regular Press Conference on February 14, 2025,” February 14, 2025, https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xw/fyrbt/202502/t20250214_11555376.html.

再開し、後続の措置について議論すべきだ」と付け加えた⁹⁰。8月26日にトランプ大統領が「非核化」協議を呼びかけたのを受け、外交部報道官の郭嘉昆は「中国の核戦力は決して米国と同じレベルではない。我々の核政策や戦略的安全保障環境もまったく異なる。中国にロシアと米国との核軍縮交渉への参加を求めることは、合理的でも現実的でもない」と述べた⁹¹。協議に必要な条件をめぐる根強い意見の隔たりのため、こうした断片的なやり取りは、核兵器国間における核軍縮に関するいかなる実質的な取り組みも生み出すことができなかった。

C) 核戦力強化・近代化

核保有国は核軍縮へのコミットメントを改めて表明する一方で、核兵器能力の近代化及び強化を継続している。NPT 準備委員会では、多くの非核兵器国が核戦力の強化や近代化の傾向に対する強い懸念を示した。たとえば、NAM 諸国は、「本グループは、核兵器の存続と関連する軍事ドクトリン、核戦力の近代化、より効果的かつ新型の低出力核弾頭を含む開発、さらには条約の原則や目的に反するその他の政策や慣行（核共有や拡大抑止の継続・進化など）が平和と安全に対する最大の脅威であるとの深刻な懸念を改めて表明する。本グループは、新たな核軍拡競争の実態であり、条約第6条に明確に違反するこの傾向を直ちに終わらせるよう強く求める」と述べた⁹²。

国際核兵器廃絶キャンペーン (ICAN) が2025年6月に発表した報告によると、2024年、核保有国9カ国の核兵器関連支出（核戦力の近代化を含む）総額は1,002億ドルで、前年の914億ドルから増加した。このうち、米国は568億ドル、中国は125億ドル、英国は104億ドル、ロシアは81億ドル、フランスは69億ドル、インドは26億ドル、イスラエルは11億ドル、パキスタンは11億ドル、北朝鮮は6.3億ドルを費やした⁹³。

中国

中国は繰り返し、「自国の核能力は常に国家安全保障に必要な最小限のレベルにとどめており、他国との軍拡競争に関与したことも、今後関与することもない。中国の核戦力と核政策は世界平和への重要な貢献である」と表明している⁹⁴。しかし、中国は核戦力の開発や配備に関する情報を一切公表しておらず、実態は不明のままである。

11月27日に発表された『新時代における中国の軍備管理、軍縮、不拡散』と題した白書において、中国は「引き締まった (lean)、効果的な核戦力システムの構築にあたり、中国は戦略的早期警戒、指揮統制、ミサイル貫通能力、即応性、及び残存性の向上を進めている。これは、中国の核兵器の安全性・保安性・信頼性・有効性を確保し、他国による中国への核兵器の使用または使用の威嚇を抑止するためである」と述べた⁹⁵。

近年、中国の核戦力近代化の加速に対する懸念が高まっている。2025年12月に公表され

⁹⁰ “Statement by China,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

⁹¹ Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson Guo Jiakun’s Regular Press Conference on August 27, 2025,” August 27, 2025, https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xw/fyrbt/202508/t20250827_11696776.html.

⁹² “Statement by NAM,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

⁹³ “Hidden Costs: Nuclear Weapons Spending in 2024,” ICAN, June 2025, https://www.icanw.org/hidden_costs_2024_global_nuclear_weapons_spending.

⁹⁴ “Statement by China,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

⁹⁵ Ministry of Foreign Affairs of China, *China’s Arms Control*, op. cit.

た、米国防総省による年次の対議会報告書『中華人民共和国に関する軍事・安全保障の動向 (Military and Security Developments Involving the People's Republic of China)』によれば、米国は「中国の核弾頭の保有数は2024年を通じて600発台前半にとどまり、過去数年と比べて生産ペースの鈍化を反映している」と推定している。「この減速にもかかわらず、中国人民解放軍 (PLA) は大規模な核戦力拡大を継続している。同報告書は、2020年時点では、中国の核弾頭数が今後10年で200発台前半から倍増すると評価していたが、人民解放軍は依然として2030年までに1,000発を超える核弾頭を保有する軌道にある」としている⁹⁶。

中国は2000年代後半以降、戦略核戦力の中核であるICBMの開発を継続している。その中には、移動式のDF-31A/AG、固定式で3～5発の核弾頭を搭載可能な複数個別誘導弾頭 (MIRV) 化のDF-5B、そして約3発の核弾頭を搭載 MIRV 化のDF-41が含まれる。米国防総省は2025年の報告書において、中国が「3カ所のサイロ配備基地において、DF-31級ICBMを固体燃料式ICBMのミサイル・サイロ100基以上に装填した可能性が高い」と述べている⁹⁷。

中国はまた、SLBM能力の強化も進めている。米国防総省は、中国が6隻の晋級 (Jin class) 弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (Type 094 SSBN) にJL-2またはJL-3 SLBMを搭載して継続的な海洋パトロールを行っており、次世代のType 096 SSBNの建造もまもなく開始されるなどと分析している。JL-3は中国の最新のSLBMで、射程距離は10,000km以上と見積もられており、中国沿岸から米国本土への攻撃が可能だとされる⁹⁸。

さらに、中国は戦略核三本柱の完成に向けて、核弾頭搭載可能な空中発射弾道ミサイル (ALBM) を搭載できるH-6N戦略爆撃機、及び核巡航ミサイルを搭載可能なH-6K戦略爆撃機の配備を進めている。

非戦略核戦力に関しては、地上発射型の短距離及び中距離ミサイルの質・量ともに高水準を維持しており、核兵器・通常兵器の両方に使用可能と推定されている。米国防総省は2025年の報告書において、中国が「おそらく10kt未満の核兵器の開発を進めている。こうした兵器は、人民解放軍が長年抱えてきた、軍事目標に対する限定的な核反撃を実施し、核のエスカレーションを制御するという願望に対応するものである。現在配備されている中国のシステムのうち、DF-26IRBM及びH-6N ALBMは、いずれも精度の高い戦域兵器であり、低出力核兵器を搭載するのに適している」と述べている⁹⁹。

中国は弾道ミサイルや巡航ミサイルに加え、極超音速ミサイルの開発も積極的に進めている。2020年に配備されたDF-17極超音速ミサイルに加え、2023年にはDF-27極超音速ミサイル (射程5,000～8,000km) の運用を秘密裏に開始し、飛翔試験を実施したと報じられた¹⁰⁰。また、

⁹⁶ U.S. Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2025*, December 2025, p. 28, <https://media.defense.gov/2025/Dec/23/2003849070/-1/-1/1/ANNUAL-REPORT-TO-CONGRESS-MILITARY-AND-SECURITY-DEVELOPMENTS-INVOLVING-THE-PEOPLES-REPUBLIC-OF-CHINA-2025.PDF>.

⁹⁷ *Ibid.*, p. 30.

⁹⁸ U.S. Department of Defense, *Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2024*, December 2024, p. 53, <https://media.defense.gov/2024/Dec/18/2003615520/-1/-1/0/MILITARY-AND-SECURITY-DEVELOPMENTS-INVOLVING-THE-PEOPLES-REPUBLIC-OF-CHINA-2024.PDF>.

⁹⁹ U.S. Department of Defense, *op. cit.*, p. 30.

¹⁰⁰ Zuzanna Gwadera, "Intelligence Leak Reveals China's Successful Test of a New Hypersonic Missile," *IJSS*, May 18, 2023, <https://www.ijss.org/online-analysis/online-analysis/2023/05/intelligence-leak-reveals-chinas-successful-test-of-a-new-hypersonic-missile/>.

2021年10月には、中国が部分軌道爆撃システム（FOBS）の試験を行った可能性も報告されている¹⁰¹。

2025年9月3日、中国は日本に対する戦勝80周年を記念した軍事パレードを開催した。このパレードでは初めて中国の完全な核三本柱が公開され、いくつかの新能力が披露された。その中には、H6-N長距離爆撃機搭載用に設計された中国初のALBM（JL-1）、JL-2の射程延長型であるJL-3のSLBM、及び陸上配備型ICBMのDF-061、DF-31BJ、DF-5Cの3種類が含まれる。専門家は、展示されたすべての核システムが米本土に到達可能であることを指摘した。しかし、これらの能力はいずれも実証実験されておらず、運用準備状況には疑問が残る¹⁰²。

中国の核戦力の強化と拡大は、米国の同盟国によって繰り返し批判された。たとえば、ドイツは、NPT準備委員会において「中国は最も急速に核戦力を拡大しており、核兵器用核分裂性物質を生産している唯一の核兵器国である。急速に拡大する核戦力は、特に透明性が確保されず、軍備管理や実質的なリスク低減措置に関与する意思を伴わない場合、NPT第6条に合致しない」と述べた¹⁰³。豪州は、2025年の国連総会において「急速な核拡大を進める大国として、中国が軍備管理プロセスに実質的に関与し、誠意ある対話を行うことが不可欠である」と述べた¹⁰⁴。

フランス

フランスは2015年、「厳格な充足（strict sufficiency）」の原則のもとで、保有核兵器数を最大でも300発と発表した¹⁰⁵。その核戦力には、50基の空中発射巡航ミサイル（ALCM）と48基のSLBMが含まれると推定されている¹⁰⁶。2025年12月時点でも、この核戦力の態勢に変更はない。

2024年3月、フランスは次世代SSBNの「SNLE-3G」の建造を開始した。「フランスの将来型核動力弾道ミサイル潜水艦クラスであるSNLE-3Gは、ノルマンディー地方シェルブールの潜水艦造船所で、Naval Groupが4隻のうち最初の1隻の鋼材を切断したことで大きな前進を遂げた」と報じられた¹⁰⁷。SNLE-3G潜水艦は4隻建造され、2035年以降にフランス海軍へ引き渡される予定である。Naval Groupは、最初の潜水艦の各セクションの組み立てを2026～2027年頃に開始し、2030年代初頭に進水、2035年以降にフランス海軍に納入すると見込んでいる。正確な年は現時点で非公開である。

9月12日、フランス防衛調達技術庁（DGA）は、M51 SLBMの第4世代型であるM51.4の設計・製造契約をアリアン・グループと締結したと発表した¹⁰⁸。このミサイルは将来のSNLE-3G潜

¹⁰¹ “A Fractional Orbital Bombardment System with a Hypersonic Glide Vehicle?” *Arms Control Wonk*, October 18, 2021, <https://www.armscontrolwonk.com/archive/1213655/a-fractional-orbital-bombardment-system-with-a-hypersonic-glide-vehicle/>.

¹⁰² Joseph Rodgers and Heather Williams, “Parading China’s Nuclear Arsenal Out of the Shadows,” *CSIS*, September 4, 2025, <https://www.csis.org/analysis/parading-chinas-nuclear-arsenal-out-shadows>.

¹⁰³ “Statement by Germany,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

¹⁰⁴ “Statement by Australia,” Nuclear Cluster Debate, First Committee, UNGA, October 17, 2025.

¹⁰⁵ Simond de Galbert, “President Hollande’s Message on Nuclear Deterrence,” *CSIS*, March 9, 2015, <https://www.csis.org/analysis/president-hollandes-message-nuclear-deterrence>.

¹⁰⁶ Stockholm International Peace Research Institute, op. cit.

¹⁰⁷ Xavier Vavasseur, “France Cuts Steel on its First Next Gen SSBN – SNLE-3G,” *Naval News*, March 20, 2024, <https://www.navalnews.com/naval-news/2024/03/france-cuts-steel-on-its-first-next-gen-ssbn-snle-3g/>.

¹⁰⁸ Xavier Vavasseur, “ArianeGroup to Develop M51.4 Submarine Launched Ballistic Missile,” *Naval News*, September 14, 2025, <https://www.navalnews.com/naval-news/2025/09/arianegroup-to-develop-m51-4-submarine-launched-ballistic-missile/>.

水艦に搭載される予定で、完成は2040年代初頭を目標としている。10月28日、フランス軍事省は、2014年から開発が進められてきたM51.3型が運用段階に入ったと発表した。このミサイルには、2013年に開発が開始された新型核弾頭TNO-2が搭載されている¹⁰⁹。

フランスの核抑止力の航空部門に関して、マクロン(Emmanuel Macron)大統領は3月18日、リュクスイル=サン=ソヴール空軍基地を改修し、2035年までにかつての核任務に復帰させると発表した。この基地には、将来の核搭載可能なラファールF5戦闘機2個飛行隊と、現行のASMP-Aに代わるASN4G極超音速ミサイルが配備される予定である¹¹⁰。運用開始後、リュクスイル=サン=ソヴールはフランスで核兵器を保管可能な4番目の基地となる見込みである。プロジェクト費用は17億ユーロ(約20億ドル)と見られている¹¹¹。

フランス唯一の空母であり、現在、核兵器を搭載できる装備を持つ世界で唯一の水上艦であるシャルル・ド・ゴールは、2038年までに次世代空母(PA-NG)に置き換えられる予定である。2022年10月、DGAは新空母の最新設計を公開し、海軍核航空隊の攻撃任務を支援できる装備も搭載されることが示された¹¹²。9月25日には、Naval Groupのシェルブール造船所でPA-NGの容器格納区画用の最初の鋼板が溶接され、2基のK22原子炉を収容するこの区画の建造が開始された¹¹³。12月21日、マクロン大統領は、次世代空母計画が正式に生産段階へ移行することを発表した¹¹⁴。

11月13日、フランス軍事省は、11月10日に核弾頭搭載巡航ミサイル「ASMPA-R」の試験の成功と海軍への実戦配備を受け、核ミサイル近代化サイクルの現行段階を完了したと発表した¹¹⁵。模擬弾頭を搭載する状態で発射された同ミサイルは、海軍核航空部隊(FANU)の一部として空母「シャルル・ド・ゴール」から運用されるフランスの核搭載可能なラファールMによる核攻撃訓練で使用された。ASMPA-Rは、すでに2023年にフランス戦略航空軍(FAS)で運用が開始されている。

¹⁰⁹ Xavier Vasseur, "France's M51.3 Submarine Launched Ballistic Missile Enters Operational Service," *Naval News*, October 29, 2025, <https://www.navalnews.com/naval-news/2025/10/frances-m51-3-submarine-launched-ballistic-missile-enters-operational-service/>.

¹¹⁰ Ibid.

¹¹¹ "France Pumps Money into Eastern Air Base to Handle Nuclear-Armed Bombers," *RFI*, June 1, 2025, https://www.rfi.fr/en/france/20250601-france-pumps-money-into-eastern-air-base-to-handle-nuclear-armed-bombers?mkt_tok=ODEzLVhZVS00MjIAAAGaInXBtAit-YktmQ5KxyVSDjBPAtB96ljgkBds32hUBD0M UXSwhLdb0PNOXt_jT0X_F2O6lnV1Br6RHqzZ-MZx1SxclN4ob5Yx0bGWVRUYFh7r.

¹¹² Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns, and Mackenzie Knight-Boyle, "French Nuclear Weapons, 2025," *Bulletin of the Atomic Scientists*, July 15, 2025, <https://thebulletin.org/premium/2025-07/french-nuclear-weapons-2025/>.

¹¹³ Jérôme Brahy, "France Launches Fabrication of Europe's Largest Nuclear Aircraft Carrier with First K22 Reactor Units," *Naval News Navy*, October 13, 2025, <https://www.armyrecognition.com/news/navy-news/2025/france-launches-fabrication-of-europes-largest-nuclear-aircraft-carrier-with-first-k22-reactor-units>.

¹¹⁴ Xavier Vasseur, "France Formally Green Lights PANG Aircraft Carrier Production," *Naval News*, December 21, 2025, <https://www.navalnews.com/naval-news/2025/12/france-formally-green-lights-pa-ng-aircraft-carrier-production/>.

¹¹⁵ Joseph Trevithick, "France's New Nuclear-Armed Supersonic Cruise Missile Seen Clearly for the First Time," *TWZ*, November 13, 2025, <https://www.twz.com/air/frances-new-nuclear-armed-supersonic-cruise-missile-seen-clearly-for-the-first-time>.

ロシア

ロシアは10年以上にわたり核戦力の更新・近代化を進めるとともに、新型の核兵器運搬手段の開発・配備を行ってきた。2025年6月11日に行われた演説で、プーチン大統領は「現在、戦略核戦力における近代兵器・装備の割合はすでに95%に達している」と述べ、2027年から2036年の新国家兵器計画において核三本柱を優先すべきだと付け加えた¹¹⁶。

4月11日、プーチン大統領は2050年までのロシア海軍発展戦略に関する会合を開催し、そのなかで「我々の優先課題の1つは、ロシアの安全保障と世界の均衡維持の最も重要な保証となる戦略核戦力の主要部門における国内艦隊の強化である。この点に関連して、ロシアの海上戦略核戦力における近代兵器・装備の割合はすでに100%に達していることを指摘し、今後もこの水準を維持すべきである」と述べた。また、2020年から2024年にかけて、ロシアは4隻のボレイA級SSBNと4隻のヤーセンM級原子力潜水艦を就役させ¹¹⁷、5隻目のボレイA級SSBNは2025年7月24日に就役したことを発表した¹¹⁸。

5月11日、米国防情報局(Defense Intelligence Agency: DIA)が公表した報告書は、「ロシアは核空対空ミサイルを含む新たな能力を追加することで核戦力を拡大している」と指摘した¹¹⁹。同報告書はまた、ロシアが宇宙空間の衛星を標的とする核兵器、特に「核装置を搭載可能な衛星」の開発を進めているという情報を米国が入手していることを再確認した。米国は、「ロシアが核装置の搭載が可能な衛星の開発を進めていることを数年前から把握していたが、最近になって初めて、その進捗状況をより正確に評価できるようになった」とした¹²⁰。

6月1日、ウクライナは「スパイダー・ウェブ」作戦と名付けられたドローン攻撃を実施し、少なくとも4カ所のロシア空軍基地を標的とした。ロシアが被害の詳細を公表していないため、確定的な評価はできないが、複数の独立した推計によれば、Tu-95MSやTu-22M3を含む戦略核搭載可能な爆撃機12機から14機が一時的または完全に使用不能となった可能性がある¹²¹。作戦実施後数日間で、ロシアは多数の戦略爆撃機を国内の他の基地へ移動させたと報じられている¹²²。

6月23日、プーチン大統領は、ロシアがオレシニク MIRV 化中距離弾道ミサイル(IRBM)の量産を開始したと発表した¹²³。このミサイルは、2024年11月21日にウクライナに対する実戦で

¹¹⁶ “Putin Says Special Attention Should Be Paid to Nuclear Triad in Russia’s New Arms Programme,” *Reuters*, June 12, 2025, <https://www.reuters.com/business/media-telecom/putin-says-special-attention-should-be-paid-nuclear-triad-russias-new-arms-2025-06-11/>.

¹¹⁷ Office of the President of Russia, “Meeting on Development Strategy for the Navy,” April 11, 2025, <http://en.kremlin.ru/events/president/news/76673>.

¹¹⁸ Tomasz Grotnik, “With Putin’s Blessing: Russia Commissions Fifth Borei-A SSBN,” *Naval News*, July 28, 2025, <https://www.navalnews.com/naval-news/2025/07/with-putins-blessing-russia-commissions-fifth-borei-a-ssbn/>.

¹¹⁹ U.S. Defense Intelligence Agency, *2025 Worldwide Threat Assessment*, May 11, 2025, p. 15, https://armedservices.house.gov/uploadedfiles/2025_dia_statement_for_the_record.pdf.

¹²⁰ *Ibid.*, p. 14.

¹²¹ Veaceslav Epureanu, “Caught in the Spiderweb: Ukraine’s Successful June Operation Has Driven the Russian Bomber Fleet into the Far East,” *The Insider*, September 11, 2025, <https://theinsider.ru/en/politics/284957>.

¹²² “Russia Relocates Strategic Bombers After Ukraine’s Spiderweb Drone Attack,” *The Moscow Times*, June 12, 2025, <https://www.themoscowtimes.com/2025/06/12/russia-relocates-strategic-bombers-after-ukraines-spiderweb-drone-attack-a89427>.

¹²³ “Russia Begins Mass Production of Oreshnik Hypersonic Missile, Eyes Deployment in Belarus,” *Defence Industry Europe*, June 23, 2025, <https://defence-industry.eu/russia-begins-mass-production-of-oreshnik-hypersonic-missile-eyes-deployment-in-belarus/>.

初めて使用された。ロシアの主張によれば、オレシュニクの射程は最大 5,500 キロメートルに達するという。プーチン大統領は、2024 年 12 月 11 日にはこのミサイルの大規模開発を戦略上の優先事項として位置付け、「今必要なのは核戦略の改善ではなく、オレシュニクの改善だ。これらの現代的兵器システムが十分に開発されれば、核兵器の使用の必要性はほぼなくなる」と述べていた¹²⁴。

8 月 4 日、ロシア外務省は、1987 年の中距離核戦力 (INF) 条約について「もはや自らを拘束するものとは見なさない」と発表した¹²⁵。ロシアは 2019 年以降、米国の条約離脱を受けて地上発射型 INF 射程ミサイルの配備に関する一方的モラトリアムを遵守していると主張していたが、クレムリン報道官ペスコフは、「もはや何もロシアを制限するものではなく、必要に応じて関連する措置や行動を取る権利があると考えている」と述べた。メドベージェフ (Dmitry Medvedev) 安全保障会議副議長は X に投稿し、「これはすべての対抗国が認識しなければならない新たな現実である。さらなる措置が取られることを予期せよ」と付け加えた¹²⁶。

2024 年 9 月の RS-28 (サルマート) ICBM の発射実験の失敗以降¹²⁷、2025 年においてこのシステムに関連する大きな動きは報告されていない。しかし、11 月 28 日、ヤスヌイ (Yasny) 実験場における ICBM の発射実験中に、同ミサイルは空中で爆発し、サイロ付近に落下した。関与したミサイルの正確な種類は公式には確認されていないものの、多くの専門家はサルマートであった可能性が高いと評価している¹²⁸。

2025 年 10 月 26 日に行われた会議において、プーチン大統領とゲラシモフ (Valery Gerasimov) 参謀総長は、ロシアが 10 月 21 日に「ブレヴェストニク」(Burevestnik) 原子力推進ミサイルの実験に成功したと報告した。ブレヴェストニクは地上発射型の亜音速・両用巡航ミサイルである。報道によれば、このミサイルは 15 時間にわたり飛行し、約 14,000 キロメートルの距離を飛行したという。ゲラシモフはさらに「これは限界ではない」と付け加えた。プーチン大統領はこのミサイルを「いかなるミサイル防衛も突破できる」と主張した¹²⁹。同じ会議の中で、プーチン大統領は「この新しいシステムがどの兵器区分に属するのかを確定させる必要があり、運用方法を見極めたうえで、我が国の軍に配備するためのインフラ整備を開始しなければならない」と述べた¹³⁰。この発言から、このミサイルの運用方針及び配備形態がまだ確定していないことがうかがえる。実験の発表を受

¹²⁴ Brendan Cole, "Russia's Deadly New Missile Makes Nuclear Weapons Redundant, Putin Says," *Newsweek*, December 12, 2024, <https://www.newsweek.com/russia-putin-nuclear-oreschnik-1998950>.

¹²⁵ Ministry of Foreign Affairs of Russia, "Statement by the Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation on the Moratorium on the Deployment of Ground-Launched Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles," August 4, 2025, https://mid.ru/en/foreign_policy/news/2039749/.

¹²⁶ Ellie Cook, "Russia Issues Nuclear Weapons Warning: 'No Limit'," *Newsweek*, August 5, 2025, <https://www.newsweek.com/russia-issues-nuclear-weapons-warning-no-limits-2108986>.

¹²⁷ Mark Trevelyan, "Images Show Russia's New Sarmat Missile Suffered Major Test Failure, Researchers Say," *Reuters*, September 23, 2024, <https://www.reuters.com/business/aerospace-defense/russian-missile-failed-during-test-researchers-imagery-indicate-2024-09-23/>.

¹²⁸ Dylan Malyssov, "Russia's ICBM Test Fails in Mid-Launch Explosion," *Defence Blog*, November 28, 2025, <https://defence-blog.com/russias-icbm-test-fails-in-mid-launch-explosion/>.

¹²⁹ Teoman Nicanci, "Russia Declares 9M370 Burevestnik Nuclear Cruise Missile Test Marks Global-Reach Capability," *Defense News Aerospace* 2025, October 26, 2025, <https://www.armyrecognition.com/news/aerospace-news/2025/russia-declares-9m370-burevestnik-nuclear-cruise-missile-test-marks-global-reach-capability>.

¹³⁰ Office of the President of Russia, "Visit to the Joint Force Command Post," October 26, 2025, <http://en.kremlin.ru/events/president/news/78301>.

けて、トランプ大統領は、米海軍が「ロシアの沿岸すぐ近く」に原子力潜水艦を配備していると述べた¹³¹。

国連総会第一委員会で、米国はブレヴェストニクを「飛行するチェルノブイリ」と表現し、「放射能をまき散らす」「事故を起こしやすい」システムだと批判した。米国は、このシステムが「安定に何ら寄与しない」と主張し、プーチン大統領が「ロシアによる危険で不安定化させる新型核兵器システムの継続的な実験により戦略的安定性を損ねている」と非難した。また、米国は「核リスクを高めるシステムの開発及び実験を続けるのではなく、ロシアはウクライナでの戦争終結に注力すべきだ」と述べた¹³²。

このミサイルは、ロシアの新概念に基づく「エキゾチック」な核運搬システムの一部であり、他には極超音速滑空兵器「アヴァンガルド」や、原子力推進・核搭載可能な無人潜水ドローン「ポセイドン」がある。10月28日、プーチン大統領は最初の「ポセイドン」の試験が成功したと発表し、「迎撃は不可能」であり、その核弾頭の爆発力は「我々の最も先進的なICBM『サルマート』を大きく上回る」と述べた¹³³。12月には、衛星画像を分析した専門家らは、「ポセイドン」システムの搭載及び発射を目的として設計された特別潜水艦「ハバロフスク」が、11月1日の進水式から数週間後の11月30日ごろに入水したと報告した¹³⁴。

英国

2021年の『安全保障・防衛・開発・外交政策統合見直し』において、英国は核弾頭総保有数の上限を最大180発から260発以下に引き上げる方針を示した¹³⁵。2022年NPT運用検討会議に提出した国別報告書において、英国は「これは目標ではなく上限であり、現時点の保有数ではない。これは、英国が長年維持してきた最小限の信頼できる抑止態勢と完全に一致しており、国際的な安全保障環境を踏まえて、引き続き検討する」と明記した¹³⁶。

英国政府が2024年7月に委託した『戦略防衛見直し(SDR)』が、2025年6月2日に公表された。スターマー(Keir Starmer)首相は、政府がSDRの62の勧告すべてを採用すると発表し、その中には英国弾頭計画への150億ポンド(約200億ドル)の投資も含まれる¹³⁷。「アストレア」(別名「A21/Mk7」)弾頭計画は、2024年3月に公表された防衛核事業指令書で明らかにされた。英国が独自に開発する能力は、米国のW93/Mk7弾頭と並行して開発されており、核爆発実験は

¹³¹ Thomas Newdick, "Skyfall Nuclear-Powered Cruise Missile Long-Range Test Claimed by Russia," *TWZ*, October 27, 2025, <https://www.twz.com/nuclear/skyfall-nuclear-powered-cruise-missile-long-range-test-claimed-by-russia>.

¹³² "Statement by the United States," Thematic Debate, First Committee, UNGA, October 28, 2025.

¹³³ Sasha Vakulina, "Moscow Says It Tested Poseidon Underwater Drone, Another Nuclear 'Super Weapon'," *Euronews*, October 29, 2025, <https://www.euronews.com/2025/10/29/moscow-says-it-tested-poseidon-underwater-drone-another-nuclear-super-weapon>.

¹³⁴ Frederik Van Lokeren, "Russian Navy's Khabarovsk Special Purpose Submarine Hits the Water," December 2, 2025, <https://www.navalnews.com/naval-news/2025/12/russian-navys-khabarovsk-special-purpose-submarine-hits-the-water/>.

¹³⁵ U.K. Cabinet Office, *Global Britain in a Competitive Age. The Integrated Review of Security, Defence, Development and Foreign Policy*, March 2021, p. 76, <https://www.gov.uk/government/publications/global-britain-in-a-competitive-age-the-integrated-review-of-security-defence-development-and-foreign-policy>.

¹³⁶ NPT/CONF.2020/33, November 5, 2021.

¹³⁷ U.K. Ministry of Defence, *Strategic Defence Review. Making Britain Safer: Secure at Home, Strong Abroad*, June 2, 2025, p. 6, <https://www.gov.uk/government/publications/the-strategic-defence-review-2025-making-britain-safer-secure-at-home-strong-abroad>.

行われていない¹³⁸。

SDR はまた、「過去と同じような財政的負担を繰り返さないために、政府はドレッドノート級潜水艦の耐用年数を 2050 年代半ばの予定終了時期を超えて延長してはならない。また、今会期中にポスト・ドレッドノート型核抑止力に関する要件の定義付けに着手すべきである」と助言している¹³⁹。英国は、老朽化したヴァンガード級潜水艦を置き換えるため、2017 年 10 月にドレッドノート級 SSBN4 隻の建造を開始しており、配備は 2030 年代初頭と見込まれている。

米国

米国は現在、戦略核戦力の三本柱すべての包括的な近代化を進めている。現行計画に基づき、議会予算局 (Congressional Business Office: CBO) は 2025 年から 2034 年の期間における米国の核戦力総費用を 9,460 億ドルと試算しており、そのうち核の近代化には 4,600 億ドルが充てられる見込みである¹⁴⁰。

2025 年 6 月 12 日、下院軍事委員会での公聴会において、ヘグセス (Pete Hegseth) 国防長官は、2026 年度向けに「核関連事業の支援として 620 億ドル以上を要求する。その内訳は、核戦力の近代化と維持に 500 億ドル以上、核の指揮・統制・通信に 120 億ドル以上」と述べた¹⁴¹。同日行われた別の公聴会では、ケイン (John Daniel Caine) 統合参謀本部議長が近代化の戦略的意義を説明した。「今日の安全保障環境では、複数の核保有国が挑戦者として存在し、なかには実際に紛争に関与している国もあり、米国は同時に複数の核挑戦者を抑止する必要がある。[...] この近代化努力は当初、緊急性の低い状況もとで始まったが、現在ではより危険で複雑な世界における抑止力の基盤となっている」と述べた¹⁴²。

核三本柱の陸上配備型部門に関して、米国は現在、ミニットマン III の後継としてセンチネル (Sentinel) ICBM を開発している。3 月 6 日、米空軍はモーター設計の本格的な静的試験を完了し、「第一段固体ロケットモーターが完全な認証達成に一步近づいた」と報告した¹⁴³。続いて、第二段モーターの認証試験も 7 月 20 日に成功裏に完了した¹⁴⁴。センチネルの開発を待つ間、米国は

¹³⁸ U.K. Ministry of Defence, *Defence Nuclear Enterprise Command Paper. Delivering the UK's Nuclear Deterrent as a National Endeavour*, March 2024, p. 32, https://assets.publishing.service.gov.uk/media/671b8641956d9b52e8c6d276/Defence_Nuclear_Enterprise_Command_Paper.pdf.

¹³⁹ U.K. Ministry of Defence, *Strategic Defence Review*, p. 103.

¹⁴⁰ U.S. Congressional Budget Office, "Projected Costs of U.S. Nuclear Forces, 2025 to 2034," April 2025, <https://www.cbo.gov/system/files/2025-04/61224-NuclearForces.pdf>.

¹⁴¹ Committee on Armed Services, U.S. House of Representatives, "Statement by the Honorable Pete Hegseth, Secretary of Defense, on Department of Defense Fiscal Year 2026 Budget Request," June 12, 2025, <https://armedservices.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=5179>.

¹⁴² Committee on Armed Services, U.S. House of Representatives, "Statement by General John Daniel Caine, USAF, Department of Defense Budget Hearing," June 12, 2025, <https://armedservices.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=5179>.

¹⁴³ "Sentinel ICBM Achieves Modernization Milestone with State-One Solid Rocket Motor Test," *Air Force Nuclear Weapons Center*, March 7, 2025, <https://www.af.mil/News/Article-Display/Article/4112318/sentinel-icbm-achieves-modernization-milestone-with-stage-one-solid-rocket-moto/>.

¹⁴⁴ "Air Force, Northrop Grumman Advance Sentinel ICBM Modernization with Stage-Two Rocket Motor Test," *Air Force Nuclear Weapons Center*, July 29, 2025, <https://www.af.mil/News/Article-Display/Article/4258953/air-force-northrop-grumman-advance-sentinel-icbm-modernization-with-stage-two-r/>.

2月19日¹⁴⁵と5月21日¹⁴⁶に非武装のミニットマン III を試験発射した。11月5日、米国は弾頭非搭載のミニットマン III ICBM の発射実験を再度実施し、地上の発射管制センターが機能不全に陥った場合の予備的な指揮・管制システムとして機能する米海軍の E-6B「マーキュリー」機に搭載された空中発射管制システムを使用した¹⁴⁷。

しかし、センチネル計画は引き続き遅延と費用超過に直面している。2月10日、米空軍は、特に指揮及び発射セグメントに関して、当初の見積もりを81%上回ると評価されたコストの見直しを受け、計画の再編を発表した¹⁴⁸。さらに、5月7日には、既存の450基のミニットマン・サイロを再利用することに伴う潜在的なリスクを軽減するため、まったく新しいミサイル・サイロを建設する必要があると空軍が明らかにした。この措置により、さらなる費用の増加とスケジュールの遅延が見込まれている¹⁴⁹。継続的な停滞を受け、米政府関係者は現在、センチネル・ミサイルの初飛行試験が当初の予定より2年遅れ、2028年3月まで実施されない可能性があるとの見込んでいる¹⁵⁰。

米国国防総省の当局者は、中国及びロシアからの脅威により、この計画を推進する以外に選択肢はないと一貫して強調している。2025年4月9日、米戦略軍 (USSTRATCOM) 司令官のコットン (Anthony J. Cotton) は、下院軍事委員会に対し、「センチネル計画のさらなる遅延は、USSTRATCOM の作戦上のリスクを高め、抑止力の信頼性に影響を及ぼす」と述べた¹⁵¹。計画を維持するため、2025年7月4日にトランプ大統領が署名した「H.R.1 – ビッグ・ビューティフル・ビル法」により、センチネル計画に関連する「リスク低減活動」に25億ドル、既存のミニットマン III システムの近代化に5億ドルが追加で割り当てられた¹⁵²。また、センチネル計画の遅れが続いていることから、空軍は既存のミニットマン III の運用寿命を「少なくとも2050年まで」延長する計

¹⁴⁵ U.S. Air Force Global Strike Command Public Affairs, “Minuteman III Test Launch Showcases Readiness of U.S. Nuclear Force’s Safe, Effective Deterrent,” Air Force Global Strike Command AFSTRAT-AIR, February 19, 2025, <https://www.afgsc.af.mil/News/Article-Display/Article/4070139/minuteman-iii-test-launch-showcases-readiness-of-us-nuclear-forces-safe-effecti/>.

¹⁴⁶ Space Launch Delta 30 Public Affairs, “Minuteman III Test Launch Showcases Readiness of U.S. Nuclear Force’s Safe, Effective Deterrent,” U.S. Indo-Pacific Command, May 28, 2025, <https://www.pacom.mil/Media/NEWS/News-Article-View/Article/4199890/minuteman-iii-test-launch-showcases-readiness-of-us-nuclear-forces-safe-effecti/>.

¹⁴⁷ United States Space Force, Space Launch Delta 30, “GT 254: AFGSC Validates Reliability, Readiness of ICBM Force with Minuteman III Test Launch,” November 5, 2025, <https://www.vandenberg.spaceforce.mil/News/Article-Display/Article/4328255/gt-254-afgsc-validates-reliability-readiness-of-icbm-force-with-minuteman-iii-t/>.

¹⁴⁸ Audrey Decker, “Air Force has Halted Work on Parts of its ICBM Program,” *Defense One*, February 10, 2025, <https://www.defenseone.com/defense-systems/2025/02/air-force-halted-work-parts-new-icbm-program/402897/#:~:text=%E2%80%9CThe%20Air%20Force%E2%80%99s%20ICBM%20Systems%20Directorate%20is%20assessing,strategy%2C%E2%80%9D%20a%20service%20spokesperson%20said%20in%20a%20statement.>

¹⁴⁹ Stephen Losey, “Sentinel Nuclear Missiles Will Need New Silos, Air Force Says,” *Defense News*, May 7, 2025, <https://www.defensenews.com/air/2025/05/06/sentinel-nuclear-missiles-will-need-new-silos-air-force-says/>.

¹⁵⁰ Xiaodong Liang, “Trump Administration Increases Nuclear Weapons Budget,” *Arms Control Association*, July/August 2025, <https://www.armscontrol.org/act/2025-07/news/trump-administration-increases-nuclear-weapons-budget.>

¹⁵¹ Committee on Armed Services, U.S. House of Representatives, “Statement by General Anthony J. Cotton, Commander, United States Strategic Command, Before the Subcommittee on Strategic Forces,” April 9, 2025, p. 9, <https://armedservices.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=5034.>

¹⁵² U.S. Congress, “H.R.1 – One Big Beautiful Bill Act. 119th Congress (2025-2026),” July 4, 2025, p. 50, <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/1/text.>

画であると報じられている¹⁵³。

核戦力の海洋配備部門に関して、米国は、トライデント II D5 寿命延長型ミサイルを搭載するオハイオ級戦略原子力潜水艦 (SSBN) から、次世代のコロンビア級 SSBN への移行を進めている。コロンビア級は、改良型であるトライデント II D5 寿命延長型 2 (D5LE2) を搭載する予定である。米海軍はコロンビア級潜水艦を 12 隻建造する計画であり、最初の潜水艦は 2031 年に就役する予定とされている。しかし、この計画もさまざまな遅延や課題に直面している。2025 年 4 月 9 日、コットン大將は下院軍事委員会の席上、「コロンビア級 SSBN は USSTRATCOM にとって最優先の戦略的抑止プログラムであり、2031 年までに初の戦略抑止哨戒を達成しなければ、容認しがたい能力の空白が生じる」と改めて強調した¹⁵⁴。9 月 17 日から 21 日にかけて、米海軍は予定されていたオハイオ級 SSBN からの弾頭を搭載しないトライデント II D5LE ミサイルの発射実験を 4 回実施した¹⁵⁵。

並行して、米国は SLBM 用として W93 核弾頭を開発・生産している。エネルギー省の当局者らは、この弾頭が核爆発実験に頼らずに開発されることを確認している¹⁵⁶。12 月 16 日、米国国家核安全保障局 (NNSA) は W88 核弾頭の改修計画である「W88 Alt 370」の最終生産ユニットを完成させたと発表した。この弾頭は、オハイオ級 SSBN に搭載されている¹⁵⁷。そして、「H.R.1 — ビッグ・ビューティフル・ビル法」によって、核戦力の近代化に 150 億ドルが割り当てられた。その中には海洋配備部門向けに、SLCM-N の開発を加速するために 20 億ドル、同弾頭の開発を加速するために 4 億ドル、トライデント D5LE2 SLBM の開発を加速するために 4 億ドルが含まれている¹⁵⁸。

核兵器搭載海上発射巡航ミサイル (SLCM-N) の開発について、コットン米戦略軍司令官は「この計画は、必要とされ低出力で非弾道、かつ残存性と持続性を備えた核能力を提供し、さらなる拡大抑止及び安心供与のために追加の射程範囲、柔軟性、そして生存性をもたらすだろう」と述べた¹⁵⁹。

12 月 22 日、トランプ大統領は、自身の政権が核搭載巡航ミサイルを運用可能な新型航空母艦を開発すると発表した。大統領は、今後数年間で少なくとも 25 隻の「トランプ級」戦艦を建造すると述べたが、米国の造船の現状の遅れや財政制約を考慮すると、多くの専門家はこの計画を現実的ではないと見ている¹⁶⁰。核三本柱の空中部門に関して、米国は B-2 スピリットの後継として少

¹⁵³ Matt Korda, Mackenzie Knight-Boyle, “The Two-Hundred Billion Dollar Boondoggle,” *Federation of American Scientists*, June 24, 2025, <https://fas.org/publication/the-two-hundred-billion-dollar-boondoggle/#reference-item-6>.

¹⁵⁴ Committee on Armed Services, “Statement by General Anthony J. Cotton,” *op. cit.*, p. 10.

¹⁵⁵ April Crew-Kelly, “Successful Trident II D5 Life Extension (D5LE) Launches Demonstrate Continued Readiness of Nation’s Sea-Based Deterrent,” U.S. Navy, September 23, 2025, <https://www.navy.mil/Press-Office/News-Stories/display-news/Article/4312684/successful-trident-ii-d5-life-extension-d5le-launches-demonstrate-continued-readiness-of-nations-sea-based-deterrent>.

¹⁵⁶ Bill Gertz, “Pentagon Speeding Up Work on First New Nuclear Warhead in 40 Years,” *The Washington Times*, April 18, 2024, <https://www.washingtontimes.com/news/2024/apr/18/pentagon-speeding-work-first-new-nuclear-warhead-4/>.

¹⁵⁷ U.S. Department of Energy, “NNSA Completes Last Production Unit of W88 Nuclear Warhead Upgrade,” December 16, 2025, <https://www.energy.gov/nnsa/articles/nnsa-completes-last-production-unit-w88-nuclear-warhead-upgrade>.

¹⁵⁸ U.S. Congress, “H.R.1 – One Big Beautiful Bill Act,” p. 51.

¹⁵⁹ *Ibid.*, p. 11.

¹⁶⁰ Paul McLeary, “Trump’s New ‘Trump-Class’ Battleship Will Carry Nuclear Weapons,” *Politico*, December 22, 2025, <https://www.politico.com/news/2025/12/22/trumps-new-trump-class-battleship-will-carry-nuclear-weapons->

なくとも100機のB-21レイダー戦略爆撃機を開発する計画である。7月15日には、米空軍は「少なくとも追加の2機のB-21レイダー爆撃機が2026年までに飛行可能となり、必要に応じて運用できるように改修可能である」と表明した¹⁶¹。この表明は、「H.R.1 – ビッグ・ビューティフル・ビル法」による45億ドルの追加予算割当などに続き、プログラムの生産能力拡大を目的としたものであった¹⁶²。

B-21レイダーとB-52の両爆撃機には、現行のALCMであるAGM-86Bに代わる長距離スタンドオフ兵器(LRSO)が装備される予定である。6月には、米空軍はLRSOの最初の概念図を公開し、2027年2月に低率生産に入る予定であると発表した。プログラムは報道によれば計画どおり進行している¹⁶³。

5月19日、NNSAは最初のB61-13重力落下式核爆弾の組立を予定より1年前倒して完了した。B61-7の後継として設計されたこの核爆弾は、最大出力がより大きく、地下の指揮統制施設などの堅牢な標的をも脅かす能力を有している。B61-12とは異なり、B61-13はB-2スピリット及び今後配備されるB-21レイダーのステルス爆撃機で米軍専用で使用され、NATOの核共有制度には含まれない¹⁶⁴。

9月25日、NNSAはW80-4核弾頭の最初の密閉部品(canned subassembly)を予定より早く認定した。この密閉部品は、二段式熱核兵器の第二段(セカンダリ)であり、米空軍のLRSO向けであるW80-4弾頭の最初の量産ユニットは、2027年9月に完成する見込みである¹⁶⁵。

インド

インドは、完全な戦略核三本柱の構築を進めていると見られる。現在、4～6隻のSSBN艦隊の建造が進められており、INSアリハント及びINSアリガートはすでに就役している。一方、S4及びS4* SSBNは当初2024年までの就役が予定されていたが、遅延しているとされる¹⁶⁶。次世代SSBNであるS5は、設計段階にあると報じられている¹⁶⁷。

インドのSSBNには現在、射程700kmのK-15 SLBMと、射程3,500kmのK-4 SLBMが搭載されており、6月25日、インドは射程5,000～6,000kmのK-5 SLBMの開発を完了したと報じ

00704179?mkt_tok=ODEzLVhZVS00MjIAAAGe7BdlE28MvhrfTbBu4GrmKK6U0iUmQ5-vVefJCZVM5-4OZ9xr09TSjOMHe3H0qZLTek5LcV6eprxHDoYGeHLGgLS05Y6PNJITBvVrVPeSkFMgM.

¹⁶¹ “U.S. Air Force Says Test B-21 Raider Bombers Can Be Made Combat-Ready, Production to Expand Using Existing Facilities,” *Defence Industry Europe*, July 15, 2025, <https://defence-industry.eu/u-s-air-force-says-test-b-21-raider-bombers-can-be-made-combat-ready-production-to-expand-using-existing-facilities/>.

¹⁶² U.S. Congress, “H.R.1 – One Big Beautiful Bill Act,” p. 50.

¹⁶³ “U.S. Air Force Unveils First Rendering of Next-Gen AGM-181A Nuclear Cruise Missile,” *Defence Industry Europe*, June 11, 2025, <https://defence-industry.eu/u-s-air-force-unveils-first-rendering-of-next-gen-agm-181a-nuclear-cruise-missile/>.

¹⁶⁴ Joseph Trevithick, “Far More Powerful B61-13 Guided Nuclear Bomb Variant Joins U.S. Stockpile,” *TWZ*, May 19, 2025, <https://www.twz.com/air/far-more-powerful-b61-13-guided-nuclear-bomb-variant-joins-u-s-stockpile>.

¹⁶⁵ NNSA, “NNSA Certifies First W80-4 Warhead Canned Subassembly at Y-12 Ahead of Schedule,” September 25, 2025, <https://www.energy.gov/nnsa/articles/nnsa-certifies-first-w80-4-warhead-canned-subassembly-y-12-ahead-schedule>.

¹⁶⁶ Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns, and Mackenzie Knight, “Indian Nuclear Weapons, 2024,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, September 5, 2024, <https://thebulletin.org/premium/2024-09/indian-nuclear-weapons-2024/>.

¹⁶⁷ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2025: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2025), chapter 6.

られた¹⁶⁸。7月には、インド国防省の防衛研究開発機構（DRDO）が、近く K-6 型の試験発射を行う予定であることが発表された。K-6 型は MIRV 化され、射程は 8,000km を超えると見込まれている¹⁶⁹。

7月17日、インドはプリトヴィー-II 及びアグニ -I の核・通常両用離弾道ミサイル（SRBM）の試験を成功裏に実施した。これらの試験は、インドの核兵器の管理・運用を担う戦略軍司令部（Strategic Forces Command）の監督のもとで行われた¹⁷⁰。

8月20日、インドは核搭載可能なアグニ -V IRBM の試験を成功させた。一方で、同ミサイルの次世代型であるアグニ -VI が開発中であると報じられており、アグニ -V と同様に MIRV を搭載し、射程は 10,000km を超えると見込まれている¹⁷¹。

9月24日、インドは鉄道移動式核・通常両用アグニ・プライム（Agni-Prime）地上発射型中距離離弾道ミサイルの試験を実施し、これを「戦略部隊の戦力増強要素」として紹介した¹⁷²。このミサイルの開発は、中国南部へのインドの攻撃能力を強化するとともに、インド領内での迅速な分散展開を容易にすることを意図している可能性が高い。

さらに、10月21日に国連総会第一委員会において、パキスタンはインドを非難し、「偶発的な発射の記録があるにもかかわらず、運搬手段のキャニスター化（canisterization）を通じて核兵器の運用態勢を高めている」と述べた¹⁷³。キャニスター化とは、「輸送中に外部環境の影響からミサイルを保護するため、密閉され温度・湿度管理された筒状容器の中にミサイルを保管することを指す。この形態では、発射前に弾頭を装着する必要がなく、弾頭をミサイルに恒久的に結合した状態とすることが可能となり、危機時における核兵器の発射準備に要する時間を大幅に短縮する」ということである¹⁷⁴。

イスラエル

イスラエルは核兵器の保有について肯定も否定もしておらず、核関連活動の詳細は不透明なままである¹⁷⁵。核兵器の運搬システムに関しては、核搭載可能な IRBM 及び SLCM の両方を開発・

¹⁶⁸ “India Completes Development of K-5 Nuclear Ballistic Missile to Expand Submarine Strike Range,” *Naval News Navy*, July 3, 2025, <https://www.armyrecognition.com/news/navy-news/2025/india-completes-development-of-k-5-nuclear-ballistic-missile-to-expand-submarine-strike-range>.

¹⁶⁹ Gareth Havelock, “India to Test New Submarine-Launched Hypersonic Ballistic Missile,” *Baird Maritime*, July 1, 2025, <https://www.bairdmaritime.com/security/weaponry/india-to-test-new-submarine-launched-hypersonic-ballistic-missile>.

¹⁷⁰ Ministry of Defence of India, “Successful Test-Firing of Prithvi-II & Agni-I Ballistic Missiles,” July 17, 2025, <https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2145662>.

¹⁷¹ Abid Hussain, “India-Pakistan Missile Race Heats Up, But China in Crosshairs, Too,” *Al Jazeera*, August 28, 2025, <https://www.aljazeera.com/news/2025/8/28/india-pakistan-missile-race-heats-up-but-china-in-crosshairs-too#:~:text=Islamabad%2C%20Pakistan%20%E2%80%93%20India%20on%20August,eastern%20Bay%20of%20Bengal%20coast>.

¹⁷² Thomas Newdick, “India Just Launched a Ballistic Missile From a Train,” *TWZ*, September 25, 2025, <https://www.twz.com/nuclear/india-just-launched-a-ballistic-missile-from-a-train>.

¹⁷³ “Statement by Pakistan,” Thematic Debate, First Committee, UNGA, October 21, 2025.

¹⁷⁴ Matt Korda and Hans Kristensen, “India’s Nuclear Arsenal Takes A Big Step Forward,” *Federation of Atomic Scientists*, December 23, 2021, <https://fas.org/publication/indias-nuclear-arsenal-takes-a-big-step-forward/>.

¹⁷⁵ Hans M. Kristensen and Matt Korda, “Nuclear Notebook: Israeli Nuclear Weapons, 2022,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, January 17, 2022, <https://thebulletin.org/premium/2022-01/nuclear-notebook-israeli-nuclear-weapons-2022/>.

配備しているとされる。また、二段式のジェリコ II IRBM を三段式のジェリコ III に改良中であり、その射程は 4,000km を超えると考えられている。

イスラエルの第 6 潜水艦となるドラコン (INS Dracon) は 2023 年 6 月に進水した。姉妹艦よりも大型であるため、新型ミサイルや垂直発射システム (VLS) を搭載できると見られ、より多様な兵器の運用が可能になると考えられている¹⁷⁶。加えて、イスラエルは 2022 年にドイツと契約を結び、既存のドルフィン級 3 隻に代わる新型ダカール級潜水艦を調達する予定である。

パキスタン

パキスタンは、インドに対する抑止力を確保するため、核搭載可能な SRBM・IRBM の開発と配備を最優先課題としている。2023 年 10 月、パキスタンは MIRV 搭載型のアバビール (Ababeel) IRBM 及び単弾頭型のハトフ-5 (Hatf-5) IRBM の試験発射を実施した。しかし、パキスタンが実際に MIRV 技術を保有しているとは依然として考えられていない。また、パキスタンは核搭載が可能な地上発射型巡航ミサイル (GLCM) バーブル「ハトフ (Hatf-7)」の改良型を開発しており、さらにその海洋発射型の派生モデルも開発中と見られている¹⁷⁷。

1 月 3 日に民間の専門家向けブリーフィングで、米国の上級当局者は、パキスタンが「ますます高度化したミサイル技術」を開発しており、長距離弾道ミサイルによって「米国を含む、南アジアをはるかに超えた目標に対する攻撃が可能となる」とする米国の見解を改めて強調した。米当局者らはさらに、パキスタンがその能力を実現するには「数年から十年程度かかる」と述べた¹⁷⁸。専門家による分析によれば、「パキスタンのミサイル製造・試験施設に関する衛星画像と、パキスタンのミサイル計画に供給を行っている中国企業に関する分析を組み合わせることで、パキスタンにおいてより大型のロケットモーターを開発する取組が実際に進められていることが示唆されるものの、その野心やロケットモーターの目的は不明である」と見られる¹⁷⁹。

インドとの緊張が高まる中、パキスタンは、4 月 22 日にカシミールで観光客が殺害されたことへの報復としてインドが軍事攻撃を準備しているとの「信頼できる情報」を理由に、5 月 3 日に核・通常両用の地対地 SRBM アブダリ (Abdali・Hatf-2) の試験発射を成功させた。これを用いた攻撃は最終的に 5 月 7 日に実施され、4 日間にわたる紛争を引き起こした¹⁸⁰。

北朝鮮

2025 年、北朝鮮は引き続き核及びミサイル開発計画を積極的に推進した¹⁸¹。

¹⁷⁶ Maya Carlin, "Dolphin-Class: Israel's Submarines Might Have a Big Nuclear Secret," *The National Interest*, February 21, 2024, <https://nationalinterest.org/blog/buzz/dolphin-class-israels-submarines-might-have-big-nuclear-secret-209554>.

¹⁷⁷ Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns, Mackenzie Knight, "Pakistan Nuclear Weapons, 2025," *Bulletin of the Atomic Scientists*, September 4, 2025, <https://thebulletin.org/premium/2025-09/pakistan-nuclear-weapons-2025/>.

¹⁷⁸ Kelsey Davenport, Daryl Kimball, "U.S. Says Pakistan Developing Long-Range Missiles," *Arms Control Association*, January 2025, <https://www.armscontrol.org/act/2025-01/news/us-says-pakistan-developing-long-range-missiles>.

¹⁷⁹ Timothy Wright, "Developments Concerning Pakistan's Ballistic-Missile Programme," *IISS*, February 4, 2025, <https://www.iiss.org/online-analysis/missile-dialogue-initiative/2025/02/developments-concerning-pakistans-ballistic-missile-programme/>.

¹⁸⁰ Ray Furlong, "Pakistan Carries Out Ballistic Missile Test Amid India Tensions," *RFE/RL*, May 3, 2025, <https://www.rferl.org/a/pakistan-ballistic-missile-test-india-kashmir-tensions/33403773.html>.

¹⁸¹ 以下を参照。"Database: North Korean Provocations," *CSIS Beyond Parallel*, May 28, 2025, <https://beyondparalle>

陸上配備能力に関して、1月6日、北朝鮮は新型と報じられる IRBM を試験発射し、このミサイルは日本海に向けて約 1,100km 飛行したとされる。金正恩 (Kim Jong Un) 総書記は、この試験が「国の核戦争抑止力を着実に先進的な基盤に置くためのものである」と述べた¹⁸²。また、5月8日、北朝鮮は火星-11A (Hwasong-11A) SRBM を発射し、米韓両軍に対する核反撃を想定した演習を行ったとされる。ミサイルは約 800km 飛行し、日本海に着弾したと伝えられている¹⁸³。さらに、10月11日、北朝鮮は平壤で行われた軍事パレードで新型 ICBM 「火星-20 (Hwasong-20)」を公開した。北朝鮮はこれを「最も強力な核戦略兵器」と説明している。固体燃料を用いたミサイルと考えられており、推定射程は 15,000km と見られ、米国の本土が射程圏内に入る。また、このミサイルは MIRV 搭載能力を有すると考えられている¹⁸⁴。

海上配備能力に関して、1月25日、北朝鮮は海洋発射型の対地戦略巡航ミサイルを試射し、約 1,500km 飛行した後に目標に命中したと伝えられている。発射に続いて北朝鮮側は、米韓合同軍事演習を批判する声明を発表し、「北朝鮮の主権と安全利益を尊重しない限り、北朝鮮は米国に対して徹底的に最も厳しい反撃を行うべきだ」と警告した¹⁸⁵。また、2月26日にも戦略巡航ミサイルの追加試験が行われたと報じられており、当局はこれを「北朝鮮の安全を深刻なまでに害し、対立関係を助長・激化させている敵に、いかなる空間においても反撃可能である朝鮮人民軍の能力及び多様な核運搬手段が万全態勢にあることを知らせ、国家による核抑止の信頼性を実証するとともに、戦略巡航ミサイル部隊に緊急発射任務を遂行するための技術を習熟させるために行われた」と説明している¹⁸⁶。さらに、10月28日、北朝鮮は核搭載が可能と見られる対艦巡航ミサイルを発射し、この試験を「核戦闘態勢を強化する」ための取組だと説明した¹⁸⁷。

3月8日、北朝鮮の国営メディアは、「原子力戦略誘導ミサイル潜水艦」が建造中であるとする画像を公開した¹⁸⁸。SSBN の配備は、2021年の政治会議で金正恩総書記が発表した政権の重要目標の1つとされている。また、12月25日、北朝鮮は、初の国産原子力潜水艦だと主張する潜水艦の画像を公開した¹⁸⁹。さらに、北朝鮮は、ディーゼル・電気推進の「戦術核潜水艦」ヒー

l.csis.org/database-north-korean-provocations/.

¹⁸² “North Korea Claims Successful Test-Firing of New Hypersonic Missile,” *Kyodo News*, January 7, 2025, <https://english.kyodonews.net/articles/-/52024>.

¹⁸³ “North Korea Says Leader Kim Supervised Missile Tests Simulating Nuclear Strikes Against Rivals,” *The Asahi Shimbun*, May 9, 2025, <https://www.asahi.com/ajw/articles/15752180>.

¹⁸⁴ Jesse Johnson, “North Korea Unveils New Long-Range Missile During Military Parade,” *The Japan Times*, October 11, 2025, https://www.japantimes.co.jp/news/2025/10/11/asia-pacific/north-korea-hwasong-20-missile/?utm_source=pianodnu&utm_medium=email&utm_campaign=72&tpcc=dnu&pnespid=47.azoun6k1x9q.p_b3.tpom7e8mqzwohryjqkc.qlsvrqtplqwvpk7pwgdffq_zqyc.

¹⁸⁵ “North Korea Tests Sea-to-Surface Cruise Missiles, State Media Says,” *VOA*, January 25, 2025, <https://www.voanews.com/a/nkorea-test-fires-sea-to-surface-strategic-cruise-missile-state-media-says-/7950531.html>.

¹⁸⁶ Colin Zwirko, “North Korea Conducts Cruise Missile Test to Show Nuclear Attack ‘Readiness,’” *NK News*, February 28, 2025, <https://www.nknews.org/2025/02/north-korea-conducts-cruise-missile-test-to-show-nuclear-attack-readiness/>.

¹⁸⁷ Choe Sang-Hun, “Just Before Trump’s Visit to South Korea, North Test-Fires Missiles,” *The New York Times*, October 28, 2025, <https://www.nytimes.com/2025/10/28/world/asia/north-korea-kim-missile-trump.html?searchResultPosition=2>.

¹⁸⁸ “North Korea Unveils What It Says Is a Nuclear-Powered Submarine,” *CNN*, March 8, 2025, <https://edition.cnn.com/2025/03/08/asia/north-korea-nuclear-submarine-int-latam>.

¹⁸⁹ Brad Lendon and Gawon Bae, “North Korea Reveals New Images of Its First ‘Nuclear-Powered’ Submarine,” *CNN World*, December 25, 2025, <https://edition.cnn.com/2025/12/24/asia/north-korea-nuclear-powered-submarine-intl->

ロー・キム・グン・オクも開発しており、これは2023年9月に進水した。この潜水艦は、「様々な威力の核兵器を搭載可能で、先制または報復攻撃を敵対国のいかなる海域に対しても行える威嚇手段」として機能することを意図している¹⁹⁰。しかし、衛星画像に基づく研究報告によると、2025年7月時点では、この潜水艦はまだ完全な運用能力を有していなかった¹⁹¹。

4月30日、北朝鮮の国営メディアは、金正恩総書記が海軍への核兵器開発のための努力を強化するよう指示したと報じた。この発表は、同月初めに公開された最新駆逐艦「崔賢 (Choe Hyon)」を用いた2日間の兵器試験の後になされたものである。報道によれば、この駆逐艦には「超音速巡航ミサイル」「戦略巡航ミサイル」「戦術弾道ミサイル」が搭載されているという¹⁹²。同様の装備を備えたと考えられる2隻目の駆逐艦は、5月21日のミサイル発射失敗及び事故から3週間後の6月7日に進水した。初回の発射が失敗した直後、5月22日には未確認の巡航ミサイルが日本海に向けて発射された¹⁹³。6月の進水式で、金総書記は毎年さらに2隻の崔賢級駆逐艦を配備するよう要請する演説を行った¹⁹⁴。

空軍に関しては、11月28日、金正恩が空軍に対して「新しい戦略資産とともに、新たな重大任務が与えられる」と発表したが、詳細については明らかにしなかった。さらに、空軍は「核戦争の抑止力行使の一翼を担うことになる」と付け加えた¹⁹⁵。

北朝鮮の核兵器開発に関して、ロシアのラブロフ (Sergey Lavrov) 外相は7月12日に北朝鮮での記者会見で、ロシアが「北朝鮮の核に対する願望を尊重し、同国が核開発を進める理由を理解している」と述べた¹⁹⁶。この発言は、両国間で進展している防衛協力と一貫している。また、ロシアは「ミサイル及び核の盾を含む自衛のための諸措置が独立と安全保障の基盤を成している」と考える朝鮮の友人たちの原則的立場を理解している」として、朝鮮半島の非核化はロシアにとって「既に解決済みの問題」であるとした2024年9月のラブロフの発言とも一致している¹⁹⁷。

hnk-ml.

¹⁹⁰ Joseph S. Bermudez Jr., Victor Cha and Jennifer Jun, “North Korea’s First Ballistic Missile Submarine Still Not Operational,” *CSIS Beyond Parallel*, July 17, 2025, <https://beyondparallel.csis.org/north-koreas-first-ballistic-missile-submarine-still-not-operational/>.

¹⁹¹ Ibid.

¹⁹² Jesse Johnson, “North Korea’s Kim Sets Sights on Nuclear-Armed Navy,” *The Japan Times*, April 30, 2025, <https://www.japantimes.co.jp/news/2025/04/30/asia-pacific/north-korea-nuclear-navy/>.

¹⁹³ Yang Ji Ho and Lee Jung Soo, “North Korea Fires Cruise Missiles After Warship Launch Failure,” *The Chosun Daily*, May 22, 2025, <https://www.chosun.com/english/north-korea-en/2025/05/22/4BGZLJNXJ5HPRLFAGA3LSUILGQ/>.

¹⁹⁴ Joseph S. Bermudez Jr., Victor Cha and Jennifer Jun, “Launching of North Korea’s Second Choe Hyon-Class Destroyer,” *CSIS Beyond Parallel*, June 12, 2025, <https://beyondparallel.csis.org/launching-of-north-koreas-second-choe-hyon-class-destroyer/>.

¹⁹⁵ 「金正恩氏『敵の偵察撃退せよ』：北朝鮮、空軍式典で演説」『日本経済新聞』2025年11月30日、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB3022J0Q5A131C2000000/>.

¹⁹⁶ “Russia Sees Why North Korea Develop Its Nuclear Program – Lavrov,” *TASS*, July 12, 2025, <https://tass.com/politics/1988725>.

¹⁹⁷ Ministry of Foreign Affairs of Russia, “Foreign Minister Sergey Lavrov’s Answer to a Question from Rossiya Segodnya News Agency, New York, September 26, 2024,” September 26, 2024, https://mid.ru/ru/foreign_policy/news/1971804/?lang=en.

(6) 国家安全保障における核兵器の役割・重要性の低減

A) 2025 年を通じた核ドクトリン及びシグナリングの動向

2010 年代後半以降、大国間競争及び地政学的対立が激化する中、核兵器国及びその他の核保有国は、自国の安全保障戦略における核兵器の役割と重要性を繰り返し強く確認した。明確な傾向として、これらの国々は、持続的かつ複雑な安全保障上の課題に対処する手段として、核抑止への依存を強めていることが挙げられる。ウクライナへの攻撃を続けるロシアは、2025 年も核恫喝を繰り返した。

中国

中国は核兵器の先行不使用政策の維持や非核兵器国への消極的安全保証の提供といった宣言政策に変化はないと主張している。

『2025 年版 SIPRI Yearbook』の公表と中国の核能力増強に関する分析に対応して、郭嘉昆外交部報道官は 6 月 16 日に「中国は自衛を重視した核戦略を採用している。中国は常に国家安全保障に必要な最低限の核能力を維持しており、決して軍拡競争に参加しない。中国は核兵器の先行不使用政策をいかなる時点でも、いかなる状況もとでも遵守しており、非核兵器国及び非核兵器地帯に対して核兵器を使用したり、その使用を脅したりしないことを無条件で約束している。このような政策を採用している核兵器国は中国のみである。中国は、自国の正当な安全保障利益を固く守るとともに、世界の平和と安定を維持することに一貫して取り組む」と述べた¹⁹⁸。

10 月 9 日の国連総会第一委員会で、中国は「我が国の核政策は依然として高度に安定しており、一貫性と予測可能性を備えており、これは世界の戦略的安定への寄与と、国際的な核軍縮への重要な貢献を意味している。中国の自衛を基盤とした核戦略は変わらない。中国の核兵器先行不使用政策は変わらない。あらゆる軍拡競争に関与しないという中国の政策も変わらない。戦略的リスク低減に関する対話に応じる姿勢も変わらない。そして、国家安全保障のために必要最小限の核戦力を維持するという中国の政策も変わらない。中国は、わずか数カ国による中国の核政策に対する誤解や非難を受け付けまい」と述べた¹⁹⁹。

米国防総省は 2025 年の報告書において、「長年にわたる敵の核による先制攻撃や強制を抑止するという目標に加え、北京はおそらく、核抑止力をより広く用いて、通常戦闘における敵の軍事関与を抑止・制限することをますます目指している。中国は、台湾海峡などで核軍備によって非核軍事行動を抑止しようとする一方で、核兵器の役割に関するコミュニケーションを複雑化させ、意図しないエスカレーションのリスクを高めるような状況もとでも、引き続き『先制不使用 (NFU)』政策の遵守を再確認している。北京は、拡大する核兵器の透明性の欠如について問われる際に NFU を繰り返し強調しており、核抑止の目的が拡大していると評価された場合にも、この政策を再度強調する可能性が高い」と指摘している²⁰⁰。

¹⁹⁸ Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson Guo Jiakun’s Regular Press Conference on June 16, 2025,” June 16, 2025, http://us.china-embassy.gov.cn/eng/fyrth/202506/t20250616_116_49408.htm.

¹⁹⁹ “Statement by China,” General Debate, First Committee, UNGA, October 9, 2025.

²⁰⁰ U.S. Department of Defense, op. cit., p. 30.

フランス

2025年2月21日、3カ月後にドイツ首相に就任するフリードリヒ・メルツ（Friedrich Merz）は、「我々は、欧州の核兵器国である英国とフランスの両国と、核共有、あるいは少なくとも英国及びフランスによる核安全保障が我々にも適用できるかどうかについて議論する必要がある」と宣言した²⁰¹。この発言を受け、2月28日、フランスのマクロン大統領は「フランスは常に、多少の曖昧さはあるものの、自国の死活的利益には欧州的次元があることを認識してきた。[...] もし欧州諸国がより高い自律性と抑止力を目指すのであれば、この極めて戦略的な議論を開始する必要がある」と応じた²⁰²。3月2日には、「ヨーロッパ諸国間で真の戦略文化の発展に寄与する」ように希望する同盟国はフランス軍による核抑止演習に参加できると付け加えた²⁰³。このメッセージは、2020年2月の防衛・抑止戦略に関する演説で提示された提案を再確認するものであり、その後イタリアは2022年にフランスの核演習「ポーカー」に参加していた。4月23日、フランスは年次のペガサス軍事戦力投射演習を実施し、核搭載可能なラファール戦闘機を初めてスウェーデンに展開、空中給油は英国のマルチロール・タンカー輸送機（MRTT）が行った²⁰⁴。

3月5日、マクロン大統領はフランス国民に向けて異例の公式テレビ演説を行い、「我々の核抑止力は我々を守る。それは包括的で主権的であり、一貫してフランスのためである。1964年以来、核抑止力は常に、ヨーロッパの平和と安全の維持に間違いなく役割を果たしてきた。将来のドイツ首相からの歴史的な呼びかけに応じ、私は我々の抑止力によるヨーロッパ大陸の同盟国の防護に関する戦略的議論を開始することを決定した。いかなる場合でも、決定権は常に、そして今後も軍の最高司令官である共和国大統領の手にある」と述べた²⁰⁵。この提案は、ポーランドやバルト三国など複数のヨーロッパ諸国から歓迎された²⁰⁶。

3月25日、フランスは「ポーカー」核抑止演習を実施し、ASMP-A核ミサイルの模擬弾を搭載したラファールB戦闘機による核攻撃を想定した訓練を行った。従来の演習とは異なり、今回は昼間に行われ、多数の戦力が投入された²⁰⁷。2回目の「ポーカー」演習は、9月23日から24日にかけて夜間に実施された²⁰⁸。

²⁰¹ Chris Lunday, “Europe Should Brace for Trump to End NATO Protection, Germany’s Merz Warns,” *Politico*, February 21, 2025, <https://www.politico.eu/article/europe-brace-us-trump-end-nato-germany-friedrich-merz-election/>.

²⁰² “Macron Is Ready to Discuss European Nuclear Deterrence,” *UNN*, March 1, 2025, <https://unn.ua/en/news/macron-is-ready-to-discuss-european-nuclear-deterrence>.

²⁰³ “France’s Macron Is Ready to Discuss Nuclear Deterrence For Europe,” Reuters, March 2, 2025, <https://www.reuters.com/world/europe/frances-macron-is-ready-discuss-nuclear-deterrence-europe-2025-03-01/>.

²⁰⁴ Parth Satam, “France Begins Pégase 25 Deployment to Sweden in Forward ‘Power Projection Operation,’” *The Aviationist*, April 24, 2025, <https://theaviationist.com/2025/04/24/france-pegase-25-to-sweden/>.

²⁰⁵ Office of the French Presidency, “Address to the French People,” March 5, 2025, <https://www.elysee.fr/en/emmanuel-macron/2025/03/05/address-to-the-french-people>.

²⁰⁶ Sylvie Corbet, “Poland and Baltic Nations Welcome Macron’s Nuclear Deterrent Proposal,” *AP News*, March 7, 2025, https://apnews.com/article/france-nuclear-deterrent-umbrella-russia-55e91ab65d13559dfc55dfe376ba5268?mkt_tok=ODEzLVhZVS00MjIAAAGZDFabdarAlh6gYSkKBj99WFHSSdKzFaJ62bBO0Hq6PCwH_YO47ci3r_mtbt6u8gQFGvDijYKw3iiUNo_Lqimmh0Z3iw4z8XQURNZ_IAWJYUH8.

²⁰⁷ Ivan Khomenko, “France Conducts Daytime Nuclear Drill ‘Poker 2025’ With Simulated Strike Missions,” *United 24 Media*, March 26, 2025, <https://united24media.com/latest-news/france-conducts-daytime-nuclear-drill-poker-2025-with-simulated-strike-missions-7082>.

²⁰⁸ Clement Charpentreau, “France Puts Airborne Nuclear Force to the Test in ‘Operation Poker’ Drill,” *Aerotime*, September 24, 2025, <https://www.aerotime.aero/articles/france-airborne-nuclear-force-operation-poker>.

5月13日、マクロン大統領はフランスの核抑止力の欧州的次元をさらに強調し、ヨーロッパの同盟国がフランスの核兵器を自国領に配備する可能性について、その国と「議論を開始する用意がある」と述べ、3つの条件を付けた。すなわち、フランスが同盟国の安全保障の費用を負担しないこと、この配備によって自国を防衛する能力が損なわれないこと、そして核使用の決定権はフランス大統領のみにあることである²⁰⁹。しかし、これらの発言は拡大核抑止や核共有の枠組みの確立を意味するものではなく、いずれもフランスの核ドクトリンの範囲外にある。フランスはむしろ、特に「ロシアの脅威」という文脈において、「自国の死活的利益の欧州的次元」を引き続き強調している²¹⁰。

これらの動きに続き、フランスと英国は7月10日、マクロン大統領の英国公式訪問の際に「ノースウッド宣言」に署名した。この宣言は、フランスと英国の核抑止力の役割をさらに強調している。この宣言には、「我々の核兵器は、我が国及び我が国の死活的利益に対する極めて恐ろしい脅威を抑止するために存在する。我々の核戦力は独立しているが、協調することは可能であり、同盟国全体の安全保障、及び欧州大西洋地域の平和と安定に大きく寄与する。1995年以降明確に表明している通り、フランスまたは英国のいずれかの国益が脅かされる状況が生じることは、もう一方の国の国益も同様に脅かされることなくして起こり得ないと我々はみている。フランスと英国は、両国が対応せずに済む極端な脅威がヨーロッパに存在しないことに合意する」と書かれている²¹¹。

また、この宣言により「英仏核運営調整グループ(U.K.-France Nuclear Steering Group)」が設立され、核政策、能力、作戦全般における協調を強化することとなった。これは、英仏防衛・安全保障協力の近代化に関する「ランカスター・ハウス 2.0：英仏防衛・安全保障協力の近代化に関する宣言」の署名を通じた包括的な協力強化を補完するものである²¹²。

12月10日、英仏核運営調整グループはパリで初めて会合を開き、「欧州における抑止力強化へのアプローチ」について協議するとともに、「核抑止に関する二国間協力への野心」を確認した。声明ではまた、12月9日から10日に実施された「ポーカー」核演習を英国の政府高官及び上級軍関係者が視察したことも明らかにされた。これは、「フランスの戦略核航空戦力の実演に外国当局者が立ち会うことが認められた初めての事例」であった²¹³。

ロシア

2025年を通してウクライナ侵攻を続ける中で、ロシアは繰り返し核による威嚇を行った。ロシア

²⁰⁹ Leila Abboud and Polina Ivanova, “Emmanuel Macron Open to Stationing French Nuclear Weapons in Other European Nations,” *Financial Times*, May 14, 2024, <https://www.ft.com/content/96231d9c-ee48-43b3-9c82-bdc4002b41a5>.

²¹⁰ French General Secretariat for Defence and National Security, *National Strategic Review 2025*, July 14, 2025, https://www.sgdsn.gouv.fr/files/files/Publications/20250713_NP_SGDSN_RNS2025_EN_0.pdf.

²¹¹ U.K. Cabinet Office, “Northwood Declaration: 10 July 2025 (UK-France Joint Nuclear Statement),” July 10, 2025, <https://www.gov.uk/government/news/northwood-declaration-10-july-2025-uk-france-joint-nuclear-statement>.

²¹² U.K. Cabinet Office, “Lancaster House 2.0: Declaration on Modernising UK-French Defence and Security Cooperation,” July 10, 2025, <https://www.gov.uk/government/news/lancaster-house-20-declaration-on-modernising-uk-french-defence-and-security-cooperation>.

²¹³ Office of the French Presidency, “New UK-France Nuclear Steering Group Met for the First Time in Paris,” December 18, 2025, <https://www.elysee.fr/en/emmanuel-macron/2025/12/18/new-uk-france-nuclear-steering-group-met-for-the-first-time-in-paris>.

の核脅威及びシグナリングに関連して、以下の最も顕著な動きが報告されている。

- 5月4日、ウクライナによるロシアへの攻撃について記者に答えたプーチン大統領は、「核兵器を使用する必要はなく、今後も必要にならないことを望む」と述べた²¹⁴。
- 6月20日、ウクライナによる汚い爆弾（ダーティボム）の使用の可能性についての質問に対し、プーチン大統領は、ロシアはあらゆる脅威に対処し、ウクライナにとって「壊滅的」なものになると述べた。翌21日、メドベージェフ安全保障会議副議長は、ロシアは戦術核兵器で対応すると付け加えた²¹⁵。
- 7月31日、トランプ大統領がプーチン大統領に対してウクライナとの停戦に合意する期限を設定した後、メドベージェフ安全保障会議副議長は「それぞれの新たな最終通告は脅しであり、戦争への一歩である」と投稿し、さらにトランプ大統領に対して「神話上の『デッドハンド』がいかに危険であるかを忘れてはならない」と付け加えた²¹⁶。「デッドハンド」とは、ロシアの核指揮統制のバックアップ通信システムとされる「ペリメーター」の通称である。
- 9月22日、プーチン大統領はロシア安全保障会議の会合で、ロシアは戦略的脅威に対して「言葉ではなく、軍事的及び技術的手段で」対応する用意があると述べた²¹⁷。
- 10月22日、プーチン大統領はロシアの核三本柱のすべての構成要素を対象とした恒例の戦略核部隊演習を監督した。ロシア軍はヤールス ICBM、シネーヴァ SLBM、及び Tu-95MS 戦略爆撃機からの ALCM を発射した。この演習は「核兵器使用の承認手順を実践する」ことを目的としていた²¹⁸。リャブコフ外務次官は、この演習を NATO のいわゆる「攻撃的政策」に対する「補償的軍事技術的措置」と表現した²¹⁹。演習の2日後、プーチン大統領はロシアの核戦力が「すべての核保有国を上回る」と述べた²²⁰。
- 10月30日、ロシアが原子力推進魚雷「ポセイドン」の試験を行った後、メドベージェフ安全保障会議副議長は X に「プレヴェストニクとは異なり、ポセイドンは真の終末兵器と見なすことができる」と投稿した²²¹。

²¹⁴ Angelique Chrisafis, "Need to Use Nuclear Weapons Has Not Arisen in Ukraine, Says Putin," *The Guardian*, May 4, 2025, <https://www.theguardian.com/world/2025/may/04/need-to-use-use-nuclear-weapons-has-not-arisen-in-ukraine-says-putin>.

²¹⁵ "Russian Offensive Campaign Assessment, June 21, 2025," *The Institute for the Study of War*, June 21, 2025, <https://understandingwar.org/backgrounder/russian-offensive-campaign-assessment-june-21-2025>.

²¹⁶ "Russian Offensive Campaign Assessment, August 1, 2025," *The Institute for the Study of War*, August 1, 2025, <https://understandingwar.org/research/russia-ukraine/russian-offensive-campaign-assessment-august-1-2025/>.

²¹⁷ "Russia Prepared for Threats, New START Treaty: Putin Speaks to Security Council," *TASS*, September 22, 2025, <https://tass.com/politics/2019735>.

²¹⁸ Jerry Fisayo-Bambi, "Putin Supervises Nuclear Forces Drills as Sanctions Mount on Russia over Its War Against Ukraine," *Euronews*, October 23, 2025, <https://www.euronews.com/2025/10/23/putin-supervises-nuclear-forces-drills-as-sanctions-mount-on-russia-over-its-war-against-u>.

²¹⁹ "Russian Offensive Campaign Assessment, October 22, 2025," *The Institute for the Study of War*, October 22, 2025, <https://understandingwar.org/research/russia-ukraine/russian-offensive-campaign-assessment-october-22-2025/>.

²²⁰ "Russian Offensive Campaign Assessment, October 26, 2025," *The Institute for the Study of War*, October 26, 2025, <https://understandingwar.org/research/russia-ukraine/russian-offensive-campaign-assessment-october-26-2025/>.

²²¹ Dmitry Medvedev, X post, October 30, 2025, <https://www.newsweek.com/trump-putin-ryabkov-nuclear-warning-russia-ukraine-us-10848547>.

ロシアの核による威嚇とレトリックは、2025年のNPT準備委員会で強く非難された。たとえば、米国は、「ロシアは新型核兵器を開発し、核・通常両用運搬手段を改良し、新STARTの一方的停止を違法に主張し、無責任な核レトリックを展開し、ウクライナに対する安全保証を反故にした」と述べた²²²。フランスは、「ロシアのウクライナに対する侵略戦争という背景のもと、フランスは引き続きロシアの無責任な核レトリック及び戦略的威嚇の姿勢を非難する。これらはいずれも条約の目的に反するものである」と述べた²²³。

しかし、準備委員会における非核兵器国によるロシアへの非難は、決して一様なものではなかった。米国の同盟国であるNATO諸国、豪州や日本も、ロシアの核による威嚇を明確に非難したのに対して、NAM諸国はそうした非難を行わず、NAC及びTPNW締約国による共同声明にも、ロシアの核威嚇を明確に非難する表現は含まれていなかった。このような不均一な傾向は、核兵器国による核威嚇に対応する際の際の非核兵器国間の大きな立場の違いを浮き彫りにしている。

ロシアは「ヨーロッパに配備された戦略的脅威をもたらす米国の戦闘能力を兼ね備えた核兵器の急激な増加、地理的な配備範囲の潜在的拡大、並びにNATOによる多様な脅威の全般的増大に対応して、ロシア及びベラルーシは核分野における相殺措置を取らざるを得なかった。それにもかかわらず、この分野におけるロシア・ベラルーシの協力は、国際法及びNPTの規定を含む我々の国際的義務を厳格に遵守しており、第三国に対していかなる脅威ももたらさない」と応答した²²⁴。

米国

1月28日にトランプ大統領が「ゴールドドーム」というミサイル防衛システムの開発に関する大統領令に署名して以来、特に中国とロシアはこの計画が戦略的安定を損なうものだと非難している。たとえば、5月9日、中国とロシアは共同声明を発表し、この計画は「戦略攻撃兵器と戦略防衛兵器が不可分の関係にあることを完全かつ終局的に否定するものであり、これは世界の戦略的安定を維持するための中心かつ基本的な原則のひとつである」と表現した²²⁵。

「ゴールドドーム」計画は5月20日に公式に始動し、推定費用は約1.75億ドルである²²⁶。翌日、中国は「この計画は宇宙を戦場に変えるリスクを高め、宇宙の軍拡競争を招き、国際安全保障及び軍備管理体制を揺るがす。[...]『すべての国のための毀損されない安全保障』の原則に違反し、世界の戦略的均衡と安定を損なう。中国は深刻な懸念を抱いている」と述べた²²⁷。5月27日、ロシア外務省報道官マリア・ザハロワはこれを「米国による、いわゆる予防的、だが実質的には先制攻撃となりうる非常に危険な措置を講じる方針の現れである。これは戦略的安定の基盤を直接損なう日和見主義的アプローチである」と批判した²²⁸。10月21日、北朝鮮はこの計画を「他

²²² “Statement by the United States,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

²²³ “Statement by France,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

²²⁴ “Statement by Russia and Belarus,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

²²⁵ Ministry of Foreign Affairs of China, “Joint Statement by the People’s Republic of China and the Russian Federation on Global Strategic Stability,” May 9, 2025, https://www.mfa.gov.cn/eng/xw/zyxw/202505/t20250509_11617864.html.

²²⁶ Jessie Yeung and Maureen Chowdhury, “Trump Details Plan to Build ‘Golden Dome’ Missile Shield by End of Term,” *CNN*, May 21, 2025, <https://edition.cnn.com/2025/05/21/politics/trump-golden-dome-missile-intl-hnk>.

²²⁷ Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson Mao Ning’s Regular Press Conference on May 21, 2025,” May 21, 2025, https://www.mfa.gov.cn/eng/xw/fyrbt/202505/t20250521_11630009.html.

²²⁸ “US’ Golden Dome Project Threatens Strategic Stability – Russian Diplomat,” *TASS*, May 27, 2025, <https://tass.com/politics/1964123>.

国の戦略的安全保障を圧迫し、軍事力の積極的な行使を促進することで自国の軍事的優位を確保するための『脅威イニシアティブ』である」と表現した²²⁹。

いわゆる「デッドハンド」システムに関するメドページェフ安全保障会議副議長の発言を受けて、トランプ大統領は8月1日に「万が一これらの愚かで扇動的な発言が単なる発言以上のものである場合に備え」、2隻の核潜水艦を「適切な地域」に配置するよう命じた²³⁰。トランプ大統領が原子力潜水艦一般を指しているのか、特定の核弾道ミサイル搭載潜水艦(SSBN)を指しているのかは明らかでなく、また、米国は常に4～5隻のSSBNを指定された哨戒地域で「厳戒態勢」に置いているため²³¹、この発表が米国の核態勢における何らかの変化を示唆するものかどうか不明であった。

10月21日、米国は年次核指揮統制演習「グローバル・サンダー 26」を開始した。この演習には、米国の核三本柱のすべての構成要素と関連する指揮統制システムが参加した。演習では、大統領令のシミュレーション、警戒手順、及びプロトコル実施のリハーサルが行われた。米戦略軍(USSTRATCOM)によれば、「これは年次演習であり、世界情勢や特定の国家・主体の行動に対応して実施されるものではない」とのことである²³²。

12月5日に公表された米国の『国家安全保障戦略(NSS)』従来のものと比べて、米国の核抑止に関する詳細な記述がほとんど見られなかった。そこでは、米国が「米国国民、海外における米国の資産、そして米国の同盟国を守るため、世界で最も強固で信頼性が高く、近代的な核抑止力に加え、米国本土を防護するゴールデンドームを含む次世代ミサイル防衛」を追求すると、簡潔に述べられているにとどまっている²³³。

パキスタン

8月9日、パキスタン陸軍参謀長ムニール(Marshal Asim Munir)氏は、米国フロリダ州での私的な夕食会で「我々は核保有国だ。もし我々が沈むなら、世界の半分を道連れにする」と述べたと報じられた。また、インドの特定の民間経済資産を標的候補として挙げたという²³⁴。これは、非公式の場で行われた発言で、しかも発言を裏付ける公式な声明は存在せず、発言の真偽は確認されていない。それにもかかわらず、インド外務省報道官はこの「発言」に反応して8月11日に、「核の威嚇はパキスタンの常套手段だ」と述べ、パキスタンを「無責任だ」と非難した²³⁵。モディ首

²²⁹ “Statement by North Korea,” Thematic Debate, First Committee, UNGA, October 21, 2025.

²³⁰ Steff Chávez and Amy Mackinnon, “Trump Says He Will Reposition Nuclear Submarines After ‘Provocative’ Russian Comments,” *Financial Times*, August 2, 2025, <https://www.ft.com/content/a3974d79-7a5d-49f6-a192-80d78ab03f59>.

²³¹ Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns, and Mackenzie Knight, “United States Nuclear Weapons, 2025,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, January 13, 2025, <https://thebulletin.org/premium/2025-01/united-states-nuclear-weapons-2025/>.

²³² “Global Thunder 26 Underway as U.S. Strategic Command Tests Nuclear Deterrence and Readiness,” *Defence Industry Europe*, October 28, 2025, <https://defence-industry.eu/global-thunder-26-underway-as-u-s-strategic-command-tests-nuclear-deterrence-and-readiness/>.

²³³ White House, *National Security Strategy*, December 5, 2025, p. 3, <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/12/2025-National-Security-Strategy.pdf>.

²³⁴ Anna Mahjar-Barducci, “Pakistan’s Army Chief Sparks Alarm with Nuclear Threats on U.S. Soil,” *Australian Institute of International Affairs*, September 11, 2025, <https://www.internationalaffairs.org.au/australianoutlook/pakistans-army-chief-sparks-alarm-with-nuclear-threats-on-u-s-soil/>.

²³⁵ “India Decries ‘Sabre Rattling’ After Pakistan Army Chief’s Reported Nuclear Remarks,” *Reuters*, August 11, 2025,

相はさらに「インドはもはや核による脅迫を容認しない。敵がこれ以上の不測の事態を起こすなら、インド軍は相応の報復を行う」と述べた²³⁶。

9月17日、パキスタンとサウジアラビアは共同声明を発表し、「戦略的相互防衛協定」に署名したことを明らかにした。この協定は「両国間の防衛協力の側面を進展させ、いかなる侵略に対しても共同抑止力を強化すること」を目的としており、「いずれかの国に対する侵略は両国に対する侵略とみなされる」と規定している²³⁷。サウジ当局者が「これは包括的な防衛協定であり、具体的な脅威に応じて必要と判断されるあらゆる防衛手段・軍事手段を活用する」と述べたことを受け²³⁸、この協定が拡大核抑止保証の一形態として解釈される可能性について専門家の間で憶測が広がっている。9月18日には、パキスタンの国防相アーシフ (Khawaja Mohammad Asif) が、自国の核計画は必要に応じてサウジアラビアに「提供される可能性がある」と発言したが、公式声明としては確認されていない²³⁹。

北朝鮮

2022年以降、北朝鮮は国家安全保障における核兵器の役割を拡大しており、抑止と戦争遂行 (warfighting) の役割を拡充しつつあるようである²⁴⁰。

金正恩総書記が2025年1月28日に核物質生産施設を視察した際、北朝鮮の核戦力の強化を呼びかけた²⁴¹。その後9月21日に開催された第14期人民会議第13回会議での演説において、北朝鮮の核戦力は「外部からのあらゆる安全保障上の挑戦に対処し、圧倒するための抑止機能を完全かつ完璧に果たしている」と述べるとともに、「我々は決して核を放棄しない」と改めて強調した²⁴²。また、「我々は現在、戦争抑止力を行使しており、この抑止力の第一の任務が無効になることを望んでいない。もし無効になれば、その第二の任務が発動される。私はすでに言及してい

<https://www.reuters.com/world/asia-pacific/india-decries-sabre-rattling-after-pakistan-army-chiefs-reported-nuclear-remarks-2025-08-11/>

²³⁶ Chandrajit Mitra, “India Won’t Tolerate Nuclear Blackmail: PM Modi’s Big Message to Pakistan,” *NDTV*, August 15, 2025, <https://www.ndtv.com/india-news/independence-day-2025-pm-narendra-modi-on-indus-waters-treats-says-india-wont-tolerate-nuclear-blackmail-by-pakistan-9089402>.

²³⁷ Ministry of Information and Broadcasting of Pakistan, “Joint Statement on the State Visit of H.E. Muhammad Shehbaz Sharif, Prime Minister of the Islamic Republic of Pakistan, to the Kingdom of Saudi Arabia,” September 17, 2025, https://pid.gov.pk/site/press_detail/30371?utm_source=substack&utm_medium=email.

²³⁸ Andrew England, Ahmed Al Omran and Humza Jilani, “Saudi Arabia Signs ‘Strategic Mutual Defence’ Pact with Pakistan,” *Financial Times*, September 18, 2025, https://www.ft.com/content/50a48a5a-a022-411d-803e-bbd804f99563?utm_source=substack&utm_medium=email.

²³⁹ Jon Gambrell and Munir Ahmed, “Pakistan Says Its Nuclear Program Can Be Made Available to Saudi Arabia Under Defense Pact,” *AP News*, September 20, 2025, https://apnews.com/article/pakistan-saudi-nuclear-pact-defense-e66e0ded8045812c8aea39e21d764836?mkt_tok=ODEzLVhZVS00MjIAAAGdFz3oxciPtUW8sl0I2DmXRMGcrNgp0YIJNeKVsWyafg0NUvmxzmQvhDoq0GvLKYS8iW WagG66rGckOaaWVEu8byQGD10IEFiBVgiX1WuyxAlm.

²⁴⁰ “Report on 6th Enlarged Plenary Meeting of 8th WPK Central Committee,” *KCNA*, January 1, 2023, <http://www.kcna.co.jp/item/2023/202301/news01/20230101-18ee.html>.

²⁴¹ “North Korean Leader Kim Inspects Nuclear Facility and Calls for Bolstering Arsenal,” *CNN*, January 28, 2025, <https://edition.cnn.com/2025/01/28/asia/north-korea-kim-nuclear-facility-visit-intl-hnk/>.

²⁴² “Respected Comrade Kim Jong Un’s Speech at the 13th Session of the 14th Supreme People’s Assembly of the Democratic People’s Republic of Korea,” *KCNA Watch*, September 22, 2025, <https://kcna-watch.org/newstream/1758618649-86867764/respected-comrade-kim-jong-un-s-speech-at-the-13th-session-of-the-14th-supreme-people%e2%80%99s-assembly-of-the-democratic-people%e2%80%99s-republic-of-korea/>.

る。抑止力の第二の任務が発動されれば、周辺にある韓国及びその同盟国の軍事組織やインフラは一瞬にして崩壊し、これは殲滅を意味するだけである」と述べた²⁴³。

B) 核兵器の先行不使用 (NFU)

2025年、核先行不使用 (NFU) 政策や核兵器の「唯一の目的 (sole purpose)」政策を変更した核保有国はいなかった。核兵器国の中で、中国は公式に NFU 政策を宣言している唯一の国であり、2025年にもその方針を再確認した。他の4つの核兵器国は、NFU 及び「唯一の目的」ドクトリンの両方を引き続き採用していない。

2025年のNPT準備委員会において、中国は核兵器国に対し、「相互先行不使用に関する条約の交渉と締結を支持するか、またはこれに関する政治声明を發出し、いかなる時もいかなる状況もとでも互いに核兵器を先行して使用しないことを約束するよう」求めた。同時に、中国は米国を名指しで批判し、「核兵器の先行使用政策を堅持している」と指摘した²⁴⁴。

中国の提案に対して、米国は「一部の締約国が、中国の非現実的で検証不可能な核先行不使用条約案を支持したことに、我々は落胆した。我々は問わざるを得ない。中国による核戦力の増強が、表明された核兵器の先行不使用政策と矛盾しているように見えるのに、何の意味があるのか?」と述べた²⁴⁵。国連総会第一委員会において、米国はさらに、中国の核先行不使用条約案に関する立場を次のように説明した。

先行不使用に関する条約は、NPT第6条の意味における核軍縮に関する有効な措置とは見なされるべきではない。実務上、単純な『先行不使用』政策は、核戦力、計画、手順に関する透明性がなければ空文である。これらの具体的な問いに対する答えがないのであれば、この修辭的で検証不可能な政策は、条約交渉の基礎として信頼できるものではないと結論せざるを得ない。さらに、この提案は全面的に信頼を前提としているが、この政策を唱えている当の国自身は、信頼が欠如していることを理由に、米国と軍備管理交渉を行うことができないと主張している²⁴⁶。

その他の核保有国に関しては、インドは引き続き NFU 政策を維持しているが、大規模な生物兵器または化学兵器攻撃に対する核報復の選択肢を留保している。2025年5月のインド・パキスタン紛争を受けて、インドは国連総会第一委員会において、パキスタンとの激しいやり取りの中で NFU 政策を再確認した。「責任ある核保有国として、インドは自国の核ドクトリンに基づき、信頼できる最小限の抑止力政策を堅持し、先行不使用及び非核兵器国に対する核不使用の姿勢を維持している。[...] インドは核兵器を先行使用しない。核エスカレーションが発生する場合、それはパキスタンによるものである。パキスタンが先行不使用政策を採用すれば、国際の平和と安全に大きく貢献することができる」と述べた²⁴⁷。

²⁴³ Ibid.

²⁴⁴ “Statement by China,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁴⁵ “Statement by the United States,” Closing Session, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 9, 2025.

²⁴⁶ “Statement by the United States, Thematic Debate, First Committee, UNGA, October 21, 2025.

²⁴⁷ “Statement by India,” General Debate, First Committee, UNGA, October 15, 2025.

パキスタンは、インド陸軍の「コールド・スタート」戦略に対抗するために短距離核兵器を開発しており、通常兵器による攻撃に対して核兵器を先行使用する可能性を排除していない。また、前述のインドの声明に対しても、「インドは自国の『先行不使用』ドクトリンを誇示しているが、この主張に矛盾する例外規定や自国指導者による政策声明を都合よく省略している」と主張して反論した²⁴⁸。

北朝鮮の「核戦力に関する政策」は、2022年9月に法律として施行されており、核兵器の先行使用が可能であることを明記している²⁴⁹。加えて、北朝鮮の指導者たちは近年、この選択肢について繰り返しかつ強調して言及してきた。

C) 消極的安全保証

消極的安全保証 (negative security assurances) は、核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、または使用の威嚇を行わないことを約束するものである。しかし、非核兵器地帯条約の議定書を除き、核兵器国は法的拘束力のある消極的安全保証を提示していない。2025年、核兵器国はいかなる消極的安全保証政策の変更も行わず、2025年NPT準備委員会においてそれぞれの立場を再確認した。

中国は、「非核兵器国及び非核兵器地帯に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行わないことを無条件で約束する。中国は上記の約束を明確にしている唯一の核兵器国である」と述べた²⁵⁰。また、中国は、核兵器国による消極的安全保証を法的に明文化する国際法上の枠組みの交渉をジュネーブ軍縮会議 (CD) で開始するよう促した。中国は、無条件の消極的安全保証を宣言する唯一の核兵器国である。

フランスは、「非核兵器国が不拡散義務を遵守する場合に、消極的安全保証が適用されることを保証する」という約束を再確認した。「フランスは、ロシアによるウクライナへの不当な武力攻撃を強く非難する。これは国連憲章及びウクライナの主権を明白に侵害するものであり、さらにロシアが用いた無責任な核レトリックも非難されるべきである。これらの行為は、ブダペスト覚書に基づきロシアがウクライナに約束した安全の保証の内容と著しく矛盾している」と付け加えた²⁵¹。

ロシアは2024年11月に採択された新しい核ドクトリンのもとで、消極的安全保証政策を改訂した。法的拘束力のある消極的安全保証を求めるNPT加入の非核兵器国を支持すると確認した。さらに、「これらの国々は、核兵器国及び／またはその同盟国に対する攻撃に関与したり、これを助長したりせず、核不拡散義務を遵守することが重要である。これには、核兵器国との軍事同盟の枠組みで核兵器を保有することの放棄も含まれる」と述べた。さらにロシアは「議論すべき主要な課題には、核兵器国と同盟関係にある非核兵器国や、核兵器国と二国間安全保障協定を締結した非核兵器国 (いわゆる『核の傘』のもとにある国々) へのできる限りの保証が含まれるべきである。このような非核兵器国の特別な地位や状況は、他国に適用される普遍的な安全保証を享受

²⁴⁸ “Statement of Right of Reply by Pakistan,” General Debate, First Committee, UNGA, October 16, 2025.

²⁴⁹ “Law on DPRK’s Policy on Nuclear Forces Promulgated,” *KNCA Watch*, September 9, 2022, <https://kenawatch.org/newstream/1662687258-950776986/law-on-dprks-policy-on-nuclear-forces-promulgated/>.

²⁵⁰ “Statement by China,” Cluster 1 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁵¹ “Statement by France,” Cluster 1 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

することができないことは明らかである」と付け加えた²⁵²。

英国は、「引き続き消極的安全保証を支持しており、適切な場での消極的安全保証条約に関する議論にも前向きである。我々が消極的安全保証を受諾するには、各国がNPTに基づく義務に対し重大な違反をしていないことを要求する。重大な違反とは、国家が核兵器を開発、開発を試みる、または取得しようとするを指し、保障措置や手続き上の問題は含まれないと考える」と述べた²⁵³。

米国は改めて、「NPT 締約国であり、核不拡散義務を遵守している非核兵器国に対して、核兵器の使用または使用の威嚇を行わない」と表明した。「これはほとんどの国に該当し、したがって適用される。これらの保証は米国の政策上のものであるが、非核兵器地帯の議定書に関連して、法的拘束力のある消極的安全保証も提供している」とも述べた²⁵⁴。

これまでの『ひろしまレポート』でも指摘されているように、核兵器国が非核兵器国に提供する消極的安全保証の1つの目的は、NPTにおける両者の権利と義務の不均衡を緩和することである。NPTの枠組みを超えて、インド、パキスタン、北朝鮮も非核兵器国に対して消極的安全保証を発表している。2025年において、これらの国はいずれも消極的安全保証政策に重大な変更は加えていない。インドは、非核兵器国に対して核兵器を使用しないと宣言しているが、「インド本土またはインド軍がどこであれ大規模な生物兵器・化学兵器攻撃を受けた場合には、核兵器で報復する選択肢を保持する」と留保している。パキスタンは無条件の消極的安全保証を発表している。一方、北朝鮮は2022年の『核兵器政策に関する法律』において、「他の核兵器国と共謀して北朝鮮に対する攻撃や侵略に加わらない限り、非核兵器国に対し核兵器で脅迫したり、使用したりしない」と規定している。

ストックホルム核軍縮イニシアティブのメンバーは²⁵⁵、「非核兵器国に対する消極的安全保証を強化するための措置」と題した作業文書をNPT準備委員会に提出した。作業文書は、消極的安全保証が「核軍縮及び不拡散の促進」に果たす役割を再確認したうえで、「消極的安全保証を優先事項として再確認すること」、「既存の消極的安全保証を再確認すること」、「消極的安全保証を強化・正式化するための効果的な国際合意の検討」、「非核兵器地帯条約の議定書の署名・批准」、「進展状況の報告及び非核兵器国との情報交換」、「新興技術への対応」などの勧告を行った²⁵⁶。

NAM 諸国は、「核兵器の完全廃絶が実現するまで、NPTの締約国となり核兵器の選択肢を放棄したすべての非核兵器国には、あらゆる状況もとの核兵器の使用または使用の脅威に対して、効果的かつ普遍的、無条件、非差別的、かつ取り消し不可能な法的拘束力を有する消極的安全保証を受ける正当な権利がある」ことを再確認した²⁵⁷。

2025年の国連総会で採択された決議「核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国を保証する効果的な国際協定の締結」では、「核軍縮が普遍的な形で達成されるまでは、国際社会

²⁵² “Statement by Russia,” Cluster 1 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁵³ “Statement by the United Kingdom,” Cluster 1 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁵⁴ “Statement by the United States,” Cluster 1 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁵⁵ カナダ、エチオピア、フィンランド、ドイツ、日本、ヨルダン、カザフスタン、韓国、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス。

²⁵⁶ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.42.

²⁵⁷ “Statement by NAM,” Cluster 1 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

が、あらゆる方面からの核兵器の使用またはその使用の威嚇から非核兵器国を確実に防護するための効果的な措置及び取極を策定することが不可欠である²⁵⁸ ことなどが論じられた。この決議への加盟国の投票行動は下記のとおりであった。

- ▶ 賛成 120 (ブラジル、中国、エジプト、インド、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、メキシコ、パキスタン、サウジアラビア、シリアなど)、反対 0、棄権 60 (豪州、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、北朝鮮、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国など)。

D) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准

非核兵器地帯条約の議定書には、法的拘束力のある消極的安全保証の規定が含まれている。しかし、2025 年末時点で、すべての核兵器国が批准したのは、ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約 (トラテロコ条約) の議定書のみである。2025 年において、核兵器国による追加の批准に関する進展は見られなかった。

表 1-5: 非核兵器地帯条約議定書への核兵器国の署名・批准状況 (2025 年)

	中国	フランス	ロシア	英国	米国
ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約 (トラテロコ条約)	○	○	○	○	○
南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約)	○	○	○	○	△
東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約)					
アフリカ非核兵器地帯条約 (ベリンダバ条約)	○	○	○	○	△
中央アジア非核兵器地帯条約 (セミパラチンスク条約)	○	○	○	○	△

[○: 批准 △: 署名]

東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約) の議定書について、5 核兵器国のいずれも署名していないことに関し、東南アジア諸国連合 (ASEAN) は NPT 準備委員会において「我々は、留保を付した国を含むすべての核兵器国と継続的にコミットメントすることを再確認するとともに、東南アジア非核兵器地帯条約の目的及び原則に従って、すべての未解決課題を解決するためにすべての当事者の努力強化を推進する」と述べた²⁵⁹。

5 核兵器国は議定書に署名する意向を表明しており、条約締約国とこれらの国との間で協議が継続していることが再確認された。中国は 2024 年 2 月の CD において議定書に署名する意向を表明していたが²⁶⁰、署名は行われず、代わりに 2025 年 NPT 準備委員会において署名の「意欲」

²⁵⁸ A/RES/80/18, December 1, 2025.

²⁵⁹ “Statement by Malaysia on Behalf of the ASEAN,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

²⁶⁰ Ministry of Foreign Affairs of China, “Remarks by Director-General Mr. Sun Xiaobo at the High-Level Segment of the Conference on Disarmament,” February 29, 2024, https://www.fmprc.gov.cn/eng/wjfb/zjjg_663340/jks_665232/kjfywj_665252/202406/t20240606_11405418.html.

を再確認した²⁶¹。フランスは、「これらの条約の締約国及びバンコク条約の締約国と建設的に協力し、議定書への加盟に関する議論を前進させる」と述べた²⁶²。英国は、引き続き「ASEAN 加盟国と連携し、バンコク条約追加議定書にできるだけ早く署名・批准できることを願っている」と述べた²⁶³。NPT 準備委員会において、ロシア及び米国はいずれも公式声明でバンコク条約に言及しなかった。

一部の核兵器国は、非核兵器地帯条約の議定書に署名または批准する際に、実質的に留保とみなされうる解釈宣言を付している。NAM 諸国、NAC 諸国及びこれらの条約の締約国は、留保の撤回を求めている。たとえば、NAM 諸国は 2025 年 NPT 準備委員会において「非核兵器地帯条約」と題した作業文書を提出し、「当該条約の目的及び趣旨と相容れないあらゆる関連留保や一方的な解釈による宣言の撤回を強く求める」と表明した²⁶⁴。

E) 拡大核抑止への依存

NATO 諸国

現在、核共有の取り決めのもと、米国は約 100 発の B61 核爆弾をベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコの 5 つの NATO 加盟国に配備していると推定されている。2025 年 1 月、米国の NNSA は、B61-12 核爆弾の寿命延長計画の完了と、NATO の核共有体制のもとでの同爆弾の欧州への全面的な前方配備の完了を発表した²⁶⁵。11 月 13 日、サンディア国立研究所は、NNSA と連携して、8 月 19 日から 21 日にかけて F-35A 戦闘機が B61-12 を搭載・投下する一連の試験に成功したと発表した²⁶⁶。

ロシアによるウクライナへの全面侵攻と、NATO 加盟国に対する脅威の高まりを受けて、2022 年 6 月に採択された NATO の「戦略概念」は、2010 年版に比べて核抑止の重要性をより強調する内容となった。2025 年には、NATO 加盟国は、拡大核抑止が同盟の抑止及び防衛戦略において中核的な役割を果たしていることを改めて確認した。

たとえば、2025 年 6 月の NATO ハーグ・サミットにおいて、英国政府は「少なくとも 12 機」の核搭載可能な F-35A 戦闘機を取得し、NATO の核弾頭を搭載可能な戦闘機による核任務への参加を発表したうえで、これを「かつてない規模の英国による核態勢の最大の強化」と位置づけた²⁶⁷。これは、1998 年に空中発射型核兵器を廃止する決定を下して以来の方針転換であり、NATO の核共有体制を強化する動きでもある。この決定を受け、また 7 月 18 日に米国の B61-12 核爆弾が、飛行追跡観測に基づくと、英国空軍 (RAF) レイケンヒース基地に配備されたのではないかという公的な推測が出た後、核軍縮キャンペーンのメンバーは、スターマー首相に対し、こ

²⁶¹ “Statement by China,” Cluster 2 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²⁶² “Statement by France,” Cluster 2 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²⁶³ “Statement by the United Kingdom,” Cluster 2 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²⁶⁴ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.24.

²⁶⁵ Ellie Cook, “US Deploys Upgraded ‘Gravity Bombs’ to Europe,” *Newsweek*, January 20, 2025, <https://www.newsweek.com/us-deploys-b61-12-gravity-bombs-europe-tactical-nuclear-weapons-2017485>.

²⁶⁶ Kylie Engleman, “B61-12 Flight Tests Yield Positive Results,” *Sandia National Laboratories*, November 13, 2025, <https://www.sandia.gov/labnews/2025/11/13/b61-12-flight-tests-yield-positive-results/>.

²⁶⁷ Jonathan Beale and Imogen James, “UK to Buy Nuclear-Capable F-35A Fighter Jets,” *BBC*, June 25, 2025, <https://www.bbc.com/news/articles/c335406gxdvo>.

の疑惑の配備が実際に行われたのかを英国議会に明らかにするよう求めた²⁶⁸。英国政府と米国政府は、特定の場所に核兵器が存在するかどうかについて「肯定も否定もしない」という方針を堅持した。

2025年を通じて、ポーランドはNATOの核共有体制への参加に対する関心を繰り返し表明してきた。3月13日、アンジェイ・ドゥダ（Andrzej Duda）大統領は、将来のロシアの侵略を抑止するために、米国にポーランド領内への核兵器配備を求めた²⁶⁹。4月18日にはこの立場を改めて表明し、さらにポーランドはフランスの核兵器を受け入れることも可能であると付け加え、「この二つの考えは矛盾せず、相互に排他的ではない」と述べた²⁷⁰。後任のナヴロツキ（Karol Nawrocki）大統領も、9月17日に双方の可能性を再確認した²⁷¹。

9月19日にロシアのMiG-31戦闘機3機がエストニアの領空を侵犯したことを受け、エストニアのハンノ・ペクヴル（Hanno Pekkuri）国防相は9月23日、エストニアは将来的に英国の核搭載可能なF-35Aの配備を受け入れる用意があると述べた²⁷²。

NATOは10月13日から24日まで、年次核演習「ステッドファスト・ヌーン（Steadfast Noon）」を実施した。この演習には、14の同盟国から約70機の航空機が参加し、通常戦闘機と核搭載可能機の混合編成で行われた。NATOは「この演習は長期的に計画された慣例的な訓練活動であり、NATOの核態勢の維持と透明性確保という広範な取組の一環である。現在の世界情勢とは関係なく、実弾は使用されない」と明言した²⁷³。

インド太平洋地域

米国の核兵器は上記の5つのNATO加盟国にのみ配備されているが、米国は豪州（戦略政策対話：SPD）、日本（拡大抑止協議：EDD）、及び韓国（核協議グループ：NCG）との間で拡大抑止に関する協議メカニズムを確立している。

2月7日に発出された日米首脳共同声明では、米国が「核を含むあらゆる能力を駆使し、日本の防衛に対する、米国の揺るぎない決意」を有していることが改めて強調された²⁷⁴。こうした拡大抑止の位置づけは、その後の日米間の具体的な協議や活動にも反映されている。6月5日から6

²⁶⁸ Dan Sabbagh, "Campaigners Call for Keir Starmer to Say if US Nuclear Weapons Are Back in UK," *The Guardian*, July 22, 2025, https://www.theguardian.com/world/2025/jul/22/campaigners-call-for-keir-starmer-to-say-if-us-nuclear-weapons-are-back-in-uk?mkt_tok=ODEzLVhZVS00MjIAAAGb3RpuiPZKbVQszoWpaUNHQxV56AZowEV07bfHre2nQKY7tWPvbwzF_x6S7ZtqGBectal6r3kYPaTynHWzK19GPIdbPzyUPstHoVH4o_X7QQvE.

²⁶⁹ Raphael Minder, "Poland's President Urges US to Move Nuclear Warheads to Polish Territory," *Financial Times*, March 13, 2025, <https://www.ft.com/content/f9e5f2a9-5d81-4557-af6d-ed3a33eeef1a>.

²⁷⁰ Seb Starcevic, "We Want French Nukes, Polish President Says," *Politico*, April 18, 2025, <https://www.politico.eu/article/poland-andrzej-duda-france-nuclear-weapons-emmanuel-macron/>.

²⁷¹ Daryna Vialko, "Poland's President Hopes for Deployment of Nuclear Weapons on Its Territory," *RBC-Ukraine*, September 17, 2025, <https://newsukraine.rbc.ua/news/poland-s-president-hopes-for-deployment-of-1758115625.html>.

²⁷² Memphis Barker, "Estonia Open to Hosting British Nuclear-Capable Fighter Jets," *The Telegraph*, September 23, 2025, <https://www.telegraph.co.uk/world-news/2025/09/23/estonia-open-to-hosting-british-nuclear-weapons/>.

²⁷³ NATO, "NATO's Annual Nuclear Exercise Steadfast Noon Begins," October 13, 2025, <https://www.nato.int/en/news-and-events/articles/news/2025/10/13/natos-annual-nuclear-exercise-steadfast-noon-begins>.

²⁷⁴ 日本外務省「日米首脳共同声明：2025年2月7日」2025年2月7日、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100791692.pdf>.

日にかけては、日米拡大抑止協議の会合が米国のバークスデール空軍基地で開催された²⁷⁵。さらに7月26日には、日米両政府が、米国の核兵器を含む有事の対応を想定した定例協議の中で、米軍が核兵器を使用する可能性を含む緊急事態シナリオについて議論していたことが報じられた。この議論は、昨年12月に策定された「拡大抑止に関するガイドライン（指針）」に基づき、核使用時の政府間調整の手順や日本側が意見を伝えるための手続きを明文化したうえで行われたとされる²⁷⁶。こうした協議の具体性を示す事例として、7月27日には、昨年実施された日米のコンピューター・シミュレーション演習において、自衛隊が台湾有事を想定したシナリオの中で、中国からの核の威嚇に対し、米軍に対してより同様の対応を強く求めていることも報じられた²⁷⁷。さらに年末の12月10日には、核搭載可能な米国のB-52戦略爆撃機2機が日本の戦闘機とともに日本海上空を飛行し、日本の防衛省は、これについて「自衛隊と米軍の即応態勢を確認し、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化した」と説明している²⁷⁸。

こうした動きを踏まえつつ、日本政府は拡大抑止への依存と核兵器廃絶への規範的立場との両立を強調している。9月23日、石破茂前総理大臣は第80回国連総会での一般討論演説において、「核をめぐる非常に厳しい安全保障環境に置かれる我が国にとって、アメリカによる核を含む拡大抑止は、国民の生命・財産を守り抜くために、これからも必要であります」と述べ、「抑止論を否定する立場には立ち得ないのであります。それが責任ある安全保障政策を遂行するうえでの現実であります」と付け加えた。同時に、「我が日本が経験した核による惨禍は、核による悲劇はこの世界で二度と繰り返されてはなりません」と述べた²⁷⁹。

こうした拡大抑止をめぐる動きは、日本国内において非核三原則との関係をめぐる議論も喚起した。11月11日、高市早苗総理大臣は国会において、政府が安全保障関連3文書を改定する過程で、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする非核三原則を堅持するかどうかについて、「私から申し上げる段階ではない」と述べた。その後の議論では、とりわけ「持ち込ませず」の原則に焦点が当てられ、日米間の拡大核抑止の枠組みを強化するために、この原則の見直しが必要か否かが主要な論点となった²⁸⁰。12月19日の記者会見において、小泉進次郎防衛大臣は「持ち込ませず」の原則に関して、以下のような立場を示した。

2010年当時の岡田克也外務大臣による答弁を引き継いでいく考えであります。改めて申し上げますと、『あまり仮定の議論をすべきではないと思いますが、緊急事態ということが発生して、しかし核の一時的寄港ということ認めないと、日本の安全が守れないというような事態がもし発生したとすれば、それはそのときの政権が政権の命運をかけて決断し、国民の皆さんに

²⁷⁵ 日本外務省「日米拡大抑止協議（結果）」2025年6月9日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02244.html。

²⁷⁶ 「日米、核使用想定シナリオを議論：初指針に調整手順を明記」『共同通信』2025年7月26日、<https://www.47news.jp/12922216.html>。

²⁷⁷ 「日米演習、対中国で『核の脅し』：自衛隊、米軍に再三要求」『共同通信』2025年7月27日、<https://www.47news.jp/12925910.html>。

²⁷⁸ 久保信博「日米が共同飛行訓練、10日に日本海で 米軍のB52爆撃機参加」『ロイター通信』2025年12月12日、<https://jp.reuters.com/world/us/TAYMKHA5QRJPFPOZIDTQOOYKWQ-2025-12-11/>。

²⁷⁹ 首相官邸「第80回国連総会における石破内閣総理大臣一般討論演説」2025年9月23日、<https://www.kantei.go.jp/jp/103/statement/2025/0923enzetsu.html>。

²⁸⁰ 畠山嵩、高橋祐貴「高市首相、「非核三原則」見直し議論へ：「持ち込ませず」が焦点」『毎日新聞』2025年11月15日、<https://mainichi.jp/articles/20251114/k00/00m/010/391000c>。

説明する、そういうことだと思っております』というのが岡田克也、当時の外務大臣による答弁であります、私はこの答弁を引き継いでいく考えであります²⁸¹。

これに対し、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）をはじめとする市民社会団体は、内閣府に抗議声明を提出し、非核三原則を法制化するよう改めて求めた²⁸²。

また、日米二国間にとどまらず、日米韓三国の安全保障協力の文脈でも強化が進められている。その一環として、9月22日に発表された日米韓共同声明では、「米国は日本及び韓国に対する拡大抑止のコミットメントを再確認し、これは朝鮮半島及びインド太平洋地域の安全と安定にとって極めて重要である」と明記された²⁸³。

12月11日、米国と韓国は第5回 NCG 協議を開催した。韓国は、朝鮮半島の通常防衛において「主導的な役割を担う」ことを強調した一方、米国は「核を含む米国のあらゆる防衛能力を駆使して、韓国に対する拡大抑止を提供するという米国のコミットメント」を改めて確認した。また、両国は、「情報共有、協議・意思疎通のプロセス、通常戦力と核戦力の統合 (CNI)、及び共同演習、シミュレーション、訓練など、拡大抑止のあらゆる分野に関する踏み込んだ議論を通じて、核抑止政策及び態勢を維持・強化するためのさまざまな取組」についても議論した²⁸⁴。

ロシア・ベラルーシ

ロシアによるベラルーシへの拡大核抑止の供与は、ロシアの核ドクトリン、ベラルーシ憲法、そしてベラルーシの軍事ドクトリンの改正を通じて正式に確認された。2024年4月、アレクサンドル・ルカシェンコ (Alexander Lukashenko) 大統領は、ロシアの戦術核兵器のベラルーシ配備が2023年10月に完了したことを発表し、その使用条件は明示されていないが、プーチン大統領との協議で決定されると述べた²⁸⁵。

米国国防情報局 (DIA) によれば、「ロシアはミサイルや核搭載可能な航空機の能力を整備し、核兵器貯蔵施設を改修し、ベラルーシの乗員に戦術核兵器の取扱訓練を行うことで、ベラルーシへの核態勢を拡大している」とされている²⁸⁶。この評価は、以下の動きによって裏付けられていると見られる。

3月13日、プーチン大統領とルカシェンコ大統領は、連合国家 (Union State) 内の安全保障に関する条約の批准書を交換した。この条約により、同盟国を保護するために「利用可能なすべて

²⁸¹ 日本防衛省「防衛大臣記者会見」2025年12月19日、<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/1219a.html>。

²⁸² 中野晃「声明全文 非核三原則の見直し議論に抗議 平和賞受賞の日本被団協」『朝日新聞』2025年11月20日、<https://digital.asahi.com/articles/ASTCN0SWBTCNPTIL008M.html>。

²⁸³ U.S. Department of State, “Joint Statement from the Trilateral Meeting of the United States of America, Japan, and the Republic of Korea in New York City,” September 22, 2025, <https://www.state.gov/releases/office-of-the-spokesperson/2025/09/joint-statement-from-the-trilateral-meeting-of-the-united-states-of-america-japan-and-the-republic-of-korea-in-new-york-city>。

²⁸⁴ U.S. Department of Defense, “Joint Press Statement on the Fifth Nuclear Consultative Group Meeting,” December 11, 2025, <https://www.war.gov/News/Releases/Release/Article/4358035/joint-press-statement-on-the-fifth-nuclear-consultative-group-meeting/>。

²⁸⁵ “Lukashenko on How Belarus Can Respond to Aggression Coming from the West,” *Belarus Segodnya*, April 25, 2024, <https://www.sb.by/en/lukashenko-on-how-belarus-can-respond-to-aggression-coming-from-the-west.html>。

²⁸⁶ U.S. Defense Intelligence Agency, *2025 Worldwide Threat Assessment*, May 11, 2025, https://armedservices.house.gov/uploadedfiles/2025_dia_statement_for_the_record.pdf。

の戦力と手段」を行使することが認められている。記者会見でプーチン大統領は、「ロシアの高度防衛システムや戦術核兵器とともに、合同地域部隊がベラルーシに配備されている」と述べた²⁸⁷。8月21日には、ベラルーシ国家安全保障会議の長官が、一部のロケットランチャーシステムに核弾頭を搭載する可能性を検討していると発表した²⁸⁸。拡大核抑止の文脈で進展する協力関係は、9月12日から16日にかけて行われた合同軍事演習「ザパド 2025」によって示され、両国はロシアの戦術核兵器や核搭載可能なオレシュニク IRBM 発射演習を行った²⁸⁹。12月18日、ルカシェンコ大統領は、オレシュニクミサイルがベラルーシに配備されたと述べた²⁹⁰。

批判と反論

2025年のNPT準備委員会では、拡大核抑止の取組が特に強い批判にさらされた。中国は一部の国々に対して「核共有及び拡大抑止の仕組みを廃止し」、「国外に配備された核兵器を自国領土に撤収する」よう求めた²⁹¹。自身もベラルーシとの拡大核抑止体制を有するロシアは、核共有を「核軍縮の大きな障害となっている無責任な政策」と呼んだ²⁹²。これに対して、豪州、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、英国など48カ国のグループは、「ロシアの無責任で威嚇的な核レトリック及び戦略的脅迫の姿勢、さらにベラルーシへの核兵器配備の発表を含むその行動」を「断固たる言葉で非難する」と表明した²⁹³。

NAM諸国は、「拡大核抑止及び『核兵器共有』の政策は、条約の精神と目的に反し、その信頼性と有効性を脅かすものである」と述べた²⁹⁴。ブラジルは、「いわゆる『核共有』などの新たな取組を求める動きを含め、拡大核抑止の重要性が高まる傾向」を批判した。ブラジルは「長年、こうした取組はNPTの第1条及び第2条に矛盾すると主張してきた。条約に反するだけでなく、これらの取組は極めて不安定な状況を招きかねない」と述べた²⁹⁵。また、TPNWの締約国及び署名国は、「非核兵器国の領土への核兵器配備はいかなる場合も懸念すべき事態であり、こうした取り決めを有するすべての国に対して、終止符を打つよう強く求める」と表明した²⁹⁶。

準備委員会議長は、「非核兵器国は、2010年の64項目行動計画の行動20の実施を促進す

²⁸⁷ “Russian Offensive Campaign Assessment, March 13, 2025,” *The Institute for the Study of War*, March 13, 2025, <https://understandingwar.org/research/russia-ukraine/russian-offensive-campaign-assessment-march-13-2025/>.

²⁸⁸ “Belarus Says It Is Looking at How to Arm Its Missile Systems With Nuclear Warheads,” *Reuters*, August 21, 2025, <https://www.reuters.com/business/aerospace-defense/belarus-says-it-is-looking-how-arm-its-missile-systems-with-nuclear-warheads-2025-08-21/>.

²⁸⁹ Andrew Osborn and Mark Trevelyan, “Moscow and Minsk Rehearse Launch of Nuclear Weapons Deployed in Belarus, Lukashenko Says,” *Reuters*, September 17, 2025, <https://www.reuters.com/world/europe/moscow-minsk-rehearse-launch-nuclear-weapons-deployed-belarus-lukashenko-says-2025-09-16/>.

²⁹⁰ “Belarusian Leader Says Russia Deployed Its Latest Nuclear-Capable Oreshnik Missile to the Country,” *AP News*, December 19, 2025, <https://apnews.com/article/russia-belarus-ukraine-nuclear-missile-oreshnik-cd2ff4b142402634aff9535cd94f5f79>.

²⁹¹ “Statement by China,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

²⁹² “Statement by Russia,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

²⁹³ “Joint Statement,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

²⁹⁴ “Statement by NAM,” Cluster 1 Specific Issue, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁹⁵ “Statement by Brazil,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

²⁹⁶ “Joint Statement by TPNW States Parties and Signatory States,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

るための国別報告書を作成するための標準報告テンプレートを作成できる。ただし、核共有や拡大抑止の取組などの事項を適切に考慮すること」と提案した²⁹⁷。提案が他国によって取り上げられた際、ほぼすべての NATO 加盟国及び米国の同盟国は強く反対の声を上げた。たとえば豪州は、「NPT のもとでは国家は核兵器国と非核兵器国の 2 つのカテゴリーしか存在せず、暗黙のうちに第三のカテゴリーを作るような文言は受け入れられない」と述べた²⁹⁸。議長の提案は「レビュー・プロセスの強化」²⁹⁹と題する改訂版決定案に盛り込まれたが、当該文書は採択されず、この問題に関する合意は成立しなかった。

ドイツなど他の国々は、核共有の取組が不拡散にとって価値があり、NPT に準拠していることを改めて強調した。

核共有を含む NATO の仕組みは、設立以来、安定、安全保障、核不拡散に大きく貢献してきたことを強調することが重要である。核共有の仕組みは、冷戦終結後の核軍縮における大きな進展の時期にも維持されており、今後のさらなる進展の妨げになることは決してない。NATO の核共有の取組の正当性は 50 年以上にわたり争われたことはなく、常に、そして今もなお NPT と完全に整合している。NPT 交渉においては NATO の核態勢が考慮され、その結果、NPT に違和感なく統合される形となった。このことは長く NPT 締約国全体に受け入れられ、公に理解されてきたものであり、2015 年まではロシアもこれを認識していた³⁰⁰。

同様に、スウェーデンは「ロシアは既存の軍備管理体制と国際安全保障を損なっている。このような状況を背景として、スウェーデンは NATO 加盟を目指した。核抑止は、NATO 創設以来、集団的安全保障の中核をなすものである。NATO の核共有の取組は、NPT 締結以前から存在しており、条約締結時に考慮され、第 1 条及び第 2 条と整合している。また、核不拡散にも寄与してきた」と述べた³⁰¹。

NPT 準備委員会の閉会セッションにおいて、米国は「拡大抑止の取組に関する虚偽の主張や、それが透明性や対話に及ぼす悪影響について極めて懸念している。つい昨日も、米国の拡大抑止の同盟国が米国の核兵器使用に関する意思決定に関与しており、そのため NPT 上の義務に違反しているという主張を耳にしたが、これは誤りである。米国は同盟国との協議体制に引き続きコミットしている。はっきり言おう。米国の核兵器使用に関する意思決定権は、米国大統領にのみある。こうした虚偽の主張は、目下の真に懸念すべき問題から注意を逸らすものである。具体的には、中国の急速かつ不透明な核兵器増強、そしてロシアの強圧的な核レトリックや北朝鮮との軍事協力の増大が問題である」と述べた³⁰²。

F) 核リスク低減

核軍縮の停滞・逆行が続き、核兵器の使用可能性も高まりつつあると懸念されるなか、近年、

²⁹⁷ “Draft Chair’s Elements Paper Strengthening the Review Process,” April 25, 2025, NPT/CONF.2026/PC.III/CRP.1.

²⁹⁸ “Statement by Australia,” Cluster 3 Specific Issues, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 7, 2025.

²⁹⁹ NPT/CONF.2026/PC.III/CRP.3/Rev.1, May 8, 2025.

³⁰⁰ “Statement by Germany,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

³⁰¹ “Statement by Sweden,” Cluster, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

³⁰² “Statement by the United States,” Closing Session, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 9, 2025.

そうした懸念に対応するとともに、核軍縮に関して合意しうる数少ない具体的な施策として、核リスクの低減に対する関心が高まっている。「核リスク低減」にどのような措置を含めるかには相違がある。非核兵器国は、意図せざる核兵器使用の防止だけでなく意図的な核兵器使用の防止も核リスク低減に含め、さらに核兵器の削減や透明性の向上など核軍備管理・軍縮措置を幅広く核リスク低減の文脈で提案している。これに対して、核兵器国は、相対的に意図せざる核兵器使用の防止に重点を置いて核リスク低減に関する議論を展開している。『ひろしまレポート』では核リスク低減について、双方の主張や提案を取り上げつつ、主として「意図せざる核兵器使用の防止」と捉えて分析・評価する。

核兵器国の取組

2025年のNPT準備委員会において、フランス、英国、米国は、豪州、ブラジル、カナダ、ドイツ、日本、カザフスタン、韓国、スウェーデン、スイスなどの国々とともに「核紛争リスクの低減」と題する作業文書を提出した。同文書では、「リスク低減は核軍縮の代替手段でも前提条件でもない」と認めつつ、いくつかのリスク低減策を強調している。その内容には、「消極的安全保証の重要性の強調」、「核兵器国間及び核兵器国と他国間の定期的な対話の強化」、「透明性及び信頼醸成措置の検討」、「核兵器の照準解除状態（de-targeted status）の維持」、「潜在的に破壊的な新技術に関連する脆弱性及び機会の特定」などが含まれる³⁰³。

中国は核兵器国に対し、「戦略的リスクの低減を促進する」よう求めた。「2022年初頭、5核兵器国の指導者は『核戦争防止及び軍拡競争回避に関する共同声明』を発表し、『核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦ってはならない』という原則を改めて確認した。先行不使用政策の採用は、核軍縮の目標を達成するための実践的行動である。中国は改めて、核兵器国に対し、相互先行不使用条約の交渉及び締結を支持するか、あるいは政治的宣言を行い、いかなる時もいかなる状況もとでも互いに核兵器を先行使用しないことを約束するよう求める」と述べた³⁰⁴。

11月27日に発表された『新時代における中国の軍備管理、軍縮、不拡散』と題した白書において、中国は「核兵器国の核戦力や政策、安全保障環境には大きな差異があるため、核リスクを低減するために普遍的に適用できる措置は存在しない。中国は危機の防止を優先すべきであると主張し、対立を煽り危機を創り出しながら核リスク低減を唱える偽善的なやり方に反対する。核兵器国は、核兵器の先行使用に基づく攻撃的核抑止政策を放棄し、国家及び集団安全保障政策における核兵器の役割を低減することによって、核リスクを実質的に低減すべきである」と述べた³⁰⁵。

4月2日及び3日、米中両国は軍事海事協議協定（MMCA）に基づく実務レベルの会談を開催した。米国側はこの会談を、中国海軍及び航空部隊による「安全でなく、非専門的な行動の発生を減らすこと」に焦点を当てたものと説明した。一方、中国側は、この会談は「誤解や誤算を招きやすく、中国の主権及び軍事安全保障を危うくする行動」に焦点を当てたものと説明している³⁰⁶。

³⁰³ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.41, April 29, 2025.

³⁰⁴ “Statement by China,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

³⁰⁵ Ministry of Foreign Affairs of China, *China’s Arms Control*, op. cit.

³⁰⁶ Didi Tang, “US and Chinese Military Officials Hold Talks on Maritime Security in Bid to Lower Risks,” *AP News*, April 4, 2025, <https://apnews.com/article/united-states-china-military-talks-maritime-security-bb494659f5bf2e279bf4632a2142f3ce>.

11月2日、米国の国防長官ヘグセスは、中国側の董軍(Dong Jun)海軍大将が、米中両国が「発生する問題を解消し、エスカレーションを防ぐために軍同士の対話チャンネルを設置すべき」であるとの合意をしたと発表した³⁰⁷。しかし、具体的な取組は公表されていない。

非核兵器国の提案

2025年のNPT準備委員会において、非核兵器国は核リスク低減に関してさまざまな提案を行った。

NAM諸国は作業文書を提出し、「配備や運用状況の削減を含む核リスク低減措置は、核兵器の不可逆的削減及び完全廃絶に代わるものではない」と強調した。そして、「核兵器国は、すべての削減措置に透明性、不可逆性、検証可能性の原則を適用し、核弾頭及び運搬手段の両方において核兵器をさらに削減することで、核軍縮義務の履行に貢献し、可能な限り早期に核兵器のない世界を実現することを促すべきである」と呼びかけた³⁰⁸。

ラテンアメリカ及びカリブ地域核兵器禁止条約機構(OPANAL)は、核リスク低減措置の緊急性と、非核兵器地帯が果たす役割について核兵器国と「有意義かつ包括的な対話」を行う重要性を強調する作業文書を提出した。また、非核兵器地帯ごとに正式な対話メカニズムを設立することも求めた³⁰⁹。

ストックホルム・イニシアティブのメンバー国(カナダ、ドイツ、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイスを含む)は、「新興技術が核軍縮、軍備管理、不拡散、核エネルギー及び技術の平和利用に及ぼす潜在的影響への対応」と題する作業文書を提出した。文書は、新興技術がもたらすリスクを強調し、「核兵器使用につながる可能性のある意思決定において人間の関与と管理を維持し、核指揮統制通信(NC3)システムへの干渉を行わないことについて、核兵器国が共同でコミットする」よう呼びかけた。また、核兵器国と非核兵器国の間で人工知能(AI)、サイバー脅威、宇宙対応技術に関する対話を促し、「共通の枠組みを通じてリスク低減措置を講じる」ことを提案している。さらに、文書では、核兵器国が「他国のNC3システムに対する攻撃や干渉を行わないことを約束する必要性」を強調しており、そのような行為が国際安全保障に重大な脅威をもたらすことを認識すべきだとした³¹⁰。

本レポートで調査対象となった非核兵器国のうち、カナダ、ドイツ、日本、韓国、オランダ、スウェーデン、トルコは、NPT準備委員会で、核リスク低減措置は奨励されるべきであるが、核軍縮の代替と見なされるべきではないと述べた。ブラジル、メキシコ、南アフリカも同様の見解を示し、さらに「核軍縮こそが唯一持続可能なリスク低減の形態である」と強調した³¹¹。

AIの開発に関連する課題や核リスク低減に関する課題についても言及された。たとえば、メキシコはAIに関して、「核軍縮の長期的停滞を超えて、2025年にはかつて想像もできなかった現実と直面している。それは、AIが将来的に核兵器の使用に関する意思決定を行う可能性があるということである。このリスクとその壊滅的な影響を踏まえ、メキシコは第一委員会核指揮統制シ

³⁰⁷ Phelim Kine, "Hegseth Seeks a Reboot of US-China Military Hotlines," *Politico*, November 2, 2025, <https://www.politico.com/news/2025/11/01/hegseth-seeks-a-reboot-of-u-s-china-military-hotlines-00632761>.

³⁰⁸ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.22, April 1, 2025.

³⁰⁹ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.34, April 21, 2025.

³¹⁰ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.3, April 25, 2025.

³¹¹ "Statement by Brazil," Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

ステムへ AI を統合する危険性を緊急に取り上げることを提案する」と述べた³¹²。

こうした背景を踏まえ、2025年の国連総会では、オーストリア、カザフスタン、メキシコなどが提出した「核兵器の指揮・統制・通信システムへの AI 統合がもたらしうる潜在的リスク」と題する決議が採択された。本決議は、「核兵器の指揮・統制・通信システムに関連する意思決定に AI が用いられることにより、人間による統制及び監督が低下し、意思決定における結びが誘発され、行動及び対応する時間的猶予の短縮が生じるおそれがあること、特に発射決定といった最も機微かつ重要な段階において、偶発的な意図しない、または、不正な核兵器使用のリスクを高めかねないこと」に対する懸念を表明した³¹³。そのうえで決議は、「核兵器が完全に廃絶されるまでの間、AI 技術を統合したものを含め、核兵器の指揮・統制・通信システムに対する人間による統制及び監督を維持すること」を求めた。この決議への加盟国の投票行動は下記のとおりであった。

- ▶ 賛成 118 (豪州、オーストリア、ブラジル、エジプト、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、ニュージーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スイスなど)、反対 9 (フランス、イスラエル、北朝鮮、ロシア、英国、米国など)、棄権 44 (カナダ、中国、ドイツ、インド、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、パキスタン、ポーランド、スウェーデン、トルコなど)。シリアは投票に参加しなかった。

(7) 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

核兵器の警戒態勢に関して、2025年には核保有国の公式の政策に変化は見られなかった。米国及びロシアの戦略核弾道ミサイルは高い警戒態勢に置かれている。米国は2022年の核態勢見直し(NPR)で、ICBMは「即時発射(hair-trigger)」の警戒態勢にはないとする一方で、危機安定性を損ないかねないとして、警戒態勢解除や警戒レベル低減は採用しないとの方針を示した³¹⁴。ロシアについては、プーチン大統領が2024年に、「戦略核以外の核戦力も常時警戒態勢に置き、その使用を想定した演習を継続することが同様に重要である」と述べた³¹⁵。英国及びフランスについては、米露よりは低い警戒態勢ではあるものの、継続的なSSBN哨戒活動を通じて核戦力を警戒態勢のもとに置いている。

中国は、米露のような平時からの高い警戒態勢を採用していないと見られるが、中国が言う「中程度の準備態勢」が具体的にどのようなものであるかは明らかではない³¹⁶。米国防総省は2025年の報告書において、「中国は、おそらく早期警戒反撃(EWCS)能力の獲得に向けた取組で進展を遂げたと考えられる。この能力は『警報即発射(LOW)』に類似しており、ミサイル攻撃の警報を受けて、敵の第一撃が爆発する前に反撃を発射できるものである。中国は今後10年を通じて、この能力の精緻化と訓練を継続すると見られる。[...] 中国の早期警戒用赤外線衛星は、発射か

³¹² “Statement by Mexico,” General Debate, First Committee, UNGA, October 8, 2025.

³¹³ A/RES/80/23, December 1, 2025.

³¹⁴ U.S. Department of Defense, *2022 National Defense Strategy of the United States of America, Including the 2022 Nuclear Posture Review and the 2022 Missile Defense Review*, October 2022, p. 13, <https://media.defense.gov/2022/Oct/27/2003103845/-1/-1/1/2022-NATIONAL-DEFENSE-STRATEGY-NPR-MDR.pdf>.

³¹⁵ Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns and Mackenzie Knight, “Russian Nuclear Weapons, 2025,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, May 13, 2025, <https://thebulletin.org/premium/2025-05/russian-nuclear-weapons-2025/>.

³¹⁶ NPT/CONF.2020/41, November 16, 2021.

ら 90 秒以内に侵入してくる ICBM を探知し、3～4 分以内に司令部へ警報を送ることができると報告されている」と警告している³¹⁷。

他の核保有国の動向は明らかではないが、インドは即時発射の態勢を採用していないと見られる³¹⁸。北朝鮮は 2020 年 5 月の朝鮮労働党中央軍事委員会拡大会議で、「戦略的軍事力を高度な警戒運用下に置くための新たな政策を打ち出した」と報じられた³¹⁹。さらに、北朝鮮が 2022 年 10 月に公表した「核使用法令」では、「国家核戦力の指揮統制システムが敵対勢力の攻撃によって危険に瀕する場合は、「事前に決定された作戦計画に従って敵側攻撃開始 (starting point) や指揮部をはじめとして敵対勢力を壊滅させるための核打撃が自動的かつ即時に断行される」とも記載された³²⁰。パキスタンに関しては、核弾頭はミサイルに搭載されていないと考えられている³²¹。

警戒態勢の低減・解除が提案される目的の 1 つには、事故による、あるいは偶発的な核兵器の使用の防止が挙げられてきた。そうした意図せざる核兵器の使用のリスクを低減するために緊急の措置を講じることなどを求めて採択された国連総会決議「核兵器の危険性の低減」³²² に対する投票行動は以下のとおりである。

- ▶ 賛成 117 (ブラジル、エジプト、インド、インドネシア、イラン、カザフスタン、メキシコ、サウジアラビア、南アフリカなど)、反対 50 (豪州、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、イスラエル、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国など)、棄権 11 (中国、日本、北朝鮮、パキスタン、ロシアなど)。シリアは投票に参加しなかった。

(8) 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

A) CTBT 署名・批准

CTBT の署名国は 2025 年末時点で 187 カ国、批准国は 178 カ国であり、2024 年末から変化はない。条約の発効に必要な国と特定された 44 カ国 (発効要件国) のうち、6 カ国 (中国、エジプト、イラン、イスラエル、ロシア、米国) が未批准、並びに 3 カ国 (インド、北朝鮮、パキスタン) が未署名で、条約は発効していない (このほかに、調査対象国ではサウジアラビア及びシリアが未署名)。

2025 年の国連総会では、条約の早期発効のために遅滞なく無条件での署名及び批准の重要性

³¹⁷ U.S. Department of Defense, op. cit., p.29.

³¹⁸ Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns and Mackenzie Knight-Boyle, “Indian Nuclear Weapons, 2024,” *Federation of Atomic Scientists*, September 5, 2024, <https://thebulletin.org/premium/2024-09/indian-nuclear-weapons-2024/#post-heading>.

³¹⁹ “Supreme Leader Kim Jong Un Guides Enlarged Meeting of WPK Central Military Commission,” *KCNA*, May 24, 2020, <http://www.kcna.co.jp/item/2020/202005/news24/20200524-01ee.html>.

³²⁰ “Law on DPRK’s Policy on Nuclear Forces Promulgated,” *KCNA Watch*, September 9, 2022, <https://kcnawatch.org/newstream/1662687258-950776986/law-on-dprks-policy-on-nuclear-forces-promulgated/>.

³²¹ Hans Kristensen, “Status of World Nuclear Forces,” *Federation of Atomic Scientists*, March 26, 2025, <https://fas.org/initiative/status-world-nuclear-forces/>.

³²² A/RES/80/37, December 1, 2025.

と緊急性を強調した決議「包括的核実験禁止条約」³²³が賛成176、反対1(米国)、棄権3(インド、サウジアラビアなど)で採択された。北朝鮮やシリアは投票に参加しなかった。

隔年で開かれる第14回CTBT発効促進会議(第14条会議)は、9月26日に国連で開催された。2023年6月から2025年5月にかけて署名国・批准国が行った条約発効促進のための活動(未署名国・未批准国へのアウトリーチなど)の概要を取りまとめた文書が公表され、発効要件国に対する二国間の取組(豪州、ブラジル、日本、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ロシアなど)、それ以外の国に対する二国間の取組(豪州、ブラジル、カナダ、日本、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ロシアなど)、グローバル・レベルでの取組(豪州、ブラジル、カナダ、フランス、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシアなど)、地域レベルでの多国間の取組(豪州、ブラジル、フランス、カザフスタン、ニュージーランド、ノルウェー、ロシアなど)が紹介された³²⁴。

8月29日、カザフスタンの主導により制定された「核実験に反対する国際デー」を記念する会合が国連で開催された。

B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム

米国は、『2025年軍備管理・不拡散・軍縮に関する協定及び約束への遵守』年次報告書で、中国及びロシアの核実験活動に関する透明性の欠如や、核実験モラトリアムの遵守状況について懸念を表明した³²⁵。また同報告書は「米国は1992年以来、核爆発実験のモラトリアムを維持しており、科学的根拠に基づく厳格な核兵器管理計画を通じて、核兵器庫の安全性・保安性・信頼性を確保することに引き続き取り組んでいる。過去20年以上にわたり、国家安全保障研究所の所長及び米戦略軍司令官は毎年、米国の核兵器庫が安全で、信頼性が高く、効果的であると評価しており、その信頼性を確保するために核爆発実験を実施する必要は現在のところないと判断している」と記載した³²⁶。

しかし、10月31日、トランプ大統領は米国国防総省に対し、未公表の国々と「対等な立場で」核兵器実験(nuclear weapon test)を「直ちに」再開するよう指示したと発表した³²⁷。大統領は記者団に対し、この指示は他国が「実験を行っている」ために出したものだと述べた³²⁸。ただし、この発言が、核弾頭の爆発実験を指しているのか、それとも米国がすでに実施している核搭載可能な運搬システムの試験なのかは不明なままであった。これは、ロシアが最近実施した「ブレヴェストニク」巡航ミサイルや「ポセイドン」魚雷の試験に続くものである。この曖昧さをさらに深めたのは、トランプ大統領が言及したのが「エネルギー省」ではなく「国防総省」だったという点である。

³²³ A/RES/80/70, December 1, 2025.

³²⁴ CTBT-Art.XIV/2025/4, September 11, 2025.

³²⁵ U.S. Department of State, *Adherence to and Compliance with Arms Control, Non-Proliferation, and Disarmament Agreements and Commitments*, April 2025, p. 29, <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2025/04/2025-Arms-Control-Treaty-Compliance-Report-1.pdf>.

³²⁶ *Ibid.*, p. 8.

³²⁷ Amy Mackinnon, “Donald Trump Orders Immediate Resumption of Nuclear Weapons Testing,” *Financial Times*, October 30, 2025, <https://www.ft.com/content/6e4fb93f-38e5-4d31-85f0-60628c282048>.

³²⁸ David E. Sanger and William J. Broad, “Trump’s Call to Resume Nuclear Testing After Decades Revives a Cold War Debate,” *New York Times*, October 30, 2025, <https://www.nytimes.com/2025/10/30/us/politics/trump-nuclear-testing-cold-war.html>.

米国の核兵器の備蓄管理を行い、36 か月以内に地下核実験を実施できる体制を維持する責任を担っているのは、エネルギー省のもとにある NNSA である³²⁹。

トランプ大統領の発表を受けて、米戦略軍司令官への指名を受けたりチャード・コレル (Richard Correll) 海軍中将は、上院軍事委員会で「大統領の発言が核実験を意味すると推測するつもりはない」と述べた。彼はまた、北朝鮮を除けば 21 世紀に爆発を伴う核実験を実施した国はなく、米国の核兵器の信頼性に自信を持っていると述べた³³⁰。11 月 2 日には、エネルギー長官クリス・ライト (Chris Wright) が「現在我々が話している実験はシステム試験であり、核爆発ではない。これらは『未臨界実験』と呼ばれるものである。我々の科学技術と計算能力をもってすれば、核爆発で実際に何が起こるかを極めて正確にシミュレーションすることができる」と述べた³³¹。

しかしながら同じ日に、トランプ大統領は米テレビ局 CBS によるインタビューの中で、中国、北朝鮮、パキスタン、そしてロシアが地下核実験を実施していると非難した。米国が「核兵器を爆発させて実験を始めるのか」と問われた際、大統領は、「他の国々がやっているように、我々も核兵器を実験するつもりだ」と答え、核爆発実験の再開の可能性を実際に念頭に置いていたことを示唆した³³²。

中国はこれに対し、「米国が CTBT に基づく義務及び核実験モラトリアムの約束を誠実に遵守し、国際的な核軍縮・不拡散体制並びに世界的な戦略的均衡と安定を維持するために、具体的な行動を取ることを望む」との声明を発表した³³³。クレムリン報道官ペスコフは、「もしトランプ氏が『ブレヴェストニク』の試験を他国による核実験とみなしているのだとすれば、それはまったく正確ではない。すべての国々が防衛システムの開発を進めているが、それは核実験に該当するものではない」と述べた³³⁴。ロシアは 2023 年に CTBT の批准を撤回して以来、米国が先に核実験を再開しない限り、自国も核実験を行わないとの立場を繰り返し表明している。プーチン大統領は 10 月 2 日に、「もし核実験を行う能力を持つ国がそのような誤った決定を下すならば（そして明らかに我々の関心の中心はワシントンだが）我々は即座に報復する」と述べた³³⁵。

他の核兵器国、インド及びパキスタンは、引き続き核爆発実験のモラトリアムを維持してきたと見られる。核兵器の保有の有無を公表していないイスラエルは、核爆発実験の実施の可能性についても言及していない。北朝鮮については、金総書記が 2022 年 1 月に長距離弾道ミサイル発射

³²⁹ Heather Williams, “Can the United States Immediately Return to Nuclear Testing?,” *CSIS*, October 30, 2025, <https://www.csis.org/analysis/can-united-states-immediately-return-nuclear-testing>.

³³⁰ Theresa Hitchens, “US Nuclear Arsenal Currently Safe, Reliable: STRATCOM Nominee,” *Breaking Defense*, October 30, 2025, <https://breakingdefense.com/2025/10/us-nuclear-arsenal-currently-safe-reliable-stratcom-nominee/>.

³³¹ “US Not Planning Nuclear Explosions at This Time, Energy Secretary Says,” *Reuters*, November 4, 2025, <https://www.reuters.com/world/us/us-not-planning-nuclear-explosions-this-time-energy-secretary-says-2025-11-02/>.

³³² “Read the Full Transcript of Norah O’Donnell’s Interview With President Trump Here,” *CBS News*, November 2, 2025, <https://www.cbsnews.com/news/read-full-transcript-norah-odonnell-60-minutes-interview-with-president-trump/>.

³³³ Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson Guo Jiakun’s Regular Press Conference on October 30, 2025,” October 30, 2025, https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xw/fyrbt/lxjzh/202510/t20251030_11744169.html.

³³⁴ “Tests of Burevestnik Missile Do Not Fall under Category of Nuclear Tests – Kremlin,” *TASS*, October 30, 2025, <https://tass.com/politics/2037465>.

³³⁵ Amanda Castro, “Russia Issues New Nuclear Warning to US – We Will Retaliate Immediately,” *Newsweek*, October 8, 2025, <https://www.newsweek.com/trump-putin-ryabkov-nuclear-warning-russia-ukraine-us-10848547>.

実験及び核爆発実験のモラトリアムを撤回し、それらの再開を迅速に検討するよう関係部門に指示した後³³⁶、核爆発実験の準備が完了したとたびたび報じられたが、2025年末現在、北朝鮮は核爆発実験を再開していない。

C) 包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会との協力

調査対象国による CTBTO 準備委員会への分担金の支払い状況 (2025 年 12 月 31 日時点) は、下記のとおりである³³⁷。

- 全額支払い (Fully paid) : 豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、エジプト、フランス、ドイツ、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、英国など 104 カ国。
- 一部未払い (Partially paid) : メキシコ、米国など 20 カ国。
- (過去 3 年間の未払いにより) 投票権停止 : イラン。

D) CTBT 検証システム構築への貢献

CTBT の検証体制は着実に整備されてきた。2025 年 4 月、CTBTO はインドネシアと補助地震観測所に関する施設協定を締結し、国際監視制度 (IMS) の地域的及び世界的なカバレッジ強化を目的とした取組を進めた³³⁸。他方で、IMS 観測所の設置については、本調査対象国のうち未署名国で検証システムの構築にまったく関与していないインド、北朝鮮、パキスタン及びサウジアラビアを除けば、エジプト及びイランでの進展が遅れている。また、依然として中国の半数近くの施設で CTBTO 準備委員会による認証が完了していない³³⁹。

2025 年の NPT 準備委員会では、2026 年の運用検討会議に向けて、CTBT 検証システムの役割に関するいくつかの作業文書が提出された。豪州、カナダ、日本、韓国、ニュージーランド、ノルウェー、EU などの国々は、2026 年の運用検討プロセスにおいて、「各国データセンター間の地域的協力がもたらす潜在的な利点を認識すべきである」と提案した。これにより、「相互補完的な専門知識を結集し、より深く多角的な分析を可能にし、疑わしい核爆発実験に対するより詳細な評価を生み出すとともに、核兵器国を含むすべての国によるモラトリアム遵守への信頼を高めることができる」と記載した³⁴⁰。また、フランス、メキシコ、ニュージーランド、スイスなどの国々は、「IMS は完成に近づいているものの、最初期に設置された観測所の中には寿命に達しつつあるものもあり、全面的な改修が必要なものもある。既存の観測所の運用を継続し、IMS の機能を確

³³⁶ Colin Zwirko, "North Korea Hints at 'Resuming' Long-Range Weapons Tests After New US Sanctions," *NK News*, January 20, 2022, <https://www.nknews.org/2022/01/north-korea-hints-at-resuming-long-range-weapons-tests-after-new-us-sanctions/?t=1650473342578>.

³³⁷ CTBTO, "Status of Assessed Contributions," December 31, 2025, https://www.ctbto.org/sites/default/files/2026-01/52_Weekly%20AC%20Status%2031%20December%202025_web.pdf.

³³⁸ CTBTO Preparatory Commission, "CTBTO Signs Facility Agreement with Indonesia," April 16, 2025, <https://www.ctbto.org/news-and-events/news/ctbto-signs-facility-agreement-indonesia>.

³³⁹ CTBTO Preparatory Commission, "Station Profiles," <https://www.ctbto.org/our-work/station-profiles>.

³⁴⁰ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.3, April 10, 2025.

保するためには、CTBTO に対して重要な財政支援が必要である」と強調した³⁴¹。

E) 核実験の実施

2025 年には、いかなる国も核爆発実験を実施しなかったと見られる。5 核兵器国は、これまでに未臨界実験やその他の非爆発的活動を行っているが、2025 年にそのような具体的事例は報告されていない。

中国

衛星画像に基づき、専門家は、中国が新疆にあるロブノール核実験場で新たなインフラを整備しており、その活動が 2025 年にかけても継続的に進んでいることを改めて確認した。これには、周辺の支援区域や電力インフラの拡張が含まれる。1 月には、小規模な爆発核実験を支援できる可能性のある横坑で、新たな建設作業が記録された³⁴²。

ロシア

米国は、『2025 年軍備管理・不拡散・軍縮に関する協定及び約束への遵守』年次報告書において、ロシアについて、「1996 年に核爆発実験モラトリアムを再宣言して以降、地下核実験制限条約 (Threshold Test Ban Treaty, TBT) による通告なしに実施された超臨界核兵器実験」及び「ノヴァヤゼムリヤにおけるロシアの活動に関する透明性の欠如」について、懸念を改めて表明した³⁴³。

トランプ大統領が米国による「核兵器実験の再開」を発表したことを受け、プーチン大統領は 11 月 5 日に開催されたロシア安全保障会議の会合において、軍及び政治指導者らに対し、「核兵器実験の準備に向けた初期的措置に関する調整された提案を提出するよう」に指示した。その後、クレムリン報道官ペスコフは、「大統領が核実験準備の開始を指示したわけではない。大統領は、そうした準備を開始することの妥当性を検討するよう指示した」と説明した³⁴⁴。

米国

核爆発実験以外の活動については、米国が核備蓄管理計画 (Stockpile Stewardship Program: SSP) のもとで、「地下核実験を行うことなく備蓄核兵器を維持及び評価する」ことを目的として、未臨界実験、あるいは「Z マシン」(強力な X 線を発生させる装置) を用いて超高温・超高压の核爆発に近い状態をつくり、プルトニウムの反応を調べるという実験を含め、核爆発を伴わない様々な実験を継続してきた。5 月 23 日、ネバダ州上・下院は、米国政府に対し核兵器の爆発実験モラトリアムを維持するよう求める超党派の決議を可決した³⁴⁵。

³⁴¹ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.38, April 26, 2025.

³⁴² Cade Cadell, "China Rapidly Expands Nuclear Test Site as Trump Revives Cold War Tension," *The Washington Post*, November 17, 2025, https://www.washingtonpost.com/national-security/2025/11/17/china-nuclear-test-site-lop-nur/?nid=top_pb_signin&arcId=ZN6PBAXDYFAUXB5ULFQMZDDV2Q&account_location=ONSITE_HEADER_ARTICLE.

³⁴³ U.S. Department of State, *Adherence to and Compliance with Arms Control*, op. cit., p. 27.

³⁴⁴ Heather Williams and Lachlan MacKenzie, "Russia's Latest Nuclear Saber-Rattling: Nuclear Testing?," *CSIS*, November 5, 2025, <https://www.csis.org/analysis/russias-latest-nuclear-saber-rattling-nuclear-testing>.

³⁴⁵ "Nevada Legislature Passes Unanimous Resolution Supporting the U.S. Moratorium on Nuclear Weapons Testing," *Nuclear Threat Initiative*, May 23, 2025, <https://www.nti.org/news/nevada-legislature-passes-unanimous->

北朝鮮

米国は、『2025年軍備管理・不拡散・軍縮に関する協定及び約束への遵守』年次報告書において、北朝鮮について、「政権がその決定を下した場合、豊溪里（プンゲリ）の核施設は第7回核実験に使用可能であると引き続き評価している」と再確認した³⁴⁶。

他の核保有国は、非爆発的な試験活動を実施したかどうかについて、いかなる情報も提供していない。

CTBTは爆発を伴わない核実験を禁止していないが、NAM諸国は、「既存の核兵器システムの改良や新型核兵器の開発のための新技術の使用、並びに代替的手段による核兵器実験に深刻な懸念を表明する。これらは核実験の再開や核の敷居の低下を招く可能性がある。核兵器国に対し、こうした活動を直ちに停止し、CTBTの目的を損なういかなる行動も行わないよう強く求める」と表明した³⁴⁷。

CTBTとは異なり、TPNWでは「核実験の禁止」が規定されており、これには核爆発実験以外の実験も含まれると解釈しうる。ただし、これに関する検証措置などはTPNWには規定されていない。

(9) 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (Fissile Material Cut-Off Treaty, FMCT)

A) 条約交渉開始に向けた取組

1995年NPT運用検討・延長会議で採択された「原則及び目標」では、CDにおけるFMCTの即時交渉開始及び早期締結が目標に掲げられた。しかしながら、CDでの実質的な交渉は開始されていない。

中国は、『新時代における中国の軍備管理、軍縮、不拡散』と題する白書の中で、次のように述べている。

核兵器用分裂性核物質の生産を禁止する条約を交渉するにあたり、唯一適切な場は国際的軍縮会議(CD)である。中国は、シャノン報告書及びそのなかで定められた任務に従い、包括的かつ均衡の取れた作業計画に合意し、すべての主要関係者の普遍的参加を前提として、多国間で非差別的かつ国際的に検証可能なFMCT(核兵器用分裂性核物質生産禁止条約)の交渉及び締結を支持する³⁴⁸。

2025年のNPT準備委員会では、FMCTに関する2件の作業文書が提出された。1つ目はカナダ、日本、韓国、英国、EUなどの国々が共同で提案したもので、すべての国に対し、核兵器用核分裂性物質の生産に関するモラトリアムを宣言・遵守し、CDにおいてFMCT交渉を開始するよ

resolution-supporting-the-u-s-moratorium-on-nuclear-weapons-testing/.

³⁴⁶ U.S. Department of State, *Adherence to and Compliance with Arms Control*, op. cit., p. 16.

³⁴⁷ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.23, April 1, 2025.

³⁴⁸ Ministry of Foreign Affairs of China, *China's Arms Control*, op. cit.

う求める内容であった³⁴⁹。2つ目は、豪州、カナダ、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコなど軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) のメンバー国による提案で、同様の措置を支持する内容であった。さらに、国連総会決議 78/28 で求められている「追加の透明性確保及び信頼醸成措置」にすべての国が参加し、交渉を促進することも呼びかけた³⁵⁰。

NPT 準備委員会では、ロシアは「今日、こうした条約の考え方はかなりの程度で時代遅れとなっている。しかし、そのような決定が採択されれば、条約の策定に関する交渉に参加する用意はある」と述べた³⁵¹。

日本が 2024 年 3 月に立ち上げた「FMCT フレンズ」と称するイニシアティブの第 1 回閣僚級会合が 2025 年 9 月 24 日、ニューヨークで開催された。参加国には、豪州、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、英国、米国のほか 3 カ国が含まれる。共同声明の中で、参加国は CD に対し「いかなる前提条件も設けず直ちに交渉を開始するよう」求め、また「このような条約の進展に向けた実質的な提案や、これまでに取られた行動・努力、たとえば、核兵器や他の核爆発装置に使用される核分裂性物質の生産に関する自主的モラトリアム、核分裂性物質生産施設の解体や平和利用への転換、民生用プルトニウムの備蓄報告などを、条約発効までの重要な暫定措置として歓迎する」と述べた³⁵²。

国連総会第一委員会において、パキスタンは FMCT に対する長年の反対姿勢を改めて表明し、「核分裂性物質の生産のみを禁止する条約の提案は、既存の備蓄のうち数千の新たな核兵器を生み出すことが可能な数トン分を対象外とすることで、既存の非対称性を固定化しようとするものである。このように提案者にとってはコストがかからず、他国の正当な安全保障上の必要を無視する提案は、出発点にも立たない」と述べた³⁵³。

2025 年の国連総会においては、2024 年と同様に、FMCT に関する決議は提出されなかった。その代わりに、カナダ、ドイツ及びオランダが提出した、「核兵器またはその他の核爆発装用核分裂性物質生産禁止条約」という議題項目の追加を求める決定案が採択された³⁵⁴。その投票行動は以下のとおりであった。

- ▶ 賛成 166 (豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、英国など)、反対 2 (イラン及びパキスタン)、棄権 9 (中国、イスラエル、北朝鮮、ロシア、サウジアラビア、米国など)。シリアは投票しなかった。

なお、「核兵器またはその他の核爆発装用核分裂性物質生産禁止条約」と題する決議が国連総会で最後に採択されたのは、2023 年である。

³⁴⁹ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.6, April 9, 2025.

³⁵⁰ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.7, March 3, 2025.

³⁵¹ “Statement by Russia,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

³⁵² Ministry of Foreign Affairs of Japan, “The First FMCT Friends Ministerial Meeting,” September 24, 2025, https://www.mofa.go.jp/dns/ac_d/pageite_000001_01296.html.

³⁵³ “Statement by Pakistan,” General Debate, First Committee, UNGA, October 10, 2025.

³⁵⁴ A/DES/80/513, December 1, 2025.

B) 生産モラトリアム

前年までと同様に、2025年も中国、インド、イスラエル、北朝鮮及びパキスタンが核兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言しなかった。このうち、少なくともインド、北朝鮮及びパキスタンは、核兵器用核分裂性物質の生産を継続していると見られる。

中国は核兵器用核分裂性物質を生産していないと見られてきたが、民生用として開発・建設を進める先端高速増殖炉と再処理施設を核兵器目的に利用する可能性への懸念が示されている。先端高速増殖炉(CFR-600)の開発状況では、2基のうち1基はすでに完成しており、もう1基は建設中である。米国防総省は2025年の報告書において、「中国では、霞浦における2基のCFR-600 ナトリウム冷却高速増殖炉の建設及び運転開始に遅れが生じている可能性が高い。中国は以前、第1号機を2023年に稼働させる計画であったが、現在も試験段階にあると見られる。第2号機は依然として建設中である。これらのCFR-600が稼働すれば、中国は兵器級プルトニウムを生産する能力を再び確立することになる」と指摘している³⁵⁵。

インドは、高濃縮ウラン(HEU)及び兵器級プルトニウムの双方を生産していると考えられている。タミル・ナドゥ州カルパッカムの最初の試験用出力500MW高速増殖原型炉について、ナトリウム冷却に関する技術的問題を解決したため、燃料装荷が翌週に始まる見込みだと10月12日に発表した³⁵⁶。この原子炉が正常に稼働すれば、将来のインドのプルトニウム生産量を大幅に増加させる可能性がある。

北朝鮮については、2025年も核兵器用核分裂性物質の生産や、関連する活動を積極的に行っていると報じられた。国際原子力機関(IAEA)事務局長ラファエル・グロッシ(Rafael Grossi)は6月9日に、「寧辺(Yongbyon)の5MW(e)原子炉は第7稼働サイクルを続けているようだ。さらに、IAEAは寧辺で、降仙(Kangson)濃縮工場と寸法や特徴が似た新しい建物の建設を監視している」と述べた³⁵⁷。

9月25日には、韓国の統一部長官鄭東泳(Chung Dong-young)が、北朝鮮が現在ウラン濃縮施設を4カ所稼働しているほか複数の秘密の核施設を有すると述べ、民間専門家の評価として同国が最大で2トンのHEUを保有している可能性があるとは指摘した³⁵⁸。11月21日に公表された衛星画像解析に基づく専門家報告書は、2025年を通じて寧辺で「5MW(e)原子炉の運転、実験用軽水炉の継続的な運転前試験、夏季に実施された可能性のある再処理キャンペーン、及び新たな濃縮施設と廃棄物貯蔵施設と見られる建設」が行われていたことを確認した³⁵⁹。

³⁵⁵ U.S. Department of Defense, op. cit., p. 30.

³⁵⁶ “Fuel Loading at India’s First Fast Breeder Reactor in Kalpakkam to Begin Next Week,” *The Economic Times*, October 12, 2025, <https://economictimes.indiatimes.com/industry/energy/power/fuel-loading-at-indias-first-fast-breeder-reactor-in-kalpakkam-to-begin-next-week/articleshow/124495944.cms?from=mdr>.

³⁵⁷ IAEA, “IAEA Director General’s Introductory Statement to the Board of Governors,” June 9, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-9-june-2025>.

³⁵⁸ “South Korea Says the North Has 4 Uranium Enrichment Facilities to Build Nuclear Weapons,” *NBC News*, September 25, 2025, <https://www.nbcnews.com/world/asia/south-korea-says-north-4-uranium-enrichment-facilities-nuclear-weapons-rcna233607>.

³⁵⁹ Peter Makowsky, Jack Liu, and Iliana Ragnone, “Yongbyon Nuclear Scientific Research Center: Modernization and Expansion in 2025,” *38 North*, November 21, 2025, https://www.38north.org/2025/11/yongbyon-nuclear-scientific-research-center-modernization-and-expansion-in-2025/?mkt_tok=ODEzLVhZVS00MjIAAAGeW-Vf4EVxZbk1ov1SkUpy8N8WK-gLazpbqEFeUFcKrlzDnp_Lw_xcTrtlj7nA722uM5ABi9ThSbVbz7f-

核保有国及び核兵器国は、米国を除き、自国が保有する核兵器用核分裂性物質の量を公表していないが、民間の研究所による分析・推計については本報告書第3章「核セキュリティ」で取りまとめている。

(10) 核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

5 核兵器国の透明性に関する基本的な政策に大きな変化はなかった。核問題に関して透明性が他の核兵器国よりも低いと批判されている中国は、意図と政策の透明性を強調する一方で、保有する核戦力の種類や数、あるいは核戦力近代化の今後の具体的な計画など能力面に関しては情報を明らかにしていない。たとえば、10月17日に第80回国連総会第一委員会で行われたEUの核兵器に関する声明では、「EUは、中国の核兵器の急速かつ不透明な拡張について深い懸念を抱いており、これは深刻な疑問を生じさせ、NPTに基づく軍縮の義務と一致していない。中国の核戦略、政策、そして拡張する核兵器備蓄に関する透明性の欠如は、不信感を助長し、『先行不使用』政策の信頼性にも疑問を投げかける。世界で三番目に大きな核兵器国でありNPTに基づく核兵器国である中国は、誤解を防ぎ、核兵器備蓄、戦略、政策の透明性を高めるために必要な連絡体制を確立すべきである。我々は中国に対し、まず軍縮対話に参加し、情報共有体制を改善し、核兵器備蓄のさらなる拡張を停止するよう強く求める」と述べられている³⁶⁰。

11月27日に発表された白書において、中国は「核透明性は、戦略的な相互信頼に資するものでなければならず、各国の安全保障環境と利益を十分に考慮し、各国の国情に応じて自主的に実施されるべきである。現在の国際安全保障情勢を踏まえれば、意図と政策の透明性が最も現実的な意義を持つ。中国は平和発展の道を堅持し、自衛的核戦略を追求し、核兵器の先行不使用方法を堅持している。これは最も現実的な透明性措置である」と述べた³⁶¹。

フランスは改めて、「抑止の目的は、敵の心に疑念を植え付けることである。そのためには、フランスの死活的利益を守るという政治的決意、ドクトリンの透明性、そして核兵器使用が考慮される具体的状況に関する意図的な曖昧さとの間で慎重なバランスを保つ必要がある」と述べた³⁶²。

英国の政策は次のように改めて表明された。「英国は、いつ、どのように、どの程度の規模で核兵器の使用を検討するかについて、あえて曖昧な姿勢をとっている。英国は運用備蓄、配備済み弾頭、配備済みミサイルの数を公表していない。この姿勢は潜在的な侵略者の計算を複雑化することで抑止力を高め、先制攻撃の優位を求める者による意図的な核使用のリスクを低減する」と表明した³⁶³。

米国は、2024年、自国の核兵器備蓄に関する機密解除情報を新たに公表した。この報告によれば、「1994会計年度から2023会計年度までに、米国は12,088発の核弾頭を解体した。

nbqLQ4prOU9GNzbFAkmfYifPU8m.

³⁶⁰ “Statement by the EU,” Thematic Debate, First Committee, UNGA, October 17, 2025.

³⁶¹ Ministry of Foreign Affairs of China, *China’s Arms Control*, op. cit.

³⁶² French General Secretariat for Defence and National Security, *National Strategic Review 2025*, July 14, 2025, p. 33, https://www.sgdsn.gouv.fr/files/files/Publications/20250713_NP_SGDSN_RNS2025_EN_0.pdf.

³⁶³ U.K. Ministry of Defence, *Strategic Defence Review. Making Britain Safer: Secure at Home, Strong Abroad*, June 2, 2025, p. 98, <https://www.gov.uk/government/publications/the-strategic-defence-review-2025-making-britain-safer-secure-at-home-strong-abroad>.

2020年9月30日以降、米国は405発の核弾頭を解体した。現在、さらに約2,000発の核弾頭が退役し、解体を待っている。」³⁶⁴

2025年のNPT準備委員会では、フランス³⁶⁵と英国³⁶⁶がそれぞれ自国の国別報告の草案を提出し、それぞれ報告を発表するために個別のサイドイベントを開催した。EUは「透明性と説明責任の強化」に関する作業文書を提出し、「各運用検討会議には、核兵器国が提出した国別実施報告の審査に特化したセッションを設けるべきである」と推奨した³⁶⁷。

NPTも透明性に関する作業文書を提出した。この文書には、「条約上の義務及びコミットメント、特に2010年行動計画の履行に関する情報をすべての締約国が提供するために使用できる、NPT提案の優良事例としての国別報告書テンプレート」が含まれていた³⁶⁸。このテンプレートには、核弾頭及び運搬手段の数量、種類、状態、核兵器用核分裂性物質の量、そして軍事ドクトリンにおける核兵器の役割を低減するために講じた措置などの情報が盛り込まれた。

アイルランドは、豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、トルコ及びその他41カ国を代表して、「NPTの透明性と説明責任」に関する共同声明を出した。声明では、すべての核兵器国による国別報告の提出及び審議を正式なプロセスで明確化することを求め、核兵器国に対して「NPT会合で国別報告を提示し、それに関する双方向の議論に参加する」よう求めた³⁶⁹。

日本は、「『核兵器のない世界』に向けた国際賢人会議(IGEP)」の提言を2025年NPT準備委員会で作業文書として提出した³⁷⁰。そのうちの1つでは、下記の3カ国の核戦略の透明性と理解を深める手段として、「中国、フランス及び英国は、軍備管理への貢献として、それぞれの国の最小抑止概念に関する議論に取り組む」と記載している。

国連総会第一委員会において、ドイツは中国の透明性の欠如を批判し、「P3諸国(フランス、英国、米国)が国別報告を通じて自国の核備蓄や戦略を示す模範的な透明性、並びにNATOの年次核演習に関する透明性」を強調した³⁷¹。

³⁶⁴ NNSA, “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” 2024, <https://www.energy.gov/nnsa/transparency-us-nuclear-weapons-stockpile>.

³⁶⁵ NPT/CONF.2026/PC.III/2, March 7, 2025.

³⁶⁶ NPT/CONF.2026/PC.III/3, March 11, 2025.

³⁶⁷ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.1, February 19, 2025.

³⁶⁸ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.30, April 3, 2025.

³⁶⁹ “Joint Statement on behalf of a Group of States NPT Transparency & Accountability,” Closing Session, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 9, 2025.

³⁷⁰ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.33, April 14, 2025.

³⁷¹ “Statement by Germany,” Thematic Debate, First Committee, UNGA, October 17, 2025.

表 1-6：核軍縮にかかる透明性

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
■核弾頭									
・核弾頭の総数 (廃棄待ちを含む)		○							
・ストックパイル中の核弾頭数の総計		○		△	△				
・戦力または非戦力核弾頭数		○		△	△				
・戦力または非戦力核弾頭数 (配備)		○		△	△				
・戦力または非戦力核弾頭数 (非配備)		○		△	△				
・2025 年における核弾頭の数的削減			○		○				
・2025 年に廃棄された核弾頭の総計									
■運搬手段									
・タイプ別 (ミサイル、航空機、潜水艦、砲弾など) の核運搬手段の数		○	△	○	○				
・2025 年における運搬手段の数的削減									
・2025 年に廃棄された運搬手段の総計									
■1995 年以降の核軍縮									
1995 – 2000		○	○	○	○				
2000 – 2005		○	○	○	○				
2005 – 2010		○	○	○	○				
2010 – 2020		○	○	○	○				
2020 – 2025			○		○				
■核ドクトリン									
・軍事・安全保障概念、ドクトリン及び政策における核兵器の役割・重要性を低減させるためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
・核戦力の運用態勢 (operational readiness) を低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
・事故あるいは未承認による核兵器使用のリスクを低減するためにとられた措置あるいはプロセス	○	○	○	○	○	○		○	
■消極的安全保証									
・非核兵器地帯条約議定書の批准の現状及び見通し	○	○	○	○	○	—	—	—	—
・非核兵器地帯条約議定書の発効に関する協議・協力	○	○	○	○	○	—	—	—	—
・非核兵器地帯条約議定書についての留保の再検討の現状						—	—	—	—
■核実験									
・CTBT 批准状況	△	○	△	○	△		△		
・核爆発実験に関するモラトリアムの継続に関する政策の現状	○	○	○	○	○	○		○	
・国、地域及び世界レベルでの CTBT 発効促進のための活動			○	○	○				
■予定される政策見直し									
・核兵器のストック、核ドクトリンあるいは核態勢に関する、予定された、または実行中の政策見直しのスコープ及び焦点									

	中国	フランス	ロシア	英国	米国	インド	イスラエル	パキスタン	北朝鮮
■核分裂性物質									
・国家安全保障目的のために生産されたプルトニウムの総計				○	○				
・国家安全保障目的のために生産された HEU の総計				○	○				
・国家安全保障目的には余剰と宣言された核分裂性物質の総計			△		△				
・軍事的に必要ないとされたすべての核分裂性物質を IAEA に申告すること、並びにそれらの核分裂性物質を IAEA などの国際的な検証下に置くこと、あるいは平和目的に処分するための取組についての現状		○	△	○	△				
・そのような核分裂性物質の不可逆的な除去を確保するための適切な法的拘束力のある検証の取組についての発展の現状			△	△	△				
・兵器用核分裂性物質の生産施設の廃棄または平和利用への転換の現状（または将来の計画）		○							
■核軍縮を支える他の措置									
・信頼の向上、透明性の改善及び効率的な検証措置の発展を目的とした政府、国連及び市民社会との間の協力		○		○	○				
・NPT 第 6 条、1995 年の決定「核不拡散及び核軍縮の原則及び目標」のパラグラフ 4(C)、及び 2000 年 NPT 運用検討会議の最終文書で合意された実際的ステップの履行に関する定期報告（2019 年）									
・軍縮・不拡散教育促進の活動		○		○	○				

[○：高いレベルの透明性 △：限定的な透明性]

(11) 核軍縮検証

現在、核軍縮検証を規定しているのは、米露二国間の新 START だけである。両国は条約発効以来、戦略核戦力の削減に対して、条約で規定された回数の現地査察を実施してきた。しかしながら、2020 年 4 月 1 日以降、現地査察の中断が続いている（本章第 5 節 (A) を参照）。米国が 2014 年に立ち上げた「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」では、28 の参加国（並びに欧州連合 (EU) 及びバチカン市国）³⁷² により、核弾頭の解体、並びに解体された核弾頭に由来する核物質の検証方法・技術に焦点を当てた検討が続けられている。IPNDV は 6 月 2 日から 6 日にかけてオスロで作業会合を開催し、検証における信頼性、不可逆性及び検証戦略の概念的要素に関する文書の改訂を行った。また、輸送検証演習の実施、国家検証手段の拡大利用、新興技術の応用による検証信頼性の強化など、今後の作業の潜在的分野も特定した³⁷³。

1 月 15 日、核軍縮の検証手続を定めた核兵器禁止条約第 4 条の実施に関する非公式作業部会の共同議長は、報告書を公表した³⁷⁴。同報告書は、核兵器国が「軍縮プロセスに対する不可逆的なコミットメントを示すため、具体的な政策措置を講じる必要がある。これらの措置は、軍縮への

³⁷² 3 核兵器国（フランス、英国及び米国）のほか、豪州、ブラジル、カナダ、ドイツ、インドネシア、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、UAE など。中国及びロシアはフェーズ 1 にはオブザーバー参加していたが、フェーズ 2 には参加しなかった。

³⁷³ IPNDV, “IPNDV Working Meeting – Oslo, Norway,” June 6, 2025, <https://www.ipndv.org/events/ipndv-working-meeting-oslo-norway/>.

³⁷⁴ TPNW/MSP/2025/2, January 14, 2025.

コミットメントが測定可能な形で構造的に組み込まれつつあることを示すものでなければならない」と指摘した。また、「検証は可能な限り簡素であるべきである」とし、TPNWの役割については、これらの国が軍縮プロセスへのコミットメントを示すことを可能にする一方で、「最もリスクの高い領域（核兵器の重要な構成要素である核分裂性物質）を厳格に規制する」点にあると論じた。そのうえで、IAEAが招請され、この物質及び生産施設に対する保障措施を実施・監視することになると述べている。報告書は最終的に、「不可逆的な核軍縮の検証は可能であり」、「条約締約国及びその代表者が機微な核兵器情報やデータにアクセスすることを必要としない」と結論づけた。必要とされるのは、「核軍縮が不可逆的に実施されている、またはすでに実施されたこと、そして将来において核兵器能力が再構築され得ないことを確認するのに十分な、信頼性のある情報である」としている。

2025年のNPT準備委員会において、NAM諸国は検証に関する作業文書を提出し、「核兵器や他の核爆発装置から核分裂性物質を検証可能かつ不可逆的に除去することを保証するため、IAEAの枠組み内で適切な法的拘束力を持つ検証体制を整備すること」及び「核兵器国が単独または二国間協定を通じて実施する核軍縮措置を監視・検証する常設委員会の設置」を求めた³⁷⁵。

中国も作業文書を提出し、そのなかで「効果的な核軍縮検証措置は、核軍縮条約の締約国間の相互信頼を高めるうえで有益であり、核兵器の完全な禁止と徹底的な破壊を保証する重要な手段である。核軍縮検証の推進にあたっては、信頼性と機密情報保護の問題とのバランスを取る必要があり、核拡散リスクを防止するとともに、具体的な検証措置は関係当事国間で交渉・合意されるべきである」と述べた³⁷⁶。

2025年の国連総会では、ブラジル及びノルウェーが、「核軍縮検証に関する科学技術専門家グループの設置」と題する決議を提出した³⁷⁷。決議は、個人資格で参加し、技術的専門性に基づいて選出される21名のメンバーからなるグループを設置するものである。同グループは、軍縮検証の手法を改善することを目的として、2027年1月から2029年9月までの間に、ジュネーブ及びウィーンでそれぞれ2週間の会合を計4回開催する。同専門家グループは国連総会に報告を行い、作業計画において以下の分野を取り扱うこととされている。すなわち、核兵器に関する申告、配備された核弾頭の撤去、弾頭構成要素の解体及び保管、機微情報を含む核物質の転換、すべての核兵器関連施設の廃止または不可逆的転用、核物質及び施設の国際保障措施下への移行、当該国が核兵器または核爆発装置を保有していないと宣言した後における核物質に関する初期申告の正確性及び完全性の検証、並びに核兵器の運搬手段である。決議は、賛成170、反対2（ロシア、米国）、棄権2（イラン、イスラエル）で採択された。北朝鮮及びシリアは投票に参加しなかった。

(12) 不可逆性

NPT準備委員会に提出された共同声明において、オーストリア、ブラジル、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、トルコ、英国及びその他複数の国は、核軍縮におけ

³⁷⁵ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.29, April 1, 2025.

³⁷⁶ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.39, April 26, 2025.

³⁷⁷ A/RES/80/53, December 1, 2025.

る不可逆性の重要性について以下の点を強調した。

透明性や検証と同様に、不可逆性の理解に向けた努力は、それ自体が目的ではない。それらは、NPT 第6条の精神と条文に従った核軍縮の開始の前提条件でもなく、条約の枠組み内で合意された義務やコミットメントの履行の前提条件でもない。しかしながら、これら三原則の適用は、より効果的で持続可能な核軍縮及び核不拡散を確保できると確信している。[...] 我々は、透明性、検証可能性、不可逆性の合意された原則を、あらゆる核軍縮努力及び NPT のすべての柱の持続可能性に適用することの中心的意義を改めて強調する。したがって、不可逆性の技術的、法的、規範的、政治的側面の適用について、締約国間で共通理解を構築するための対話の強化を支持する。この対話は、不可逆性の原則に関する学術的研究の蓄積に基づいて進められることが望ましい。我々は、核軍縮における不可逆性を、核能力の再構築を可能な限り困難にすることを旨とした相互に強化し合う要素の連続体として理解しており、その中には法的、経済的、社会的、規範的、政治的、技術的措置などが含まれる。完全に不可逆なもの存在せず、核兵器開発能力をゼロにすることはできないが、兵器は検証可能かつ透明性のある方法で不可逆的に除去することが可能である。また、すべての国が核兵器のない世界の達成と維持に関心を持つ一方で、この対話の主な焦点は、核兵器国による核軍縮に関する合意された義務とコミットメントの履行における行動と活動の不可逆性に置かれるべきである。これらの行動や活動は、すでに三原則に関して行われてきた取組の恩恵を受けるであろう³⁷⁸。

A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画

米露間の新 START では、過去に締結された主要な二国間核軍備管理条約と同様に、条約で規定された上限を超える戦略核運搬手段について検証を伴う解体・廃棄を実施することが義務付けられている。核弾頭の解体・廃棄については、条約上の義務ではないものの、両国は一方的措置として部分的に実施してきた。

2024年8月に、米国は「1994会計年度から2023会計年度までに、12,088発の核弾頭を解体した。2020年9月30日以降、米国は405発の核弾頭を解体した。現在、さらに約2,000発の核弾頭が退役し、解体を待っている」と明らかにした³⁷⁹。核弾頭の解体ペースは近年大幅に減速していると評価されているものの、「2025会計年度の備蓄管理・運用計画によれば、すべての核弾頭の組立・解体作業が行われるパンテックス工場（Pantex Plant）は、2023会計年度の解体目標を上回り、2024会計年度のコミットメントを支援するために人員を増強した。また、以前から解体待ちとなっていた W84 核弾頭のすべての解体も完了した」と報告されている³⁸⁰。

³⁷⁸ “Joint Statement on the Principle of Irreversibility in Nuclear Disarmament,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

³⁷⁹ NNSA, “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile,” 2024, op. cit.

³⁸⁰ Hans Kristensen, Matt Korda, Eliana Johns, and Mackenzie Knight, “United States Nuclear Weapons, 2025,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, January 13, 2025, <https://thebulletin.org/premium/2025-01/united-states-nuclear-weapons-2025/>.

表 1-7：米国の核兵器ストックパイル数及び廃棄数

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
核兵器ストックパイル数*	4,881	4,804	4,717	4,571	4,018	3,822	3,785	3,805	3,750	3,713	3,768	3,748
廃棄核弾頭数	308	239	299	109	258	354	243	284	184	214	122	69

* 退役及び廃棄待ちの核兵器は含まれていない。

出典) NNSA, “Transparency in the U.S. Nuclear Weapons Stockpile.”

他の核兵器国からは、核兵器の廃棄に関する新たな報告はなされていないが、フランス及び英国は、退役した核弾頭や運搬手段の解体を行っている。

B) 核兵器関連施設などの解体・転換

核兵器関連施設などの解体・転換に関して、2025年には顕著な動きは見られなかった。NPT準備委員会に提出した作業文書の中で、EUは、核兵器国の国別報告のテンプレートに、「核軍縮努力の一環として解体・削減された核兵器、運搬システム及び核兵器関連施設の数量と種類、並びにそれに関連するその他の適切な情報」を含めることを提案した³⁸¹。

1996年、フランスは核実験施設を完全かつ不可逆的に解体することを決定した唯一の国となり、これらの施設は1998年までに完全に廃止された。NPT準備委員会に提出した国別報告の中で、フランスは、ウラン濃縮施設、再処理施設、プルトニウム生産炉など、核兵器用核分裂性物質生産施設の解体作業を実施してきたことを報告した³⁸²。

C) 軍事目的に必要ないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など

米国は2018年に、計画された混合酸化物(MOX)燃料生産施設(MFFF)プロジェクトを公式に終了させた(『ひろしまレポート2021年版』を参照)。NNSAは、MFFFを核兵器用のプルトニウム・ピット生産施設に改装することを検討している。

10月27日、プーチン大統領は、2011年7月に発効した米露間のプルトニウム管理・処分協定(PMDA)からの脱退を規定する法律に署名した³⁸³。この協定は、両国が軍事的に不要となった兵器級プルトニウム34トンを処分することを求めるものであった。ロシアは2016年に協定への参加を停止していた。

2025年NPT準備委員会において、NAM諸国は、「核兵器やその他の核爆発装置から核分裂性物質を不可逆的に除去することを保証するため、IAEAの枠組み内で適切な法的拘束力を持つ検証体制を整備すること」を支持すると表明した。さらに、「準備委員会がこうした法的拘束力を持つ検証体制及びそれを実施可能にする手段を検討するよう促した。この文脈において、NAM諸国は核兵器国に対し、2010年NPT運用検討会議で採択された行動計画の行動16条に関連するコミットメント、すなわち軍事的に不要となった核分裂性物質をIAEAまたはその他の関連国

³⁸¹ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.1, February 19, 2025.

³⁸² NPT/CONF.2026/PC.III/2, March 7, 2025.

³⁸³ Tim Zadorozhnyy, “Russia Withdraws from US Deal to Dispose of Plutonium for Thousands of Warheads,” *The Kyiv Independent*, October 27, 2025, <https://kyivindependent.com/russia-withdraws-from-us-deal-to-dispose-of-plutonium/>.

際検証のもとで管理する措置を実施する」よう求めた³⁸⁴。

南アフリカは、「各核兵器国が軍事目的に不要と指定した核分裂性物質を不可逆的に除去することを保証するための、IAEA との適切な検証体制の整備に関して、2000 年及び 2010 年の NPT 運用検討会議で合意された行動の実施がほとんど進展していないことは遺憾である。また、核兵器やその他の核爆発装置に使用可能な核分裂性物質の備蓄に関する追加的な申告についても進展は見られない。それどころか、保障措置実施報告書は、一部の核兵器国がこうした物質を引き出したことを示している。したがって、核兵器国はそのような引き出しを控え、NPT に基づき自らがコミットした義務に関連して、不可逆性、検証可能性、透明性の原則を適用する責任がある」と判断した³⁸⁵。

(13) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

軍縮・不拡散教育、並びに軍縮・不拡散における市民社会との連携や多様性・包摂性の重要性は、ますます重視されてきた。

2025 年 1 月、インドは「年次軍縮・国際安全保障フェロシップ・プログラム」の第 5 回大会を主催し、33 カ国から 34 人の外交官が参加した。このプログラムは、国連総会決議「軍縮及び不拡散教育に関する国連調査」に基づき、インドが進める軍縮・不拡散教育に関する取組の一環である³⁸⁶。

NPDI メンバー国は、2025 年 NPT 準備委員会において、軍縮・不拡散教育に関する作業文書を提出し、「安全保障環境の悪化や科学技術の急速な進展などの変化を踏まえ、核リスクや課題に関する情報とともに、軍縮・不拡散の取組に対する国民の認識を高める最も効果的な方法を追求することが重要である。この認識は、年齢、性別、背景、国籍に関係なく、すべての人々に喚起されるべきである。科学的証拠や、核兵器や核実験の影響を受けた人々の証言を含む定性的・定量的研究は鍵となる。また、教育においては、軍縮の非人道的・社会経済的側面や、安全保障と軍縮の関係など、より広範な視点も考慮されるべきである」と記載した³⁸⁷。

日本は、豪州、ブラジル、カナダ、ドイツ、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、スウェーデン、トルコ、英国を含む 94 カ国を代表して共同声明を行い、「核爆発とその結果を経験・目撃した人々の貴重な証言は不可欠な役割を果たしてきた。昨年ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の卓越した活動や、国籍や出自に関係なく核兵器の使用によって被害を受けた被爆者の長年にわたる擁護活動も含まれる」と称賛した³⁸⁸。

2023 年に日本が設立した「核兵器のない世界のためのユース・リーダー基金」は、2025 年 7 月に第 2 期（2025～2026）において参加者 100 名を迎えた。応募者は 8,400 人以上で、参加

³⁸⁴ “Statement by NAM,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

³⁸⁵ “Statement by South Africa,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

³⁸⁶ Ministry of External Affairs of India, “India’s Disarmament and International Security Affairs Fellowship Programme,” <https://www.mea.gov.in/02-indias-disarmament-and-international-security-affairs-fellowship-programme.htm>.

³⁸⁷ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.32, April 11, 2025.

³⁸⁸ “Joint Statement on Disarmament and Non-Proliferation Education,” Cluster 1, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

者は18歳から29歳まで、61カ国（核兵器国及び非核兵器国を含む）から集まった。そのうち50名は、広島・長崎訪問を含む日本への全額支援によるスタディツアーに選ばれた³⁸⁹。

6月26日～27日、韓国は国連総会決議「若者と軍縮、不拡散」の実施の一環として、「軍縮・不拡散のための青年使節団」2025年会合を開催した。韓国及び海外から参加した約20名の大学生・大学院生は韓国核不拡散統制院及び朝鮮半島非武装地帯を視察した³⁹⁰。

2025年のNPT準備委員会³⁹¹及び国連総会第一委員会³⁹²の期間中には、非政府組織（NGO）が参加するサイドイベントが開催され、また一部の参加国も会合を主催した。

日本提案の核廃絶決議では、軍縮・不拡散教育について、以下のように記載された。

すべての国に対し、核兵器のない世界を実現することを支援し、NPTの目標を推進するうえで有用かつ効果的な手段である核軍縮及び核不拡散教育の取組を促進するよう呼びかけ、特に、対話の場、指導、インターンシップ、フェローシップ、奨学金、模範となるイベント、青少年グループの活動などを通じて、若い世代が積極的に関与できる取組を促進するよう呼びかける。また、指導者、青少年、その他の人々による被爆者をはじめとする地域社会や人々との交流訪問などを通じて、核兵器の使用の実態に対する認識を高めるよう呼びかける。また、指導者、若者、その他の人々による被爆者をはじめとする地域社会や国籍や出身を問わず核兵器の被害を受けた人々との交流訪問など、核兵器使用の実態に対する認識を高めるための努力を歓迎し、2024年のノーベル平和賞受賞が決定した日本被団協をはじめとする、世界各地で長年にわたる草の根の努力を通じて被爆者や核兵器の使用による被害を受けた人々、そしてその経験を次世代に伝えている人々との交流を歓迎し、この点に関する具体的な措置を歓迎する。特に、P5学術機関の若手専門家ネットワーク、Youth4Disarmamentイニシアティブ、『軍縮教育：学習のためのリソース』、『核兵器のない世界のためのユース・リーダー基金』を歓迎する。

「市民社会との連携」に関しては、各国政府が核軍縮・不拡散に関する情報をどれだけ国内外の市民に向けて提供しているかも判断材料となる。調査対象国のうち、豪州、オーストリア、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、ニュージーランド、スウェーデン、スイス、英国、米国といった国々のホームページ（英語版）では、（核）軍縮・不拡散に関するセクションが設けられ、程度の差はあるものの他国と比べて充実した情報が掲載されている。

近年の動きとして、核兵器の開発・製造などに携わる組織や企業などへの融資の禁止や引揚げ（divestment）が提案され、実際にこれを定める国が出始めている。他方で、ICANが2025年2

³⁸⁹ United Nations, “Youth Leader Fund for World without Nuclear Weapons Announces New Group of Youth to Receive Training in Disarmament, Leadership, Storytelling,” July 31, 2025, <https://press.un.org/en/2025/dc3901.doc.htm>.

³⁹⁰ Ministry of Foreign Affairs of Korea, “Youth and Disarmament in Global Security Landscape Reshaped by Emerging Technologies, Launching Ceremony of 2025 Youth Envoys for Disarmament and Non-Proliferation,” June 26, 2025, https://www.mofa.go.kr/eng/brd/m_5676/view.do?seq=322904.

³⁹¹ オーストラリア、オーストリア、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、英国、米国などの国々がサイドイベントを主催した。

³⁹² オーストリア、カザフスタン、米国などの国々がサイドイベントを主催した。

月に公表した報告書では、以下のようにとりまとめられた³⁹³。

- 2022年1月から2024年8月までの間に、260の銀行、年金基金、保険会社、資産運用会社、その他の金融機関が、この報告書に掲載された24の核兵器製造企業のうち1つ以上と融資または投資関係を結んでいた。これは、前回公表された結果での287機関から減少している。
- 投資家は核兵器生産企業24社の株式及び債券を5,135億7,600万ドル保有しており、前回の報告書の財務分析から367億ドル増加した。
- 分析期間中、核兵器製造企業24社への融資と引き受けは2,699億5,800万ドルで、前回の報告書の財務分析から62億ドル減少した³⁹⁴。

(14) 広島・長崎の平和記念式典への参列

8月6日に広島で開かれた平和記念式典には、120カ国とEU代表部が参列した。このうち、日本以外の本調査対象国の参列状況は下記のとおりである。

- 大使級：豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、イスラエル、カザフスタン、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、英国、米国。
- 大使以外：フランス、インド、韓国、サウジアラビア。
- 不参加：中国、北朝鮮、パキスタン、ロシア。

8月9日に長崎で開かれた平和祈念式典には、94カ国とEU代表部が参列した。このうち、日本以外の本調査対象国の参列状況は下記のとおりである。

- 大使級：豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、インド、イラン、イスラエル、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、英国、米国。
- 大使以外：エジプト、フランス、ドイツ、インドネシア、ポーランド、サウジアラビア、トルコ。
- 不参加：中国、カザフスタン、韓国、北朝鮮、パキスタン、シリア（注：下線は過去3年間に1回以上の参列があった国）。

2022年以降、広島・長崎両市は、ロシアによるウクライナ侵略とそれへの支持を理由に、ロシア及びベラルーシを招待しないことを決定したが、本年に関しては両国に通知が行われた。日本

³⁹³ PAX and ICAN, Untenable investments: Nuclear weapon producers and their financiers, February 2023.

³⁹⁴ PAX and ICAN, *At Great Cost. The Companies Building Nuclear Weapons and Their Financiers*, February 2025, https://assets.nationbuilder.com/ican/pages/6939/attachments/original/1739803384/At_What_Cost_2025Feb_DBOTB.pdf?1739803384.

は様々な場で、「世界の指導者らの広島、長崎の被爆地訪問」を働きかけてきた。日本政府が設置した IGEP の提言でも、「すべての国は、指導者や若者等、核の使用の影響に対するより深く理解するため広島と長崎に指導者、若者、その他の人々が訪問すること」を奨励している³⁹⁵。

2025 年には、以下の国家元首及び政府首脳が広島を訪問した³⁹⁶。

- ▶ デンマーク国王フレデリック 10 世 (4 月 25 日)、パラグアイ大統領サンティアゴ・ペーニャ・パラシオス (5 月 20 日)、ハンガリー大統領シュヨク・タマーシュ (5 月 25 日)、アイスランド大統領ハトラ・トーマスドッティル (5 月 28 日)、アイルランド首相ミホール・マーティン (7 月 4 日)、チェコ共和国大統領ペトル・パヴェル (7 月 23 日)、スロバキア大統領ペテル・ベレグリニ (9 月 11 日)。

6 月 10 日、米国家情報長官のトゥルシー・ギャバード (Tulsi Gabbard) は広島を訪問し、「核戦争への道を拒否し、誰も核の惨禍を恐れて生きなくていい世界をめざす必要がある」と訴えた動画を公開した³⁹⁷。

また、10 月 11 日には、広島市長と長崎市長が連名でトランプ米大統領に書簡を送り、訪日に際して 10 月下旬に両市を訪問するよう招待した³⁹⁸。しかしながら、トランプ大統領は日本滞在中に両市を訪問しなかった。

³⁹⁵ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.33, April 14, 2025.

³⁹⁶ 広島市「令和 7 年 (2025 年) 度の訪問 (元首級)」2026 年 1 月 1 日、<https://www.city.hiroshima.lg.jp/tourism-culture/global-inbound/1021468/1033130/1044433.html>.

³⁹⁷ 下司佳代子「米国家情報長官が広島訪問を明かす：核使用に反対『狂気に終止符を』」『朝日新聞』2025 年 6 月 11 日、<https://digital.asahi.com/articles/AST6B56VZT6BBQBQ10JM.html>.

³⁹⁸ City of Hiroshima, “Letter of Request to US President Trump to Visit the Atomic-Bombed Cities,” October 10, 2025, <https://www.city.hiroshima.lg.jp/english/peace/1029856/1029865/1044033.html>.

第2章 核不拡散¹

(1) 核不拡散義務の遵守

A) 核兵器不拡散条約 (NPT) への加入

2025 年末時点で、核兵器不拡散条約 (NPT) には 191 カ国 (北朝鮮、並びに国連加盟国ではないバチカン市国及びパレスチナを含む) が加入している。国連加盟国 (193 カ国) のうち、非締約国は、2011 年 7 月に独立して国連に加盟した南スーダン (核兵器は保有していない)、1998 年に核実験を実施するとともに核兵器の保有を公表したインド及びパキスタン、並びに核兵器保有を肯定も否定もしないものの、核兵器を保有していると広く考えられているイスラエルの 4 カ国である。

北朝鮮は、2003 年に NPT からの脱退を宣言し、国連安全保障理事会 (安保理) 決議などで求められている「NPT への早期の復帰」に応じておらず、後述のように核保有国の地位を放棄しないと繰り返し主張している。なお、NPT 締約国全体としては北朝鮮の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない。

B) NPT 第 1 条及び第 2 条、並びに関連安保理決議の遵守

北朝鮮

NPT 成立以降、締約国のなかで第 1 条または第 2 条の義務に違反したとして、国連を含め国際機関から公式に認定された国はない²。しかしながら、NPT 脱退を宣言した北朝鮮に関しては、脱退が法的に無効であるとすれば、あるいは脱退の効力発生前に核兵器を保有していたとすれば、その核兵器の取得は NPT 第 2 条に違反する行為となる。米務省の年次報告書『軍備管理・不拡散・軍縮協定の遵守』でも、北朝鮮が、「2003 年に NPT からの脱退を通告した時に、NPT 第 2 条及び第 3 条、並びに国際原子力機関 (IAEA) 保障措置協定に違反していた」³ との判断が明記されてきた。

北朝鮮に対する安保理決議 1718 号 (2006 年 10 月) では、国連憲章第 7 章のもとでの決定として、「北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、NPT のもとで締約国に課される義務及び IAEA 保障措置協定 (IAEA INFCIRC/403) に定める条件に厳格に従って行動すること、並びに、これらの要求に加え、透明性についての措置 (IAEA が要求し、かつ、必要と認める個人、書類、設備及び施設へのアクセスを含む) を IAEA に提供すること」と規定された。弾道ミサイルについても、その「計画に関連するすべての活動を停止し、かつ、この文脈において、ミサイル発射モラトリアムにかかる既存の約束を再度確認することを決定」した⁴。

¹ 第 2 章「核不拡散」は、奥田将洋により執筆された。

² IAEA による NPT 第 3 条 (非核兵器国による包括的保障措置の受諾) の遵守にかかるものを除き、どの国際機関も NPT の各条項の遵守を評価する明示的な権限は与えられていない。

³ The U.S. Department of State, *Adherence to and Compliance with Arms Control, Nonproliferation, and Disarmament Agreements and Commitments*, April 2025, p. 14.

⁴ S/RES/1718, October 14, 2006. 2009 年 4 月の北朝鮮による核実験に対して採択された安保理決議 1874 号

北朝鮮は 2025 年も核兵器の維持や自国の核戦力の強化を継続し、これを正当化する主張を繰り返した。金正恩 (Kim Jong-un) 朝鮮労働党総書記は 9 月 21 日の最高人民会議の演説において、「わが国の核戦力が、外部からのあらゆる安全保障上の挑戦に対処し圧倒するための抑止機能を完全かつ完璧に果たしている」と自国の核兵器の機能を主張したうえで、「非核化は絶対にありえない」と述べた⁵。金与正 (Kim Yo-Jong) 朝鮮労働党中央委員会副部長は声明を発表した。この中では、「外部からの核の脅威が終息せず、核兵器を暴政の手段として利用する帝国主義勢力が存在する限り、我々は国家の安全と人民の福祉を現在も将来も守るための軍事力強化の道を断つことはない」と北朝鮮の現状認識に言及した上で、「米国、日本、韓国の時代遅れの『非核化』構想は我が国の立場に影響を与えることは決してない」として非核化の意思がないことを明らかにした。また、同じ声明の中で北朝鮮の核戦力が「外部の侵略と脅威を阻止し、[...] 地域と世界の力関係と戦略的な安全保障の均衡を確保する上で重要な役割を果たしている」とし、自国の核戦力の目的や役割を正当化した⁶。金与正はまた、7 月 29 日に発表した米国との対話に関する声明でも「北朝鮮の核兵器国 (原文は a nuclear weapon state) としての不可逆的な立場を認め、その能力と地政学的環境が根本的に変化した事実が将来の見通しや考え方の前提となるべき」とした⁷。同じ声明では北朝鮮の地位について「全人民の意思を反映した最高法規で確立された核兵器国 (原文は a nuclear weapon state) としての地位」などと表現した⁸。

北朝鮮に対しては、依然として多くの国が核兵器やその開発計画の廃棄を求めている。2025 年の第 11 回 NPT 運用検討会議第 3 回準備委員会 (以下、NPT 準備委員会) では、83 カ国 (本報告書の調査対象国では豪州、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国が参加。また非同盟運動の NAM 加盟国からもアルゼンチンや UAE などが参加) が北朝鮮の核開発問題に関する共同声明を提出した。

この共同声明では、「北朝鮮に対して、完全かつ検証可能で不可逆的な方法で、すべての核兵器、弾道ミサイル、及び関連計画を放棄するための具体的な措置を講じ、すべての関連する活動を、すべての関連する安保理決議に従って直ちに停止する」こと、並びに NPT 及び IAEA 保障措置に早期に復帰することなどを求めた⁹。同様の趣旨の共同声明は毎年 NPT 準備委員会に提出されており、参加国は昨年の 76 カ国から増加した。

日本、韓国、米国の外相は、2025 年 4 月 3 日にブリュッセルでインド・太平洋地域の安全保障に関する共同声明を発表し、この中で国連安保理決議に基づき北朝鮮の完全な非核化を実現

(2009 年 6 月) でも、「北朝鮮に対し、関連する安全保障理事会決議 (特に決議第 1718 号 (2006 年 10 月)) の義務を直ちにかつ完全に遵守すること」などが要求された。なお、安保理決議 1718 号は国連憲章第 7 章のもとでの義務的決定としてはいるが、同時に非軍事的措置を規定した「憲章第 41 条に基づく措置」をとるとしているため、この決議を根拠として軍事的措置を取ることはできない。

⁵ “Respected Comrade Kim Jong Un’s Speech at 13th Session of 14th Supreme People’s Assembly of DPRK,” *KCNA*, September 22, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202509/news22/20250922-02ee.html>.

⁶ “Press Statement of Kim Yo Jong, Vice Department of C.C., WPK,” *KCNA*, April 9, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202504/news09/20250409-07ee.html>.

⁷ “Press Statement of Kim Yo Jong, Vice Department Director of C.C., WPK,” *KCNA*, July 29, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202507/news29/20250729-01ee.html>.

⁸ *Ibid.*

⁹ “Addressing the North Korean nuclear challenge,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

する決意を表明した¹⁰。

他方、ロシアは北朝鮮の核・ミサイル活動を擁護・黙認するような発言を行ってきた。また近年は北朝鮮との協力を強化している。2025年5月7日、国連安保理では北朝鮮の不拡散に関する公開ブリーフィングが行われた。この中でロシアのネベンジヤ (Vasily Alekseyevich Nebenzya) 国連大使は、「(北朝鮮に対して) 世界最大の軍事予算上位10カ国に含まれる3カ国、すなわち米国、日本、韓国の最も近代的で破壊的な軍事装備がいつでも行動可能であるということ」を強調したい。この軍備が整い連携の取れた同盟が、文字通り一つの独立した主権国家(北朝鮮)を追い詰めようとしており、その結果、その国家は自らの安全保障を確保するための解決策を見出さなければならなくなっている」と主張した(括弧内引用者)¹¹。

また、2025年4月30日、BRICS諸国の国家安全保障代表会合に参加したショイグ (Sergei Shoigu) 国家安全保障会議書記は「北朝鮮に対する一方的な国際制裁は完全に失敗し、同国の人道状況を悪化させるだけだった」と発言し、制裁を中心にしたこれまでのアプローチを批判した¹²。なお、こうした近年のロシアによる北朝鮮を擁護する発言への反発も見られる。韓国は5月7日の国連安保理の公開ブリーフィングで、ロシアのラブロフ (Sergey Viktorovich Lavrov) 外相が2024年に行った、北朝鮮の非核化を「終わった問題」とした発言に対して、「安保理の常任理事国の一つは異なる道を選んだようだ。特に懸念されるのは、世界の不拡散体制を擁護するという長年の立場を覆したことだ」と指摘した¹³。

中国は引き続き制裁を中心とした対応に反対の姿勢を示し、朝鮮半島における平和協定の締結と非核化を同時に進める「双軌並行」路線の提唱を続けている。2025年NPT準備委員会の一般討論演説では、「中国は地域的な核問題の政治的及び外交的手段による解決を主張し、不当な武力行使または違法な一方的制裁の濫用に反対する」と主張した¹⁴。

2025年1月の第2期目の米国トランプ (Donald Trump) 政権発足直後には、大統領やその他政府高官から北朝鮮を核兵器保有国とみなすような発言があった。

2025年1月、ヘグゼス (Pete Hegseth) 国防長官は、連邦議会上院での承認公聴会において北朝鮮を核保有国 (a nuclear power) と呼称した¹⁵。また、トランプ大統領も、記者会見での米朝関係に関する回答の中で、「彼ら(北朝鮮)は核保有国 (a nuclear power) だ。我々はうまくやった。彼は私が戻ってきたことを喜ぶだろう」と発言した¹⁶。こうした発言が、これまでの北朝鮮の非核化

¹⁰ U.S. Department of State, “Joint Statement on the Trilateral – United States, Japan, Republic of Korea – Meeting in Brussels,” April 3, 2025, <https://www.state.gov/joint-statement-on-the-trilateral-united-states-japan-republic-of-korea-meeting-in-brussels>.

¹¹ United Nations Security Council, S/PV.9912, May 7, 2025.

¹² “Russia’s Top Security Official Says Country Supports Revising UN Sanctions on North,” *Korea JoongAng Daily*, May 1, 2025, <https://koreajoongangdaily.joins.com/news/2025-05-01/national/northKorea/Russias-top-security-official-says-country-supports-revising-UN-sanctions-on-North/2297995>.

¹³ United Nations Security Council, S/PV.9912, May 7, 2025.

¹⁴ “Statement by China,” General Debate of the Third PrepCom for 11th NPT RevCon, April 29, 2025.

¹⁵ “White House says Trump Committed to Denuclearization of North Korea,” *Kyodo News*, January 29, 2025, <https://english.kyodonews.net/news/2025/01/a50e96bd25d0-white-house-says-trump-committed-to-denuclearization-of-n-korea.html>; Senate Armed Services Committee, “Advance Policy Questions for Peter ‘Pete’ B. Hegseth Nominee to Serve as Secretary of Defence,” January 6, 2025, https://www.armed-services.senate.gov/imo/media/doc/hegseth_apq_responses.pdf.

¹⁶ “Trump Calls N. Korea ‘Nuclear Power,’ Says Kim Will be Happy to See His Presidential Comeback,” *The Korea Times*, January 21, 2025, <https://www.koreatimes.co.kr/foreignaffairs/northkorea/20250121/trump-calls-north>

を求める立場から、北朝鮮の核兵器開発やその保有を認める方針転換であるとの見方も一部でなされた¹⁷。

米国政府高官からのこれらの発言を受けて、韓国外交部は、「北朝鮮の非核化は韓国、米国、そして国際社会が一貫して支持してきた原則である」、また「NPTの下では北朝鮮が核保有国であると認められることは決してない」として、北朝鮮の核保有を認めない従来からの立場を改めて説明した¹⁸。

一方、米国政府も1月29日、国家安全保障会議(NSC)のヒューズ(Brian Hughes)報道官が「最初の任期と同様に北朝鮮の完全な非核化を追求する」との大統領の声明を発表した¹⁹。また、前述の4月3日の日本、韓国との外相共同声明で北朝鮮の非核化への決意を表明したように、その後の主な政府の声明の中で北朝鮮の核保有を容認することや非核化からの方針転換を示すような発言はなされていない。

2025年、トランプ大統領は北朝鮮との会談の実施などを度々呼びかけた。8月の米韓首脳会談では、韓国の李在明(Lee Jae Myung)大統領に対して、2025年中に北朝鮮との首脳会談を行いたいと発言した²⁰。

2025年11月13日に公表された、10月の米韓首脳会談のファクトシートでも、「両首脳は、北朝鮮の完全な非核化と朝鮮半島の平和と安定へのコミットメントを改めて表明し、2018年の米朝シンガポール首脳会談の共同声明の実施に向けて協力することを約束した」との文言が盛り込まれた²¹。

上記のような米国からのアプローチはあったものの、米国の第1期トランプ政権の際に行われた首脳会談のようなハイレベルの対話など具体的な進展は2025年末時点においてみられていない。

韓国も、2025年9月の政権交代以降、北朝鮮へのアプローチの変更の姿勢を示した。李在明大統領は北朝鮮に対して制裁の一部緩和または解除のための交渉を提唱し、その条件として北朝鮮の核兵器の軍備の停止(arms suspension)、削減(reduction)及び最終的な非核化(denuclearization)という3段階のプロセスを提唱している²²。2025年9月の国連総会ハイレベルウィークでの李大統領の声明では、北朝鮮の現体制の尊重、吸収統一を追求しないこと、敵対行為を行う意図がないことなどを明らかにした。また関係改善のアプローチとして交流(Exchange)、正常化(Normalization)、非核化(Denuclearization)を軸とした包括的な対話を行う構想を示した。この中で北朝鮮の核・ミサイル能力について、「国際社会は、核・ミサイル能力の高度化の

korea-a-nuclear-power-and-says-kim-will-welcome-his-presidential-comeback.

¹⁷ Ibid.

¹⁸ “S. Korea Says N. Korea can Never be Recognized as Nuclear Power after Trump Nominee Refers to Pyongyang as One,” *Yonhap News Agency*, January 15, 2025, <https://en.yna.co.kr/view/AEN20250115006600315>.

¹⁹ “White House Says Trump committed to denuclearization of North Korea,” *Kyodo News*, January 29, 2024, <https://english.kyodonews.net/news/2025/01/a50e96bd25d0-white-house-says-trump-committed-to-denuclearization-of-n-korea.html>.

²⁰ “Trump Wants to Meet North Korea’s Kim This Year, He Tells South Korea,” *Reuters*, August 26, 2025, <https://www.reuters.com/world/china/trump-wants-meet-north-koreas-kim-this-year-he-tells-south-korea-2025-08-25>.

²¹ White House, “Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung,” November 13, 2025, <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/joint-fact-sheet-on-president-donald-j-trumps-meeting-with-president-lee-jae-myung/>.

²² “President Lee Jae-Myung’s Plan to Reboot South Korea,” *Time*, September 18, 2025, <https://time.com/7317953/south-korea-president-lee-jae-myung-cover/>.

『停止 (stop)』から『削減 (reduction)』プロセスを経て『解体 (disarmament)』に至る現実的かつ段階的な解決策に向けて英知を結集する必要がある」とした²³。

このほか、李大統領は、米国と北朝鮮が北朝鮮の核兵器の放棄ではなく製造の凍結で合意する可能性について、「非核化という長期的な目標を我々が諦めない限り、北朝鮮に核・ミサイル開発を停止させることは明確な利点があると私は考える」として、非核化への段階の一つとして製造の凍結を受け入れる姿勢を示した²⁴。また、この停止や凍結から非核化のプロセスの中で、北朝鮮への制裁の解除を核開発凍結の報酬 (incentive) として行うことも提示した²⁵。

イラン：核活動

E3/EU+3 (中、仏、独、露、英、米、欧州連合 (EU) 上級代表) とイランは 2015 年 7 月、包括的共同行動計画 (JCPOA) に合意した。しかしながら、トランプ第 1 期政権下で米国が 2018 年 5 月に JCPOA から離脱し、JCPOA の合意により解除されたイランに対する制裁措置を再発動した。これに対して、イランは 2019 年 5 月以降、ウランの濃縮度、濃縮ウランの保有量、遠心分離機の数などに関して、JCPOA で定められた義務の履行停止を段階的に実施してきた (IAEA 保障措置を含む監視・検証措置の履行停止については本章 (2) を参照)²⁶。

JCPOA は 2015 年の採択の日 (adoption day) から 10 年が経過することになり、2025 年 10 月 18 日にその停止日 (termination day) を迎えた²⁷。米国や欧州各国とイランは停止日を前に JCPOA の再建や新たな枠組みの形成に向けて度々交渉を行ったが、2025 年中は合意の形成に至らなかった。また、JCPOA を承認した国連安保理決議 2231 号の期限を延長する決議案の議論も行われたが採択には至らず、イランの核開発問題に関連する過去の国連安保理決議が再び導入される「スナップバック・メカニズム」が発動した (スナップバック・メカニズムの発動を含む 2025 年の JCPOA 再建や後継の枠組みについての交渉の経緯は本節「イラン：核合意再建に向けた動向」を参照。制裁の再導入については本章 (5) C 「イラン」を参照)。

こうした中、2025 年 6 月 13 日からイスラエルが、また 6 月 21 日には米国がイランの核兵器開発を阻止することを目的としてウラン濃縮施設等への攻撃を行った。イランは 6 月 13 日、IAEA に対して「我々の原子力設備と核物質を守るための特別の措置をとる」旨の書簡を提出した。イラン

²³ “Full text: President Lee Jae Myung’s speech at the United Nations General Assembly,” *The Korean Herald*, September 24, 2025, <https://www.koreaherald.com/article/10581929>.

²⁴ 「北朝鮮の核計画「凍結」、トランプ氏と金氏が合意なら受け入れる：韓国・李大統領が BBC に語る」BBC、2025 年 9 月 22 日、<https://www.bbc.com/japanese/articles/cvgqvwd9770>.

²⁵ “Lee Outlines Three-stage Denuclearization Calls for Sanctions Relief,” *The Dong-a Ilbo*, September 19, 2025, <https://www.donga.com/en/article/all/20250919/5857168/1>.

²⁶ イランは義務の履行停止について、JCPOA 第 26 条及び 36 条に沿った行動だと主張して正当化している。ザリフ (Mohammad Javad Zarif) 外相 (当時) は、「イランは 2019 年 5 月以降、核能力を大幅に向上させているが、それは核合意の第 36 条に完全に依拠したものである。他の署名国が核合意のもとでのコミットメントの履行を停止した場合、イランはその履行を『停止』することができる。米国の新政権が軌道修正を望むのであれば、速やかに修正を行う必要がある」として、イランの行動を正当化した。Mohammad Javad Zarif, “Iran Wants the Nuclear Deal It Made: Don’t Ask Tehran to Meet New Demands,” *Foreign Affairs*, January 22, 2021, <https://www.foreignaffairs.com/articles/iran/2021-01-22/iran-wants-nuclear-deal-it-made>.

²⁷ 停止日には、JCPOA を承認した国連安保理決議 2231 号が失効する。これにより国連安保理はイランの核開発問題の扱いを終えることになり、イランの核開発問題に関連する過去の 6 つの国連安保理決議 (1696 号 (2006 年)、1737 号 (2006 年)、1747 号 (2007 年)、1803 号 (2008 年)、1835 号 (2008 年)、1929 号 (2010 年)) を再導入するメカニズム (スナップバック) も失効することになる。また、EU も関連の理事会決定の規定を終了する。Joint Comprehensive Plan of Action, Annex V.

はこの措置として、高濃縮ウランもしくはウラン濃縮設備の一部を移動させた可能性が示唆されている²⁸。7月に入るとIAEAは査察官をイランから撤退させた²⁹。さらには後述するように、イランは7月にIAEAとの協力を停止する法律を施行した³⁰。

上記イランの濃縮施設等への攻撃や、その後のイランのIAEAとの協力停止により、イランの核関連活動についても検証が困難な状況が継続している（イランの保障措置の履行及びIAEAとの協力の動向の詳細は、本章(2)B「イラン」を参照）。

遠心分離機

JCPOAでは、イランはIR-1 遠心分離機 5,060 機を使用し、ナタンズ (Natanz) のウラン濃縮施設 (FEP) のみでウラン濃縮するよう制限されていた。また、フォルド (Fordow) のウラン濃縮施設 (FFEP) では 1,044 機の遠心分離機が残され、ウランを使用しない運転または稼働停止状態を維持することとされた。2019 年 9 月以降、イランはこれらの制限に違反している。

攻撃開始前の 2025 年 5 月の IAEA 報告書では、遠心分離機の設置状況を以下のように報告した³¹。

- FEP : JCPOA で規定された IR-1 の 30 カスケードに加えて、さらに 71 カスケード (IR-1、IR-2m、IR-4、IR-6) を設置
- パイロットウラン濃縮施設 (PFEP) : IR-4、IR-6 及び IR-4・IR-6 を計 8 カスケード設置
- フォルド・ウラン濃縮施設 (FFEP) : IR-1 を 6 カスケード、IR-6 を 10 カスケード設置

2025 年 6 月の攻撃以降、イランの濃縮施設の被害状況についても様々な評価が示されている。IAEA のグロッシ (Rafael Grossi) 事務局長は、6 月 23 日の IAEA 理事会の冒頭声明の中で、フォルドについて、IAEA を含め誰も施設の被害を完全に評価できる立場にないとしつつ、「使用された爆薬と、遠心分離機の振動に対する極めて繊細 (sensitive) な性質を考慮すると、非常に深刻な被害が発生したと予想される」との見解を示した³²。JCPOA の一環で IAEA の監視下にあるイスファハン (Isfahan) の遠心分離機製造工場も攻撃対象になったことも報告した³³。

²⁸ “Iran: Return to Inspections Top Priority for UN Nuclear Agency,” *UN News*, June 25, 2025, <https://news.un.org/en/story/2025/06/1164931>.

²⁹ Francois Murphy, “IAEA Pulls Inspectors from Iran as Standoff over Access Drags on.” *Reuters*, July 4, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/iaea-pulls-inspectors-iran-standoff-over-access-drags-2025-07-04/>.

³⁰ “President Pezeshkian Enforces Law to Suspend Cooperation with U.N. Nuclear Watchdog,” *The Islamic Republic News Agency*, July 2, 2025, <https://en.irna.ir/news/85878764/President-Pezeshkian-enforces-law-to-suspend-cooperation-with>.

³¹ IAEA, GOV/2025/24, May 31, 2025. また、米国の研究機関は同 IAEA 報告書の分析として、遠心分離機の総数が約 21,900 機になるとの見方を示した。David Albright, Sarah Burkhard, and Spencer August Faragasso, “Analysis of IAEA Iran Verification and Monitoring Report - May 2025,” Institute for Science and International Security, June 9, 2025, <https://isis-online.org/isis-reports/analysis-of-iaea-iran-verification-and-monitoring-report-may-2025>.

³² IAEA, “IAEA Director General’s Introductory Statement to the Board of Governors,” June 23, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-23-june-2025>.

³³ IAEA, “Update on Developments in Iran (2),” June 21, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-on-developments-in-iran-2>.

2025年9月のIAEA事務局長報告書では、上記濃縮施設の状況について以下のように評価している³⁴。

- FEP：IAEAによる商用の衛星画像の分析によると、2025年6月13日から24日の軍事攻撃の結果、FEPが広範囲に損傷を受け、地下濃縮ホールへの直接的な着弾の兆候が含まれている。
- PFEP：攻撃の結果、PFEPの地下部分が広範囲に損傷を受け、直接的な着弾の兆候が含まれる一方、地上部分は破壊された。
- FFEP：攻撃の結果、非常に重大な損傷を負ったと予想される。

濃縮ウラン

JCPOAでは、イランが保有する濃縮ウランについて、六フッ化ウラン(UF₆)に換算して濃縮度が最大3.67%のものを300kg以下に制限した。IAEAは、2025年6月10日時点のイランの濃縮ウラン総備蓄量を9,874.9kg、このうちUF₆の形態でイランが保有する濃縮ウランの総量を9,040.5kg(2%までが2,391.1kg、5%までが6,024.4kg、20%までが181.4kg、60%までが440.9kg)と推計した³⁵。イランの濃縮ウランの総備蓄量は、2024年11月のIAEA報告書(5,807.2kg)から3,200kg超の増加となった³⁶。

2025年6月の濃縮施設等攻撃以降のイランのウラン濃縮能力について、これまで明確な評価は行われていない。一方でイラン自身はウラン濃縮継続の意思を示している。イラン原子力庁長官エスラミ(Mohammad Eslami)は、新たな濃縮施設が「既に建設され、準備が整い、安全で堅固な場所に位置している」と述べた³⁷。後の報道では、その施設はナタンズ近郊のピックアックス山であると特定された³⁸。アラグチ(Abbas Aragchi)外相は11月の講演で、6月のイスラエルと米国による攻撃以降、イランは国内のいかなる場所でもウラン濃縮を行っていないと述べた。一方で、これを行う権利を有していると主張した³⁹。

その他の活動

9月のIAEA事務局長報告によれば、重水製造施設も攻撃による損害を受けたとされている。コンダブ重水研究炉(KHRR)についてIAEAは「IAEAがKHRRに最後に立ち入ったのは2025年5月14日であった。事務局長は商用衛星画像の分析に基づきKHRRが6月13日から

³⁴ IAEA, GOV/2025/50, September 3, 2025.

³⁵ Ibid. イランはオンライン濃縮モニターなどを停止しており、IAEAはリアルタイムの濃縮ウラン保有量を把握できないうとして、推計値を示している。

³⁶ IAEA, GOV/2024/61, November 19, 2024.

³⁷ Stephanie Liechtenstein, Jon Gambrell and Aamer Madhani, "Iran Announces a New Nuclear Enrichment Site After UN Watchdog Censure," *Associated Press*, June 12, 2025, <https://apnews.com/article/iran-nuclear-iaea-sanctions-728b811da537abe942682e13a82ff8bd>.

³⁸ Patrice Taddonio, "Inside the Discovery of New Activity at Pickaxe Mountain, Iran's Deep-Underground Suspected Nuclear Site," *PBS*, December 16, 2025, <https://www.pbs.org/wgbh/frontline/article/iran-suspected-nuclear-site-pickaxe-mountain-us-israel-war/>.

³⁹ "Iran Claims It's Not Enriching Uranium After US, Israeli Strikes," *Radio Free Europe*, November 16, 2025, <https://www.rferl.org/a/iran-enrichment-uranium-iaea-israel-us-strikes-nuclear/33593181.html>.

24日の攻撃中に被害を受けた」とした⁴⁰。

重水製造工場（HWPP）についても攻撃中に損害を受けたとされ、攻撃以降稼働していないことが報告されている⁴¹。

ブレイクアウト時間

JCOAのウラン濃縮に関する制限は、イランのブレイクアウト時間（核兵器1個分の兵器級核分裂性物質を生産するのに必要な時間）を12カ月以上確保することを目的として制度設計がなされたものである。2024年7月、当時のプリンケン（Antony Blinken）米国務長官はそのブレイクアウト時間が1から2週間に短縮されたとの見方を示していた⁴²。また、米国の研究機関の試算も示されており、60%の高濃縮ウランを兵器級（90%）まで濃縮する場合、数週間以内に達成可能とした。また同じ試算では、既存の20%程度の濃縮ウランからさらなる2発目の兵器級ウランを1か月以内に、さらに1か月半後により低い濃度のウランから3発目の兵器級ウランを確保可能であるなど、数か月先までの見通しを示した。その上で研究機関はブレイクアウト時間が実質的にゼロであると表現した⁴³。

2025年6月のイスラエルと米国による攻撃後、米国の軍や政府等から攻撃の成果の評価に関連して、イランのブレイクアウト時間が数か月から数年に拡大したことが示された。米国の国防総省は7月2日の記者会見で、「彼らのプログラムを1から2年分遅延させた」との評価を示した⁴⁴。

イランの濃縮施設等攻撃への反応

2025年6月の攻撃の根拠や目的としてイスラエル及び米国はイランによる核兵器取得の阻止を挙げた。こうした核兵器の拡散防止を目的とした今回の攻撃について、調査対象国は以下のような立場を示した。

攻撃を実施したイスラエルのネタニヤフ（Benjamin Netanyahu）首相は、攻撃開始後に発表した声明で今回の軍事作戦の目的を「イスラエルに対する核の脅威と弾道ミサイルの脅威の両方を排除すること」と説明した⁴⁵。また、ネタニヤフ首相は6月24日の声明の中でも以下のように発言した。

数十年にわたり、私はイランが核兵器を保有しないと約束してきた。そして実際に我が国の兵士たちが迅速に行動した結果、イランの核開発計画は取り去られた。もしイランで誰かがこの計画を再開しようと試みるならば、我々は同じ決意と力で、そのような試みを阻止する⁴⁶。

⁴⁰ IAEA, GOV/2025/50, September 3, 2025.

⁴¹ Ibid.

⁴² Jennifer Hansler and Kylie Atwood, “Blinken Says Iran’s Nuclear Weapon Breakout Time Is Probably Down to 1-2 Weeks,” *CNN*, July 19, 2024, <https://edition.cnn.com/2024/07/19/politics/blinken-nuclear-weapon-breakout-time/index.html>.

⁴³ David Albright and Sarah Burkhard, “Iranian Breakout Timeline Now at Zero,” *Institute of Science and International Security Report*, June 1, 2025, https://isis-online.org/uploads/isis-reports/documents/Current_Iranian_Breakout_Estimates_June_1_2025_Final.pdf.

⁴⁴ Phil Stewart and Idrees Ali, “Iranian Nuclear Program Degraded by Up to Two Years, Pentagon Says,” *Reuters*, July 3, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/iranian-nuclear-program-degraded-by-up-two-years-pentagon-says-2025-07-02/>.

⁴⁵ “Israel Emergency Services: 7 Injured After Iranian Strike; U.S. Forces Helping Israel Intercept Attacks,” *CNN*, June 13, 2025, <https://transcripts.cnn.com/show/cnc/date/2025-06-13/segment/12>.

⁴⁶ “Statement by PM Netanyahu - 24 June 2025,” Ministry of Foreign Affairs, Israel, June 24, 2025, <https://www.gov>.

攻撃後の6月13日に開催された国連安保理の会合でも、イスラエルのダノン（Danny Danon）国連代表は、攻撃の目的の一つとしてイランの核計画の解体があったとした上で、イラン軍の指揮系統と軍事インフラと合わせて濃縮施設等を攻撃したと説明した⁴⁷。

一方、イランのイラヴァニ（Amir Saeid Iravani）代表は、イスラエルの攻撃が「IAEA 憲章、NPT、ジュネーヴ諸条約、そして保障措置下の原子力施設に対する攻撃や脅迫を禁止する数々の法的文書に直接違反している」と発言した⁴⁸。

米国は、「トランプ大統領が繰り返し表明してきた通り、この危険な政権（イラン）に核兵器を保有させるわけにはいかない」（括弧内引用者）とし、イスラエルの自衛権の行使としての攻撃を認めた。一方で、今後のイランとの交渉の追求にも言及した。また、6月12日のイスラエルによるイラン攻撃に自らが関与していることを否定した⁴⁹。フランス及び英国は、それぞれが関係者への自制を促しつつ、外交を継続する姿勢を示した⁵⁰。フランスは、イランの保障措置実施や JCPOA 履行の問題にも言及した⁵¹。

中国は、イスラエルの攻撃を非難し、「NPT の締約国としてイランの原子力平和利用の権利は十分に尊重されるべき」と発言した⁵²。パキスタンもイスラエルの攻撃を非難した。また、IAEA 保障措置に関連し、「IAEA がイランで検証活動を行っている最中にこうした攻撃が発生したことは極めて遺憾である。こうした行為は IAEA の技術的な活動を脅かすものである」とし、攻撃が IAEA 保障措置体制全体に重大な脅威を構成すると主張した⁵³。ロシアもイスラエルの攻撃の正当性を非難するとともに、米国等のイランとの交渉姿勢についても批判する発言を行った⁵⁴。

米国は、6月22日の攻撃の翌日に開催された IAEA 理事会の臨時会合で、自らが行ったイランへの攻撃について以下のように説明した。

イランのウラン濃縮プログラムによる差し迫った脅威は、無視することも、言い逃れることもできない。IAEA 事務局長が1カ月足らず前に報告したように、イランは2024年12月以降、濃縮度60%のウラン生産を大幅に加速させ、400kgを超える高い濃縮度の物質を備蓄している。この膨大な備蓄量は複数の核兵器を十分に製造できるもので、緊急の核拡散懸念を呈している。イランの濃縮計画によってイスラエルと地域にもたらされた深刻かつ増大する脅威は、強力かつ断固たる行動を必要としている。我々はこの行動を軽々しく行ったわけではなく、国連憲章に基づく固有の自衛権に合致するものであると確信している⁵⁵。

il/en/pages/statement-by-pm-netanyahu-24-jun-2025.

⁴⁷ United Nations Security Council, “S/PV.9936,” June 13, 2025, pp.21-3.

⁴⁸ Ibid., pp. 19-21.

⁴⁹ Ibid., p. 17.

⁵⁰ Ibid., pp. 15-8.

⁵¹ Ibid., pp. 17-8.

⁵² Ibid., pp. 12-3.

⁵³ Ibid., pp. 14-5.

⁵⁴ Ibid., pp. 5-7.

⁵⁵ U.S. Mission to International Organization in Vienna, “The USA at the Extraordinary Session of the IAEA Board of Governors- June 23, 2025,” June 23, 2025, <https://vienna.usmission.gov/the-usa-at-the-extraordinary-session-of-the-iaea-board-of-governors-june-23-2025>.

イラン外務省は、米国による攻撃後の6月22日に公表した声明の中で、特に濃縮施設等への攻撃について以下のように述べた。

イランの平和的な原子力施設に対する米国の攻撃は、国連憲章、特に武力行使の禁止と国家の領土保全および国家主権の尊重を求める原則に対する明白かつ前例のない違反であるだけでなく、国連安保理決議2231号の違反であり、国連安保理の常任理事国自身による核不拡散体制への壊滅的な打撃でもある⁵⁶。

調査対象国のうち、豪州のアルバニー（Anthony Albanese）首相は6月23日の記者会見で以下のように述べ、今回の攻撃への支持を明らかにした。

世界は長らく、イランが核兵器を取得することを許してはならないという点で一致している。そして、我々はそれを阻止するための行動を支持する。これがまさにその行動である。米国の行動は、イランの核計画の特定の施設に向けられたものである。我々は事態のエスカレーションや全面戦争を望んでいない。我々は引き続き対話と外交を求める⁵⁷。

フランス、ドイツ及び英国（E3）や日本は、イランの核兵器取得の阻止という目標に言及しつつ、外交努力の継続について述べ、攻撃自体の支持または不支持については言及しなかった。E3は米国の攻撃後の6月23日の共同声明でイスラエルの安全保障への支持と、E3の目標がイランの核兵器取得を阻止することであることを明らかにした。一方、紛争がこれ以上激化、拡大しないための外交努力を継続するとした⁵⁸。日本は外務大臣談話として、「我が国としては、事態を早期に沈静化することが何よりもまず、極めて重要であると考えています。同時に、イランの核兵器保有は阻止されなければなりません。イランの核問題を取り巻く状況が極めて困難な中、米国はこれまで対話を真剣に追求してきており、我が国として、今回の米国の対応は、事態の早期沈静化を求めつつイランの核兵器保有を阻止するという決意を示したものと承知しています（原文ママ）」とした上で、米国とイランの対話再開を望む姿勢を示した⁵⁹。

一方、中国は米国の攻撃後の外務省報道官の記者会見の中で「中国は米国によるイランへの攻撃とIAEAの保障措置下にある原子力施設への爆撃を強く非難する。米国の行動は国連憲章及び国際法の趣旨と原則に深刻に違反し、中東地域の緊張を悪化させている」とした⁶⁰。ブラジル外

⁵⁶ Ministry of Foreign Affairs, Islamic Republic of Iran, “Iran Strongly Condemns US Brutal Aggression against Nuclear Sites Holds Warmongering US Government Responsible for Dangerous Consequences,” June 22, 2025, <https://en.mfa.gov.ir/portal/newsview/769064>.

⁵⁷ Prime Minister of Australia, “Press Conference- Parliament House, Canberra,” June 23, 2025, <https://www.pm.gov.au/media/press-conference-parliament-house-canberra-35>.

⁵⁸ Prime Minister's Office, “E3 leaders' Declaration on the Situation in the Middle East,” Gov.UK, June 22, 2025, <https://www.gov.uk/government/news/e3-leaders-declaration-on-the-situation-in-the-middle-east-declaration-des-dirigeants-des-e3-sur-la-situation-au-moyen-orient>.

⁵⁹ 外務省「米国によるイラン核施設に対する攻撃（外務大臣談話）」2025年6月23日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/pageit_000001_00028.html。

⁶⁰ Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson's Remarks on the U.S. Strikes on Iran's Nuclear Facilities,” June 22, 2025, https://www.fmprc.gov.cn/eng/xw/fyrbt/fyrbt/202506/t20250622_11654698.html.

務省も6月22日の声明で「イスラエル、そして最近の米国による、国際法に違反する形での、イランの主権と原子力施設への軍事攻撃を強く非難する。原子力施設へのいかなる武力攻撃も国連憲章及びIAEAの規範への明確な違反である」とした⁶¹。サウジアラビアも「米国によるイランの原子力施設への攻撃を深い懸念をもって注視している」とした⁶²。

イランの核兵器取得の阻止を目的としたイスラエルと米国の攻撃は、イランのウラン濃縮能力に損害を与えることでブレイクアウト時間の遅延をもたらしたとの評価が示されている。一方、後述するようにこの攻撃を契機としてIAEA査察官が国外に退去したことや、イランがIAEAとの協力を停止する法律を施行したことなど、これまでイランの核不拡散を担ってきた保障措置の実施やイランのウラン濃縮活動の透明性にも影響を与えた。また、攻撃はイランと米国及び欧米諸国との対話にも暗い影を落とした。

イラン：核合意再建に向けた動向

前述のとおり、JCPOAは2025年10月18日に停止日を迎えた。停止日を迎えることの問題の一つはイランの問題に関連する過去の国連安保理決議の制限や制裁を再導入ができなくなることでありスナッチバック・メカニズムも発動させることができなくなることであった。

このJCPOAのスケジュール上の期限も踏まえ、米国や欧州各国はJCPOAの再建や新たな枠組みの形成に向けてイランとの合意形成に向けた取組を進めてきたが、交渉再開に向けた進展は見られない状態が続いていた。

2025年に発足した米国の第2期トランプ政権は、2025年2月、第1期政権でとっていた「イランへの最大限の圧力(maximum pressure on Iran)」政策を再開することを表明した⁶³。一方で、3月7日には、トランプ大統領がイランにあてて交渉を求める書簡を送付したことを明らかにした⁶⁴。トランプ大統領はこの書簡の中で、新たな合意に達するための時間として2カ月の期限を提示した⁶⁵。

4月12日には、オマーンでイランと米国の高官による間接交渉が再開された⁶⁶。その後、4月19日のローマでの高官による間接交渉に引き続き、専門家による議論も含めた交渉が行われた⁶⁷。

イランと米国の交渉の争点の一つは、米国が要求したイランのウラン濃縮の放棄であった。米国側の交渉の特使であるワイトコフ(Steve Witkoff)は、当初イランに低レベルのウラン濃縮を認

⁶¹ Ministry of Foreign Affairs of Brazil, "Attack on Iran's Nuclear Facilities," June 22, 2025, <https://www.gov.br/mre/en/contact-us/press-area/press-releases/attacks-on-irans-nuclear-facilities>.

⁶² "Saudi Arabia Expresses Deep Concern Over US Strikes on Iranian Nuclear Facilities, Urges De-escalation," *Saudi Press Agency*, June 22, 2025, <https://www.spa.gov.sa/en/N2344168>.

⁶³ The White House, "Fact Sheet: President Donald J. Trump Restores Maximum Pressure on Iran," February 4, 2025, <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/02/fact-sheet-president-donald-j-trump-restores-maximum-pressure-on-iran/>.

⁶⁴ "Trump Says He Sent Letter to Iran Leader to Negotiate Nuclear Deal," *Reuters*, March 8, 2025, <https://www.reuters.com/world/trump-says-he-sent-letter-iran-leader-negotiate-nuclear-deal-2025-03-07/>.

⁶⁵ "Scoop: Trump's Letter to Iran included 2-month Deadline for New Nuclear Deal," *AXIOS*, May 19, 2025, <https://www.axios.com/2025/03/19/trump-letter-iran-nuclear-deal>.

⁶⁶ Parisa Hafezi, "Iran, US hold 'positive' talks in Oman, agree to resume next week," *Reuters*, April 13, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/iran-us-start-talks-oman-under-shadow-regional-conflict-2025-04-12/>.

⁶⁷ Parisa Hafezi, "Iran, US task experts with framework for a nuclear deal after 'progress' in talks," *Reuters*, April 20, 2025, <https://www.reuters.com/world/iran-us-hold-talks-rome-bid-reach-nuclear-deal-2025-04-19/>.

められる可能性を示唆していたが、4月にはその発言を撤回したことが報じられた⁶⁸。また、5月にはルビオ (Marco Rubio) 国務長官も、「彼ら (イラン) はウラン濃縮から手を引かなければならないと発言した⁶⁹。ルビオ国務長官はまた、原子力発電のためのウランを濃縮ではなく輸入によって取得することや、米国人がいかなる査察体制にも関与できること、軍事施設を含むすべての施設への査察官のアクセスをイランが受け入れなければならないことにも言及した⁷⁰。これに対してイランはウラン濃縮放棄の要請を拒否した。ハメネイ (Ali Khamenei) 師は6月4日の声明で、「米国の核に関する提案は、自国の自立への信念と『我々はできる (We Can)』という原則と矛盾する」として、ウラン濃縮がイランのエネルギーの自立の主要な要素であり続ける立場を示した⁷¹。イラン外務省は6月9日に米国に対してオマーンを通じて経済制裁の問題を含む対案を提出したことが報じられた⁷²。また、一連の交渉で、イランから中東地域の諸国による共同のウラン濃縮事業の立ち上げについても提案がなされた。この提案では、イランが兵器級に満たない濃度 (具体的には 3.67%) にウランを濃縮し、これを民生用として事業に参加する他の中東諸国に移転することが構想された⁷³。この構想の中では、サウジアラビアや UAE が資金提供を行い、イランの保有する技術へのアクセスを得るとされ、これによりイランのウラン濃縮の可視性が高まることも期待された⁷⁴。

米国とイランの交渉と並行して、イランと欧州各国 (フランス、ドイツ、英国及び EU) も JCPOA の再建に向けた交渉を行った。イランのアラグチ外相は4月30日、JCPOA の欧州当事国との交渉を週内に行うことを明らかにした⁷⁵。その後、週内の開催は延期されたものの、5月中旬には交渉が実施された。同月には、アラグチ外相がフランスの雑誌への投稿で「我々は、核合意 (JCPOA) の全署名国に対し、スナップバック・メカニズムの濫用は、合意における欧州の役割の終焉だけでなく、不可逆的な緊張の激化といった結果を招くと公式に警告した」とした⁷⁶。

米国及び欧州各国との交渉が行われつつも解決に向けた進展が見られない中、6月14日のイスラエル及び6月21日の米国によるイランのウラン濃縮施設等への攻撃が発生した。

攻撃後、アラグチ外相はインタビュー記事で以下のように述べ、攻撃前の交渉に一定の進展が

⁶⁸ Michael R. Gordon et al., “Witkoff in Apparent Reversal Says Iran Must Halt Nuclear Enrichment,” *The Wall Street Journal*, April 15, 2025, <https://www.wsj.com/world/middle-east/u-s-softens-position-on-iranian-uranium-enrichment-5bf0953a>.

⁶⁹ “Iran must ‘Walk Away’ from All Uranium Enrichment, Rubio Says,” *Reuters*, May 3, 2025, <https://www.reuters.com/world/iran-must-walk-away-all-uranium-enrichment-rubio-says-2025-05-02/>.

⁷⁰ Ibid.

⁷¹ “Iran’s Khamenei slams US nuclear proposal, vows to keep enriching uranium,” *Aljazeera*, June 4, 2025, <https://www.aljazeera.com/news/2025/6/4/irans-khamenei-slams-us-nuclear-proposal-vows-to-keep-enriching-uranium>

⁷² “Iran to Submit Counter-proposal to U.S. via Oman,” *Xinhua*, June 10, 2025, <https://english.news.cn/20250610/f8069501feae4865be2c2595355d74db/c.html>.

⁷³ Farnaz Fassihi, “Iran Proposes Novel Path to Nuclear Deal with U.S.,” *The New York Times*, May 13, 2025, <https://www.nytimes.com/2025/05/13/world/middleeast/iran-us-nuclear-talks.html>.

⁷⁴ “Iran Proposes Partnership with UAE and Saudi Arabia to Enrich Uranium,” *The Guardian*, May 13, 2025, <https://www.theguardian.com/world/2025/may/13/iran-proposes-partnership-with-uae-and-saudi-arabia-to-enrich-uranium>.

⁷⁵ Parisa Hafezi and John Irish, “Iran to Meet 3 European Powers Ahead of Next Nuclear Talks with US,” *Reuters*, April 30, 2025, <https://www.reuters.com/world/iran-uk-france-germany-hold-nuclear-talks-friday-2025-04-30>.

⁷⁶ John Irish, “Iran Warns Europeans that Reimposing Sanctions Could Have Irreversible Consequences,” *Reuters*, May 13, 2025, <https://www.reuters.com/world/iran-warns-europeans-that-reimposing-sanctions-could-have-irreversible-2025-05-12>.

見られていたことを明らかにした⁷⁷。

9週間にわたるわずか5回の会談で、米国のスティーヴ・ウイトコフ特使と私は、不成功に終わったバイデン政権との4年間の核交渉で私が成し遂げた以上の成果を達成した。私たちは歴史的な突破口を目前にしていた。イランが将来、平和的な核開発計画を転換するかもしれないという米国の懸念に対処するため、イランのウラン濃縮の将来を含め、詳細かつ率直な議論を行った。双方、そしてオマーンからも、双方にとって有益な解決策がいくつか提示された。同様に重要なのは、制裁の解除と、1兆ドル規模の機会となる広範な経済協力への米国の関与にも焦点を当てたことである。イランは、イラン経済を活性化させ、ドナルド・トランプ米大統領が掲げる原子力エネルギー分野などの衰退しつつある米国産業の復興という優先事項に対応する、相互に有益な協力を前向きであった。

その上で、米国に対して以下のように述べた⁷⁸。

イランはここ数日、米国が交渉復帰の用意があるかもしれないというメッセージを受け取っているものの、更なる交渉を信頼できるだろうか？イランは2015年に米国を含む6カ国と包括的な核合意に署名したが、3年後、米国はこれを一方的に破棄した。また、誠意を持って新たな交渉に同意した後、私たちの善意は核兵器を保有する二つの軍による攻撃という形で報いられた。

イランは依然として外交に関心を示しているものの、更なる対話には疑念を抱くのも無理はない。もしこの問題を友好的に解決したいのであれば、米国は公平な合意に向けて真摯な準備を示すべきだ。また、ワシントンはここ数週間の行動によって状況が変化したことを認識すべきだ。

欧州3カ国(E3)の外相及びEUの外交・安全保障上級代表(E3/EU)は、7月18日に攻撃発生後初めてイラン外相との電話会談を行った。欧州側はイランに対して検証可能で永続的な合意に達するため直ちに外交を再開するように求めた一方、それが叶わない場合にはスナップバック・メカニズムを発動することを警告した⁷⁹。これに対してアラグチ外相は、「EU/E3が役割を果たしたいのであれば、責任ある行動を取り、道徳的、法的根拠が皆無の『スナップバック』を含む、脅迫と圧力という使い古された政策を捨て去るべきだ」と述べた⁸⁰。

その後7月25日には、上記の電話会談を受けてイランと欧州3カ国及びEUの外務次官級会談がトルコで行われた。イランのガリババディ(Kazem Gharibabadi)外務次官は会談終了後の

⁷⁷ Embassy of the Islamic Republic of Iran in Sweden, "Iran's Foreign Minister: Israel's War Sabotaged Diplomacy. The US can Revive it," July 11, 2025, <https://sweden.mfa.gov.ir/en/newsview/771380/Iran%E2%80%99s-foreign-minister-Israel%E2%80%99s-war-sabotaged-diplomacy-The-US-can-revive-it>.

⁷⁸ Ibid.

⁷⁹ John Irish, "Europeans Warn Iran of UN Sanctions if no Concrete Progress on Nuclear Issue," *Reuters*, July 18, 2025, <https://www.reuters.com/world/europe/europeans-warn-iran-un-sanctions-if-no-concrete-progress-nuclear-issue-2025-07-17>.

⁸⁰ Ibid.

SNS への投稿で、「制裁解除問題と核問題に関する最新の動向について議論し、検討した。我が国民に対する最近の侵略戦争に関する彼らの立場を厳しく批判しつつ、いわゆるスナップバック・メカニズムを含む我々の原則的な立場を説明した。双方は具体的な構想を持って会議に臨み、その様々な側面について検討が行われた。本件に関する交渉の継続が合意された」とし、交渉の継続を明らかにした⁸¹。

8月26日にE3/EU及びイランはスイスのジュネーブで会談を行った。E3諸国はイランによるIAEA査察受け入れの再開、イランの濃縮ウランの保有状況の調査、米国との協議への対応をスナップバック発動延長の条件として提案した⁸²。しかしながら、この交渉から2日後の8月28日、欧州3カ国は国連安保理に対してスナップバックを発動し、国連安保理の再発動に向けた30日間のプロセスの開始を通知した⁸³。

9月19日には国連安保理で議長国である韓国が提案した対イラン制裁の解除継続に関する決議案の議論が行われた。ロシアは「欧州諸国は、自らの義務を果たせないまま、あたかも過去の決議の懲罰条項を発動する権利があるかのように状況を提示しようとしているが、それは根拠がない」として、スナップバックの発動を示唆するフランス、ドイツ、英国を批判した。中国は、安保理メンバーの間でスナップバックをめぐる大きな意見の相違があるとし、拙速な採決が国家間の対立を悪化させる恐れがあると発言した。一方、英国は欧州の3カ国によるスナップバックの発動が「完全に合法かつ正当で、広範囲にわたり、決議2231の要件に合致している」と述べた。制裁解除の継続に関する決議案は、中国、パキスタン、ロシアを含む4カ国の賛成に対し、フランス、英国、米国を含む9カ国が反対し採択されなかった。また議長を務めていた韓国を含む2カ国が棄権した⁸⁴。9月27日には、中国とロシアが提出したJCPOA及び国連安保理決議2231号の2026年4月までの期限延長を含む決議案についての議論と採決が行われたが、前週の採決結果と同数で否決された⁸⁵。これにより、スナップバック発動の手続きが確定することとなった。

E3の外相はスナップバック発動後に声明を公表した。この中では、過去の国連安保理決議が復活したことを歓迎するとし、イラン及びすべての国に対してこれらの決議を完全に遵守することを求めた。また、イランに対しては8月28日の国連安保理へのスナップバック発動の通知以降の1か月間が「核開発計画の懸念に対処する機会」であったとし、この期間にイランが「私たちの懸念に対処するために必要な措置を講じず、また広範な対話にもかかわらず期限延長の要請にも応じなかった[...] イランはIAEA査察官による核施設への立ち入りを再び許可しておらず、高濃縮ウランの備蓄量に関する報告書を作成し、IAEAに提出していない」と指摘した。イランを非難する一方で、「国連制裁の再発動は外交の終わりではない」として、引き続き交渉を模索することにも

⁸¹ Kazem Gharibabadi on X, July 25, 2025, <https://x.com/Gharibabadi/status/1948704983794270515>.

⁸² Emma Farge, John Irish, Parisa Hafezi and Michelle Nichols, "Iran, Europeans Meet in Geneva as Sanctions Threat Looms," *Reuters*, August 27, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/iran-europeans-meet-geneva-sanctions-threat-looms-2025-08-26/>.

⁸³ Foreign, Commonwealth & Development Office, "Iran Nuclear: E3 Foreign Ministers' Letter Announcing Triggering of Snapback, 28 August 2025," Gov.UK, August 28, 2025, <https://www.gov.uk/government/publications/iran-nuclear-e3-foreign-ministers-letter-announcing-triggering-of-snapback-28-august-2025>.

⁸⁴ Vibhu Mishra, "UN Security Council Rejects Bid to Continue Iran Sanctions Relief," *UN News*, September 19, 2025, <https://news.un.org/en/story/2025/09/1165891>.

⁸⁵ "UN Security Council Blocks China-Russia Resolution on Iran Sanctions," *UN News*, September 26, 2025, <https://news.un.org/en/story/2025/09/1165974>.

言及した⁸⁶。

米国のルビオ国務長官は制裁再開後の声明の中で、「トランプ大統領は、外交は依然として選択肢の一つであり、合意こそがイラン国民と世界にとって最良の結果であると明確に述べてきた。そのためにイランは、時間稼ぎや曖昧な表現を避け、誠意を持って行われる直接対話を受け入れなければならない」とし、その上で「合意が成立しない場合、パートナー諸国は、イランの指導者に対し、自国にとって、そして世界の安全にとって最善の行動を取るよう圧力をかけるため、直ちにスナップバック制裁を実施する義務がある」と述べた⁸⁷。

G7は10月2日にスナップバックに関する外相声明を発表し、スナップバック発動の原因がイランによる不履行の継続にあるとした。その上でイランに対してIAEAとの協力の再開、包括的保障措置の義務の完全な履行、すべての核施設におけるIAEA査察の再開、保有するすべての核物質の説明責任を果たすことを求めた⁸⁸。

イランのアラグチ外相は、9月27日の自身のSNSへの投稿で、スナップバックの発動が「手続きの明確な濫用」であるとしてE3諸国と米国を非難した⁸⁹。

スナップバック発動後も、イランや米国、E3諸国は交渉の余地を示している。米国のトランプ大統領は10月13日に行ったイスラエル議会での演説で、「友情と協力の手は開かれている。彼ら（イラン）は合意を望んでいる」とした⁹⁰。また、フランス外務省の報道官は11月のIAEA理事会決議の後、イランの核開発計画をめぐり外交を再開したいとのE3諸国の意向を示した⁹¹。

これに対してイランはアラグチ外相が「もしアメリカ側から合理的かつバランスのとれた公正な交渉提案があれば、我々は必ずそれを検討する」と述べたほか⁹²、E3諸国に対しては、スナップバックの発動をE3諸国が主導したとして、「交渉する理由は見当たらない」と発言した⁹³。

12月23日には、国連安保理において、イランの核拡散問題に関するスナップバック発動後最初の議論が行われた。フランスが「イランが核開発計画に関する国際的義務を履行していないことは、国際の平和と安全に対する重大な脅威だ」と発言しイランを非難した。ロシアは、議長国のスロベニアに対して「存在しない議題について安全保障理事会の会合開催を主張する人々の命令

⁸⁶ Foreign, Commonwealth & Development Office, “E3 Joint Statement on Iran: Activation of the Snapback,” Gov. UK, September 28, 2025, <https://www.gov.uk/government/news/e3-joint-statement-on-iran-activation-of-the-snapback>.

⁸⁷ U.S. Department of State, “Completion of UN Sanctions Snapback on Iran,” September 27, 2025, <https://www.state.gov/releases/office-of-the-spokesperson/2025/09/completion-of-un-sanctions-snapback-on-iran/>.

⁸⁸ Ministry of Foreign Affairs of Japan, “G7 Foreign Ministers Statement on Iran Sanctions Snapback,” October 2, 2025, https://www.mofa.go.jp/press/release/pressite_000001_01707.html.

⁸⁹ Abbas Araghchi on X, September 27, 2025, <https://x.com/araghchi/status/1972027368098439472>.

⁹⁰ Jana Choukeir and Ahmed Elimam, “US in Ready for Deal with Iran when Teheran is, Trump Says,” *Reuters*, October 13, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/trump-says-ready-deal-with-iran-when-tehran-is-2025-10-13/>.

⁹¹ “IAEA Passes Resolution Demanding Nuclear Access from Iran; Tehran Rejects,” *Aljazeera*, November 20, 2025, <https://www.aljazeera.com/news/2025/11/20/iaea-passes-resolution-demanding-nuclear-access-from-iran-tehran-rejects>.

⁹² Brian Osgood, “Reviving US-Iran Diplomacy Difficult Despite Trump’s ‘Hand of Friendship,’” *Aljazeera*, October 13, 2025, <https://www.aljazeera.com/news/2025/10/13/reviving-us-iran-diplomacy-difficult-despite-trumps-hand-of-friendship>.

⁹³ “Iran says restrictions on nuclear programme ‘terminated’ as deal expires,” *Aljazeera*, October 13, 2025, <https://www.aljazeera.com/news/2025/10/18/iran-says-restrictions-on-nuclear-programme-terminated-as-deal-expires>.

に従わないという義務を公平に果たす勇気がなかった」として、安保理でこの議論がなされることを批判した。イランも、国連安保理決議 2231 号が「いかなる法的効力も運用上の権限も失った」とした。オブザーバーとして参加した EU は、「制裁と原子力関連の制限の復活は外交の終焉であってはならない」と発言した⁹⁴。

このように、双方とも交渉の可能性は示しつつも、2025 年末時点において、JCPOA 再建やその後継枠組みの形成に向けた議論は進展していない。

脱退問題

NPT 第 10 条 1 項は条約からの脱退について規定しているが、そのプロセスには明確性に欠けるところがある。北朝鮮による NPT 脱退宣言以降、NPT 締約国が条約に違反して核兵器（能力）を取得した後に NPT から脱退するのを防止すべく、日本、韓国及び他の西側諸国は、条約脱退要件の厳格化を提案してきた。軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) は第 10 回 NPT 運用検討会議 (2022 年) で、「条約からの脱退を決定した締約国は、第 10 条の手続きに完全かつ厳格に従わなければならないことを再確認する。条約は脱退の権利を行使するための要件を定めており、これらの要件を満たさない脱退の通告は有効ではないことを意味する」としたうえで、脱退に際して留意すべき原則や要件を提案した⁹⁵。2025 年の NPT 準備委員会では、ウィーン 10 カ国グループが NPT 第 10 条に基づく脱退権の行使の原則として、条約の主題に関連する例外的な事象が自国の最高利益を危険にさらされた場合のみ権利を行使できることや、脱退前に条約第 4 条に基づき締約国が取得した核物質等は脱退後も IAEA 保障措置または代替の保障措置下に置かなければならないといった事項を挙げた⁹⁶。

他方、中国やロシアは脱退要件の厳格化には必ずしも積極的ではなく、非同盟運動 (NAM) 諸国やブラジルなども、脱退は締約国の権利だとして、脱退要件の厳格化に批判的な主張を行ってきた⁹⁷。

2025 年 6 月に発生したイスラエル、米国によるイランのウラン濃縮施設等攻撃後、イラン国内では議会の一部が NPT からの脱退を促す法案を準備するなど、同条約からの脱退に関する議論もなされた⁹⁸。こうした動きについてイラン政府は条約を離脱する意思がないことを明らかにしている⁹⁹。9 月の IAEA 総会の国別演説では、7 月に成立した IAEA との協力停止に関する法律に関連した発言の中で、「これは NPT からの脱退を意味するものではない。イランは引き続き条約の締約国であり、新たな合意を通じて正当な安全保障上の懸念に信頼性のある対応がなされ次第、協

⁹⁴ “Security Council Remains Divided Over Iran Nuclear Programme, Sanctions Stay in Place,” *UN News*, December 23, 2025, <https://news.un.org/en/story/2025/12/1166660>.

⁹⁵ NPT/CONF.2020/WP.58, June 3, 2022.

⁹⁶ NPT/CONF.2026/PC. III/WP.15, March 5, 2025.

⁹⁷ たとえば、以下を参照。Emmanuelle Maitre, “Withdrawing from the NPT – Legal and Strategic Considerations,” *Foundation pour la recherche strategique*, March 21, 2023, <https://www.frstrategie.org/en/publications/notes/withdrawing-npt-legal-and-strategic-considerations-2023>.

⁹⁸ “Iran Says Parliament is Preparing Bill to Leave Nuclear Non-Proliferation Treaty,” *Reuters*, June 16, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/iran-foreign-ministry-says-parliament-is-preparing-bill-leave-npt-2025-06-16>.

⁹⁹ “Iran Says No Plan to Leave Nuclear Non-Proliferation Treaty,” *Iran International*, October 15, 2025, <https://www.iranintl.com/en/202510157751>.

力を継続する用意がある」とした¹⁰⁰。

核兵器取得への関心

北朝鮮の核・ミサイル開発が急速に進展し、攻勢的な核態勢に繰り返し言及するなど脅威が高まるなかで、韓国では保守系議員などから、核兵器取得にかかる関心が示唆されてきた¹⁰¹。

尹錫悦 (Yoon Suk-yeol) 前政権当時の外相であった趙兌烈 (Cho Tae-yul) は 2025 年 2 月 27 日に国会で、北朝鮮に対抗するための核兵器開発について「そのようなプラン B について議論するのは時期尚早だが、だからといってそれが全くあり得ないというわけではない」、「国際情勢が予測不能な方向に展開していることを考えると、これはあらゆるシナリオに備えなければならないという現実的な対応策である」と述べた¹⁰²。

韓国の世論に関する動向として、峨山政策研究所は国産の核兵器能力の取得を支持する国民が 76.2% に上ったとした一方、特定の条件を提示した場合その支持が低下するとした調査結果を公表した。各条件の下での結果として、国際的な制裁の対象となる場合の支持は 68.1% に、米国軍が韓国から撤退する場合 59.2% に、核兵器貯蔵施設の建設と核実験を実施する条件の下では 57.2% にそれぞれ低下した¹⁰³。ただし、いずれの条件においても 50% を上回った。

2025 年 10 月の米韓首脳会談では、両国間の合意事項として米国が「二国間の 123 協定¹⁰⁴ に従い、米国の法的要件に従い韓国の平和利用のための民生用ウラン濃縮及び使用済燃料の再処理につながるプロセスを支持する」ことが含まれた¹⁰⁵。また後述するように、同首脳会談では韓国による原子力潜水艦の取得についても合意した (本章 (2) B) 「非核兵器国による海軍原子力推進 (原子力潜水艦) の取得」参照)。

日本では、12 月 18 日に首相官邸の高官が個人的な見解としつつ、安全保障環境の悪化を背景として「日本は核兵器を保有すべきだ」と述べたことが報じられた¹⁰⁶。発言の中では、政府として核兵器保有を検討していないことや、非核三原則の見直しが政治的に難しいこと、日本が NPT の締約国であることから実現は難しいことにも言及した¹⁰⁷。同日、木原稔官房長官は、当該発言へ

¹⁰⁰ “Statement by Iran,” 69th General Conference of the IAEA, September 15, 2025.

¹⁰¹ たとえば、以下を参照。“North Korea Neighbor Calls for Nuclear Weapons,” *Newsweek*, July 8, 2024, <https://www.newsweek.com/south-korean-politician-calls-nuclear-weapons-1922204>; Jeongmin Kim, “After a Lull, South Korea is Suddenly Talking about Going Nuclear Again,” *NK news*, July 5, 2024, <https://www.nknews.org/2024/07/after-a-lull-south-korea-is-suddenly-talking-about-going-nuclear-again/>.

¹⁰² “In Shift, South Korea’s Top Diplomat Says Nuclear Armament ‘Not off the Table,’” *NK News*, February 27, 2025, <https://www.nknews.org/2025/02/in-shift-south-koreas-top-diplomat-says-nuclear-armament-not-off-the-table/>.

¹⁰³ Peter K. Lee and Kang Chungku, “Worth the Squeeze: A Conditions-based Analysis of South Korean Public Support for Nuclear Deterrence,” *The Asan Institute for Policy Studies, Issue Brief*, May 28, 2025, https://asaninst.org/data/file/sl_1_eng/f15af67c43af11afd7a990dc4f32fd2b_ykDOonbu_85ad19703b39f23c28665dbbe95ee65d4abc530b.pdf.

¹⁰⁴ 正式名称は「米国と韓国の民生用原子力利用に係る協力協定」で、米国は同国の核不拡散法 123 条に規定された核不拡散を担保する条項 (濃縮・再処理の制限あるいは禁止等) を協定に盛り込むことを協定締結の条件としていることから 123 協定と呼ばれる。

¹⁰⁵ White House, “Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung,” November 13, 2025, <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/joint-fact-sheet-on-president-donald-j-trumps-meeting-with-president-lee-jae-myung/>.

¹⁰⁶ “Senior Official at Prime Minister’s Office: Japan Should Possess Nuclear Weapons,” *NHK World Japan*, December 19, 2025, https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/news/20251219_01/.

¹⁰⁷ 「首相官邸幹部『日本も核を持つべきだ』とオフレコ発言、木原官房長官『非核三原則を堅持』…公明代表『罷

の直接のコメントはせず、「政府としては、非核三原則を政策上の方針として堅持している」と述べた¹⁰⁸。

サウジアラビアでは2010年代半ば以降、核兵器取得への関心を示唆した発言が繰り返されている。近年は、2023年9月にはムハンマド(Muhammad bin Salman)皇太子がインタビューで、イランが核兵器を取得すれば自国も保有せざるを得ないと述べたが¹⁰⁹、2025年はサウジアラビア自身での核兵器取得について特段の発言は見られなかった。

米国の原子力技術へのアクセスを認める原子力協力協定をめぐる米国とサウジアラビアの交渉は、サウジアラビアによるウラン濃縮とプルトニウム再処理能力の獲得を禁止するとの条件を米国が主張したため、数年間停滞していた。2025年11月19日、米国のライト(Chris Wright)エネルギー庁長官とサルマン(Abdulaziz bin Salman Al Saud)エネルギー相は「民生原子力協力に関する交渉の完了に関する共同宣言」に署名した。ライト長官は、「二国間の保障措置協定を締結することで両国のパートナーシップを発展させ、米国の原子力技術をサウジアラビアに提供し、核不拡散への確固たるコミットメントを維持していきたいと考えている」と述べた¹¹⁰。また、この合意の下での移転対象の技術について、「これは原子力の民生利用に関するものだ。濃縮ではなく兵器に関わることでない」としてウラン濃縮が合意に含まれないと説明した¹¹¹。米国議会では、共同宣言の発表後もサウジアラビアとの原子力協定はウラン濃縮とプルトニウム再処理の禁止を含む「ゴールド・スタンダード」協定であるべきとの主張がある¹¹²。

イランは、核兵器開発の意図を引き続き否定している一方、核兵器保有に関する議論も高まっている¹¹³。4月7日には、イランの政府機関紙が、イランの最高指導者が示した核兵器に関する教義(ファトワ)が核兵器の使用のみを禁じており、製造や備蓄を禁じているわけではないとする記事を掲載した¹¹⁴。9月22日には、イランの国会議員71人がイランの国家安全保障会議等に宛てた書簡の中で前述の政府機関紙と同様に、最高指導者の教義は核兵器の使用を禁止するが、抑止力として開発・保有することは別の問題であると主張した¹¹⁵。

免に値する』読売新聞、2025年12月19日、<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20251219-GYTIT00222/>

¹⁰⁸ 「官房長官”非核三原則を堅持”官邸幹部”核保有”発言に対し」NHK、2025年12月19日、<https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10015008061000>。

¹⁰⁹ たとえば、Sarah Fortinsky, “Saudi Crown Prince on Iran Acquiring Nuclear Weapons: ‘If They Get One, We Have To Get One,’” *The Hill*, September 20, 2023, <https://thehill.com/policy/international/4215594-saudi-crown-prince-on-iran-acquiring-nuclear-weapons-if-they-get-one-we-have-to-get-one/> を参照。

¹¹⁰ U.S. Department of Energy, “U.S. Energy Secretary and Saudi Arabia’s Energy Minister Announce Deal on Civil Nuclear Cooperation,” November 19, 2025, <https://www.energy.gov/articles/us-energy-secretary-and-saudi-arabias-energy-minister-announce-deal-civil-nuclear>.

¹¹¹ “Uranium Enrichment not Part of Civil Nuclear Deal with Saudi Arabia, US Energy Secretary Says,” *Reuters*, November 19, 2025, <https://www.reuters.com/business/energy/uranium-enrichment-not-part-civil-nuclear-deal-with-saudi-arabia-us-energy-2025-11-19>.

¹¹² Kelsey Davenport, “U.S., Saudi Arabia Announce Nuclear Cooperation,” *Arms Control Today*, December 2025, <https://www.armscontrol.org/act/2025-12/news/us-saudi-arabia-announce-nuclear-cooperation>.

¹¹³ Javad Heiran-Nia, “Iranians Debate Whether It’s Time to Develop Nuclear Weapons,” *The Stimson Center*, November 8, 2024, <https://www.stimson.org/2024/iranians-debate-whether-its-time-to-develop-nuclear-weapons/>.

¹¹⁴ Mardo Soghom, “Official Daily Says Khamenei Banned Use, not Production of Nuclear Weapons,” *Iran International*, April 7, 2025, <https://www.iranintl.com/en/202504074040>.

¹¹⁵ “Iranian Lawmakers Urge Review of Defense Doctrine, Call for Nuclear Weapons,” *Iran International*, September 22, 2025, <https://www.iranintl.com/en/202509229643>.

C) 非核兵器地帯

非核兵器地帯条約は、これまでにラテンアメリカ（ラテンアメリカ及びカリブ地域核兵器禁止条約〔トラテロルコ条約〕：1967年署名、1968年発効）、南太平洋（南太平洋非核地帯条約〔ラロトンガ条約〕：1985年署名、1986年発効）、東南アジア（東南アジア非核兵器地帯条約〔バンコク条約〕：1995年署名、1997年発効）、アフリカ（アフリカ非核兵器地帯条約〔ペリダバ条約〕：1996年署名、2009年発効）、中央アジア（中央アジア非核兵器地帯条約：2006年署名、2009年発効）で締結された。またモンゴルは、1992年に国連総会で自国の領域を一国非核兵器地帯とする旨を宣言し、1998年の国連総会ではモンゴルの「非核の地位」に関する宣言を歓迎する決議¹¹⁶が採択された。

2025年は、1月の東南アジア諸国連合（ASEAN）外相リトリート（retreat）会合の声明で核兵器国による議定書への個別署名の可能性が表明されたことを受け¹¹⁷、いくつかの核兵器国が署名の方針を示した（東南アジア非核地帯条約の議定書への署名に関する動向は第1章核軍縮（6）D）を参照）。

2025年のNPT準備委員会では、NAM諸国が非核地帯条約に関する作業文書のなかで、「核兵器及びその他の大量破壊兵器（WMD）のない中東地域の設置に関する会議（中東会議）」に関連する問題に言及した。イスラエルに対して中東会議への参加と建設的な関与を求めるとともに、未参加の核兵器国に対しても会議への参加を呼び掛けた¹¹⁸。また、NAM諸国は国別演説でも、中東に関する1995年の決議¹¹⁹に基づく中東非WMD地帯の設置に対する支持を表明し、イスラエルの参加を促した¹²⁰。また米国に対しても、「共同提案国の3カ国のうち2カ国、及び他の二つの核兵器国が本会議に出席し、その重要な活動をしていることを認識し、米国にも同様の行動をとることを強く求める」とした¹²¹。

イランは、イスラエルの核兵器が依然として核拡散の主要な原因であり、地域の安全と安定に深刻な脅威を与えているとした¹²²。また、中東決議に関して、「特に核兵器国及び条約の寄託国を含むすべての締約国が1995年の中東に関する決議の目的を達成する責任を負うことを強調する。中東における非核兵器地帯の設置に向けた前進は、喫緊の課題である」と発言した¹²³。

ロシアは、オブザーバー国としての中東会議への自らの貢献を主張しつつ、「招待国すべての同会議の活動への参加を確保することが重要である」と述べた¹²⁴。

また、2025年の第6回中東会議の議長国であるモロッコは会議参加国を代表し、イスラエルに対して「将来の会議に出席し、開かれた心と誠意をもってその活動に参加するよう改めて要請する」

¹¹⁶ A/RES/53/77D, December 4, 1998.

¹¹⁷ ASEAN, “Press Statement by the Chair of the ASEAN Foreign Ministers’ Retreat,” January 19, 2025, para.10, <https://asean.org/wp-content/uploads/2025/01/FINAL-Press-Statement-by-the-Chair-AMM-Retreat-2025.pdf>.

¹¹⁸ NPT/CONF.2026/PC. III/WP.24, April 1, 2025, para. 4.

¹¹⁹ NPT/CONF.1995/32, 1995.

¹²⁰ “Statement by Group of the Non-Aligned States Parties,” Cluster 2, Regional Issues, Third PrepCom for 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

¹²¹ Ibid.

¹²² “Statement by Iran,” Cluster 2, Nuclear Non-Proliferation, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

¹²³ Ibid.

¹²⁴ “Statement by Russia,” Cluster 2, Nuclear Non-Proliferation, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

とした¹²⁵。

第6回中東会議は2025年11月17日から21日に開催され、地域の22カ国、並びにオブザーバーの4カ国(中国、フランス、ロシア及び英国)が参加した¹²⁶。過去の回と同様に、イスラエル及び米国は参加しなかった。会議の報告書によれば、一般討論では、1995年NPT運用検討・延長会議で採択された中東決議の実施の重要性と有効性、非核地帯を確立する法的拘束力のあつる枠組みの交渉のための共通理解と構成要素の策定、核・化学・生物分野における平和目的のみに限定された技術・物質の受領及び使用に関する締約国の不可侵の権利、中東における核兵器及びその他の大量破壊兵器のない地帯の設置の緊急性と不可欠性など、多様な事項が取り上げられた。また参加国は、イスラエルに対し、非核兵器国としてのNPTへの速やかな加入と、IAEA包括的保障措置の適用を改めて求めた¹²⁷。

また、イスラエルと米国の中東会議への参加については、イスラエルが引き続き会議を欠席していることを主要な課題として特定したこと、招待されたオブザーバー国の中で米国だけがまだ出席していないことへの遺憾の意を伴う留意が示された¹²⁸。

テーマ別討論では、(a) 消極的安全保証、(b) 協力、協議、明確化と紛争解決、(c) 非核兵器地帯と中東会議間の協力促進をテーマに議論が行われた。(a) では、消極的安全保証が将来の中東非核地帯の信頼性と完全性を確保するための不可欠な要素であるとして、将来の条約の議定書に詳細に定められるべきとした。また、消極的安全保証に関する議定書の交渉と実施について、既存の非核地帯の経験と優良事例から学ぶことの重要性も強調した¹²⁹。(b) では、将来の条約の解釈及び遵守に関する紛争、手続き上の懸念及びその実施に影響を与える可能性のある新たな地域的な動向を解決するための協力、協議及び明確化(3C)メカニズムの重要性について議論が行われた¹³⁰。(c) では、既存の非核兵器地帯の経験、交渉プロセス、実施から学ぶことの価値が認識され、既存の非核地帯と中東会議の協力を強化するために可能な手段について議論がなされた¹³¹。

国連総会では、決議「中東地域における非核兵器地帯の設置」¹³²が1980年以来、投票なしで採択されていたが、2018年以降は投票による採決がなされている。2025年の投票結果は賛成173、反対3(アルゼンチン、イスラエル、米国)、棄権3(カメルーン、フィジー、パラグアイ)であった¹³³。

2025年には、中東非核地帯やその設置を補完するような提案も示された。イランのザリフ(Javad Zarif)元外相は、中東および北アフリカ地域からの参加国による平和的な原子力協力促進を目的とする「中東原子力研究・促進ネットワーク(Menara)」を提案した。提案では、参加国間でのウラン濃縮や廃棄物管理、医療を含む共同事業の支援を挙げている。一方、重要な点とし

¹²⁵ “Statement by Morocco,” General Debate, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, April 28, 2025.

¹²⁶ A/CONF.236/2025/3, November 21, 2025.

¹²⁷ Ibid, pp.3-6.

¹²⁸ Ibid, para.16.

¹²⁹ Ibid, para.36, 38.

¹³⁰ Ibid, para.45.

¹³¹ Ibid, para.53-54.

¹³² A/RES/80/17, December 1, 2025.

¹³³ UN General Assembly, Resolution A/RES/79/16, Establishment of a Nuclear-Weapons-Free Zone in the Region of the Middle East, December 2, 2024, <https://digitallibrary.un.org/record/4068510>.

て核物質の軍事転用を防ぐための強力な相互保障措置を盛り込むことも構想として含まれた。また、Menara への参加条件の一つとして核兵器の開発と配備の拒否も挙げられた¹³⁴。

北東アジア及び南アジアにおける非核兵器地帯の設置については、研究者などから提案される一方で政府間では具体的な動きは見られない。なお、北東アジアに関しては、モンゴルが NPT 運用検討会議に提出した報告で、「モンゴルは、北東アジア非核兵器地帯設置の構想を促進する積極的な役割を果たすであろう」¹³⁵ と記載するなど、関心を時折表明している。

(2) 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)

A) IAEA 保障措置協定の署名・批准

核物質が平和的目的から核兵器及び他の爆発装置へと転用されるのを防止・検知するために、NPT 第3条1項で、非核兵器国は IAEA と包括的保障措置協定 (CSA) を締結し、その保障措置を履行することが義務付けられている。2025年6月の時点で、NPT 締約国である非核兵器国のうち、3カ国が包括的保障措置協定を発効させていない¹³⁶。

また、NPT 上の義務とはされていないが、IAEA 保障措置協定追加議定書は、NPT 締約国である非核兵器国のうち、2025年6月30日時点で144カ国が批准している¹³⁷。イランは2016年1月に追加議定書の暫定的な適用を開始したが、米国の JCPOA 離脱に伴い、2021年2月にその適用を停止した。

包括的保障措置協定及び追加議定書のもとでの保障措置を一定期間実施し、その結果、IAEA によって「保障措置下にある核物質の転用」、「申告された施設の目的外使用 (misuse)」及び「未申告の核物質及び原子力活動」が存在する兆候がない旨の「拡大結論 (broader conclusion)」が導出された非核兵器国 (2024年末時点で75カ国) については、包括的保障措置協定と追加議定書で定められた検証手段を効果的かつ効率的に組み合わせる統合保障措置 (integrated safeguards) が適用される。2024年の状況を記載した IAEA の『2024年版保障措置ステートメント』(2025年6月公表) によれば、2024年には71カ国で統合保障措置が実施された¹³⁸。

本調査対象国のうち、NPT 締約国である非核兵器国に関して、包括的保障措置協定及び追加議定書の署名・批准状況、並びに統合保障措置への移行状況は、表2-1のとおりである。なお、EU 諸国は IAEA 保障措置に加えて欧州原子力共同体 (EURATOM) による保障措置を受諾してきた。また、アルゼンチン及びブラジルは二国間の核物質計量管理機関 (ABACC) を設置し、

¹³⁴ Javad Zarif, "In This Time of Rancour, Fear and War, Peaceful Nuclear Cooperation in the Middle East is Still Possible," *The Guardian*, July 31, 2025, <https://www.theguardian.com/commentisfree/2025/jul/31/iran-nuclear-middle-east-war-israel>.

¹³⁵ NPT/CONF.2020/18, March 20, 2020.

¹³⁶ IAEA, "Status List: Conclusion of Safeguards Agreements, Additional Protocols and Small Quantities Protocols," June 30, 2025, <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/01/sg-agreements-comprehensive-status.pdf>. 未発効の3カ国は赤道ギニア、ギニア、ソマリアである。いずれも少量の核物質しか保有していないか、原子力活動を行っていない。

¹³⁷ IAEA, "Status List: Conclusion of Additional Protocols," June 30, 2025.

¹³⁸ IAEA, "Safeguards Statement for 2024."

表 2-1: NPT 締約国である非核兵器国 (調査対象国中) 及び
北朝鮮の IAEA 保障措置協定の締結・実施状況

(2024 年 12 月時点)

	包括的保障措置協定 (年) *	追加議定書 (年) *	拡大結論	統合保障措置
豪州	1974	1997	○	○
オーストリア	1996	2004	○	○
ブラジル	1994			
カナダ	1972	2000	○	○
エジプト	1982			
ドイツ	1977	2004	○	○
インドネシア	1980	1999	○	○
イラン	1974	署名 **		
日本	1977	1999	○	○
カザフスタン	1995	2007	○	○
韓国	1975	2004	○	○
メキシコ	1973	2011		
オランダ	1977	2004	○	○
ニュージーランド	1972	1998	○	○
ノルウェー	1972	2000	○	○
ポーランド	2007	2007	○	○
サウジアラビア	2009			
南アフリカ	1991	2002	○	○
スウェーデン	1995	2004	○	○
スイス	1978	2005	○	○
シリア	1992			
トルコ	1981	2001	○	○
北朝鮮 ***	1992			

*「(年)」は包括的保障措置協定及び追加議定書それぞれの発効年を表している。

** イランは追加議定書に 2003 年に署名し、2015 年に合意した JCPOA に基づきその暫定的な適用を受け入れていたが、その適用を 2021 年 2 月に終了した。

*** 1993 年の NPT 脱退表明後、北朝鮮は、包括的保障措置を含め、IAEA による監視・検証の受け入れを拒否している。

出典) IAEA, “Safeguards Statement for 2024.”

両国、ABACC 及び IAEA による四者協定に基づく保障措置を実施している¹³⁹。

NPT 締約国で小規模な原子力活動しか実施していない国である少量議定書 (SQP) 締結国に

¹³⁹ ABACC は NPT 準備委員会で、「ABACC は 350 回以上の無通告査察を含め、両国の原子力施設で 3,600 回以上の査察を実施してきた」と報告した。“Statement of the Brazilian-Argentine Agency for Accounting and Control of Nuclear Materials (ABACC),” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 1, 2025.

は、議定書の改正ないし改定が求められている¹⁴⁰。2025年9月のIAEA総会に提出された事務局長報告書「IAEA保障措置の有効性強化と効率向上」では、2025年6月時点で86カ国について、改正標準文書に基づくSQPが施行されていると報告した¹⁴¹。原子力導入の意図を表明している国のなかで、サウジアラビアは2024年にSQPの適用を終了し、包括的保障措置協定を全面的に実施する準備を開始した。IAEAは2024年にサウジアラビアのSQPの適用終了を報告した¹⁴²。サウジアラビアのサルマンエネルギー相は、9月のIAEA総会の声明で、SQPの適用を終了するためのIAEAとの協力により必要な手続き上の準備を完了し、2025年初頭時点で包括的保障措置協定を完全に実施していると述べた¹⁴³。

B) IAEA 保障措置協定の遵守

『2024年版保障措置ステートメント』によれば、2024年末時点で、包括的保障措置及び追加議定書の双方が適用される137カ国（2021年に追加議定書の暫定的適用を停止したイランは含まれない）のうち、IAEAは、75カ国についてはすべての核物質が平和的活動のもとにあるとして拡大結論を導出し、61カ国については、申告済みの核物質のみについて、平和的活動のもとであると結論付け、未申告の核物質・活動がないことに関して必要な評価を続けている。また、包括的保障措置協定を締結し追加議定書未締結の45カ国について、31カ国の核物質が平和的な活動のもとにあるとした一方、14カ国の改正前のSQP締約国については保障措置に関する結論が導出できなかったとした¹⁴⁴。

北朝鮮

2025年8月のIAEA事務局長報告「北朝鮮への保障措置の適用」では、「1994年以来、IAEAはNPT保障措置協定に規定されたすべての必要な保障措置活動を実施することができず、2009年4月以降、IAEAの査察官は北朝鮮に駐在していない」とした¹⁴⁵。また、この報告では、報告期間（2024年8月～2025年8月）における遠隔監視などによる観察状況を以下のように記載した。

- ウラン採掘・精錬：報告期間中、平山（Pyongsan）ウラン鉱山とウラン精錬プラントでは、採鉱、精錬及び精製活動が継続中であることが示唆され、これはIAEAが過去数年間に観察した活動と一致していた。
- 2025年1月29日、北朝鮮国営メディアは、金正恩が「核物質生産拠点」を訪問した写真を公開した。これらの写真と（2010年の）ヘッカー博士の報告及び建設中の建物と付属棟の商用衛星画像との比較に基づき、IAEAはこの場所を報告されている寧辺（Yongbyon）

¹⁴⁰ IAEA, GC (68) /RES/12, September 19, 2024.

¹⁴¹ IAEA, GC (69) /18, August 8, 2025.

¹⁴² Adem Mutluer, "IAEA Applied Safeguards for 190 States - IAEA Report," IAEA, July 21, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/news/iaea-applied-safeguards-for-190-states-iaea-report>.

¹⁴³ Ministry of Energy, the Kingdom of Saudi Arabia, "Saudi Arabia Reaffirms Importance of Strengthening Nuclear and Radiological Emergency Preparedness at IAEA General Conference in Vienna," September 15, 2025. <https://www.moenergy.gov.sa/en/media-center/news/69th-iaea-general-conference-held-in-vienna>.

¹⁴⁴ IAEA, "Safeguards Statement for 2024."

¹⁴⁵ IAEA, GOV/2025/51-GC (69) /13, August 18, 2025.

の遠心分離濃縮施設と特定した(括弧内引用者)。報告期間中、IAEAは寧辺のウラン濃縮施設は運転を継続していることを確認した。

報告期間中の2024年12月に寧辺の50MW実験用原子力発電所の南西で建設作業の開始を観察した。この2階建ての建物は降仙(Kangson)ウラン濃縮施設と寸法や内部レイアウトを含む特徴が類似している。建物は2025年5月までに外装が完成したが、支援棟と関連インフラの建設は報告期間の終わりの時点で進行中であった。

- 降仙のウラン濃縮に関する複合施設：報告期間中、降仙のウラン濃縮施設には継続的な活動の兆候が見られた。2025年に追加の冷却セルが搬入され、施設の冷却能力が増強した兆候が見られた。
- 黒鉛炉：報告期間中、冷却水の排出を含む50MW実験用原子力発電所の運転の兆候を引き続き観察しており、時折、数日間停止することがあった。IAEAは原子炉が2024年8月中旬から10月中旬まで約60日間停止していたことを観察した。IAEAはこの停止期間は原子炉の燃料交換を行いその後の第7次の運転サイクルを開始するのに十分な期間であると留意する。50MW原子炉とその関連の建物の外部改修が2025年6月と7月に実施された。
- 他の黒鉛炉：50MW黒鉛炉は2025年4月に広範な解体が開始され、報告期間終了時点で解体が進行中であった。200MW黒鉛炉の建設は再開されていない。
- 軽水炉(LWR)：2024年9月と10月に停止期間が観測された後、2024年11月から2025年4月初旬まで安定して稼働している兆候が見られた。軽水炉は2025年4月中大半の期間停止し、5月中に運転が再開され報告期間の終わりまで運転を継続していたが、時折短期間の停止があった。
- 放射化学研究所(再処理施設)：2025年1月下旬以降、上記プラントのほぼ継続的な運転が、研究所への化学物質の配送と合わせて観察された。これらの兆候は、50MW原子炉の第6次運転サイクルの使用済燃料の再処理活動と一致している¹⁴⁶。

IAEAは前年の報告と同様に、「関係国間で政治的合意がなされれば、北朝鮮からの要請と理事会の承認を前提として、北朝鮮へ速やかに戻る準備ができています。IAEA保障措置局内の北朝鮮チームは、北朝鮮の核開発計画を検証するうえで不可欠な役割を果たすため、同局の準備態勢を強化した状態を維持するための活動を継続している」とした¹⁴⁷。

また、2024年5月以降の国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動停止を受けて11カ国(調査対象国では豪州、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、英国、米国)が設立した多国間制裁監視チーム(Multilateral Sanctions Monitoring Team: MSMT)は5月に公表した報告書の中で北朝鮮の核関連活動について以下のように報告した¹⁴⁸。

¹⁴⁶ Ibid.

¹⁴⁷ Ibid.

¹⁴⁸ Multilateral Sanctions Monitoring Team (MSMT), "Unlawful Military Cooperation including Arms Transfers between North Korea and Russia," May 29, 2025, pp.26-7.

- 2024年9月と2025年1月、北朝鮮は金正恩がウラン濃縮施設を施設する写真を公開した。寧辺原子力発電所とその5MW (e) 反応炉は8月から10月の断続的な中断を除いて、2024年を通じた稼働が確認された。
- 寧辺の放射化学実験室での再処理活動は、2025年1月に再開された可能性が高い。

イラン

検証・監視

イランは、2020年12月に制定された国内法に従い、追加議定書の暫定適用を含め、IAEAとの包括的保障措置協定の要求事項を超えるJCPOAの検証措置の実施を2021年2月に停止した。また、イランは2022年6月にIAEAのJCPOA検証措置に関連する監視・モニタリングのための設備をすべて撤去する決定を下した。IAEAは、2025年9月に公表した報告書の中で、「遠心分離機、ローター、ベローズ、重水、ウラン鉱石濃縮物(UOC)の生産状況及び現在の在庫に関する知識の継続性を失った。この知識の喪失は回復不可能である」と説明した¹⁴⁹。

また、イランは引き続き、IAEAに必要な組織の設計情報を提供することを目的とした保障措置協定の補助的取極の修正コード3.1の実施も行っていない。IAEA理事会のイランの保障措置に関する6月の決議では、イランの修正コード3.1の不履行によって、「新規及び計画中の核施設に関する設計及び予備設計情報をIAEAに提供していないことは、IAEAの保障措置関連活動に対する可視性を阻害し、それによって保障措置の効果的な実施を損なっている」とした¹⁵⁰。

2023年9月にはイランがIAEAが指名した査察官数名の受け入れ拒否を決定し、2024年中はその協議が行われていたが、2025年にも新たに査察官の受け入れに関する問題が発生した。2025年9月のIAEA事務局長報告書では、5月14日のFFEPでの査察後、査察官が査察中に使用された文書の一部をIAEA本部のあるウィーンへ持ち帰った。IAEAは5月26日にその文書をイランに返却したが、イランは8月14日にIAEAに提出した書簡で、本件に関与した2名の査察官の行動が「包括的保障措置協定の下での特定の規定の違反を構成する」として、この2名の査察官の継続的な指名に異議を申し立てた¹⁵¹。

イラン外相とイラン原子力庁(AEOI)長官は、同問題を報告したIAEA事務局長報告書に対する共同声明を発表した。その中で、「査察官の任命に関して、IAEAは現在イランに125名の査察官を任命しているが、イランの主権的かつ議論の余地のない権利(包括的保障措置協定第9条)に基づき、少数の査察官の任務を解除することは全く通常の措置であり、条約加盟国の権利に合致する」と主張した¹⁵²。

同じ共同声明の中では、「イラン側によるこれらの幅広い協力にも関わらず、作成された報告書はイランの協力を認めているものの、実際の協力のレベルを反映していない」とした¹⁵³。

¹⁴⁹ IAEA, GOV/2025/50, September 3, 2025.

¹⁵⁰ IAEA, GOV/2025/38, June 12, 2025.

¹⁵¹ IAEA, GOV/2025/53, September 3, 2025.

¹⁵² Ministry of Foreign Affairs, the Islamic Republic of Iran, "Joint Statement of the Iranian FM and the AEO of Iran regarding the report of the director general of the IAEA to the Board of Governors meeting," June 1, 2025, <https://en.mfa.ir/portal/newsview/767399/Joint-Statement-of-the-Iranian-Foreign-Ministry-and-the-Atomic-Energy-Organization-of-Iran-regarding-the-report-of-the-director-general-of-the-Intern>.

¹⁵³ Ibid.

未申告活動

イランは包括的保障措置を引き続き履行していると主張しているが、過去の未申告活動の有無に関する問題は依然として未解決である。

IAEA 事務局長は、2021 年 2 月 23 日付の理事会への報告で、1989 年～2003 年のイランによる秘密裏・組織的な核開発計画（AMAD プラン）に関連するものであった可能性のある 4 つの場所で IAEA に未申告の核物質・活動の存在が疑われる問題について、IAEA による評価をまとめた。このうち、1 カ所（トゥルクザバード〔Turquzabad〕の倉庫であることが他の箇所で報告されている）では、環境サンプリングの結果、ウラン転換が実施された可能性を示す人為的に生成された天然ウラン粒子、並びにウラン 236 を含む低濃縮ウラン（LEU）及びウラン 235 の割合が天然よりわずかに低い濃度の劣化ウランが検出された。また、他の 2 カ所（バラミン〔Varamin〕とマリバン〔Marivan〕）では、環境サンプリングの分析結果として、人為的に生成されたウラン粒子の存在が示唆されたとした。さらに、残る 1 カ所（ラビスサン・シアン〔Lavisian-Shian〕）については、広範囲にわたって痕跡が消され、整地されたため、IAEA は補完的アクセスを行う価値がないと評価した¹⁵⁴。

2023 年 3 月 4 日、IAEA とイランの AEOI は上記三カ所の未解決の保障措置問題に関して、「イランは、協力を継続し、未解決の保障措置問題に対処するため、さらなる情報とアクセスを提供する用意があることを表明した」ことを含む共同声明を発表した¹⁵⁵。しかしながら、これらの問題の解決に至るようなイランからの情報提供は現在も行われていない。

2025 年に公表された IAEA の『2024 年版保障措置ステートメント』では、IAEA が 2023 年の共同声明の再活性化に向けた提案を行ったが、2024 年を通じて大きな進展がなかったことに言及した¹⁵⁶。また、2025 年 2 月の IAEA 事務局長報告書でも、バラミンとトゥルクザバードに関連する未解決の保障措置問題の解決に向けた進展がなかったことが記された¹⁵⁷。

IAEA 理事会は 6 月 12 日に採択した決議で、イランが保障措置協定に基づく要求のとおり IAEA への完全な協力を怠っているとした。決議では、以下のようなイランの未申告の活動を指摘し、IAEA への協力を求めた¹⁵⁸。

- イランが保障措置協定下で要求される様々な協力を怠り、イラン国内の複数の未申告の場所における人為起源のウラン粒子の存在について技術的に信用できる説明を IAEA に繰り返し提供していない。
- 特にラビスサン・シアン、バラミン及びトゥルクザバードの未申告の 3 カ所で、保障措置協定の下で要求される核物質及び核関連活動を申告しなかったこと、そしてイランによる技術的に信頼できる回答がないため、IAEA はこれらの未申告の場所にある核物質が消費されたのか、他の申告された物質と混同されたのか、あるいは依然保障措置の外にあるのかを判断

¹⁵⁴ IAEA, GOV/2021/15, February 23, 2021.

¹⁵⁵ IAEA, “Joint Statement by the Atomic Energy Organization of Iran (AEOI) and the International Atomic Energy Agency (IAEA),” March 4, 2024, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/joint-statement-by-the-atomic-energy-organization-of-iran-aeoi-and-the-international-atomic-energy-agency-iaea>.

¹⁵⁶ IAEA, “The Safeguards Statement for 2024,” para. 22.

¹⁵⁷ IAEA, GOV/2025/10.

¹⁵⁸ IAEA, GOV/2025/38, June 12, 2025.

できる状況にない。

- これら未申告の場所がイランによって 2000 年代初頭まで実施された未申告の組織の一部であり、この活動の一部で未申告の核物質が使用されたという IAEA の結論を、懸念をもって注記する。
- 1995 年から 2000 年にかけてジャビル・イブン・ハヤン研究所 (JHL) で実施された未申告のウラン金属製造実験に関わるウランの物質収支には、依然として説明ができない核物質が含まれており、IAEA はこの物質が消費されたのか、他の申告された物質と混合されたのか、あるいは依然として保障措置外にあるのかを判断できる状況にない。

こうした IAEA によるイランの未申告の活動に関する指摘についてイラン政府は 6 月に公表した外相と AEOI 長官の共同声明の中で以下のような立場を示した¹⁵⁹。

報告書の中で、事務局長はシオニスト政権が提供した偽造文書に大きく依拠し、以前の偏向した根拠のない非難を繰り返している。今回の報告書 (2025 年 5 月 31 日の IAEA 事務局長報告書) で示された主張は、過去数十年間の未申告の活動や場所に関するいくつかの主張に基づいている。一方、イランは未申告の核施設や活動はないと繰り返し宣言している。同時に、イランは IAEA に対し、疑われる場所へのアクセス、サンプル採取、当該地の歴史に関する詳細な情報と説明を様々な機会に提供し、IAEA に必要な協力を提供してきた (括弧内引用者)。

イラン濃縮施設等への攻撃後の保障措置実施に関する動向

2025 年 6 月のイスラエルと米国によるイランの濃縮施設等への攻撃、及びこれを受けたイラン政府の方針により、IAEA のイランでの活動は攻撃前と比べ大幅に制限を受けた。IAEA は攻撃の開始時にイランにおける検証活動を停止し、6 月末までに安全上の理由からすべての査察官をイランから撤退させることを決定した¹⁶⁰。イランでは 7 月に IAEA との協力を停止する法律が施行された¹⁶¹。法律には、IAEA の現地査察の停止、核物質の移動や原子力施設の状況を監視するカメラの撤去、IAEA とのデータや報告書の交換停止、IAEA 査察官の原子力施設へのアクセス拒否が含まれている¹⁶²。協力再開の条件としてイランの国家主権と領土保全、イランの核施設と科学者の安全の尊重、そして NPT4 条に基づくイランのウラン濃縮を含む原子力平和利用の権利の完全な承認が規定された¹⁶³。

G7 は、法律のイラン国会での採択後の 7 月 1 日の外相共同声明で「保障措置に関する義務に従って IAEA との完全な協力を至急再開し、IAEA の査察官へアクセスを提供することを含め、イ

¹⁵⁹ Ministry of Foreign Affairs, the Islamic Republic of Iran, “Joint Statement of the Iranian FM and the AEO of Iran regarding the report of the director general of the IAEA to the Board of Governors meeting,” op. cit.

¹⁶⁰ IAEA, GOV/2025/65, November 12, 2025.

¹⁶¹ “President Pezeshkian Enforces Law to Suspend Cooperation with U.N. Nuclear Watchdog,” *The Islamic Republic News Agency*, July 2, 2025, <https://en.irna.ir/news/85878764/President-Pezeshkian-enforces-law-to-suspend-cooperation-with>.

¹⁶² Rahim Farzam, “Iran’s Suspension of IAEA Cooperation is a Political Gamble, not a Technical Decision,” Center for Iranian Studies, July 3, 2025, https://iramcenter.org/en/irans-suspension-of-iaea-cooperation-is-a-political-gamble-not-a-technical-decision_en-2653.

¹⁶³ Darya Dolzikhova, “Implications of Strikes on Iran’s Nuclear Sites for IAEA Credibility,” RUSI, July 2, 2025, <https://www.rusi.org/explore-our-research/publications/commentary/implications-strikes-irans-nuclear-sites-iaea-credibility>.

ランにある全ての核物質に関する検証可能な情報を IAEA に提供するよう求める」としてイランに対して協力の再開を求めた¹⁶⁴。ロシアのラブロフ外相もイラン議会による法律の承認後、「我々はイランが IAEA との協力を継続することに関心がある」とした¹⁶⁵。

グロッシ事務局長は、IAEA とイランとの間で法律の施行以降も技術的な協議が行われてきたことを明らかにし、9月の IAEA 理事会での IAEA 事務局長声明では今後の協議によってイランでの検証が再開される可能性が示された¹⁶⁶。一方でイランのアラグチ外相は、査察の実施方法について IAEA との更なる協議を望んでいることや、スナップバックによる経済制裁の再開により合意が破棄されるとした¹⁶⁷。

こうしたイラン側の要求はあったものの、9月9日にイラン外相と IAEA 事務局長の間で「保障措置下の核施設に対する武力攻撃後の NPT 保障措置協定に基づくイランにおける保障措置履行に関する実務的な措置」（カイロ合意）の合意に至った¹⁶⁸。合意の内容は非公開とされている¹⁶⁹。11月の IAEA 理事会に提出された事務局長報告書ではその内容として、攻撃の影響を受けた施設及び関連する核物質に関する報告書を可能な限り速やかに提出すること、攻撃の影響を受けなかった施設について IAEA が査察及び設計情報検認の事前情報を引き続き提供すること、各施設に対する保障措置のアプローチが技術レベルで見直されることが盛り込まれたとした¹⁷⁰。

しかしながら、カイロ合意の下でイランの状況の改善は認められなかった。IAEA 事務局長の報告書では、攻撃の影響を受けた施設と核物質に関する報告書や、攻撃の影響を受けなかった施設の核物質の計量監視報告書や設計情報質問書が未提出であることを指摘した¹⁷¹。

IAEA 理事会は11月20日にイランの保障措置に関する決議を採択した。決議では、IAEA 事務局長に対して引き続きイランの保障措置協定の履行やイランのウラン貯蔵量の検証に関する情報等を報告するよう求めた。イランに対しては、修正されたコード 3.1 の適用を含む保障措置協定の完全かつ無条件の遵守や計量管理、保障措置対象施設に関する正確な情報の遅滞ない提供、これらの情報を検証するための施設へのアクセスを許可しなければならないという理事会の立場を表明した。また、同決議ではイランに対する国連安保理の関連決議に基づく法的な義務の遵守にも言及した¹⁷²。

イランは同 IAEA 理事会決議の採択を受けてカイロ合意を終了することを宣言した¹⁷³。イラン外

¹⁶⁴ 外務省「イラン及び中東情勢に関する G7 外相声明」2025 年 7 月 1 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02346.html。

¹⁶⁵ “Russia Says it Wants Iran to Keep Cooperating with UN Nuclear Watchdog,” *Reuters*, June 26, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/russia-says-it-wants-iran-keep-cooperating-with-un-nuclear-watchdog-2025-06-26>.

¹⁶⁶ IAEA, “IAEA Director General’s Introductory Statement to the Board of Governors,” September 8, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-8-september-2025>.

¹⁶⁷ “Iran Says More Talks Needed to Bring about IAEA Inspections,” *Reuters*, September 10, 2025, <https://www.reuters.com/world/middle-east/iran-says-more-talks-needed-bring-about-iaea-inspections-2025-09-10>.

¹⁶⁸ IAEA, GOV/2025/65, November 12, 2025.

¹⁶⁹ “Statement by IAEA Director General on Iran,” IAEA, September 10, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/multimedia/videos/statement-by-iaea-director-general-on-iran>.

¹⁷⁰ IAEA, GOV/2025/65, November 12, 2025.

¹⁷¹ Ibid.

¹⁷² IAEA, GOV/2025/71, November 20, 2025.

¹⁷³ “Araghchi: Cairo MoU is Officially Considered Terminated,” *Islamic Republic News Agency*, November 20, 2025, <https://en.irna.ir/news/86002570/Araghchi-Cairo-MoU-is-officially-considered-terminated>.

務省の報道官は、カイロ合意が破棄されたとみなされた旨の書簡をイランが IAEA に正式に通知したことを公表した¹⁷⁴。

シリア

IAEA は、2007 年のイスラエルによる空爆で破壊されたシリアのダイル・アッザウル (Dair Alzour) のサイトについて、IAEA に未申告で秘密裏に建設されていた原子炉だった可能性が高いと評価している。これまで IAEA は未解決の問題への協力を求めていたが、シリアは対応してこなかった。しかし 2024 年 12 月のアサド (Bashar al-Assad) 政権の崩壊後は、同国の暫定政府の下でシリアが協力を開始する動きが見られた。2025 年に公表された IAEA の『2024 年版保障措置ステートメント』では、シリアが IAEA との協力を再開したことについて IAEA 事務局長が歓迎している旨が盛り込まれた¹⁷⁵。2025 年 6 月には、シリア暫定政府のアル・シャラア (Ahmed al-Sharaa) 大統領が IAEA グロッシ事務局長との会談で、IAEA に対してダイル・アッザウルへの立ち入りを認めた¹⁷⁶。グロッシ事務局長は同月の IAEA 理事会への報告の中で、「長い間、核不拡散の課題の中で最も複雑な問題の一つであったこの問題に終止符が打たれつつあると期待する」とした¹⁷⁷。

『2024 年版保障措置ステートメント』ではまた、2024 年にダマスカス近郊の小型研究炉 (MNSR) で実在庫検認及び設計情報検認を実施したことなど、シリアに対して実施した保障措置について報告した。その上で、シリアが申告した核物質については、平和的活動に留まっていたとの結論を示した¹⁷⁸。

非核兵器国による海軍原子力推進 (原子力潜水艦) の取得

非核兵器国による海軍原子力推進 (原子力潜水艦) の取得に関して、2023 年 3 月 13 日の AUKUS (豪英米の安全保障協力パートナーシップ) 首脳会合では、豪州への原潜供与計画の詳細——2030 年代初頭から豪州に米バージニア級 (攻撃型) 原子力潜水艦 3 隻 (必要に応じて、さらに最大 2 隻) を供与すること、2030 年代後半に、英国は最初の攻撃型原子力潜水艦 SSN-AUKUS を英国海軍に納入すること、2040 年代初頭に豪州で建造された初の SSN-AUKUS を豪州海軍に納入する予定であることなど——が明らかにされた¹⁷⁹。2025 年も、SSN-AUKUS の導入に向けた設備投資や制度整備が行われた。

¹⁷⁴ “Teheran will React to Anti-Iran Resolution of IAEA BoG: Foreign Ministry Spokesperson,” *Islamic Republic News Agency*, November 21, 2025, <https://en.irna.ir/news/86002943/Teheran-will-react-to-anti-iran-resolution-of-iaea-bo-g-foreign>.

¹⁷⁵ IAEA, *The Safeguards Implementation Report for 2024*, para. 26.

¹⁷⁶ Gavin Blackburn, “Syria to give UN Inspectors Immediate Access to Former Nuclear Sites, IAEA says,” *Euronews*, June 5, 2025, <https://www.euronews.com/my-europe/2025/06/05/syria-to-give-un-inspectors-immediate-access-to-former-nuclear-sites-iaea-says>.

¹⁷⁷ Emma Midgley, “Director General Briefs Board on Iran Developments, Syria, Ukraine and More,” IAEA, June 10, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/news/director-general-briefs-board-on-iran-developments-syria-ukraine-and-more>.

¹⁷⁸ *The Safeguards Implementation Report for 2024*, para. 26-30.

¹⁷⁹ Prime Minister’s Office, “Joint Leaders Statement on AUKUS: 13 March 2023,” Gov.UK, March 13, 2023, <https://www.gov.uk/government/publications/joint-leaders-statement-on-aukus-13-march-2023/joint-leaders-statement-on-aukus-13-march-2023>.

1月17日には、三国間のAUKUS海軍原子力推進協定(ANNPA)が発効した¹⁸⁰。この協定の下で、海軍原子力推進に関する三国間での情報の伝達と交換、原子力推進に関連する機器や核物質の英国及び米国から豪州への移転が行われる¹⁸¹。

7月26日には豪州と英国は「原子力潜水艦パートナーシップ・協力条約(ジーロング条約)」に署名した。この条約は、SSN-AUKUSの設計、建造、運用、維持管理、廃棄に関する包括的な協力や、計画に必要な人員、インフラ、規制システム整備への支援を目的としている。条約の署名の際に発表された両国国防大臣の共同声明では、この条約が「核兵器不拡散条約、南太平洋非核地帯条約とその議定書、国際原子力機関とのオーストラリアの保障措置協定、および三国間のAUKUS海軍原子力推進協定(ANNPA)を含む、オーストラリアと英国のそれぞれの国際的な核不拡散義務と一致している」ことを強調した¹⁸²。規制の整備の面では、豪州が2025年11月1日、海軍の原子力推進能力の規制・監督を担う海軍原子力安全規制局(Australian Naval Nuclear Power Safety Regulator)の発足を発表した¹⁸³。

SSN-AUKUS関連の活動に関する保障措置について、豪州はIAEAと協議を継続した。2025年9月のIAEA総会の一般討論演説で豪州代表は以下のように述べた¹⁸⁴。

保障措置と検証のアプローチに関する豪州とIAEAの二国間技術協議は継続中である。豪州のプログラムは、IAEAが潜水艦のライフサイクルのあらゆる段階において豪州に対する(保障措置の)技術目標を継続的に達成するための強力な一連の措置の対象となる。豪州は引き続き国際社会に関連動向についての最新情報を提供し続けるとともに、事務局長が適切と判断した時点で海軍の原子力推進プログラムについて理事会に報告する継続的なコミットメントを支持する。(括弧内引用者)

AUKUSによる原潜供与について、国際的な核不拡散システムを著しく損なうものだと厳しく非難してきた中国は、自国が主催した2025年4月のワークショップにおける議論の議長サマリーをIAEA事務局に提出した¹⁸⁵。議長サマリーでは、パネリストやコメンテーターの発言の中で強調された点として、AUKUSの原子力潜水艦計画がIAEAの包括的保障措置体制の信頼性、一貫性、普遍性に影響を及ぼす可能性があることや、すべての加盟国が平等な立場で議論し意思決定プロ

¹⁸⁰ Australian Government, "Joint Statement on Australia-UK Ministerial Consultations (AUKMIN) July 2025," July 25, 2025, <https://www.minister.defence.gov.au/statements/2025-07-25/joint-statement-australia-uk-ministerial-consultations-aukmin-july-2025>.

¹⁸¹ Parliament of Australia, Joint Standing Committee on Treaties, *Agreement among the Government of Australia, the government of the U.K., and the Government of the U.S. for Cooperation Related to Naval Nuclear Propulsion, Report 224, Chapter 2 - AUKUS treaty*, November 2024, https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Treaties/NuclearPropulsion/Report/Chapter_2_-_AUKUS_treaty.

¹⁸² Australian Government, "Joint Statement on the Australia United Kingdom Nuclear-Powered Submarine Partnership and Collaboration Treaty," July 26, 2025, <https://www.minister.defence.gov.au/statements/2025-07-26/joint-statement-australia-united-kingdom-nuclear-powered-submarine-partnership-collaboration-treaty>.

¹⁸³ Australian Government, "An AUKUS Milestone - Launch of the Australian Naval Nuclear Power Safety Regulator," November 1, 2025, <https://www.minister.defence.gov.au/media-releases/2025-11-01/aukus-milestone-launch-australian-naval-nuclear-power-safety-regulator>.

¹⁸⁴ Australian Embassy and Permanent Mission to the United Nations, Vienna, "69th Regular Session of the IAEA General Conference Australia's National Statement," September 17, 2025, <https://vienna.mission.gov.au/vien/GC69NatStatement2025.html>.

¹⁸⁵ IAEA, "Communication from the Permanent Mission of the People's Republic of China to the Agency (INFCIRC/1293)," May 27, 2025.

セスに参加することが不可欠であることなどに言及した¹⁸⁶。

さらに、2025年のIAEA総会では前年同様中国の要請によってこの問題に関するセッション「AUKUSの文脈における核物質の移転とNPTのすべての側面におけるその保障措置」が設けられた¹⁸⁷。

セッションで中国代表は、「NPTと包括的保障措置体制にAUKUSが負の影響を与えるのを防ぐために、加盟国は最高の不拡散基準を堅持しなければならない」という主張を前述の4月のワークショップの合意として主張した。その上で、「加盟国は、平等と相互尊重に基づき、AUKUSについて開放的で、包摂的で、民主的で、透明性があり、意味のある、持続可能な政府間討議を継続すべきである」とした¹⁸⁸。パキスタンやロシアもこの問題をより広く議論すべきであるとした。パキスタンは、「軍用の海軍原子力推進について開放的で包括的な議論が必要である」と主張した¹⁸⁹。ロシアもAUKUSパートナーが交渉を広範な政府間協議に移行することを望む旨を発言した。またロシアは、SSN-AUKUSが核兵器を装備しないという立場が将来変わりうる可能性についても言及した¹⁹⁰。

これに対して豪州は、IAEA総会でのこのセッションの追設に対して「AUKUSパートナーはその政治的動機に基づく不必要な議題の包含を支持しない」との立場を示した。その上で、「現在の総会及び理事における議題項目が、保障措置の実施について加盟国と直接かつ機密に交渉するIAEAの明確な権限に疑問を投げかけるために引き続き使用されていることは遺憾である。事務局長のこのテーマに関する明確な声明によって確認されているように、IAEAがこの点でオーストラリアと関与することは、その規程及び理事会によって承認された保障措置協定の下での任務の範囲内に完全に収まっている」と主張した¹⁹¹。

日本と韓国からは、この問題に関するIAEAの努力に対する支持が示された¹⁹²。エジプトは、SSN-AUKUSに関する保障措置取決めが保障措置システムに先例を作ることになるとし、「最大限の透明性、客観性、非差別性をもって、制度的かつ包括的な方法で対処されなければならない」とした¹⁹³。また、このほかにこのセッションで発言した国からは、AUKUSによる原子力潜水艦の取得が先例となり、他の同様の計画が開始されることへの懸念も示された¹⁹⁴。

そのIAEA総会に先立って行われていた理事会では、AUKUSを代表した英国がこの問題を総会の常設議題に加えることに反対するスピーチを行った。その中では、「実際にはコンプライアンス上の問題が存在しないにもかかわらず、コンプライアンス上の問題があると誤って示唆する結果となり、理事会の注意を必要とする他の事項から注意を逸らし続けることとなった」と主張した¹⁹⁵。

¹⁸⁶ Ibid., pp. 2-4.

¹⁸⁷ IAEA, GC (69) /1/Add.2, August 15, 2025.

¹⁸⁸ IAEA, GC (69) /OR.10, December 2025, p.1, <https://www.iaea.org/sites/default/files/gc/gc69-or10.pdf>.

¹⁸⁹ Ibid., pp. 2-3.

¹⁹⁰ Ibid., p. 4.

¹⁹¹ Ibid., pp. 5-6.

¹⁹² Ibid., p. 8.

¹⁹³ Ibid., pp. 6-7.

¹⁹⁴ たとえばキューバは、「AUKUSモデルに基づき原子力潜水艦を建造する他の計画が開始される可能性があり、深刻な拡散懸念を引き起こす」と発言した。Ibid., p. 7.

¹⁹⁵ Foreign, Commonwealth & Development Office, “Nuclear safeguards: AUKUS statement to the IAEA Board of Governors, September 2025,” Gov.UK, September 11, 2025, <https://www.gov.uk/government/speeches/nuclear->

また、イランは2025年のNPT準備委員会において、NPTや包括的保障措置協定が非核兵器国による許容される活動のための海軍用原子力推進炉の開発と運用を禁止していないとする一方で、SSN-AUKUSについては「豪州が核兵器国のために使用される核武装された潜水艦に資金を提供する可能性があることについて、豪州が締約しているNPTの精神と文言の明確な違反を構成する」として非難した¹⁹⁶。

他の事例として、非核兵器国として初めて海軍用原子力潜水艦の建造を進めているブラジルは2023年10月以降、鋼材の切り出しや推進用原子炉の試作などを行っている¹⁹⁷。2025年のIAEA総会の演説では、IAEA、ABACC、ブラジル、アルゼンチンによる4者協定に基づく特別検証手続き交渉が進行中であるとした。この特別検証手続きの目的は、ブラジルの原子力潜水艦推進プログラムに関連する機密性の高い運用及び技術情報を保護しながら、IAEAが核不拡散のための責務を継続的に果たす能力を確保することにあるとしている。また、IAEA総会での演説ではこれに関連する取組としてブラジルが2022年に設立した海軍原子力安全・品質事務局 (Naval Secretariat for Nuclear Safety and Quality: SecNSNQ) に言及した。SecNSNQは同じく同国の原子力規制当局である国家原子力安全局 (National Nuclear Safety Authority: ANSN) とともに、海軍の原子力の保障措置を監督する役割を持つとされる¹⁹⁸。

IAEAとの協議等の段階に進んではいないが、2025年10月、韓国と米国の首脳会談の中で、米国が韓国に対して原子力潜水艦とその動力源のための核物質の供給に同意したことが報じられた。会談では韓国の李在明大統領が、「燃料供給を認めてもらい、通常兵器を搭載した潜水艦を数隻建造すれば、米軍の負担が大幅に軽減される可能性がある」として、米国に対して原子力潜水艦用の核燃料供給を求めた¹⁹⁹。トランプ大統領は首脳会談後のSNSへの投稿の中で、「私は彼らに、現在保有している旧式で機敏性に欠けるディーゼル駆動型潜水艦ではなく、原子力潜水艦の建造を承認した」とした。また、同じ投稿の中では、この潜水艦が2024年に韓国企業によって買収されたフィラデルフィアの造船所で建造されることにも言及した²⁰⁰。韓国政府や軍の高官から

safeguards-aukus-statement-to-the-iaea-board-of-governors-september-2025.

¹⁹⁶ “Statement by Iran,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon.

¹⁹⁷ 2023年10月、ブラジル海軍や関連企業の式典で原子力潜水艦に使用する鋼材の切断が行われた。2025年も鋼材の切り出しが継続したほか、推進用原子炉の試作が行われていることが報じられた。Richard Sterk, “Construction Starts on Brazil’s First Nuclear Submarine,” *Defense and Security Monitor*, November 13, 2023, <https://dsm.forecastinternational.com/2023/11/13/construction-starts-on-brazils-first-nuclear-submarine>; Valentina Angarano Berrone, “PROSUB Program: Implications of the Development of the First Nuclear-powered Submarine of the Brazilian Navy and its Impact on the Region,” *Zona Militar*, November 1, 2025, <https://www.zona-militar.com/en/2025/11/01/prosub-program-implications-of-the-development-of-the-first-nuclear-powered-submarine-of-the-brazilian-navy-and-its-impact-on-the-region>.

¹⁹⁸ Luiza Delafloira Cassol and James Revill, *Strengthening the NPT Safeguards Regime for Naval Nuclear Propulsion Development: Event Summary*, UNDIR, April 2025, p. 14, https://undir.org/wp-content/uploads/2025/04/UNIDIR_Strengthening_NPT_Safeguards_Regime_Naval_Nuclear_Propulsion_Development_Event_Summary.pdf.

¹⁹⁹ “South Korea’s Lee Asks Trump for Fuel Used by Nuclear-Powered Submarines,” *Reuters*, October 29 2025, <https://www.reuters.com/world/china/south-koreas-lee-asks-trump-fuel-used-by-nuclear-powered-submarines-2025-10-29>. なお、韓国国内では2003年の盧武鉉 (Roh Moo-hyun) 政権において原子力潜水艦の開発が検討されたほか、文在寅 (Moon Jae-in) 政権でも政府高官から韓国の原子力潜水艦保有に関する発言がなされた。過去の動向については以下を参照。Lami Kim, “Has South Korea Renounced ‘Nuclear Hedging’?,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, June 27, 2017, <https://thebulletin.org/2017/06/has-south-korea-renounced-nuclear-hedging>.

²⁰⁰ Josh Smith, David Brunnstrom and Costas Pitas, “Trump Says South Korea Has Approval to Build Nuclear-Powered

は原子力潜水艦取得にかかる期間や政府内での推進体制についての見方についての発言がなされた²⁰¹。2025年11月13日、韓国と米国は前月の首脳会談についてのファクトシートを公表した。この中の「海洋・原子力パートナーシップの強化」の項目の中で「米国は韓国による攻撃型原子力潜水艦の建造を承認した。米国は韓国と緊密に協力し、燃料の調達方法を含めこの造船プロジェクトの要件を進展させる」とした²⁰²。

これを受けて、韓国大統領府の魏聖洛 (Wi Sung-lac) 国家安全保障室長は、「首脳会談での議論は終始潜水艦が韓国で建造される前提で行われた」ことを付言した²⁰³。韓国での原子力潜水艦建造の動きについて、中国の戴兵 (Dai Bing) 在韓国大使は、「原子力潜水艦に関する韓米協力は、世界的な核不拡散体制、そして朝鮮半島と地域の安定に直結する問題である」とした²⁰⁴。

日本では、2025年9月19日に公表された防衛省の「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」の報告書の垂直発射装置 (VLS) 搭載潜水艦の導入に関する項目の中で、「次世代の動力を活用することの検討も含め、必要な検討を進め、技術開発を行っていくべきである」とした²⁰⁵。この報告書を受けた9月26日の中谷元防衛大臣 (当時) の記者会見では、現時点での原子力潜水艦導入の必要性、課題、メリット、デメリットについての考えについての質問に対してその時点で具体的な検討を行っているわけではないとした²⁰⁶。10月22日の小泉進次郎防衛大臣の記者会見では、VLS 搭載潜水艦の動力としての原子力活用についての質問に対して、「あらゆる選択肢を排除せず、抑止力・対処力を向上させていくための方策について検討していきたい」との考えを回答した²⁰⁷。また、11月7日の記者会見では、「原子力だからということで議論を排してはならないと、こういったことが私の思いとしてはあります (原文ママ)」と回答した²⁰⁸。

ウクライナ問題

ウクライナはIAEAと包括的保障措置協定及び追加議定書を締結し、『2019年版保障措置ステートメント』によれば統合保障措置が適用されていた。『2020年版保障措置ステートメント』で

Submarine,” *Reuters*, October 30 2025. <https://www.reuters.com/world/china/trump-says-south-korea-has-approval-build-nuclear-powered-submarine-2025-10-29/>; Ethan Gossrow, “USA Gives South Korea Green Light to Build Nuclear Submarines,” *Naval News*, October 31 2025, <https://www.navalnews.com/naval-news/2025/10/usa-gives-south-korea-green-light-to-build-nuclear-submarines/>.

²⁰¹ “S. Korea Likely Needs 10 Years to Build Nuclear-Powered Sub: Navy Chief,” *The Korean Times*, October 30, 2025, <https://www.koreatimes.co.kr/southkorea/defense/20251030/s-korea-likely-needs-10-yrs-to-build-nuclear-powered-sub-navy-chief/>; Jeong Jae-Hong, “For Korea’s Ambitious Nuclear Submarine Project, it’s Full Steam Ahead,” *Korea JoongAng Daily*, October 31, 2025, <https://koreajoongangdaily.joins.com/news/2025-10-31/national/defense/For-Koreas-ambitious-nuclear-submarine-project-its-full-steam-ahead-/2433889>.

²⁰² White House, “Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung,” November 13, 2025, <https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/11/joint-fact-sheet-on-president-donald-j-trumps-meeting-with-president-lee-jae-myung/>.

²⁰³ Park Sang-ki, “South Korea, US Agree on Nuclear Submarine Framework,” *The Chosun Daily*, November 14, 2025, <https://www.chosun.com/english/national-en/2025/11/14/EL4MBFCH65GATKZWIDBCYRWNA/>.

²⁰⁴ Park Boram, “Chinese Envoy Voices Concerns, Calls for Prudence in Seoul’s Pursuit of Nuclear Submarine,” *Yonhap News Agency*, November 14, 2025, <https://en.yna.co.kr/view/AEN20251114002600315>.

²⁰⁵ 防衛省『「防衛力の抜本的強化に関する有識者会議」報告書』2025年9月19日、https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastic-reinforcement/pdf/siryoy06_02.pdf。

²⁰⁶ 防衛省「防衛大臣記者会見」2025年9月26日、<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/0926a.html>。

²⁰⁷ 防衛省「防衛大臣記者会見」2025年10月22日、https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/1022a_r.html。

²⁰⁸ 防衛省「防衛大臣記者会見」2025年11月7日、<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/1107a.html>。

は、ウクライナには拡大結論が導出されていないと記述されたが、米国及び EU は、これはウクライナの瑕疵ではなく、ロシアによるクリミア占領、あるいはウクライナ東部でロシアが支援する武装勢力の活動により、拡大結論の導出に必要な情報やアクセスを IAEA が得られなかったためだとした²⁰⁹。

2022 年になると、ロシアによるウクライナ侵攻、チョルノービリ (Chornobyl) 原発やザポリージャ (Zaporizhzhia) 原発に対する武力攻撃や占拠を受けて、IAEA による保障措置の実施はたびたび問題に直面した。2025 年に刊行された IAEA の『2024 年版保障措置ステートメント』では前年のステートメントに続いて、「2022 年 2 月下旬に始まったウクライナにおける武力紛争は、ウクライナにおける包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく保障措置の履行に前例のない困難をもたらした。それにもかかわらず、IAEA は 1 年を通じてウクライナにおける重要な検証の役割を継続し、2024 年のウクライナに対する保障措置の結論を導出するために必要な、十分な現地検証活動を実施することができた」と報告した²¹⁰。

2025 年 9 月の IAEA 総会で採択された「ウクライナにおける原子力安全、核セキュリティ及び保障措置」に関する決議では、「ウクライナの包括的保障措置協定及び追加議定書にしたがい、ウクライナのザポリージャ原発 (ZNPP) からすべての無許可の軍人及び他の要員を早急に撤退させ、発電所の安全性とセキュリティを確保し、安全で完全に効率的かつ効果的な物理的な検証を含む保障措置の実施を行うために、同発電所をウクライナの所管当局の完全な管理に直ちに直す」ことを求めている²¹¹。

(3) IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)

NPT は核兵器国に対して、IAEA 包括的保障措置協定の締結を義務付けていない。しかしながら、NPT の不平等性を緩和するとの観点から、核兵器国は自発的保障措置協定 (VOA) を IAEA と締結し、自国の平和的目的の原子力施設及び核物質に対して一部保障措置を受け入れてきた。

2025 年 7 月に公表された「2024 年版 IAEA 年次報告」によれば、2024 年に保障措置下にあった、あるいは保障措置を受けた核物質を含む核兵器国の施設の数及び種類は下記のとおりである²¹²。なお、IAEA は、査察の回数については公表していない。

- 中国：発電炉 1、濃縮施設 1
- フランス：燃料製造プラント 1、再処理プラント 1、濃縮施設 1
- ロシア：分離貯蔵施設 1
- 英国：濃縮施設 1、分離貯蔵施設 2
- 米国：分離貯蔵施設 1

²⁰⁹ “Statement by the United States,” IAEA Board of Governors, June 9, 2021, <https://vienna.usmission.gov/iaea-bog-2020-safeguards-implementation-report/>; “Statement by the EU,” IAEA Board of Governors, June 7-11, 2021.

²¹⁰ IAEA, “Safeguards Statement for 2024.”

²¹¹ IAEA, GC (69)/RES/14, September 18, 2025.

²¹² IAEA *Annual Report for 2024 Annex Information*, GC (69)/3, Table A42(a), pp. 58-59.

IAEAは『2024年版保障措置ステートメント』で、5核兵器国について、「保障措置が適用されている核物質について、保障措置からの未申告の引き出しの兆候を発見しなかった。これに基づき、事務局はこれらの国について、選択された施設で保障措置が適用された核物質は、平和的活動にとどまっているか、あるいは協定の規定に沿って（保障措置の適用対象から）外れたと結論付けた」²¹³（括弧内引用者）とした。

5核兵器国は、いずれも追加議定書を締結している。このうち、米国の追加議定書には非核兵器国が締結する追加議定書と同様の補完的なアクセスに関する規定が含まれており、米国はこれを受け入れた初めての核兵器国である。フランス及び英国の追加議定書には、限定的であるが補完的なアクセスに関する規定が含まれている。これに対して、中国及びロシアについては、上記の3核兵器国と比べると、原子力施設に対するIAEA保障措置の適用は限定的であり、また追加議定書には補完的なアクセスに関する規定が含まれていない。

フランスは、第10回NPT運用検討会議（2022年）に提出した国別報告で、民生用核物質を保有するすべての施設がEURATOMの保障措置の査察の対象になっていること、並びに一部の核燃料サイクル施設（ウラン濃縮工場、再処理工場、MOX燃料製造工場など）がEURATOMに加えてIAEA保障措置の対象にもなっていることを記載した²¹⁴。フランスは、2024年に17の施設（このなかの38の物質収支区域：MBA）がIAEAの定期査察の対象となり、このうちラ・アーク（La Hague）の再処理施設、ジョルジュ・ベッセ（Georges Besse）の濃縮施設、MOX製造工場のメロックス（Melox）の3施設に対してIAEAの選定により査察が行われた。また、同年の査察は10件、61人日であったとされている²¹⁵。

英国も国別報告で、1998年以降は英国におけるすべての濃縮・再処理が保障措置下で実施されていること、IAEAとの保障措置協定では、国家安全保障上の理由による例外を除き、英国内の施設にあるすべての核原料物質または特殊核分裂性物質に保障措置の適用を認めていることなどを記載した²¹⁶。英国原子力規制局（ONR）は、2024年保障措置年次報告書で、報告期間中IAEAによって37件の査察が行われたことを説明した²¹⁷。なお、英国ではEU離脱により、EURATOMの保障措置は実施されていない。また、米国も英国と同様に、すべての民生用原子力施設を査察可能施設としている。

NPT非締約国のうち、イスラエルとパキスタンはINFCIRC/66.Rev.2型保障措置協定をIAEAと締結し、国際協力によって提供を受けた一部の民生用の施設や核物質を保障措置の対象にしている。一方でインドはインド特有の保障措置協定（India specific safeguards agreement：INFCIRC/754）を締結しており、インドが自ら保障措置対象と特定するすべての民生用施設を含む、原子力施設やその施設の核物質に対してIAEAによる査察が行われてきた。

「2024年版IAEA年次報告」によれば、2024年に保障措置下にあった、あるいは保障措置を受けた核物質を含むNPT非締約国の施設の数及び種類は下記のとおりである（査察回数などに

²¹³ IAEA, “Safeguards Statement for 2024.”

²¹⁴ NPT/CONF.2020/42/Rev.1, August 1, 2022.

²¹⁵ “IAEA Safeguards,” Euratom Technical Committee, May 27, 2025, <https://www.cte.gouv.fr/english/Pages/IAEA-and-Euratom-controls/iaeasafeguards.aspx>.

²¹⁶ NPT/CONF.2020/33, November 5, 2021. 英国はEU離脱によりEURATOMの保障措置が実施されていない。

²¹⁷ Office for Nuclear Regulation, *Safeguards Annual Report 2024*, p. 3, <https://www.onr.org.uk/media/hjabr0jc/onr-safeguards-annual-report-2024.docx>.

については非公表)²¹⁸。

- ▶ インド：発電炉 11、燃料製造プラント 3、分離貯蔵施設 2
- ▶ イスラエル：研究炉 1
- ▶ パキスタン：発電炉 7、研究炉 2、分離貯蔵施設 1

これら 3 カ国の 2024 年の活動について、IAEA は、保障措置適用下にある核物質、施設及びその他の品目については平和的活動のもとにあると結論付けた²¹⁹。

追加議定書（モデル追加議定書とは大きく異なる）については、2014 年 7 月に IAEA とインドの間で発効した。この追加議定書は、中国及びロシアのものに近い内容で、情報提供や秘密情報保護などの条項は含まれるものの、補完的なアクセスなどは規定されていない。イスラエル及びパキスタンは、依然として追加議定書に署名していない。

NPT の締約国である非核兵器国が包括的保障措置の受諾を義務付けられているのに対して、核兵器国にはそのような義務が課されていないことへの不平等性を緩和すべく、NPDI²²⁰をはじめ非核兵器国は NPT 運用検討会議などで、核兵器国に対して保障措置の一層の適用を提案してきた。2025 年の NPT 準備委員会では、NAM 諸国が提出した作業文書において、核兵器国に対して包括的保障措置を受諾するよう求めた²²¹。

(4) IAEA との協力

IAEA 保障措置の強化策として最も重視されているものの一つが、追加議定書の普遍化である。本調査対象国のうち、豪州、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE)、英国及び米国は、包括的保障措置に加えて、IAEA 追加議定書のもとの保障措置が、現在の IAEA 保障措置システムの標準、あるいは「一体不可分な部分 (integral part)」²²² だと主張し、追加議定書の普遍化を支持する立場を示した。

これに対して、NAM 諸国（一部の国を除く）は、追加議定書の締結は NPT 締約国の自発的措置であり、IAEA 保障措置システムの標準とすることに反対している。2025 年の NPT 準備委員会に NAM が提出した保障措置に関する作業文書では、「法的義務と自発的な信頼醸成措置との間に明確な区別を設けることが不可欠であり、そのような自発的な約束が法的な保障措置義務に変えられてはならないことを強調する」とした²²³。

また、ブラジルは、「追加議定書は任意措置であり、その採択は国家の主権的決定である。NPT 第 3 条は覆すことはできない」とした上で、2010 年の NPT 運用検討会議で採択された行動計画 30 から、「『核兵器の完全廃絶が達成された後、包括的保障措置及び追加議定書は普遍的

²¹⁸ IAEA Annual Report for 2024, GC (69)/3, Table A42(a), pp.58-59.

²¹⁹ IAEA “Safeguards Statement for 2024.”

²²⁰ NPT/CONF.2015/PC. II/WP.23, April 5, 2013.

²²¹ NPT/CONF.2026/PC. III/WP.27, April 1, 2025.

²²² NPT/CONF.2026/PC.III/WP.15, March 5, 2025.

²²³ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.27, April 1, 2025.

に適用されるべきである』との記述を想起する価値がある」と発言した²²⁴。

イランも一貫して、追加議定書を標準化し受け入れを求めることは容認できないと主張しており²²⁵、2025年のNPT準備委員会では、「包括的保障措置協定を締結している非核兵器国に対し、その義務を超える追加的約束を受け入れるよう求めるいかなる要求も容認できない」と発言した²²⁶。

インドネシアは、自国の取組について「IAEAとの包括的保障措置の履行と追加議定書に基づくより広範な結論の達成を通じ、不拡散義務を一貫して果たしてきた」とする一方で、「追加議定書が発効している国々では、核物質や施設の保障措置が免除され得ることの（追加議定書との）根本的な矛盾への対応にも焦点を当てるべきである」（括弧内引用者）として、追加議定書の課題を指摘した²²⁷。

NAM諸国だけでなく核兵器国のロシアも、「我々は、IAEA保障措置協定の追加議定書が、その国に存在するすべての核物質とその国の原子力活動の平和的性質に対する信頼を確保するうえで重要であることに留意する。同時に、このような追加議定書の締結は、依然として自発的なステップであると確信している」との立場をとり続けている²²⁸。

2025年のIAEA総会決議「IAEA保障措置の有効性強化と効率向上」は、追加議定書に関して、前年の決議と同様に下記のように言及した²²⁹。

- 追加議定書の締結はIAEA加盟国の主権的な決定だが、いったん発効すれば追加議定書は法的義務となることに留意しつつ、追加議定書の締結・発効を行っていない加盟国に対して、可能な限り早期に締結・発効を行うこと、並びに発効までの間は暫定的に履行することを奨励する。
- 追加議定書によって補完される包括的保障措置協定を有するIAEA加盟国において、これらの措置は強化された検証標準を受諾していることを表している。

IAEA保障措置の強化・効率化に関して、IAEAは、各国の原子力活動について幅広い情報を検討し、これに従って国ごとに調整された(tailor-made)保障措置活動を実施するという「国レベルの保障措置概念(SLC)」に基づき、「国レベルの保障措置アプローチ(SLA)」を開発・承認してきた。

前述の「IAEA保障措置の有効性強化と効率向上」に関する報告書によれば、IAEAは報告期間の2024年7月1日から2025年6月30日までの間に、拡大結論が導出された3カ国について新たなSLAを開発し、12カ国についてSLAを更新した。これにより、改良された手法でSLAを導入した国は45カ国となった²³⁰。

保障措置技術の研究開発に関しては、IAEAの長期計画²³¹のもとで、当面の計画として「核検

²²⁴ “Statement by Brazil,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²²⁵ たとえば、“Statement of Iran,” Cluster 2, First PrepCom for the 11th NPT RevCon, August 7, 2023.

²²⁶ “Statement by Iran,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²²⁷ “Statement by Indonesia,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²²⁸ “Statement by Russia,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²²⁹ GC (69) /RES/18, August 8, 2025.

²³⁰ Ibid.

²³¹ IAEA, “IAEA Department of Safeguards Long-Term R&D Plan, 2012-2023,” January 2013.

証のための開発・実施支援計画 2024～25年」が実施され、豪州、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、英国、米国など 24 カ国と欧州委員会（EC）が参加している²³²。

IAEA が 2025 年 9 月に公表した同月 12 日時点のデータによれば、調査対象国で IAEA への 2025 年の分担金を未支払いなのは、インドネシア、イラン及びシリアである²³³。

(5) 核関連輸出管理の実施

A) 国内実施システムの確立及び実施

核関連輸出管理にかかる国内実施システムの確立・実施状況に関して、2025 年には顕著な動きは見られなかった。調査対象国のうち豪州、オーストリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、スイス、英国及び米国は、原子力供給国グループ（NSG）を含む 4 つの国際的輸出管理レジーム²³⁴に参加し、いずれも国内実施制度（立法措置及び実施体制）を整備し、リスト規制に加えて、リスト規制品以外でも貨物や役務（技術）が WMD や通常兵器の開発、製造などに使用されるおそれがある場合に適用されるキャッチオール規制を実施するなど、原子力関連の輸出管理を着実かつ適切に実施してきた。

これらの国では制度の見直しも行われている。たとえばカナダは、2024 年から 2026 年までの規制計画のなかで「核不拡散輸入・輸出管理規則（Nuclear Non-proliferation Import and Export Control Regulations）」の見直しを発表した。この改正では、規制リストの国際輸出管理レジームとの調和やライセンス免除の導入、輸出入申請時の提出情報の変更などを行うとした²³⁵。

輸出管理レジームに参加していない国に向けた普及（アウトリーチ）を通じた輸出管理の強化も行われている。たとえば、日本はアジア地域及び国際的な不拡散の取組を促進すべく、アジア諸国や域外主要国を招き、アジア輸出管理セミナーを毎年開催してきた（2021 年は新型コロナ禍で開催されなかった）。2025 年 2 月の第 31 回アジア輸出管理セミナーには 32 カ国・地域と 6 つの国際機関などから約 170 名が参加し、アジアにおける輸出管理の取組、大学や研究機関における無形技術移転に関するアウトリーチ、法執行面における優良事例などに関して議論が行われた²³⁶。

また、ウィーン 10 カ国グループは 2025 年の NPT 準備委員会に提出した作業文書で、「締約国は、自国の原子力関連輸出が核兵器その他の核爆発装置の開発を直接的または間接的に支援しないことを確保する責任を負い、かつ、そのような輸出が条約の目的及び約束に完全に合致して行

²³² IAEA, “Development and Implementation Support Programme for Nuclear Verification 2024-2025,” January 2024.

²³³ GC (69) /INF/7, September 12, 2025.

²³⁴ NSG に加えて、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）及びワッセナー・アレンジメント（WA）。

²³⁵ “Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Nuclear Safety and Control Act (Imports, Exports and Safeguards),” *Canada Gazette*, Part I, Volume 158, Number 13, March 30, 2024. <https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-03-30/html/reg1-eng.html>.

²³⁶ 経済産業省「第 31 回アジア輸出管理セミナーが開催されました」2025 年 2 月 28 日、<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250228005/20250228005.html>。外務省「第 31 回アジア輸出管理セミナー」2025 年 2 月 28 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/pagew_000001_01447.html。

われることを確保する責任を負うことを再確認する」とした²³⁷。

上記以外の本調査対象国のなかで、NSG メンバー国はブラジル、中国、カザフスタン、メキシコ、ロシア、南アフリカ及びトルコである。これら7カ国も、キャッチオール規制の実施を含め、原子力関連の輸出管理の国内実施体制を確立している。

トルコは2025年10月9日に原子力関連資機材の輸出入に関する新しい規則を公表した。これにより関連技術の輸出入や再輸出を網羅する枠組みが設けられたとされる²³⁸。

NSG メンバー国以外の本調査対象国に関しては、エジプト、インドネシア及びサウジアラビアでは、国際輸出管理レジームに準じるような輸出管理制度・体制の構築に至っていない。インドネシアは、2024年8月に同国の原子力規制庁において原子力関連資機材の戦略的貿易管理の制度整備に関する議論を行った。この議論の目的の一つとして、「1999年9月29日には追加議定書に署名しており、追加議定書附属書IIに基づき特定の資機材（汎用品及び物質）の輸出入活動に関する四半期ごとの申告を義務付けているため、汎用品及び物質の輸出管理メカニズムが必要となる」と説明した²³⁹。

NPT 非締約国のインド、イスラエル及びパキスタンは、いずれもキャッチオール規制の実施を含む輸出管理制度を確立している。NSG ではインドのメンバー国としての参加に関する議論が続いているが、2025年もNSG メンバー国によるコンセンサスには至らなかった。

中国は、NPT 非締約国にNSG 参加が認められた前例はないとの原則論²⁴⁰に加えて、非公式には、インドの参加を認めるのであればパキスタンの参加も認めるべきだと主張してきたとされる²⁴¹。そのパキスタンは、原子力安全と核セキュリティに関して模範的な行動をしているとして、NSG に参加する資格があると主張してきた²⁴²。

北朝鮮、イラン及びシリアといった拡散懸念国が、輸出管理の実効的な国内実施体制を整備していることを示す報告や資料を見出すことはできなかった。これらの国の間では、後述するように、少なくとも弾道ミサイル開発にかかる協力が行われてきたと見られている。また、北朝鮮は、シリアの黒鉛減速炉建設に関与したと疑われている。

平和目的の技術へのアクセスの問題

輸出管理体制整備の普遍化に向けた主張がある一方、既存の輸出管理レジームの普遍性や包括性を疑問視する主張もある。特に近年は、2024年の国連総会では中国が提案した「国際安全

²³⁷ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.15, March 3, 2025.

²³⁸ “Turkey’s New Nuclear Rules Raise Transparency Concerns as Key Decisions Remain Behind Closed Doors,” *Nordic Monitor*, October 14, 2025, <https://nordicmonitor.com/2025/10/turkeys-new-nuclear-rules-raise-transparency-concerns-as-key-decisions-remain-behind-closed-doors/>.

²³⁹ “FGD Strategic Trade Management of Materials and Equipment Annex II Additional Protocol,” Badan Pengawas Tenaga Nuklir, August 15, 2024, <https://www.bapeten.go.id/berita/fgd-strategic-trade-management-of-materials-and-equipment-annex-ii-additional-protocol-094923>.

²⁴⁰ Ministry of Foreign Affairs of China, “Foreign Ministry Spokesperson Geng Shuang’s Regular Press Conference,” January 31, 2019, http://ag.china-embassy.gov.cn/eng/fyrth/201901/t20190131_3487343.htm.

²⁴¹ “China ‘coordinating’ with Pakistan to Block India’s Entry into NSG,” *Hindustan Times*, May 13, 2016, <https://www.hindustantimes.com/india/china-coordinating-with-pakistan-to-block-india-s-entry-into-nsg/story-wrwpjWezo4ciijvdjx2iRO.html>.

²⁴² Ministry of Foreign Affairs, Government of Pakistan, “Pakistan’s Positions & Policies on Arms Control, Non-Proliferation & Disarmament Related Issues,” <https://mofa.gov.pk/arms-control-and-disarmament>.

保障の文脈における平和利用に関する促進決議」が NAM 諸国等の賛成を得て採択された。決議では、輸出管理などの規制を特に途上国への輸出に関する不当な制限であるとし、不拡散管理の取組の合意における包括性や透明性を求めている。なお、当該決議に関する議論は 2026 年の国連総会で再び行われることになっている。

関連する議論は、2025 年の NPT 準備委員会でも行われた。

前述の国連総会決議を提案した中国は、「特定の国々が国家安全保障の概念を拡大解釈し、輸出管理を地政学的ゲームの手段として利用し、非核兵器国の原子力の平和的利用の権利を侵害しようとする試みに、我々は断固として反対すべきである」と発言した²⁴³。

NAM 諸国も、「平和目的の核物質、資機材、技術の開発途上国への輸出に対する制限や制約が引き続き課され、維持されていることに深い懸念を表明している」とし、「条約の要件と矛盾する制約を排除することは、締約国間の平和目的の核物質、機器、技術情報の移転の円滑化に関して、条約第 4 条が完全に実施されることを保証するであろう」と述べ、輸出管理を通じて開発途上国の原子力平和利用が阻害されていると主張した²⁴⁴。

こうした批判に対して、輸出管理レジームのメンバー国は、輸出管理レジームが大量破壊兵器や運搬手段の拡散防止に貢献するものであるとして、NPT 締約国に対して管理リストや優良事例を活用することを推奨している²⁴⁵。

英国は同じく NPT 準備委員会の国別声明の中で、「国際的な核不拡散の強化において、輸出管理は平和利用と開発のための原子力技術移転を可能にする重要な手段であり、供給国に信頼性を提供しつつ拡散リスクを最小限に抑える。英国は NSG 及びザンガー委員会の会合に引き続き積極的に参加し、全ての国 (all States) が NSG ガイドラインを遵守するよう強く促す」とした²⁴⁶。また、ニュージーランドは、「輸出管理レジーム及び関連する主要な枠組みは、大量破壊兵器の拡散防止と平和と安全の維持に不可欠である。これらのレジームは正当な貿易も促進する。輸出管理が貿易に不当な制限を加えるとする主張は根拠がなく、レジームを損なうものである」として、輸出管理が不当な制限であるとの主張に反論した²⁴⁷。

B) 追加議定書締結の供給条件化

NSG ガイドライン・パート 1 では、パート 1 で定める品目（核物質や原子炉などの原子力専用品・技術）の供給条件に IAEA 包括的保障措置の適用を定め、さらに濃縮・再処理にかかる施設、設備及び技術の移転に関しては、2011 年 6 月に合意された改訂版で、「供給国は、受領国が、包括的保障措置協定を発効させており、かつ、モデル追加議定書に基づいた追加議定書を発効させている又は、それまでの間、IAEA 理事会により承認された適切な保障措置協定（地域計量・管理取極を含む）を、IAEA と協力して実施している場合にのみ、この項に従って、移転を許可す

²⁴³ “Statement by China,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²⁴⁴ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.25, April 1, 2025.

²⁴⁵ “EU Statement on Cluster III (peaceful uses of nuclear energy),” Cluster 3, Second PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 29, 2024; “Nuclear Non-Proliferation Déclaration prononcée par l’Ambassadeur Julien Thöni Représentant Permanent de la Suisse auprès de la Conférence du Désarmement,” July 29, 2024.

²⁴⁶ “Statement by the United Kingdom,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁴⁷ “Statement by New Zealand,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

べきである」²⁴⁸（第6項(c)）としている。

NPDI やウィーン10カ国グループなどは、包括的保障措置協定及び追加議定書がIAEA保障措置の現在の標準であり、これを非核兵器国との新しい供給協定の条件にすべきだと主張してきた²⁴⁹。日本や米国がそれぞれ締結した二国間原子力協力協定には、原子力関連物資を供給する要件として、相手国によるIAEA追加議定書の締結を規定している。

これに対してNAM諸国は、「締約国に、包括的保障措置協定を検証の普遍的な基準とする締約国への原子力関連資機材、物質及び技術の移転に対していかなる制限や制約を課すこと、あるいはこれを維持することを控えるよう求められる」²⁵⁰として、NPT及びIAEA包括的保障措置協定の当事国に対する核関連資機材、物質、技術の移転にいかなる制限も課すべきではないと主張している。

このほか、調査対象国の中では、ブラジル、エジプト及び南アフリカは、追加議定書の締結が各国による自発的なものであることや、その追加的な義務によって制限を課すことに反対した²⁵¹。

核兵器拡散の観点から最も機微な活動の一つであるウラン濃縮、及び使用済燃料の再処理に関しては、平和目的かつIAEA保障措置が適用される限りにおいて、非核兵器国であってもNPTのもとでは禁止されていない。他方で、それらの技術の拡がりや、核兵器を製造する潜在能力をより多くの非核兵器国が取得することを意味しかねない。上述のように、NSGにおいては、IAEA保障措置協定追加議定書の締結が濃縮・再処理技術の移転条件に含められた。

また、2009年に米国とUAEが締結した原子力協力協定では、UAEが自国内で一切の濃縮・再処理活動を実施しないことが義務として明記されており、「ゴールド・スタンダード」と称されて注目された。しかしながら、2014年のベトナムとの協定など、その後米国が締結・更新した他国との原子力協力協定では、米台協定を除き、同様の義務は規定されていない²⁵²。

さらに、前述のとおり、2025年10月に行われた米韓首脳会談では米国が韓国に対して平和目的のウラン濃縮及び使用済燃料の再処理を支持することが伝えられた（本章(1)B「核兵器取得への関心」参照）。翌月の首脳会談のファクトシート公表後に行われた米韓担当者のフォローアップ協議では、この問題も議題に上った²⁵³。

日本がUAE及びヨルダンとそれぞれ締結した原子力協力協定では、移転、回収あるいは生成された核物質の濃縮・再処理が禁止されている²⁵⁴。

²⁴⁸ INFCIRC/254/Rev.12/Part 1, July 26, 2011.

²⁴⁹ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.15, March 3, 2025; “Statement of New Zealand,” Cluster 2, First PrepCom for the 11th NPT RevCon, August 4, 2023.

²⁵⁰ “Statement by NAM,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁵¹ “Statement by Egypt,” Cluster 2, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025; “Statement by South Africa,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 2, 2025.

²⁵² 米国とメキシコが2018年5月に締結した二国間原子力協力協定では、メキシコが機微な原子力活動を実施しないことが前文に記載されている（シルバー・スタンダード）。

²⁵³ Lee Minji, “Top Security Adviser to Discuss Possibility of Deal with U.S. for S. Korea’s Push for Nuclear-powered Subs,” *Yonhap News Agency*, December 17, 2025, <https://en.yna.co.kr/view/AEN20251217000600315>.

²⁵⁴ Ministry of Foreign Affairs of Japan, “Agreement Between the Government of Japan and the Government of the Hashemite Kingdom of Jordan for Cooperation in the Peaceful Use of Nuclear Energy,” February 7, 2012, https://www.mofa.go.jp/policy/treaty/submit/session176/pdfs/agree-1_1.pdf; 一方、インドとの原子力協力協定では、20パーセント未満の濃縮及び再処理を許容している。Ministry of Foreign Affairs of Japan, *Agreement between the Government of Japan and the Government of the Republic of India for Cooperation in the Peaceful Uses of Nuclear Energy*, October 4, 2017, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000241570.pdf>.

近年、注視されてきたのは、米・サウジアラビア間の原子力協力を巡る動向である。米国はサウジアラビアとの二国間原子力協力協定交渉にあたり、サウジアラビアによるサウジ領域内での濃縮・再処理の放棄を求めているが、サウジアラビアは応じていない。前述のとおり、2025年には米・サウジアラビアでの民生原子力協力に関する合意があったが、米国からはウラン濃縮を対象にするものではないとの声明が示された(本章(1)B)「核兵器取得への関心」参照)。

C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行

北朝鮮

北朝鮮の核・ミサイル活動に対しては、その停止を求めるとともに厳しい非軍事的制裁措置を科す累次の安保理決議が採択されてきた。安保理決議のもとですべての国連加盟国は、核兵器を含むWMD関連の計画に資する品目及び技術の移転防止が義務付けられている。

2024年5月、国連安保理の北朝鮮制裁委員会専門家パネルは、ロシアによる活動期限延長への拒否権行使により活動を停止している。これを受けて11カ国が多国間制裁監視チーム(MSMT)を設立した。2025年5月に、MSMTは「武器移転を含む北朝鮮とロシアの間の不法な軍事協力」をテーマとした最初の報告書を公表した。その内容は、北朝鮮とロシアの間の武器移転や両国間での輸送方法、その他石油精製品の供給や北朝鮮への労働者派遣、金融取引といった制裁違反の報告が主であった²⁵⁵。

今日、露朝関係の緊密化は、国連安保理決議に基づく制裁措置実施の課題の一つとなっている。2023年には、ロシアから北朝鮮へのロケット技術など軍事技術の提供、並びに北朝鮮からロシアへのミサイルを含む武器・弾薬の供与などが指摘されていた。また、2024年12月には、安保理決議で禁止されている軍事面での協力及び原子力関連技術や宇宙関連技術での協力が含まれている北朝鮮とロシアの「包括的戦略パートナーシップ条約」が発効した。

MSMTの最初の報告書では、以下のような事象を報告した²⁵⁶。

- 北朝鮮は2024年後半に11,000人を超える部隊を展開した。続いて2025年4月28日に、北朝鮮はロシアへの部隊展開を公に認めた。一方で、ロシアは北朝鮮に防空装備及び対空ミサイルならびに高度な電子戦システムを提供したと見られる。また、関連する国連安保理決議に違反し、義務付けられた1718委員会(安保理制裁委員会)への報告なしに精製油を供給し、北朝鮮の労働者を雇用している。(括弧内引用者)
- ロシアは弾道ミサイルのデータフィードバックを提供することで北朝鮮の弾道ミサイルプログラムを支援しており、ミサイルの誘導性能の向上につながっている。
- 北朝鮮とロシアはフロント企業を使用して制裁を回避するアクター(団体や個人)とネットワークを通じて、武器や軍事装備の非合法な移転を実施した。(括弧内引用者)
- 2024年3月から10月の間に、10数隻を超える北朝鮮の石油タンカーがロシア極東の石油ターミナルに合計43回到着し、北朝鮮に100万バレル以上の石油を供給した。
- 北朝鮮はIT労働者と医療関係者をロシアに送る意向がある[...] 2024年12月から2025

²⁵⁵ Multilateral Sanctions Monitoring Team (MSMT), “Unlawful Military Cooperation including Arms Transfers between North Korea and Russia,” May 29, 2025, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100853978.pdf>.

²⁵⁶ Ibid.

年2月末にかけて、北朝鮮はロシアに481人の労働者（建設業に198人、繊維産業に283人）を派遣した可能性がある。

また、MSMT 報告書で報告された内容以外にも、2025年中に露朝間での協力に関連する動向として以下のような情報が見られた。

- ▶ ロシアの北朝鮮情報筋は、「2月に北朝鮮がロシア政府に技術協力要請書を送り、4月23日にはロシア連邦核センター傘下の物理工学研究所とマヤック生産協会が北朝鮮に公式回答を出した」と語った。北朝鮮の要請は、小型ミサイル搭載核弾頭の「爆縮設計技術」と原子炉解体や放射性廃棄物中間貯蔵のための高度な処理技術の2分野に重点を置いている²⁵⁷。
- ▶ 金日成大学 AI 研究所長はインタビューで、北朝鮮が国内の技術部門強化のため AI の研究者や学生をロシア等に派遣していると語った。同所長は、「情報技術、特に AI は国連安保理の制裁対象となっている中核分野であるため、こうした協力は大きな障害に直面している」と述べた²⁵⁸。
- ▶ ウクライナのブダノフ (Kyrylo Budanov) 情報総局長は、ロシアが北朝鮮の長距離ドローンの製造と KN-23 短距離弾道ミサイルの精度の大幅な向上を支援するために技術と知識を提供していると語った²⁵⁹。
- ▶ 韓国合同参謀本部の陳永承 (Chen Yong-cheng) 議長は、北朝鮮の大陸間弾道ミサイルの開発にロシアの技術が利用された可能性がある²⁶⁰と述べた。合同本部議長は、北朝鮮の核・ミサイル開発計画が急速進展しており、ロシアの支援の可能性が非常に高いと述べた²⁶⁰。
- ▶ 2025年12月、スペインの日刊紙「La Verdad」は、2024年に沈没したロシアの貨物船ウルサ・マジョール (Ursa Major) が北朝鮮向けの原子力潜水艦用原子炉の部品を積載していた疑いがあることを報じた²⁶¹。

また、中朝間の貿易や労働者の移動も制裁実施の課題となっている。後述する MSMT 第2回報告書で言及されているもののほか、2025年には以下のような動向が報じられた。

- ▶ 2019年から2024年まで、中国の漁船団は北朝鮮の船員を雇用していた。一方、多くの船

²⁵⁷ Jeong Tae Joo, "Race against Time: N. Korea's Push for Advanced Russian Nuclear Warhead Technology," *Daily NK*, May 2, 2025, <https://www.dailynk.com/english/race-against-time-north-korea-push-advanced-russian-nuclear-warhead-technology/>.

²⁵⁸ "North Korea Seeks AI Collaboration with Russia – Reports," *The Moscow Daily*, July 23, 2025, <https://www.themoscowtimes.com/2025/07/23/north-korea-seeks-ai-collaboration-with-russia-reports-a89927>.

²⁵⁹ Howard Altman, "Russia Giving North Korea Shahed-136 Attack Drone Production Capability: Budanov," *The War Zone*, June 9, 2025, <https://www.twz.com/news-features/russia-giving-shahed-136-attack-drone-production-capabilities-to-north-korea-budanov>.

²⁶⁰ "N. Korea may Have Used Russian Technology for New Long-range Missile, S. Korea Says," *TVP World*, October 14, 2025, <https://tvpworld.com/89463356/south-korea-north-korea-may-have-used-russian-tech-for-new-icbm>.

²⁶¹ Micah McCartney, "Sunken Russian Ship Was Carrying Nuclear Reactor Parts: Report," *Newsweek*, December 30, 2025, <https://www.newsweek.com/sunken-russian-ship-carrying-nuclear-reactor-parts-11286480>.

員が何年も上陸できないまま海上で強制労働をさせられていた²⁶²。

- 2023年上半期、北朝鮮から中国への輸出品目でタングステン鉱は第2位にランクされた。輸出額は1,350万ドルに達し、全体の7.7%を占めた²⁶³。
- 英国の研究機関であるオープンソースセンター（OSC）は2025年5月に公表した報告書で、2024年9月以来少なくとも6隻の外国籍船舶が国連安保理決議に違反し北朝鮮の港で石炭や鉄鉱石を積み込み、その積み荷を海外へ輸出したことを明らかにした。OSCが分析した衛星画像と自動船舶識別装置のデータによれば、これらの船舶は北朝鮮の石炭や鉄鉱石を外国の港（ほとんどが中国）に荷降ろしするために出航している²⁶⁴。

10月には、「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動を通じた国連制裁の違反及び回避」と題したMSMTの第2回報告書が公表された²⁶⁵。第2回報告書では、北朝鮮による暗号資産の窃取と利用、北朝鮮IT労働者の活動、北朝鮮による原子力施設や潜水艦等の情報の窃取について以下のような内容を報告した²⁶⁶。

- MSMT参加国の分析によれば、2024年に北朝鮮は少なくとも11億9,000万ドル相当の暗号資産を窃取した。これは2023年比で50%の増加である。2025年1月から9月にかけて北朝鮮は少なくとも16億4,500万ドルの暗号資産を窃取しており、すでに2024年の総額の推定を上回っている。
- 2024年、北朝鮮は全世界に所在するIT労働者から約3億5,000万ドルから8億ドルの収入を得たと推定される。これは前年度から小幅に減少した。
- 北朝鮮のIT労働者の圧倒的多数（1,000から1,500人）は中国に拠点を置いていた。一方、MSMT参加国は北朝鮮が新たに4万人の労働者をロシアに派遣する計画を立てていることを確認した〔…〕また、北朝鮮のIT労働者は、雇用の確保、支援の提供、北朝鮮関係者への収入の送金のため、日本、ウクライナ、UAE、米国など外国の仲介者に依存していた。
- 北朝鮮は、米国、英国、韓国、その他のMSMT参加国及び国連加盟国から核施設・核物質、軍用ドローン、潜水艦、造船技術に関する情報を入手しようと試みてきた〔…〕北朝鮮は、韓国と英国から半導体、ウラン処理、防空、ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）に関する設計図を盗み出し、その後技術を導入した。2023年に打ち上げられた北朝鮮の偵察衛星には、盗まれた韓国の光学機器と発射体技術が確認された。北朝鮮は

²⁶² “Chinese Fishing Vessels used North Korean Crews in Breach of UN Bans, a Report Says,” *Associated Press*, February 25, 2025, <https://apnews.com/article/north-korea-fishermen-chinese-vessels-80f49d6eb3d84431121b67fc15a4321c>.

²⁶³ 「北朝鮮産の戦略鉱物『タングステン』、中国に継続的に輸出…活発な取引実態が判明」 *Korea Wave*、2025年6月19日、<https://www.afpbb.com/articles/-/3584167>。

²⁶⁴ James Byrne, Joe Byrne, Alessio Armenzoni and Hamish Macdonald, “Back in Black: North Korea’s Resurgent Coal Trade,” *Open Source Centre*, May 7, 2025, <https://stories.opensourcecentre.org/back-in-black/>.

²⁶⁵ 外務省「多国間制裁監視チーム（MSMT）第2回報告書の公表」2025年10月22日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html。

²⁶⁶ MSMT, *The DPRK’s Violation and Evasion of UN sanctions through Cyber and Information Technology Worker Activities*, October 22, 2025. <https://www.mofa.go.jp/files/100922718.pdf>.

盗んだ韓国のコールドローンチ技術を応用し、潜水艦発射弾道ミサイルの開発期間を短縮した。

以上のように報告したうえで、国際社会への提言として、北朝鮮による制裁回避のためのサイバー能力の活用を検知・阻止・防止するための行動の検討、暗号資産取引の追跡能力の発展と窃取・洗浄された暗号資産を凍結・押収する法的権限の開発・実施など 11 項目を挙げた。

北朝鮮外務省は第 1 回報告書公表後の 6 月に発表した声明で、MSMT を「西側諸国の地政学的利益に従って運営される政治的手段であり、したがって他国の主権的な権利の行使を調査する正当性はない」として非難した²⁶⁷。

2025 年 9 月、韓国の統一相である鄭東泳 (Chung Dong-young) は、北朝鮮の核開発の阻止を喫緊の課題としながらも、制裁に効果がなく唯一の解決策は米朝間の首脳会談であると発言した²⁶⁸。12 月にも、同統一相は「北朝鮮の核・ミサイル能力の進歩は全て制裁、圧力、孤立化の段階で発生した」として、北朝鮮との対話のため制裁や圧力を放棄すべきとの考えを示した²⁶⁹。

イラン

2015 年の JCPOA 合意に伴い採択された国連安保理決議 2231 は、イランの制裁解除の根拠となっていた。しかし、同決議は 2025 年 10 月 18 日に期限となる停止日を迎えることになっており、停止日以降、過去の対イランの核不拡散関連決議のすべてが終了することになっていた。前述のようにイランの核開発に関する透明性や保障措置の履行について、イランと米国や E3 諸国 (ドイツ、フランス及び英国) と EU の間での隔たりは埋まらなかった。こうした中で、過去の国連安保理決議を再び課すスナップバック・メカニズムの発動による対イラン制裁の再開も、2025 年の注目点の一つとなっていた。

8 月 28 日、E3 諸国はイランとの間での交渉が進展しなかったことを受けて、安保理に対してスナップバック発動の手続きを通知した (スナップバックの発動を含む E3 諸国とイランの交渉については本章 (1) B 「イラン：核合意再建に向けた動向」を参照)。これを受けて、安保理では 9 月に議長国であった韓国が提案した決議案や中国とロシア提案による国連安保理決議 2231 号の延長に関する決議案の採決が行われたが、いずれも E3 諸国や米国等の反対により採択に至らなかった。9 月 27 日には、前述の E3 諸国の安保理への通知から 1 カ月が経過し、イランに再び過去 6 件の決議に基づく国連安保理制裁が科されることとなった。

E3 や米国の他に、調査対象国では、豪州、カナダ、日本、トルコ及び EU がスナップバック発動への支持や実際の制裁再開などを表明した²⁷⁰。

²⁶⁷ “North Korea Criticizes ‘hostile’ Monitoring Group’s Report on Russia Ties,” *Reuters*, June 2, 2025, <https://www.reuters.com/world/asia-pacific/north-korea-criticises-hostile-monitoring-groups-report-russia-ties-2025-06-01>.

²⁶⁸ “North Korea could Have Up to 2 Tonnes of Highly Enriched Uranium: Seoul,” *TRT World*, September 25, 2025, <https://www.trtworld.com/article/4f0188351218>.

²⁶⁹ Ji Da-gyum, “Unification Minister Rejects Sanctions, Pressure as Answer to N. Korean Nuclear Issue,” *The Korea Herald*, December 11, 2025, <https://www.koreaherald.com/article/10634672>.

²⁷⁰ Australian Department of Foreign Affairs and Trade, “Iran Country Brief,” <https://www.dfat.gov.au/geo/iran/iran-country-brief>; Global Affairs Canada, “Canada Announces Implementation of UN Sanctions against Iran over Nuclear Proliferation Activities,” Government of Canada, October 1, 2025, <https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2025/09/canada-announces-implementation-of-un-sanctions-against-iran-over-nuclear-proliferation-activities.html>; Ministry of Foreign Affairs of Japan, “Reapplication of United Nations Security Council Resolutions

安保理決議のもとで設置されたイラン制裁委員会及び専門家パネルは、JCPOA 成立後、イランの主張により終了した。その後は国連安保理決議 2231 号に基づき安保理が監視の責任を担っている²⁷¹。

JCPOA に基づき、イランの原子力関連資機材の調達、JCPOA のもとで設置された調達作業部会の承認を得なければならない。その件数は半年ごとに安保理に報告されてきた。2025 年 6 月の報告によれば、報告期間内に検討された提案はなかった²⁷²。

イランの核関連の不法な調達活動や技術移転について、調査期間中に以下のような情報が示された。

- ▶ 2024 年 11 月に、防衛技術革新機構 (SPND) とつながりのあるイランの原子力専門家らは、レーザー技術を専門とするロシア企業を訪問した。SPND と関連する調達ブローカー、ダマヴァンドテック (DamavandTec) の取締役が訪問団を率いた。また、2025 年 2 月には、当該ロシア企業は、ダマヴァンドテックの代表者との面会のためテヘランを訪問した²⁷³。
- ▶ SPND 傘下のイラン企業 (Imen Gostar Raman Kish 社) が英国企業製の放射線検知管を含む機器を販売していることが明らかになった。また、当該企業はフランスや米国の関連企業の製品販売も宣伝している。これは、イランの企業が現在も核関連の物資を調達していることを示している²⁷⁴。

ロシアのウクライナ侵攻開始以降、イランによるミサイルや無人機の提供が指摘されてきた。2025 年 6 月の報道によれば、ウクライナで発見された無人機の残骸からイラン製の妨害電波対策技術関連部品が発見された²⁷⁵。侵攻開始当初から、イランからロシアに 600 から 3,000 機のドローンが提供され、近年はロシアでの生産も拡大しているとの見方もある²⁷⁶。

また、2025 年 1 月にイランとロシアは「包括的戦略パートナーシップ条約 (Treaty on the

of sanctions against Iran (Statement by Foreign Minister IWAYA Takeshi),” September 28, 2025, https://www.mofa.go.jp/press/statement/pressite_000001_00004.html; “Turkey Freezes Assets of Iranian Entities After Activation of Snapback,” *WANA News Agency*, October 2, 2025, <https://wanaen.com/turkey-freezes-assets-of-iranian-entities-after-activation-of-snapback>; Rt Hon Winston Peters, “NZ reimposes UN sanctions on Iran,” The Official Website of the New Zealand Government, October 17, 2025, <https://www.beehive.govt.nz/release/nz-reimposes-un-sanctions-iran>; Council of the EU, “Iran sanctions snapback: Council reimposes restrictive measures,” September 29, 2025, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/09/29/iran-sanctions-snapback-council-reimposes-restrictive-measures/>.

²⁷¹ UN Security Council, Sanctions Committees, “Resolution 2231 (2015) on Iran Nuclear Issue,” Accessed March 5, 2026, <https://main.un.org/securitycouncil/en/content/2231/background>.

²⁷² S/2025/411, June 25, 2025.

²⁷³ “Iranian Nuclear Experts Held Second Covert Meeting with Russian Weapons Institute,” *Iran Watch*, November 18, 2025, <https://www.iranwatch.org/news-brief/iranian-nuclear-experts-held-second-covert-meeting-russian-weapons-institute>.

²⁷⁴ “Iranian Nuclear Scientists Sell Products with Croydon-made Parts,” *Iran Watch*, November 25, 2025, <https://www.iranwatch.org/news-brief/iranian-nuclear-scientists-sell-products-croydon-made-parts>.

²⁷⁵ Emma Burrowa, “Drone Debris Found in Ukraine Indicates Russia is Using New Technology from Iran,” *Associated Press*, June 62, 2025, <https://apnews.com/article/russia-iran-drones-shahed-ukraine-israel-strikes-3ddeb853845f0ea5f81878165af07bfd>.

²⁷⁶ “The Evolution of Shaheds: How Russia Scaled Its Drone Warfare,” *VGI-9*, October 13, 2025, <https://vgi.com.ua/en/the-evolution-of-shaheds-how-the-enemys-weapon-developed>.

Comprehensive Strategic Partnership)」に署名した²⁷⁷。条約では両国間での軍事技術協力に言及している他、原子力に関しては第23条で、「両国は原子力施設の建設を含む原子力平和利用の分野における共同事業を実施する目的で、長期的かつ互恵的な関係の発展を促進する」としている²⁷⁸。この条約は10月2日に発効した²⁷⁹。

拡散懸念国間の取引

北朝鮮制裁委員会専門家パネルの2021年3月の報告書では、北朝鮮とイランの間の長距離ミサイル開発計画に関する協力が再開されたと記載されたが²⁸⁰、2022年から専門家パネルの活動停止までの2024年までに刊行された報告書には、北朝鮮とイランの協力関係に関する記述は示されなかった。

核分野での北朝鮮とイランの協力関係に関しても懸念が示されてきたが、公開された証拠などに乏しく、そうした主張は立証されていない。

D) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) への参加

米国が2003年5月に提唱した「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」について、オペレーション専門家会合に参加する豪州、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、トルコ、英国、米国など21カ国に、イスラエル、カザフスタン、サウジアラビア、スウェーデン、スイス、UAEなどを加えた116カ国が、PSIの基本原則や目的への支持を表明し、その活動に参加・協力している²⁸¹。

PSIの実際の拡散阻止活動については、インテリジェンス情報が深く絡むこともあり、明らかにされることは多くない。他方、PSIのもとでは、拡散阻止訓練の実施とこれへの参加、あるいはアウトリーチ活動の実施を通じて、拡散阻止能力の強化が図られてきた。

2025年12月には、PSIのアジア太平洋地域の海上阻止訓練「パシフィック・シールド25 (Pacific Shield 25)」及びPSIの活動等について議論するオペレーション専門家会合が開催された。訓練には本調査対象国の豪州、日本、韓国、ニュージーランド及び米国が参加した他、オブザーバーとして調査対象国のうちカナダ、フランス、ドイツ、オランダ、ポーランド及び英国が参加した²⁸²。

米国は2025年4月14日から16日まで、スロベニアとの共催でPSIバルカン地域連携対話を開催した。調査対象国からは米国の他にオーストリア、フランス、韓国及びポーランドが参加した。

²⁷⁷ “Full text of Iran-Russia Comprehensive Strategic Partnership Treaty,” Official Website of the President of the Islamic Republic of Iran, January 17, 2025, <https://president.ir/en/156874>.

²⁷⁸ Ibid.

²⁷⁹ Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, “Foreign Ministry Statement in Connection with the Entry into Force of the Treaty on Comprehensive Strategic Partnership between the Russian Federation and the Islamic Republic of Iran,” October 2, 2025, https://mid.ru/en/foreign_policy/news/2050909/.

²⁸⁰ S/2021/211, March 4, 2021.

²⁸¹ U.S. Department of State, “Endorsing States List,” Proliferation Security Initiative, January 19, 2024, <https://www.psi-online.info/psi-info-en/botschaft/2205942-2205942>; “Proliferation Security Initiative,” <https://www.state.gov/bureau-of-international-security-and-nonproliferation/proliferation-security-initiative>.

²⁸² 外務省「我が国主催 PSI 海上阻止訓練『Pacific Shield 25』及びオペレーション専門家会合 (OEG) (結果)」2025年12月5日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_03063.html。

同対話では、WMD 拡散経路やその手段に関する情報共有や拡散対策事例研究からの経験共有、法的枠組みのギャップ特定に関する議論が行われた。また、複数の複雑な拡散関連シナリオを含む机上演習が1日をかけて行われた²⁸³。

米国はまた、6月3日から5日にかけてフィンランドと共催で北欧・バルト地域の対話を開催した。調査対象国からは他にフランス、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン及び英国が参加した。この対話でもバルカン地域と同様の議論や机上演習が実施された²⁸⁴。

北朝鮮による瀬取りなど海上での安保理決議に違反する活動に対して、海上自衛隊の護衛艦や哨戒機が2017年12月から日本海や黄海で警戒監視活動にあっており、瀬取りの様子は外務省ホームページに掲載されている²⁸⁵。警戒監視活動は2025年も継続して実施され、日米に加えて、これまでに豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド及び英国が参加している。

E) NPT 非締約国との原子力協力

2008年9月、NSGにおいて「インドとの民生用原子力協力に関する声明」が全会一致で採択され、インドによるIAEA保障措置協定追加議定書の締結や、核実験モラトリアムの継続などといったコミットメントを条件として、NSGガイドラインの適用に関するインドの例外化が合意された。その後、インドとの二国間原子力協力協定が、豪州、カナダ、フランス、日本、カザフスタン、韓国、ロシア及び米国との間で締結されてきた。

2025年には、インドへの原子力関連資機材の移転、移転に向けた供給国の規制当局の認可や規制の変更、原子力協力の拡大についての発言や声明があった。

ロシアは1月、建設中のクダンクラム(Kudankulam)原子力発電所6号機向けの圧力容器を出荷した²⁸⁶。また、ロシア国営の原子力企業ロスアトムは、インドに対して大規模及び小規模の原子力発電所プロジェクトの現地化に向けた協力を申し出たことを明らかにした²⁸⁷。

米国商務省は、輸出管理における取引制限対象となる団体を記載したエンティティ・リストの1月15日の改訂の中で、それまで掲載されていたインドの3事業体をリストから削除したことを公表した。商務省は、削除の理由を「インドの事業体[...]の削除は共通のエネルギー安全保障の需要と目標に向けた共同研究開発や科学技術協力を含む先進エネルギー協力への障壁を低減することで、米国の対外政策上の目標を支援する」と説明した²⁸⁸。2月に行われた米印首脳会談で発

²⁸³ U.S. Embassy in Slovenia, “United States and Slovenia Co-Host Proliferation Security Initiative (PSI) Balkans Regional Engagement in Ljubljana,” U.S. Embassy in Slovenia, April 18, 2025, <https://si.usembassy.gov/united-states-and-slovenia-co-host-proliferation-security-initiative-psi-balkans-regional-engagement-in-ljubljana/>.

²⁸⁴ U.S. Embassy in Finland, “U.S. and Finland Co-Host Proliferation Security Initiative Nordic/Baltic Regional Proliferation Security Initiative Engagement,” June 5, 2025, <https://fi.usembassy.gov/u-s-and-finland-co-host-nordic-baltic-regional-proliferation-security-initiative-engagement>.

²⁸⁵ 外務省「北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積替えの疑い」2025年11月18日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4_003679.html。

²⁸⁶ “The 320-tonne VVER-1000 Reactor Vessel is Travelling by Sea from Russia to India’s Kudankulam Nuclear Power Plant,” *World Nuclear News*, January 15, 2025. <https://www.world-nuclear-news.org/articles/reactor-vessel-shipped-for-kudankulams-sixth-unit>.

²⁸⁷ BRICS, “Russia Offers Localisation of Nuclear Plants in India,” October 29, 2025, <https://infobrics.org/en/post/62681>.

²⁸⁸ U.S. Department of Commerce, “Commerce Makes Revisions to the Entity List to Strengthen U.S. National

表された共同声明では、エネルギー安全保障に関する項目の一つとして「大規模な現地化と技術移転の可能性を通じ、米国設計の原子炉をインドに建設するために協力する計画を前進させ、米印の民生原子力協定を完全に履行する」との文言が盛り込まれた²⁸⁹。3月26日、エネルギー省は米国内の原子力関連企業に対して、インドにおける小型モジュール原子炉（SMR）建設の認可を与えた。この計画では、SMRの建設に当たり米国企業の技術がインド側の3企業と共有されることになっており、この認可によってインドへの技術移転が認められた²⁹⁰。

フランスも、2月の首脳会談で発表された共同声明の中で、既存のジャイタプール（Jaitapur）原子力発電所の計画を含む両国間の原子力協力に言及した²⁹¹。両国間では民生用原子力エネルギー問題に関する特別タスクフォースが設置され、SMRや改良型モジュール炉（AMR）といった新興の原子力技術の協力に関する議論が行われている²⁹²。

パキスタンに関しては、2010年4月に合意された中国によるパキスタンへの原子炉2基の輸出がNSGガイドラインに違反するのではないかと依然として批判されている。中国は、NSG参加以前に合意された協力には適用されないという祖父条項（grandfather clause）に基づきNSGガイドライン違反ではないと主張している²⁹³。中国はまた、それらの原子炉で用いる濃縮ウランも供給している²⁹⁴。中国のNSG参加が2004年であったことを考えると、とりわけこの合意が祖父条項によりNSGのもとで認められるか否かは、これら濃縮ウランの供与より前になされた2基の原子炉供与以上に疑わしい。両国は2023年6月にも、中国からパキスタンに7基目の原子炉を供給する契約に署名した²⁹⁵。

NAM 諸国は、NPT 非締約国との原子力協力について以下のように主張している。

NAM 諸国は、条約非締約国との原子力分野における協力の条件として、IAEA 包括的保障措置及び条約の厳格な遵守を通じて、例外なく核不拡散が追求され、実施されなければならないことを強調する。[...] 非核兵器国への原料物質もしくは特殊核分裂性物質、または特殊核分裂性物質の加工、使用もしくは製造のために特別に設計または準備された装置もしくは物質の移転のための新たな供給取極は、必要な前提条件として、IAEA 包括的保障措置、並びに核兵器または

Security,” January 15, 2025, <https://www.bis.gov/press-release/commerce-makes-revisions-entity-list-strengthen-us-national-security>.

²⁸⁹ White House, “United States-India Joint Leaders’ Statement,” February 13, 2025, <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/2025/02/united-states-india-joint-leaders-statement/>.

²⁹⁰ “U.S. Firm Approved to Build Nuclear Reactors in India,” *Arms Control Today*, May 2025, <https://www.armscontrol.org/act/2025-05/news-briefs/us-firm-approved-build-nuclear-reactors-india>.

²⁹¹ Ministry of External Affairs, India, “India – France Joint Statement on the visit of Shri Narendra Modi, Hon’ble Prime Minister of India to France (10-12 February 2025),” February 12, 2025, <https://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl%2F39071%2FIndia++France+Joint+Statement+on+the+visit+of+Shri+Narendra+Modi+Honble+Prime+Minister+of+India+to+France+1012+February+2025>.

²⁹² Ministry of External Affairs, India, “Second Meeting of the India-France Special Task Force on Civil Nuclear Energy (September 22, 2025),” September 22, 2025, https://www.mea.gov.in/press-releases.htm?dtl%2F40157%2FSecond_Meeting_of_the_IndiaFrance_Special_Task_Force_on_Civil_Nuclear_Energy_September_22_2025.

²⁹³ たとえば、Daniel Horner, “China, Pakistan Set Reactor Deal,” *Arms Control Today*, June 2010, <https://www.armscontrol.org/act/2010-06/china-pakistan-set-reactor-deal>.

²⁹⁴ “Pakistan Starts Work on New Atomic Site, with Chinese Help,” *Global Security Newswire*, November 27, 2013, <http://www.nti.org/gsn/article/pakistan-begins-work-new-atomic-site-being-built-chinese-help/>.

²⁹⁵ Ayaz Gul, “Pakistan Signs \$4.8 Billion Nuclear Power Plant Deal with China,” *Voa News*, June 20, 2023, <https://www.voanews.com/a/pakistan-signs-4-8-billion-nuclear-power-plant-deal-with-china/7144967.html>.

その他の核爆発装置を取得しないという国際的に法的拘束力のある約束の受諾を要求すべきである²⁹⁶。

イランは、イスラエルとの原子力協力について、2025年のNPT準備委員会で以下のように発言した。

NPTのすべての締約国は、イスラエルが非核兵器国として条約に加盟し、そのすべての核施設をIAEAの包括的保障措置下に置かない限り、イスラエルとの核協力を禁止すべきである²⁹⁷。

(6) 原子力平和利用の透明性

A) 透明性のための取組

平和的目的の原子力活動が核兵器への転用を意図したものではないことを示すための措置には、IAEA保障措置の受諾に加えて、自国の原子力活動及び今後の計画を明らかにするなど透明性の向上が挙げられる。IAEA追加議定書を締結する国は、核燃料サイクルの開発に関連する10年間の全般的な計画（核燃料サイクル関連の研究開発活動の計画を含む）をIAEAに報告することが義務付けられている。主要な原子力推進国も、原子力発電炉の建設計画をはじめとして、中長期的な原子力開発計画を公表している²⁹⁸。他方、原子力計画を公表していないものの核活動を行っている（と見られる）国（たとえばイスラエル、北朝鮮、シリア）、あるいは原子力計画を公表しているもののその計画にそぐわない核関連活動を行っていると思われる国（たとえばイラン）に対しては、核兵器拡散への懸念が持たれる可能性がある。

5核兵器国、ベルギー、ドイツ、日本及びスイスは、1997年に合意された「プルトニウム管理ガイドライン（INFCIRC/549）」のもとで、共通のフォーマットを用いて、民生用プルトニウムなど（原子力平和利用活動におけるすべてのプルトニウム、並びに当該国政府によって軍事目的には不要だとされたプルトニウム）の量を毎年、IAEAに報告することとなっている。上記9カ国のうち、中国は2018年以降、報告を提出していない。フランス、ドイツはプルトニウムだけでなく民生用HEUの量もあわせて報告した²⁹⁹。米国も毎年報告してきたが、2024年は報告書を公表せず、2025年も12月末までに公表されなかった³⁰⁰。

日本がIAEAに提出した上記の報告は、2025年8月5日に原子力委員会が公表した「令和6年度における我が国のプルトニウム管理状況」に基づくものであり、そこでは分離プルトニウムの管理状況が詳細に記載されている³⁰¹。

²⁹⁶ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.25, April 1, 2025.

²⁹⁷ “Statement by Iran,” Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 5, 2025.

²⁹⁸ 主要国の原子力発電を含む原子力開発の現状及び今後の計画については、世界原子力協会（World Nuclear Association）のホームページ（<http://world-nuclear.org/>）にも概要がまとめられている。

²⁹⁹ IAEA, “Communication Received from Certain Member States Concerning Their Policies Regarding the Management of Plutonium,” <https://www.iaea.org/publications/documents/infcircs/communication-received-certain-member-states-concerning-their-policies-regarding-management-plutonium>.

³⁰⁰ 英国は2024年の報告をONRのウェブサイト上に掲載した。Office for Nuclear Regulation, “2023 annual figures for holdings of civil unirradiated plutonium,” September 11, 2024, <https://www.onr.org.uk/publications/regulatory-reports/safeguards/annual-civil-plutonium-figures/2023-annual-figures-for-holdings-of-civil-unirradiated-plutonium>.

³⁰¹ 原子力政策担当室「令和6年度における我が国のプルトニウム管理状況」内閣府、2025年8月5日、<https://>

中国は、建設中の3カ所の再処理工場について詳細を明らかにしておらず、2基の建設中の高速増殖炉についても軍事目的への転用を意図していないことを明言していない³⁰²。近年、日本は多分に中国を念頭に置きつつ、民生用プルトニウム管理の透明性の維持を求め、プルトニウム管理のためのガイドライン(INFCIRC/549)の実施の重要性に言及してきた³⁰³。2025年のNPT準備委員会では、日豪が主導するNPDIが作業文書で、「2000年にNPT締約国が歓迎した透明性措置である『プルトニウム管理のためのガイドライン(INFCIRC/549)』の実施の重要性を強調し、平和的原子力活動におけるすべてのプルトニウムの保有量を毎年報告することを約束したすべての国に対して、その約束を履行するよう求める」とした³⁰⁴。

本報告書で調査対象となっている他の非核兵器国についても、核分裂性物質の保有量を公表しているか、あるいは少なくともIAEAに申告している核分裂性物質に関しては保障措置が適用されているという意味で、一定の透明性が確保されていると言える。

B) 核燃料サイクルの多国間アプローチ

非核兵器国が独自の濃縮・再処理技術を取得することを抑制する施策の一つとして、ウラン濃縮・再処理施設の利用を多国間で共有するという、核燃料サイクルの多国間アプローチが検討されてきた。これまでに、オーストリア、ドイツ、日本、ロシア、英国、米国及びEUがそれぞれ、また6カ国(フランス、ドイツ、オランダ、ロシア、英国及び米国)は共同で提案を行った。

様々な構想のなかで具体的に進展しているのが核燃料バンクである。ロシアのアンガルスク(Angarsk)に設置されたロシア独自の国際ウラン濃縮センターに続き、2017年8月には、核脅威イニシアティブ(NTI)、クウェート、ノルウェー、UAE、米国及びEUの拠出を得て³⁰⁵、IAEAが管理運営を委託したLEUを保管するIAEA・LEUバンクがカザフスタンに開設され、運用を開始した³⁰⁶。

2025年には、前述のMenaraが中東地域における構想として示された。Menaraで構想されている参加国による事業の一つにはウラン濃縮が含まれている(本章(1)C)参照)。また、イランも2025年5月、米国との交渉の中でUAEやサウジアラビアと共同でのウラン濃縮事業に関する提案を行ったことが報じられた(本章(1)B)参照)。

www.aec.go.jp/bunya/04/plutonium/20250805.pdf。

³⁰² IPFMの2024年の分析によると、中国は新たに1カ所の再処理工場の建設を開始したとされる。また、3カ所の再処理工場のうち1カ所は2025年に稼働開始予定とされている。“China Starts Construction of a Third Demonstration Reprocessing Plant,” *IPFM Blog*, December 24, 2024, https://fissilematerials.org/blog/2024/12/china_starts_construction_2.html.

³⁰³ たとえば、“Statement by Japan,” First PrepCom for the 11th NPT RevCon, July 31, 2023; “G7 Leaders’ Hiroshima Vision on Nuclear Disarmament,” May 19, 2023,などを参照。

³⁰⁴ NPT/CONF.2026/PC.III/WP.30, April 3, 2025.

³⁰⁵ 設立経費とその後20年間の運営費として、計約1億5,000万ドルが拠出された。

³⁰⁶ 核燃料バンクに関するNTIの当初の提案では、燃料供与の条件を「核燃料サイクル施設の保有を放棄した国」としていた。しかしながら、ロシアのセンター及びカザフスタンの核燃料バンクのいずれにも、そうした条件は含まれていない。

第3章 核セキュリティ¹

(1) 核物質及び原子力施設の物理的防護

国際原子力機関 (IAEA) によれば、核セキュリティとは「核物質、その他の放射性物質、関連施設、または関連活動が絡むか、あるいは、それらに向けられた犯罪または意図的な不正行為の防止、検知、及び対応」である²。その主な対象は、非国家主体による核物質及びその他の放射性物質の盗取、その関連施設に対する妨害破壊行為である。

A) 核物質

核爆発装置の製造を試みようとするテロリストなどの悪意を持つ者にとって、兵器に直接利用可能な高濃縮ウラン (HEU)³ 及び分離プルトニウムといった核物質は魅力的な存在になりうる。そのため、各国の核セキュリティへの取組を評価するうえで、これらの物質の保有量及びその貯蔵施設の有無は重要となる。各種の公開情報によれば、本報告書で調査対象国の HEU 及び分離プルトニウムの保有量はそれぞれ、表 3-1、表 3-2 に示すとおりである。

各国における HEU 及び分離プルトニウムの保有量は推定値を多く含んでおり、不確実性が極めて高いものの、2025 年は世界におけるこれらの物質の総量は軍事用と民生用を合わせて、前年のおおよそ 1,819.7 トンから 1,820.1 トンへとわずかに増加したと推定されている。この小幅な増加は、HEU 在庫の減少と分離プルトニウム保有量の増加が同時に進行した結果を反映している。

長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) は、これらの物質の総量を、核兵器生産能力に換算した指標で示している。この算定方法に基づく、2025 年における世界全体の核兵器数は 11 万 3,600 発と推定されており、前年の推計値である 11 万 2,880 発と比べて約 720 発の増加となっている。

HEU の総量は前年の 1,256.3 トンから 1,252.9 トンに減少したものの、軍事用の HEU については増加がみられた。このうち、インドとパキスタンの保有量が前年比でそれぞれ 0.4 トン、0.2 トン増加した。インドは海軍推進用 (原子力潜水艦燃料) の HEU (30 ~ 45% 濃縮) を生産し続けていると見られている⁴。

非軍事用に関しては、ロシアと米国でそれぞれ 2 トンずつ保有量が減少した。イランについては、2025 年 6 月 13 日から 24 日にかけてイスラエルがイランの原子力施設を攻撃するまで、HEU の生産を継続していた。2025 年 11 月に公表された IAEA の最新報告書によれば、イランは同年 6 月 13 日時点で 60% に濃縮された六フッ化ウラン (UF₆) を合計 440.9kg 保有しており⁵、これは

¹ 第3章「核セキュリティ」は有賀海によって執筆された。本章の執筆にあたっては、『ひろしまレポート 2025 年版』の本章 (奥田将洋氏及び堀部純子氏執筆) を参考にした。

² IAEA, “Nuclear Security Series Glossary Version 1.3 (November 2015) Updated,” p. 18. 核セキュリティ上の脅威対象、リスクシナリオなどに関しては、『ひろしまレポート 2023 年版』134 頁を参照。

³ 長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) 「高濃縮ウランの保有量 2025 版」によると、核兵器の材料となりうるのは濃縮度が 20% 以上の HEU である。大半は濃縮度が 90% 以上と推定される。

⁴ SIPRI Yearbook 2025: Armaments, Disarmament and International Security, Stockholm International Peace Research Institute, Oxford University Press, 2025, p. 265.

⁵ IAEA, NPT Safeguards Agreement with the Islamic Republic of Iran, GOV/2025/65, November 12, 2025, p. 5.

表 3-1 高濃縮ウラン保有量

国	軍用(トン)	非軍用(トン)	総量
中国	14.0	0.0 **	14.0
フランス	25.0	5.363	30.363
ロシア	672.0	6.0	678.0
英国	21.9	0.6	22.5
米国	450.4	30.6	481.0
インド	5.7	0.0**	5.7
イスラエル	0.3	0.02	0.32
パキスタン	5.3	0.0	5.3
北朝鮮	0.7	0.0	0.7
その他*			
(非核兵器国)		15.0***	15.0
総量	1,195.3	57.583	1,252.883

主に長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) 「世界の核物質データ 2025 版」(2023 年末時点のデータ) 及び INFCIRC 文書に基づくデータをもとに、筆者作成。

* 本調査対象 10 カ国(豪州、ベルギー、カナダ、ドイツ、イラン、日本、カザフスタン、オランダ、ノルウェー、南アフリカ) を含む 13 カ国。

** 保有量は 100kg 未満だが、詳細は不明。

*** RECNA 「世界核物質データ 2025 年版」の数値を引用。なお実際の高濃縮ウランの量は濃縮度の詳細が公表されていないため推計によるとされ、RECNA は「正確には 3.9 トン (100% 濃縮の場合) ~ 19.5 トン (20% 濃縮の場合)」としている。

【以下、RECNA による注意書き】「核物質量は推定値や組成で不確実性が高いため、合計数値は丸めた数値となっている。「軍用とは核兵器内にあるか、核兵器に使用する目的の高濃縮ウラン、または原子力推進軍艦の原子炉燃料用に用いられる高濃縮ウラン(使用済みを含む)をいう。非軍用とは、研究・試験炉の燃料中の高濃縮ウラン、及び軍事目的としては余剰と公表された高濃縮ウランをいう。」

出典) RECNA 「世界の核物質データ 2025 年」; International Panel on Fissile Material (IPFM) , “Materials: Highly enriched uranium,” April 28, 2025, <https://fissilematerials.org/materials/heu.html>; INFCIRC/549/Add.5/29, September 11, 2025 (フランス) ; INFCIRC/549/Add.8/27, June 11, 2025 (英国) .

2024 年 10 月 26 日に IAEA が実施した測定と比べて 258.6kg の増加であった⁶。

なお、米国が推進する「グローバル脅威削減イニシアティブ (GTRI)」などの取組を通じて、これまでに 34 カ国と台湾が民生用 HEU を除去している。こうした HEU 最小限化の取組(本章(3)(A)を参照)は引き続き進められており、世界の在庫量は減少傾向にある。他方で、世界に存在する HEU の約 95% を軍用が占めていることから、民生用のみならず軍用 HEU の核セキュリティ確保も引き続き重要である。

分離プルトニウムに関しては、軍用について、インドの保有量は 0.7 トン、イスラエルでは 0.05 トン、パキスタンでは 0.08 トン、米国では 0.2 トン、前年に比べてそれぞれ推計の保有量が増加した。民生用については、フランスの保有量は 3 トン増加した。さらに、ロシアと英国の保有量もそ

⁶ IAEA, *Verification and monitoring in the Islamic Republic of Iran in light of United Nations Security Council resolution 2231 (2015)*, GOV/2024/61, November 19, 2024, p. 9.

表 3-2 分離プルトニウム保有量

国	軍事用(トン)	非軍事用(トン)	合計
中国	2.9	0.04	2.94
フランス	6.0	99.25**	105.25
ロシア	88.0	104.9	192.9
英国	3.2	116.8	120.0
米国	38.4	49.2	87.6
インド	10.6	0.4	11.0
イスラエル	0.9		0.9
パキスタン	0.58		0.58
日本		44.4** (うち 35.8 トンは海外保有)	44.4
北朝鮮	0.04		0.04
その他*		1.6	1.6
合計	151	416.59	567.21

この表は、RECNA「世界の核物質データ 2025 年版」(2023 年末時点のデータ)及び INFCIRC 文書に基づき、著者が作成したものである。

* ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、スイス、スペインの国外保有分。

** INFCIRC/549 のデータ。

【以下、RECNA による注意書き】「核物質量は推定値や組成で不確実性が高いため、合計数値は丸めた数値となっている。北朝鮮のみ小数点第 2 位まで示しているのは、100 キログラム以下ではあるが保有していることを明示するため。中国の数値は 2016 年末現在。それ以降公表されていない。軍事用とは核兵器内にあるか、核兵器に使用する目的の分離プルトニウム、及び将来に軍事利用の余地を残したまま貯蔵している分離プルトニウムをいう。非軍事用とは、民生用原子炉の使用済み燃料から分離したプルトニウム、及び兵器用としては余剰と公表されたプルトニウムをいう。」

出典) RECNA「世界の核物質データ 2025 年版」; INFCIRC/549/Add.5/29, September 11, 2025 (フランス)
INFCIRC/549/Add.1/28, August 14, 2025 (日本); "Materials: Plutonium," *IPFM Blog*, April 28, 2025,
<https://fissilematerials.org/materials/plutonium.html>.

それぞれ 0.4 トン増加した。軍事用及び民生用双方を含む分離プルトニウムの世界的な保有量は近年増加傾向にあり、2025 年も昨年から 0.98 トン増加した。

B) 放射性物質

2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件以降、放射性物質の発散装置(いわゆる「汚い爆弾(dirty bomb)」)の脅威も懸念されるようになった。そのため、核セキュリティの取組の対象には核物質だけでなく、その他の放射性物質も含まれる。なかでも、放射線源は医療から農業に至るまで、幅広い分野において世界中で広く利用されている。これらは一般的に、兵器利用可能な核物質ほどには防護が厳格ではない場所に保管されているため、盗取のリスクが相対的に高いと言え、セキュリティ確保に向けた国際的な取組の一層の強化が求められている。

こうした放射線源の核セキュリティに関連する重要な国際文書として、2003 年 9 月に IAEA 理事会で採択された「放射線の安全及びセキュリティに関する行動規範」(以下「行動規範」)があ

る⁷。本行動規範に法的拘束力はないが、2025年8月現在、イランと北朝鮮を除く本調査対象国を含む153カ国が、これに政治的コミットメントを表明している。さらに153カ国中140カ国が、本行動規範の補足文書である「放射線源の輸出入に関するガイダンス」に基づき、また75カ国は「使用されなくなった放射線源の管理に関するガイダンス」に基づいて行動する意向をIAEAに通知している⁸。ただし、行動規範への政治的コミットメントを表明した調査対象国の間でも、これら補足ガイダンスへの取組状況には差異がみられ、一部の国では特定のガイダンスへのコミットメントやIAEAが求める質問票への対応が行われていない。

一方、行動規範やその補足文書を実施する上で、アラブ首長国連邦とジンバブエは、IAEAが主催する2つの地域会議を開催し、経験と教訓を共有した。

米国エネルギー省の国家核安全保障局(NNSA)は、核脅威削減に関する議会報告書において、これまでの取組として2024会計年度に国内外で計75個の高放射性装置を廃棄したと報告した⁹。

2025年7月、IAEA加盟国のうち121カ国が、2018年の「使用されなくなった放射線源の管理に関する補足ガイダンス」公表後初となる対面会議に出席した¹⁰。参加者はガイダンス実施から得た経験や教訓、課題について議論した。その際、IAEA放射線・輸送・廃棄物安全課のヴァンデンホーヴェ(Hildegard Vandenhove)課長は、「放射線源のライフサイクル全体にわたる管理において、行動規範とガイダンスが各国の取組を支援する上で極めて重要な役割を果たしている事例を数多く耳にした。これは行動規範とガイダンスを持続的に実施することの重要性を裏付けるものだ」と述べた。

C) 原子力施設

施設

妨害破壊行為が発生した場合、潜在的に深刻な放射線影響が生じうる原子力関連施設には、発電用原子炉、研究炉、ウラン濃縮施設、再処理施設、並びに使用済燃料及び放射性廃棄物の貯蔵施設が挙げられる。ウラン濃縮施設及び再処理施設については、HEUや分離プルトニウムを入手しうることから、核爆発装置を製造しようとするテロリストなど悪意ある者にとって、最も魅力的な原子力関連施設と考えられる。本調査対象国の発電用原子炉、研究炉、ウラン濃縮施設及び再処理施設の保有状況は、表3-3のとおりである。

発電用原子炉については、2025年12月1日時点で、稼働可能なものが全世界(31カ国¹¹)に438基(-1)、建設中が71基(+5)、計画段階が114基(+27)、建設提案中が320基(-

⁷ 本行動規範の主な目的は、放射線源の安全と核セキュリティの高いレベルでの達成、放射線源への不正なアクセス、盗取及び不法移転の防止によって、個人、社会及び環境に有害な影響が引き起こされることを抑止すること、並びに事故や悪意ある行為により引き起こされる放射線影響を最小化することである。

⁸ IAEA, *Nuclear Security Report 2025*, GOV/2025/41-GC(69)/8, July 24, 2025, p. 14; "List of States," IAEA, August 26, 2025. https://nucleus.iaea.org/sites/ns/code-of-conduct-radioactive-sources/Documents/Status_list%2026%20August%202025.pdf.

⁹ National Nuclear Security Administration, *2024 Year in Review*, December 19, 2024, p. 10, https://www.energy.gov/sites/default/files/2024-12/2024%20NNSA%20Year%20in%20Review_508.pdf.

¹⁰ IAEA, "Management of Disused Radioactive Sources: IAEA Safety and Security Guidance," July 3, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/news/management-of-disused-radioactive-sources-iaea-safety-and-security-guidance>.

¹¹ 台湾の最後の原子炉は2025年5月に停止した。

表 3-3 各国の核燃料サイクル関連活動

	発電用原子炉	研究炉	ウラン濃縮施設	再処理施設
中国	○	○	○ (b)	○
フランス	○	○	○	○
ロシア	○	○	○	○ (b)
英国	○	○	○	△
米国	○	○	○	○
インド	○	○	○ (a)	○ (b)
イスラエル		○		○ (a)
パキスタン	○	○	○ (a)	○ (a)
豪州		○		
ベルギー	○	○		
ブラジル	○	○	○	
カナダ	○	○		
フィンランド	○	△ (d)		
ドイツ	△ (d)	○	○	
イラン	○	○	○	
日本	○	○	○	△ (e)
カザフスタン	△ (d)	○		
韓国	○	○		
メキシコ	○	○		
オランダ	○	○	○	
ノルウェー		△ (d)		
南アフリカ	○	○		
スウェーデン	○	△ (d)		
スイス	○	○		
トルコ	△ (c)	△		
アラブ首長国連邦	○			
北朝鮮		○ (a)	○	○ (a)

[○ : 運用状況あり △ : 運用状況なし (計画段階や閉鎖・解体予定、あるいは運用状況や実態が不明など)]

(a) 軍事利用 (b) 軍事及び民生利用 (c) 建設中 (d) 閉鎖・解体中 (e) 試験運転中

出典) IAEA, Power Reactor Information System, <https://pris.iaea.org/pris/>; IAEA, Research Reactor Database, <https://nucleus.iaea.org/RRDB/RR/ReactorSearch.aspx?filter=0>; “Facilities: Enrichment facilities,” IPFM, April 28, 2025; “Facilities: Reprocessing Plants,” International Panel on Fissile Materials, April 28, 2025; “Yongbyon Nuclear Scientific Research Center: Modernization and Expansion in 2025,” 38 North, November 21, 2025, <https://www.38north.org/2025/11/yongbyon-nuclear-scientific-research-center-modernization-and-expansion-in-2025/>; “Enrichment plant in Rokkasho prepares to resume operations,” IPFM, October 14, 2025, https://fissilematerials.org/blog/2025/10/enrichment_plant_in_rokka.html.

24) ある(括弧内は前年からの増減)¹²。ただし、データは随時更新されるため、数値は変更される可能性がある。

近年、地球温暖化対策やエネルギー安全保障の観点から、世界で原子力発電推進の動きが強まっている。現在、約 30 カ国が原子力発電プログラムを検討・計画または新規に開始しており、さらに約 20 カ国が何らかの形で関心を示しているとされる¹³。

こうした状況下で、中国とロシアは原子炉輸出の国際市場で大きなシェアを占めるようになった。世界原子力協会(WNA)によれば、2025年12月時点で、中国は12カ国へ原子炉を輸出する見通しである。これにはパキスタンなどの従来からの協力国に加え、中東・アフリカ地域ではケニア、スーダン、エジプトなどが含まれる¹⁴。ロシアも現在6カ国で原子力発電所を建設中であり、エジプト、バングラデシュ、ウズベキスタンなど原子力発電の導入を計画している13カ国と協議中である¹⁵。

研究炉については、2025年12月時点で、全世界(72カ国)に845基(+5基)があり、内訳は以下のとおりである¹⁶。

- 稼働状態(Operational) : 228基(+1)
- 一時的に稼働停止中(Temporary Shutdown) : 7基(±0)
- 建設中 : 12基(+1)
- 計画中 : 11基(+10)
- 稼働停止延長(Extended Shutdown) : 10基(-2)
- 永久稼働停止(Permanent Shutdown) : 56基(+1)
- 廃止・解体(Decommissioned) : 457基(+6)
- 解体中 : 68基(-1)
- (括弧内の数値は前年からの増減)

一方、研究炉用のHEU使用済核燃料集合体に目を向けると、濃縮度が20%を超えるものは全世界に20,665体ある¹⁷。そのうち濃縮度が90%以上のものは9,390体あり、前年から93体減少した。地域別では、東欧に11,003体、西欧に4,206体、北米に1,623体、極東に1,704体、東南アジア・太平洋地域に1,450体、アフリカに433体、中東・南アジアに139体、ラテンアメリカに107体となっている¹⁸。このように多くの使用済HEU燃料集合体が世界に存在する状況は、

¹² “World Nuclear Power Reactors & Uranium Requirements,” World Nuclear Association, December 1, 2025, <https://world-nuclear.org/information-library/facts-and-figures/world-nuclear-power-reactors-and-uranium-requirements>.

¹³ “Emerging Nuclear Energy Countries,” World Nuclear Association, November 18, 2025, <https://world-nuclear.org/information-library/country-profiles/others/emerging-nuclear-energy-countries>.

¹⁴ “Nuclear Power in China,” World Nuclear Association, December 3, 2025, <https://world-nuclear.org/information-library/country-profiles/countries-a-f/china-nuclear-power#nuclear-technology-exports>.

¹⁵ “Nuclear Power in Russia,” World Nuclear Association, May 1, 2025, <https://world-nuclear.org/information-library/country-profiles/countries-o-s/russia-nuclear-power>.

¹⁶ IAEA, “Research Reactor Database,” February 12, 2026, <https://nucleus.iaea.org/rrdb/#/home>.

¹⁷ IAEA, “Worldwide HEU and LEU Assemblies by Enrichment,” February 12, 2026, <https://nucleus.iaea.org/rrdb/#/reports/summary-report/WorldwideHEUandLEUassembliesbyEnrichment>.

¹⁸ IAEA, “Regionwise Distribution of HEU and LEU,” February 12, 2026, <https://nucleus.iaea.org/rrdb/#/reports/summary-report/RegionwisedistributionofHEUandLEU>.

研究炉施設における HEU の盗取防止対策に加え、妨害破壊行為を防止するための対策強化が引き続き重要であることを示している。

新興技術がもたらすリスク

無線航空機 (UAV)

原子力施設に対する妨害破壊行為に関しては、前年度版の『ひろしまレポート』で報告のとおり、ドローンなどの UAV による関連事案が少なくない。ドローンは原子力発電所において点検、監視、調査を目的とした使用が増加する一方で、核セキュリティ上の脅威が懸念される。原子力施設は堅牢な防護を備えた建物であり、小型商業用ドローン単独で即座に大規模な放射線放出を引き起こす可能性は低いとされているものの、最近の事例は、ドローン攻撃が依然として深刻な原子力安全・核セキュリティ上のリスクをもたらすことを示している。

2025 年 11 月には、ベルギーのドール (Doel) 原子力発電所の上空で 5 機のドローンが飛行しているのが確認され、警備体制の強化と国民の懸念を招き、フランケン (Theo Francken) 国防相は、「ロシアは明らかに有力な容疑者の一つである」と発言した¹⁹。韓国では、1 月から 11 月の間に、原子力発電所を標的とした違法なドローン事案が 155 件確認された²⁰。同年 7 月日本では、玄海原子力発電所で当初ドローン侵入の可能性があると報告された事案について、警察は、ドローンではなく航空機の灯火であった可能性が高いとの見解を示した。ただし、ドローンであった可能性を完全には否定できないとされている²¹。本件は、核物質防護に関連するものとして日本で初めて緊急情報が公表された事例となり、探知、識別、対応体制のあり方について改めて注目を集める契機となった。スペインでは、2025 年 5 月、コフレンテス (Cofrentes) 原子力発電所の制限空域へのドローン侵入が監視システムによって探知され、当局は操縦地点を特定し、操縦者に対して法執行上の措置を講じた²²。さらに、ドイツでは、2024 年に北部ドイツの重要インフラ上空で繰り返し確認されたドローン飛行を受け、当局が捜査を開始した。これには、廃炉措置中の原子力発電所を含むブリュンスビュッテル (Brunsbüttel) 工業地域が含まれており、諜報活動や破壊工作の可能性が指摘された²³。スウェーデンにおいては、2022 年に国内の 3 カ所の原子力発電所上空で無許可のドローンが確認され、国家治安局が捜査を引き継ぐ事態となった²⁴。

こうした状況を背景に、複数の国において、原子力施設におけるドローン関連事案への探知、識別及び対応体制の在り方について、改めて見直しが進められている。たとえば、前述の事案を受けて、日本の警察庁は有識者会合を開催し、その報告書において、ドローンと航空機の識別

¹⁹ Elena Girodano, “Belgium flounders as 5 drones buzz nuclear power plant,” *Politico*, November 10, 2025, <https://www.politico.eu/article/drones-spotted-belgium-nuclear-plant-doel-airspace-incursions/>.

²⁰ Jung Min-hee, “Illegal Drones Detected 277 Times at Airports and Nuclear Plants Last Year,” *Business Korea*, January 2, 2026, <https://www.businesskorea.co.kr/news/articleView.html?idxno=260070>.

²¹ 「玄海原発上空の光、航空機をドローンと勘違いか：県警本部長が答弁」『朝日新聞』2025 年 9 月 19 日、<https://www.asahi.com/articles/AST9M2VKYT9MTTHB00DM.html>.

²² Alex Trelinski, “Pilot Arrested After Flying Drone Over Protected Nuclear Power Plant in Spain,” *The Olive Press*, May 19, 2025, <https://www.theolivepress.es/spain-news/2025/05/19/drone-flew-into-protected-airspace-over-nuclear-power-plant-in-spain/>.

²³ “Germany investigates drone flights over industrial park,” *DW*, August 22, 2024, <https://www.dw.com/en/germany-investigates-drone-flights-over-industrial-park/a-70021895>.

²⁴ “Swedish Security Service investigates drones at three nuclear plants,” *Reuters*, January 17, 2022, <https://www.reuters.com/world/europe/swedish-security-service-investigates-drones-three-nuclear-plants-2022-01-17/>.

の困難さ、対応権限の明確化、警察と原子力施設管理者との連携強化といった課題を指摘した²⁵。あわせて、ドローンの航続距離の延長、速度や最大搭載量の向上といった性能の急速な進化に加え、低コストで広く入手可能であることが、脅威の性質を変化させていると指摘している。たとえば、ドローンが既存の飛行規制区域の外からも操縦可能になっていることを、原子力施設をはじめとする重要施設の防護保護上の新たな課題として捉えており、保護空域の拡大や対応権限及び罰則の強化について検討が進められている²⁶。こうしたことから、核セキュリティ戦略は、原子炉建屋そのものの堅牢性とどまらず、外部電源、使用済燃料・廃棄物施設、制御・支援施設などの関連インフラを含め、意図的または不注意によるドローン飛来からの防護にも、ますます重点が置かれつつある。

同様の懸念を踏まえ、米国原子力規制委員会（NRC）は、商用ドローンの広範な普及が原子力発電所の核セキュリティにもたらす課題が拡大していることを強調している²⁷。NRCは2024年に規制枠組みを改正し、原子力発電所の事業者に対し、施設上空で確認されたすべてのドローンの飛行事案を報告することを義務付けた。これらの報告は、NRCに加え、連邦航空局（FAA）、連邦捜査局（FBI）及び地元の法執行機関とも共有される。米国の原子力施設の警備部隊にはドローンを迎撃または無力化する権限は付与されていないものの、NRCは、原子力発電所が本質的に堅牢な構造を有し、訓練を受け武装した警備要員、物理的障壁、監視システムなど、設計基準脅威に対応する多層的なセキュリティ対策によって防護されている点を強調した。さらにNRCは、ドローンの使用を含むテロ及び犯罪の戦術・手法の変化について、情報機関や法執行機関と連携しながら継続的に分析を行い、新たに出現するリスクに照らして既存のセキュリティ要件が引き続き十分であるかを評価していると述べている。

国際的なレベルでも、規制及びセキュリティ枠組みの適応に焦点を当てた対応が進められている。2025年5月、IAEAは「航空・地上・海上無人システムの核セキュリティへの影響」に関する協調研究プロジェクト（CRP）を開始した²⁸。この3年間のプロジェクトは、ドローンを含む無人システムの急速な進化に伴うリスクに対応するため、核セキュリティの枠組みを強化する実践的な知見や戦略を提供することを目的としている。

サイバー攻撃

こうした原子力施設に対するUAVの潜在的な脅威に加えて、サイバー攻撃の脅威も多様化、複雑化しており、これらへの対策は技術先進国を含め、各国の大きな課題となっている。デジタル化は利便性が高くメリットもある一方で、原子力施設の原子力安全及び物理的防護システムのデジタル機器・技術への依存はサイバーリスクを高めることが懸念される。それらのシステムへのサイバー攻撃は、核物質の盗取、あるいは放射性物質の放出につながる破壊行為を行い易くする目的

²⁵ 警視庁「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書（案）」2025年12月、<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/council/kaighishiryou/3shiryou2.pdf>

²⁶ 警察庁「第1回 違法なドローン飛行対策に関する検討会」2025年10月7日、<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/council/kaighishiryou/1shiryou3.pdf>

²⁷ “Drones and Nuclear Power Plant Security,” U.S. NRC, January 2025, <https://www.nrc.gov/reading-rm/doc-collections/fact-sheets/fs-drone-pwr-plant-security>.

²⁸ IAEA, “Nuclear Security Implications of Uncrewed Aerial, Ground, and Maritime Systems,” May 2025, <https://www.iaea.org/projects/crp/j02018>.

にも使用されかねない²⁹。こうした懸念は多くの国で共有されつつあり、IAEA加盟国の間でもこの分野における支援の需要が高まっている³⁰。これを受けて、IAEAは規制制度、事案への対応や評価といった関連する訓練コースを開催し支援している。IAEAの『核セキュリティ報告書2025』によれば、フランス、日本、韓国、トルコなどがIAEAの研修やワークショップを開催した³¹。

原子力施設に対するサイバー攻撃の試みや、施設における規制上の不備の事例も報告されている。米国では、NNSAがマイクロソフト社の文書管理ソフト「SharePoint」のハッキングを通して侵入された。機密情報や機微情報の漏洩は確認されていないが、マイクロソフト社は中国政府が支援するハッカーによる攻撃と指摘している³²。さらに、2025年3月と4月には、NoName057(16)として知られる親ロシア派のハクティビスト集団がフラマトム(Framatome)やドール(Doel)原子力発電所、ティアンジュ(Tihange)原子力発電所を含む原子力分野の組織に対して、分散型サービス拒否攻撃を実行したと主張した。ただし、運転システムや安全関連システムが侵害されたことを示す証拠は確認されていない³³。その後、欧州刑事警察機構(Europol)及び欧州司法機関(Eurojust)は、欧州における重要インフラに対する同集団の広範なDDoS攻撃活動に関連して、国際的な法執行作戦を調整し、NoName057(16)のボットネット基盤の大部分を解体するとともに、関係者を逮捕した³⁴。

さらに、サイバーセキュリティ企業は、ハクティビストや国家主体が関与する形で、エネルギー施設や原子力施設を標的とした攻撃キャンペーンが世界的に増加していると報告している³⁵。スロベニアなど一部の国では、原子力発電所の事業者と連携した包括的なサイバーセキュリティ演習を実施し、サイバー事案発生時の即応性や関係機関間の連携体制の検証が行われた³⁶。日本においては、日本原子力研究開発機構(JAEA)の再委託先事業者における情報漏えい事案が明らかとなり、サイバーリスクが制御システムにとどまらず、機微な情報ネットワークにも及ぶことが改めて示された³⁷。

人工知能(AI)

AI技術の目覚ましい発展に伴い、核セキュリティの文脈でも、AIのリスクと利点を検討する動きが見られる。IAEAは2025年12月3日から4日にかけて、初の「人工知能と原子力エネルギー

²⁹ Van Dine, A. et al., “Outpacing Cyber Threats Priorities for Cybersecurity at Nuclear Facilities,” *Nuclear Threat Initiative*, 2016, p. 10.

³⁰ IAEA, *Nuclear Security Review 2025*, p. 21.

³¹ IAEA, *Nuclear Security Report 2025*, op. cit., pp. 17-8.

³² Ari Natter, “Nuclear Weapons Agency Breached in Microsoft SharePoint Hack,” *Bloomberg*, July 23, 2025, <https://www.bloomberg.com/news/articles/2025-07-23/us-nuclear-weapons-agency-breached-in-microsoft-sharepoint-hack>.

³³ “Cyber Threats Against Energy Sector Surge as Global Tensions Mount,” *Resecurity*, April 15, 2025, <https://www.resecurity.com/ar/blog/article/cyber-threats-against-energy-sector-surge-global-tensions-mount>.

³⁴ “Global operation targets NoName057(16)pro-Russian cybercrime network,” Europol, July 16, 2025, <https://www.europol.europa.eu/media-press/newsroom/news/global-operation-targets-noname05716-pro-russian-cybercrime-network>.

³⁵ “Cyber Threats Against Energy Sector Surge as Global Tensions Mount,” op. cit.

³⁶ “KiVA2025 - Cyber Security Exercise at Nuclear Facilities,” Slovenian Nuclear Safety Administration, December 5, 2025, <https://www.gov.si/en/news/2025-12-05-kiva2025-cyber-security-exercise-at-nuclear-facilities>.

³⁷ 「個人情報漏えいの可能性についてのお知らせ」日本原子力研究開発機構、2025年5月30日、<https://www.jaea.go.jp/news/newsbox/2025/053001>.

ギーに関する国際シンポジウム」を開催した。グロッシ（Rafael Grossi）事務局長は、AIの台頭と原子力エネルギーの拡大は「別々に進行しているのではなく」、原子力安全、核セキュリティ、保障措置を再構築する形で合わさっていると強調し³⁸、異常検知、監視分析、緊急時の対応計画におけるAIの役割を指摘しつつ、「AIは優秀であっても、その正確性と公正性を保証するためには人間が必要である」と、強固なガバナンスとサイバー攻撃への耐性を備えたインフラの必要性を訴えた。このシンポジウムでは、原子力分野における安全かつ信頼できるAI活用のためのIAEA支援による枠組み策定に向けた取り組みも開始された。

さらに2025年5月には、IAEAの新たなCRPである「原子力技術分野における人工知能応用のコンピュータ・セキュリティ強化」が開始された³⁹。このCRPは、核セキュリティ体制（nuclear security regimes）で使用されるAI搭載技術のためのコンピュータ・セキュリティを強化する方法と枠組みの開発を目的としている。また、既存のコンピュータ・セキュリティ戦略やプログラムを強化し、AI搭載ツールの安全かつ確実な導入を支援することで、施設や各国がこれらの技術を適切に活用できるようにすることも目指している。

2025年10月、経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）は新たに開始した「AIxpertise共同プロジェクト」の下で1回目のワークショップを開催した。同プロジェクトは、人工知能が、原子力に関する研究や安全性並びに運用、教育にどのような影響を及ぼす可能性があるかについて、理解を深めることを目的としている。政府、規制当局、産業界、学術界からの参加者は、原子力分野における高度なAIシステム導入に伴う機会とリスクについて議論した⁴⁰。NEAはまた、「AI・機械学習タスクフォース」を通じたAIの安全性に関する専門的な取組みを継続しており、2025年6月には年次ワークショップを開催した。原子力分野におけるAI活用拡大に伴う規制上及び技術上の課題（信頼性、検証、サイバーレジリエンス等の問題を含む）を検討した⁴¹。

各国の規制当局もこの分野での取組を推進している。米国では2025年9月、原子力規制委員会（NRC）が第6回年次人工知能ワークショップを開催し、産業界、研究者の他、政府機関から、AI技術が原子力の運用、監視、及び安全性に関わる重要なシステムにどのような影響を及ぼす可能性があるかについて意見を募った⁴²。議論では、新たなAIの応用に対する規制アプローチや、原子力関連施設の安全性・信頼性への潜在的な影響についても取り上げられた。

D) 国家による原子力施設に対する武力攻撃

国家による原子力施設への武力攻撃は、近年、最も深刻かつ複雑な核セキュリティ上の課題の一つとして浮上している。従来、核セキュリティは主として、テロリズム、破壊行為、不正取引と

³⁸ IAEA, “The Atom and the Algorithm: Nuclear Energy and AI are Converging to Shape the Future,” December 3, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/the-atom-and-the-algorithm-nuclear-energy-and-ai-are-converging-to-shape-the-future>.

³⁹ IAEA, “New Research Project on Computer Security For Nuclear AI,” October 20, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/news/new-research-project-on-computer-security-for-nuclear-ai>.

⁴⁰ NEA, “Joint Project on AI Platform for Nuclear Research and Education (AIxpertise),” https://www.oecd-nea.org/jcms/pl_100138/joint-project-on-ai-platform-for-nuclear-research-and-education-aiexpertise.

⁴¹ NEA, “Task Force AI & ML Meeting - Annual Workshop 2025,” May 2025, https://oecd-nea.org/jcms/pl_105117/task-force-ai-ml-meeting-annual-workshop-2025.

⁴² “NRC To Hold 6th Annual Artificial Intelligence Workshop,” *NRC News*, September 2025, <https://www.nrc.gov/sites/default/files/cdn/doc-collection-news/2025/25-055.pdf>.

いった非国家主体による脅威を想定して構築されてきた。しかし、2022年2月以降のロシアによるウクライナ侵攻は、国家間武力紛争が原子力施設の安全、核セキュリティ、及び保障措置に直接的なリスクをもたらしうることを明確に示し、この前提を根本的に揺るがすこととなった。

2025年には、こうした課題が一層顕在化した。ウクライナにおける原子力発電所周辺での継続的な軍事行動や、原子力施設の運転に不可欠なエネルギー・インフラへの攻撃は、高強度の武力紛争下における原子力施設の脆弱性を改めて浮き彫りにした。同時に、2025年6月にイスラエル及び米国がイランのIAEA保障措置下にある原子力施設に対して実施した軍事攻撃は、国家による原子力施設への攻撃という問題をウクライナの文脈を超えて拡大させる重大な事例となった。

これらの事態は、原子力施設への攻撃を禁止する既存の国際規範の適用限度、武力紛争下におけるIAEAの役割、そして核安全・核セキュリティの原則と地政学的・軍事的判断との緊張関係など、国際的な核セキュリティの枠組みに対して難しい問いを突き付けている。本節では、2025年に発生した国家による原子力施設への武力攻撃に関する主要な事例として、まずウクライナの状況を、続いてイランに対する攻撃を取り上げ、IAEA及び広範な国際社会の対応を概観する。

ウクライナ

2025年、ロシアはウクライナの電力システムに対して継続的に大規模なミサイル及びドローン攻撃を行い、火力発電所や変電所を破壊して、全国規模の電力供給制限を余儀なくさせた。2025年9月15日、IAEA総会でウクライナのエネルギー省は、2025年初頭以降、ウクライナの原子力発電所周辺30キロ圏内で549回以上のドローンやミサイルの飛来が記録されたと報告した⁴³。さらに、ロシアによるウクライナのエネルギー・インフラへの意図的な空爆により、全面侵攻が始まって以来、13回にわたってウクライナの原子力発電所の外部電源が失われたことを付け加えた。

たとえば、2025年2月、戦闘用ドローンがチョルノービリ(Chernobyl)原発の新安全閉じ込め構造物(1986年の事故炉を覆うシェルター)を攻撃し、外装に大きな損傷を与えるとともに、断熱材を損傷させる火災を引き起こした。当初、放射線レベルは正常範囲内であったが、12月にはIAEAがこの施設について、「放射性物質を封じ込める能力を含む主要な安全機能を喪失した」と結論づけた⁴⁴。

一方、ウクライナにおける変電所に対する軍事攻撃は、チョルノービリ原発以外の原子力発電所の安全な運転にも脅威を与え続けている。2025年10月31日、ウクライナは、フメリニツキー(Khmelnyskyi)原発、南ウクライナ原発、リヴネ(Rivne)原発を含む複数の原子力発電所に電力を供給する変電所を狙ったロシア軍の「標的攻撃」を非難した⁴⁵。IAEAによれば、これらの攻撃により2カ所の発電所は外部電源を喪失し、もう1カ所の発電所は出力を低下させざるを得なかった⁴⁶。

最も深刻な危機は、ヨーロッパ最大のザポリージャ原発(ZNPP)で続いており、2025年も

⁴³ “Statement by Minister of Energy of Ukraine Svitlana Grynchuk,” General Debate, 69th General Conference of the IAEA, September 15, 2025.

⁴⁴ IAEA, “Update 331 – IAEA Director General Statement on Situation in Ukraine,” February 27, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-331-iaea-director-general-statement-on-situation-in-ukraine>.

⁴⁵ “Ukraine denounces attacks on power substations vital to nuclear plants,” *Reuters*, November 1, 2025, <https://www.reuters.com/business/energy/ukraine-denounces-attacks-power-substations-vital-nuclear-plants-2025-10-31/>.

⁴⁶ IAEA, “Update 324 – IAEA Director General Statement on Situation in Ukraine,” October 30, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-324-iaea-director-general-statement-on-situation-in-ukraine>.

ZNPP 周辺での攻撃は頻発している。たとえば、2025 年 9 月 16 日、IAEA は発電所周囲での砲撃と、敷地から約 400 メートル離れた地点から黒煙が上がる様子を報告した⁴⁷。その後 9 月中には、ZNPP が外部電源をほぼ 1 週間にわたり喪失し、戦争開始以降で最も長い外部電源喪失となった⁴⁸。これを受け、IAEA の仲介による交渉の下、ロシア及びウクライナは、原発の安全確保に不可欠な外部電源の復旧作業を可能にするため、前線周辺の特定地点において約 1 カ月間の一時的かつ限定的な攻撃停止に合意し、その間、攻撃停止は概ね遵守された⁴⁹。

11 月下旬、IAEA 事務局長は ZNPP について、和平合意が成立した場合にはロシアとウクライナの間で特別な協力協定が必要になると強調した。現在のような緊張状態では、単独の運営者によって安全を保証できないことを理由に挙げている⁵⁰。なお、米国が支持するウクライナ向け 28 項目の和平草案では、IAEA の監督下で発電所を再稼働させ、電力をロシアとウクライナに均等に分配することが提案されている⁵¹。

ウクライナのエネルギー・原子力インフラに対するロシアによる攻撃と並行して、ロシア政府は、ウクライナ軍がロシア領内の原子力発電所に対してドローン攻撃を行ったと主張した。具体的には、クルスク (Kursk) 原子力発電所及びノヴォヴォロネジ (Novovolynsk) 原子力発電所における事案が挙げられている。8 月には、ロシア当局が、ウクライナのドローン攻撃によりクルスク原子力発電所で火災が発生し、補助変圧器が損傷した結果、1 基の原子炉の運転出力が一時的に 50% 低下したと報告したが、人的被害や放射線の放出はなかったとしている⁵²。10 月には、ロシアの国営原子力事業者ロスエネルゴアトム (Rosenergoatom) が、ノヴォヴォロネジ原子力発電所の冷却塔付近で爆発する前にウクライナのドローンを無力化し、表面的な損傷が生じたものの、安全性や放射線レベルへの影響はなかったと発表した。これらの事案について、ウクライナ側からの公式なコメントはなかった⁵³。いずれのケースにおいても、IAEA は周辺の放射線レベルが正常であることを確認するとともに、原子力施設周辺での軍事行動は重大な原子力安全・核セキュリティ上のリスクをもたらすとして、武力紛争下において原子力施設を危険にさらすいかなる行為も回避する必要性を改めて強調した。

⁴⁷ IAEA, "Update 314 – IAEA Director General Statement on Situation in Ukraine," September 16, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-314-iaea-director-general-statement-on-situation-in-ukraine>.

⁴⁸ IAEA, "Update 317 – IAEA Director General Statement on Situation in Ukraine," September 30, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-317-iaea-director-general-statement-on-situation-in-ukraine>.

⁴⁹ IAEA, "Update 322 – IAEA Director General Statement on Situation in Ukraine," October 18, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-322-iaea-director-general-statement-on-situation-in-ukraine>; IAEA, "Update 335 – IAEA Director General Statement on Situation in Ukraine," December 30, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-335-iaea-director-general-statement-on-situation-in-ukraine>.

⁵⁰ "Zaporizhzhia nuclear plant needs cooperation agreement in event of Ukraine peace, says IAEA," *Reuters*, November 25, 2025, <https://www.reuters.com/business/energy/zaporizhzhia-nuclear-plant-needs-cooperation-agreement-event-ukraine-peace-says-2025-11-25/>.

⁵¹ Mark F. Cancian and Marla Snegovaya, "The Unfinished Plan for Peace in Ukraine: Provision by Provision," CSIS, November 24, 2025, <https://www.csis.org/analysis/unfinished-plan-peace-ukraine-provision-provision>.

⁵² Angelique Chrisafis, "Russia accuses Ukraine of strike on nuclear plant in wave of drone attacks," *The Guardian*, August 24, 2025, <https://www.theguardian.com/world/2025/aug/24/russia-accuses-ukraine-drone-strike-kursk-nuclear-power-plant>.

⁵³ Felix Light and Mark Trevelyan, "Russia says Ukrainian drone crashed into nuclear plant, without causing damage," *Reuters*, <https://www.reuters.com/world/europe/russia-says-ukrainian-drone-crashed-into-nuclear-plant-without-causing-damage-2025-10-07/>.

国際社会による対応

2025年2月24日、国連総会は、ウクライナにおける公正で持続可能な包括的平和の推進に関する決議 A/RES/ES-11/7 を採択した。同決議では、「原子力事故や事案発生リスクを高める重大なエネルギー・インフラへの攻撃をただちに停止するよう改めて求める」とともに、「すべての加盟国に対し、戦争がもたらす原子力安全及び核セキュリティへの世界的な影響に対応するため、連帯の精神に基づき協力することを促す」としている。

2025年9月のIAEA総会では、「ウクライナにおける原子力安全、核セキュリティ及び保障措置」に関する決議が多数決で採択された⁵⁴。同決議では、ZNPPの「不安定な」状況に対する深刻な懸念が改めて表明され、事務局長の「7つの柱⁵⁵」のうち6項目が完全または部分的に損なわれていることが指摘された。また、ウクライナのエネルギー・インフラへの攻撃や、2025年2月にチョルノービリ新安全閉じ込め構造物へのドローン攻撃によって生じた原子力安全上のリスクにも言及している。

2024年の決議⁵⁶と比較すると、本決議は、2025年2月にチョルノービリ原発の新安全閉じ込め構造物に対して行われたドローン攻撃及び、継続する軍事的プレゼンスによりZNPPにおける保障措置の実施が引き続き困難となっているとの事務局長による最新の報告に新たに言及している。決議は、すべてのウクライナの原子力施設がウクライナの主権の下で安全に運転されるべきことを再確認するとともに、ZNPPから無許可のロシア人関係者すべての速やかな撤退を求め、IAEAザポリージャ支援・支援ミッション (ISAMZ) に対し、原子力安全を確保し、核セキュリティ及び保障措置活動を実施するための無制限のアクセスを認めることを要求している。

一方ロシアはIAEA総会において、この決議 A/RES/ES-11/7 及び自国の行動に対する広範な批判を退け、代わりに、ウクライナが占領下にあるウクライナ領及びロシア国内の核施設に対する攻撃を通じて核リスクを高めていると主張した。西側諸国がこうした事案を無視し、「冷笑的」でIAEAとしての権限を超える決議を支持することにより、IAEAを政治化しているとして非難した⁵⁷。さらにロシアは、「7つの柱」や「5つの原則⁵⁸」について、恣意的な適用であると退け、これらの

⁵⁴ IAEA, GC(69)/RES/14. 決議は賛成 62、反対 7、棄権 46 票により採択された。同決議では IAEA 理事会で採択された 2022 年の 3 つの決議および、2024 年の 2 つにも言及しつつ、ロシアがウクライナの原子力施設に対するすべての行動への速やかな停止および、ZNPP からのロシア軍とそのほか関係者の撤退を求める IAEA 理事会の要求に応じないことに対し深刻な懸念を表明している。

⁵⁵ ウクライナにおける原子力安全及び核セキュリティ確保のための 7 つの柱は、2022 年 3 月に武力紛争下でのウクライナの原子力安全及び核セキュリティの状況を評価するために策定された。7 つの柱は以下の通りである。①原子力施設の物理的一体性の維持（原子炉、燃料貯蔵プール、放射性廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず）、②原子力安全と核セキュリティに関するすべてのシステムと装備が常に完全に機能すること、③施設の職員が適切な輪番で各々の原子力安全及び核セキュリティに関する職務を遂行できなければならない、不当な圧力なくそれらに関する決定を行う能力を保持する、④すべての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保される、⑤サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン及び輸送が中断されてはならない、⑥サイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への効果的な準備・対応措置、⑦必要に応じて、規制当局とサイトとの間で信頼できるコミュニケーション。“Nuclear Safety, Security and Safeguards in Ukraine,” IAEA. <https://www.iaea.org/topics/response/nuclear-safety-security-and-safeguards-in-ukraine>.

⁵⁶ IAEA, GC(68)/RES/15 (Nuclear Safety, Security and Safeguards in Ukraine), September 20, 2024.

⁵⁷ “Statement by the Russian Federation,” agenda item 21, 69th session of the IAEA General Conference, September 19, 2025.

⁵⁸ ZNPP を保護し原子力事故を回避するための原則として 2023 年 5 月に IAEA 事務局長が提案した。5 つの原則は以下の通りである。① 特に原子炉、使用済燃料貯蔵施設、その他の重要インフラ、または人員を標的とした、ZNPP からの、または ZNPP に対するいかなる種類の攻撃もあってはならない、② ZNPP からの攻撃に使用され

枠組みに基づく監視の公平性を疑問視した。ZNPPにおける自国の存在が発電所の安全性を確保していると主張し、原子力施設への攻撃を行った事実はないと否定した。そして、加盟国に対して決議に反対票を投じるよう求め、そうしなければIAEAの評判が損なわれると警告した⁵⁹。

多くのIAEA加盟国は、総会だけでなく公の場においても、武力紛争の下での原子力安全と核セキュリティを最優先課題として維持すべきだと改めて強調した。2025年9月の理事会において、欧州連合(EU)及びその加盟国は、ウクライナの原子力施設の状況に深い懸念を表明するとともに、IAEAの「7つの柱」及び「5つの原則」を遵守する必要性を強調している⁶⁰。このメッセージは、47の代表団による共同声明によってさらに強化された。声明では、ロシアの軍事行動によって生じた核リスクを非難し、エネルギー・インフラへの攻撃がもたらす危険性を指摘するとともに、ISAMZの無制限アクセスの確保及びIAEAによるウクライナ支援に対する継続的な国際的支援を求めている⁶¹。

イラン原子力施設への攻撃

6月12日から23日にかけて、イスラエル軍はイラン国内で集中的な爆撃作戦を実施し、核関連施設に加えて軍事施設および民間施設を攻撃した。これに続く翌週には、米国もこの軍事行動に加わった。以下では、2025年6月に発生したイランの原子力インフラに対する攻撃と、それに対する国際社会の対応を概観する。

6月13日、イスラエルはイランの核施設等に対し大規模な空爆を実施し、ナタンズ(Natanz)のウラン濃縮施設及び関連施設の一部を破壊した⁶²。国営メディアや衛星画像では、空爆直後のナタンズ上空での爆発や黒煙の様子が映し出された⁶³。イランはその後、ナタンズの地上型パイロット濃縮施設が破壊されたと報告した(ただし地下遠心分離施設は損傷を免れたようだとしている)。6月16日のIAEA理事会緊急会合で、グロッシ事務局長は、ナタンズの地上施設は「破壊」されたと確認したものの、施設外への放射性物質の放出はなく、外部の放射線レベルは正常の範囲内にあると強調した⁶⁴。

米軍は6月21日から22日にかけて、「ミッドナイト・ハンマー」の作戦名のもと、イランの核施設3カ所を空爆した。トランプ(Donald Trump)大統領は攻撃を「大成功した」と発表し、米国

る可能性のある重火器(すなわち、多連装ロケット砲、火砲システム及び弾薬、戦車)の貯蔵場所や兵員の基地としてZNPPを使用してはならない、③ZNPPへの外部電源を危険に晒してはならない。そのため、外部電源が常に利用可能で安全であることを確保するためにあらゆる努力を払う必要がある、④ZNPPの安全で確実な運転に不可欠なすべての構造物、システム、及びコンポーネントは、攻撃や破壊活動から保護されなければならない、⑤以上の原則を損なうような行動をとってはならない。“Nuclear Safety, Security and Safeguards in Ukraine.”

⁵⁹ “Statement by the Russian Federation,” agenda item 21, 69th session of the IAEA General Conference, September 19, 2025.

⁶⁰ “Statement by the European Union,” IAEA Board of Governors on Nuclear Safety, September 8, 2025.

⁶¹ “Joint Statement by several Member States on Agenda Item 8 ‘Nuclear safety, security and safeguards in Ukraine,’” IAEA, INFCIRC/1276, March 10, 2025.

⁶² “Israel and U.S. Strike Iran’s Nuclear Program” *Arms Control Today*, July/August 2025, <https://www.armscontrol.org/act/2025-07/news/israel-and-us-strike-irans-nuclear-program#:~:text=The%20U,reactor%20at%20the%20Arak%20site>.

⁶³ Jon Gambrell et al., “Israel strikes Iran’s nuclear sites and kills top generals. Iran retaliates with missile barrages,” *AP News*, June 18, 2025, <https://apnews.com/article/iran-explosions-israel-tehran-00234a06e5128a8aceb406b140297299>.

⁶⁴ IAEA, “Director General Grossi’s Statement to UNSC on Situation in Iran,” June 13, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/director-general-grossis-statement-to-unscon-situation-in-iran-13-june-2025>.

が通常爆弾としては最大級の3万ポンド（約13.6トン）のGBU-57大型貫通爆弾を地下深くにあるフォルドウ（Fordow）濃縮施設に投下し、さらにトマホーク巡航ミサイルをナタンズ濃縮施設とイスファハン（Isfahan）のウラン転換施設に発射したと述べた⁶⁵。これら3施設はいずれもイランが公表した民生用原子力施設の一部であり、IAEA保障措置の対象となっていた。

2025年6月23日、グロッシ事務局長はIAEA理事会で、攻撃を受けた施設の状況について初めて正式な技術報告を行った。フォルドウでは、地中貫通弾によるとみられるクレーターが確認されたと報告され、IAEAは地下施設の被害をまだ完全には評価できていないものの、使用された爆薬の威力や遠心分離機システムの繊細さ（sensitivity）から、「非常に深刻な被害が発生したと予想される」と指摘した⁶⁶。イスファハンでは、ウラン転換に関わる建屋を含む追加の建物が攻撃を受け、濃縮物の保管に使われるトンネルの出入口も被弾した可能性があることが確認された。ナタンズでは、燃料濃縮施設も地中貫通弾による攻撃を受けたと報告された。イランはIAEAに対し、原子力関連の機器や物質を防護するための特別措置を取る意向を伝えた⁶⁷。

物理的損傷や放射線リスクに加え、一部の分析では、攻撃後の施設における核セキュリティへの懸念も指摘されている⁶⁸。こうした論点は、公式な国際的議論の中では必ずしも大きく取り上げられていないものの、最近の論考では、攻撃による混乱やIAEAのアクセス制限が、兵器転用可能な核物質の管理・防護に関する脆弱性を高める可能性があるとされている。特に、追加攻撃を回避するために核物質が移動・分散された場合、攻撃中または攻撃後に高濃縮ウランが流出・盗取されるリスクが生じ得るとの懸念が示されている。現時点では仮定的な指摘にとどまるものの、こうしたシナリオは、原子力施設への軍事行動後における迅速な検証アクセスと強固な核セキュリティ体制の重要性を改めて示している。

イスラエル及び米国による正当化

2025年6月の攻撃を受けて、イスラエル及び米国は、イランの核施設に対する武力行使について、それぞれ法的及び安全保障上の正当化を公に示した。

- ▶ イスラエルは、ウラン転換及び濃縮能力を含む、いわゆるイランの軍事的核計画の中核を標的とすることで、「自国の生存を確保するために行動した」と述べた。ネタニヤフ（Benjamin Netanyahu）首相は、この作戦を、長年にわたる情報活動を踏まえ、米国と緊密に連携して実施された先制的措置であり、イランによる核兵器の取得を阻止することを目的としたものと位置づけた⁶⁹。第69回IAEA総会における声明において、イスラエルはイランの核計画に関する長年の安全保障上の懸念を改めて表明するとともに、IAEAとの協力

⁶⁵ Kelsey Davenport, "Israel and U.S. Strike Iran's Nuclear Program," Arms Control Association, July/August 2025, <https://www.armscontrol.org/act/2025-07/news/israel-and-us-strike-irans-nuclear-program>.

⁶⁶ IAEA, "IAEA Director General's Introductory Statement to the Board of Governors," June 23, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-23-june-2025>.

⁶⁷ Ibid.

⁶⁸ Matt Caplan and Vesal Razavimaleki, "Nuclear terrorists wear suits: How Iran could build a nuclear weapon without state approval," *Bulletin of Atomic Scientists*, July 31, 2025, <https://thebulletin.org/2025/07/nuclear-terrorists-wear-suits-how-iran-could-build-a-nuclear-weapon-without-state-approval/>.

⁶⁹ Israeli Prime Minister's Office, "Statement by PM Netanyahu," Gov.il, June 24, 2025, <https://www.gov.il/en/pages/event-statement240625>.

を強調した⁷⁰。

- 米国は、2025年6月、国連安全保障理事会（安保理）に宛てた正式な通知において、2025年6月の攻撃の正当性を主張した。2025年6月27日付の書簡において、米国は、当該攻撃が国連憲章第51条に基づく集団的自衛権の固有の権利の行使に当たるとし、フォルドウ、ナタンズ及びイスファハンにおけるイランの核濃縮能力を排除することを目的としたものであると説明した。米国はまた、同作戦が必要かつ均衡の取れたものであったと主張し、その根拠として、イランによる米国及びイスラエルの利益に対する長年にわたる武力攻撃の姿勢、平和目的に必要とされる水準を超えるウラン濃縮の継続、及び外交的手段が尽きたことを挙げた。さらに書簡では、攻撃はイランの核計画のみに向けられたものであり、イランによる核兵器の取得及び使用を阻止するために不可欠であると位置づけ、米国はこれをイスラエルにとっての存立的脅威であると同時に、国際平和及び安全に対する重大な危険であると表現した⁷¹。

国際社会による対応

IAEA 事務局

2025年6月13日以降に開始されたイランの核施設への攻撃を受け、IAEA事務局は事態の進展を評価するため、集中的な対応を行った。過去の危機と同様、事務局の取組は、平和目的の原子力施設に対する武力攻撃が「国際連合憲章の原則、国際法及びIAEA憲章の違反に当たる」と明記した、関連するIAEA総会決議⁷²に基づくものである⁷³。

IAEA事務局長は、まず6月13日にIAEA理事会に対して報告を行い、上述の決議を踏まえつつ、原子力施設は「決して攻撃されてはならない」と強調した⁷⁴。こうした行為が施設及び核物質の安全性や安全保障、さらには保障措置に深刻な影響を及ぼすからである。6月23日には、IAEA事務局はフォルドウで地中貫通型爆弾によるものとみられる明確なクレーターが発生、ナタンズの地下濃縮施設の広範な損傷、地上のパイロット燃料濃縮プラント（PFEP）の破壊、さらにウラン転換や遠心分離機部品製造に関わる建物への影響を報告した⁷⁵。

イラン側の通報に関しては、6月13日、イランはIAEAに対し、「原子力設備及び核物質を保護するための特別な措置を講じる意向である」と通知している⁷⁶。

IAEA 理事会・総会

2025年9月に開催された第69回IAEA総会において、イランは「IAEA保障措置下にあり、平和目的に供される原子力施設及び施設に対するあらゆる形態の攻撃及び攻撃の威嚇の禁止」と

⁷⁰ “Statement by Israel,” General Debate, IAEA 69th General Conference, September 15, 2025.

⁷¹ S/2025/426 (Letter dated 27 June 2025 from the Chargé d'affaires a.i. of the United States Mission to the United Nations addressed to the President of the Security Council), June 27, 2025.

⁷² 特にGC(XXIX)/RES/444及びGC(XXXIV)/RES/533。

⁷³ IAEA, GOV/2025/50, September 3, 2025, 3.

⁷⁴ IAEA, “Statement on the Situation in Iran,” June 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/statement-on-the-situation-in-iran-13-june-2025>.

⁷⁵ IAEA, “IAEA Director General's Introductory Statement to the Board of Governors,” June 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-23-june-2025>.

⁷⁶ IAEA, GOV/2025/50, September 3, 2025, 3.

いう議題の追加を要請した⁷⁷。イランは説明覚書の中で、同国の保障措置下の原子力施設に対する最近の軍事作戦は、加盟国が長年の国際規範を再確認する緊急性を示していると主張した。この国際規範は、GC(53)/DEC/13 や GC(XXIX)/RES/443、GC(XXIX)/RES/444、GC(XXXIV)/RES/533 などの総会決議に反映されており、保障措置下にある原子力施設に対する武力攻撃が国連憲章、国際法及び IAEA 憲章に違反することを示している。当該議題に基づきイランが提示した決議案は、平和目的に供される原子力施設に対するあらゆる形態の攻撃及び攻撃の威嚇の防止、そうした行為の加害者に対する説明責任の明確化、ならびに核不拡散体制及び IAEA の権威と有効性の維持・強化を目的としていたが、強い米国の外交的圧力に直面し、また決議案が採択されないとの見通しがあったことから、イランは当該決議案を撤回した。しかし、一部の加盟国はこの議題を利用して自国の立場を表明した。

- ▶ 中国は、保障措置下にあるイランの原子力施設への攻撃を強く非難し、平和目的の原子力施設に対するいかなる武力攻撃も国際法の重大な違反であり、世界の核セキュリティにとって危険な先例となると主張した⁷⁸。原子力施設は「いかなる状況や文脈においても決して攻撃されてはならない」と強調し、中国政府はすべての IAEA 加盟国に対し、保障措置の下にある原子力施設を標的とすることに明確に反対する立場を取るよう呼びかけるとともに、国際的な核セキュリティ体制を維持する方針の一環として、イランの決議案の共同提案国となることを表明した。
- ▶ ロシアは、2025 年 9 月 19 日の声明において、理事会の 2 回の特別会合にもかかわらず、IAEA が攻撃に対して共同非難声明を発していないことに懸念を表明した⁷⁹。ロシアは改めて「IAEA 保障措置のもとにある施設を含むあらゆる原子力施設への攻撃に対する断固たる反対」を表明し、保障措置下にある施設への攻撃を常態化させないために、IAEA が共同の対応を示すよう求めた。
- ▶ 米国は、2025 年 9 月 18 日の声明において、イランによる決議案の撤回を歓迎するとともに、同決議案が「最近の出来事について極めて不正確な描写を示していた」と主張した。また、国際法上の手段を誤用しており、IAEA 総会を「安保理の専権を奪いかねず」、IAEA の役割を歪めるおそれのある不適切な立場に置くものであったと述べた⁸⁰。さらに米国は、自国による 2025 年 6 月の攻撃は、国連憲章第 51 条に基づく集団的自衛権の行使であり、国際人道法に基づき軍事目標のみを攻撃したものであると主張した。

一方で、原子力施設への攻撃に対する IAEA 加盟国の反応は、紛争の文脈によって必ずしも一様ではない。ウクライナの原子力施設に影響を及ぼすロシアの軍事行動に対しては、多くの国が原子力安全・核セキュリティの原則を強く喚起してきたのに対し、2025 年 6 月のイランの保障措置下にある核施設への攻撃に対しては、不拡散や保障措置の観点を前面に出した、より限定的な枠組みで言及される傾向がみられた。第 69 回 IAEA 総会における日本の発言はこうした差異を示す

⁷⁷ IAEA, GC(69)/1/Add.2, 15 August 2025.

⁷⁸ “Statement by China,” Agenda Item 22, 69th IAEA General Conference, September 18, 2025.

⁷⁹ “Statement by Russia,” Agenda Item 22, 69th IAEA General Conference, September 18, 2025.

⁸⁰ “Statement by the United States,” Agenda Item 22, 69th IAEA General Conference, September 18, 2025.

一例であり、日本はウクライナに関しては原子力施設の不可侵、並びに原子力事故防止のため「7つの柱」及び「5つの原則」の遵守の重要性を一貫して強調してきた一方、イランに関しては、攻撃そのものを直接的に非難することなく、IAEAへの全面的な協力再開の必要性や対話を通じた解決の重要性に重点を置いている⁸¹。この対比は、IAEAを巡る議論において、原子力安全・核セキュリティの規範と、より広範な地政学的配慮との間に依然として緊張関係が存在していることを浮き彫りにしている。

国連総会

2025年11月14日、国連総会は「国際原子力機関報告書」(A/80/L.7)と題する決議を、賛成146、反対2(ロシア及び米国)、棄権1(イラン)で採択した⁸²。本決議はIAEAの2024年年次報告書(A/80/348)を踏まえ、原子力の平和利用の促進、途上国支援、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の確保における同機関の中核的役割に対する国連総会の強い支持を再確認した。また国連加盟国に対し、これらの分野におけるIAEA活動の継続的な支援を促した。

A/80/L.7の採決に関する説明の際、米国は、攻撃が自衛のためであったことを改めて表明し、イランに対してIAEAへの全面的な協力を求めた⁸³。イスラエルは、自国の行動は差し迫った脅威を無力化することを目的としたものであると主張した。これに対しイランは、これらの主張を否定し、自国の原子力計画はあくまで平和目的のみであると主張した。

その他

2024年12月31日、フィナンシャル・タイムズは、ロシア軍の内部文書が流出したと報じた。この文書によれば、ロシアは2013年から2014年にかけて、日本と韓国への攻撃を想定した将校の訓練を実施していたことが明らかになった⁸⁴。詳細な標的リストには、160の民間・軍事施設の中に原子力発電所も含まれていた。上級将校の訓練資料に基づくこれらの文書は、大規模な紛争が起きた場合、Kh-101巡航ミサイルなどを原子力施設や重要インフラにどう使用するかを示しており、同地域に駐留する米軍が広範な戦争に介入する可能性に対するモスクワの懸念を反映している。記事によれば、専門家は、これらの文書が欧州戦域とアジア戦域の戦略的関連性を示していると指摘し、ロシアが戦時計画の一環として原子力施設攻撃を検討する意思を浮き彫りにするとともに、両地域にとって重大な核セキュリティ上の含意を提起していると論じた。

⁸¹ “Statement by Japan,” General Debate, 69th IAEA General Conference, September 18, 2025.

⁸² “With 146 Member States Voting in Favour, 2 Against, General Assembly Adopts Resolution Affirming Strong Support for International Atomic Energy Agency,” UN Meetings Coverage and Press Release, November 14, 2025, <https://press.un.org/en/2025/ga12729.doc.htm#:~:text=The%20193%2Dmember%20Assembly%20adopted,to%20support%20the%20Agency's%20activities.>

⁸³ Ibid.

⁸⁴ Chris Cook and Max Seddon, “Russia trained officers for attacks on Japan and South Korea,” *The Financial Times*, December 31, 2024, <https://www.ft.com/content/d345a6e7-2d72-4dcb-9c12-76d571ba75eb>.

(2) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映

A) 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映

2025年の署名・批准動向

本節では、調査対象国の核セキュリティおよび原子力安全に関連する国際条約への加盟状況の評価する。核セキュリティ及び原子力安全に関する条約としては、物質の防護に関する条約（核物質防護条約、CPPNM）とその改正（A/CPPNM）、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロ防止条約、ICSANT）に加えて、原子力の安全に関する条約（原子力安全条約、CNS）、原子力事故の早期通報に関する条約（原子力事故早期通報条約）、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の原子力安全に関する条約（放射性廃棄物等安全条約）、及び原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（原子力事故援助条約）などがある。原子力安全関連条約以降の条約では、原子力安全上の防護措置を課すことが定められている。こうした防護措置は核セキュリティ上の防護措置にも援用できることから、本レポートにおいて核セキュリティに関連する国際条約とみなしている⁸⁵。調査対象国のこれらの条約への加入状況は、表3-4のとおりである。

これらの条約への新たな署名・批准は以下のとおりである⁸⁶。

- CPPNM⁸⁷（1987年発効）：締約国数 165 カ国。新規締約国なし。新規加入国数はほぼ毎年2～3カ国であったが、2022年、2023年及び2025年はなし。2024年、リベリアが新たに批准。
- A/CPPNM⁸⁸（2016年発効）：批准国数 137 カ国。モンゴルが新たに批准。近年における新規批准国数は、2016年15カ国、2017年7カ国、2018年3カ国、2019年5カ国、2020年2カ国、2021年2カ国、2022年4カ国、2023年3カ国、2024年2カ国と推移してきたが、2025年は1カ国にとどまり、近年で最も少ない水準となった。
- ICSANT⁸⁹（2007年発効）：締約国数 127 カ国。エクアドル及びセーシェルが新たに批准した。近年の新規締約国数は、2017年が6カ国、2018年が1カ国、2019年が2カ国、2020年及び2021年が1カ国、2022年及び2023年が2カ国、2024年が3カ国となっている。

⁸⁵ 2024年NSSG報告書もこれらの条約に言及している。

⁸⁶ 2025年12月5日現在。

⁸⁷ 本条約は、正当な権限なく核物質を受領、所持、使用、移転、改変、廃棄または散布し、人的・物的損害を引き起こす、または引き起こすおそれのある行為、ならびに核物質の盗取を犯罪化することを要求している。原子力利用計画を持たない国々を含む、本条約の普遍化に向けた取組は引き続き重要である。

⁸⁸ CPPNMは国際輸送中の核物質のみを対象としていたが、改正により国内の核物質及び原子力施設も対象範囲が拡大された。また、改正では核物質の無許可移転や原子力施設に対する不法行為などの犯罪行為も対象となる。

⁸⁹ 締約国は、悪意をもって放射性物質または核爆発装置を所持・使用すること、放射性物質の放出を招く方法で原子力施設を使用すること、または当該施設の破壊を犯罪とする義務を負う。

表 3-4 核セキュリティ・原子力安全に関する主要な条約への署名・批准状況

	CPPNM	A/CPPNM	核テロ防止 条約	原子力安全 条約	原子力事故早期 通報条約	原子力事故 援助条約	放射性廃棄物 等安全条約
中国	○	○	○	○	○	○	○
フランス	○	○	○	○	○	○	○
ロシア	○	○	○	○	○	○	○
英国	○	○	○	○	○	○	○
米国	○	○	○	○	○	○	○
インド	○	○	○	○	○	○	
イスラエル	○	○	△	△	○	○	
パキスタン	○	○		○	○	○	
豪州	○	○	○	○	○	○	○
ベルギー	○	○	○	○	○	○	○
ブラジル	○	○	○	○	○	○	○
カナダ	○	○	○	○	○	○	○
フィンランド	○	○	○	○	○	○	○
ドイツ	○	○	○	○	○	○	○
イラン					○	○	△
日本	○	○	○	○	○	○	○
カザフスタン	○	○	○	○	○	○	○
韓国	○	○	○	○	○	○	○
メキシコ	○	○	○	○	○	○	○
オランダ	○	○	○	○	○	○	○
ノルウェー	○	○	○	○	○	○	○
南アフリカ	○	○	○	○	○	○	○
スウェーデン	○	○	○	○	○	○	○
スイス	○	○	○	○	○	○	○
トルコ	○	○	○	○	○	○	○
UAE	○	○	○	○	○	○	○
北朝鮮					△	△	

[○：批准・受諾・承認・加入 △：署名]

- CNS⁹⁰（1996年発行）：締約国数 98 カ国。モンゴル及びウズベキスタンが新たに批准。2024年に2カ国が批准。
- 原子力事故早期通報条約⁹¹（1986年発効）：締約国数 136 カ国。ウズベキスタンが新たに

⁹⁰ 原子力発電所の原子力安全の確保や安全性向上を目的としており、締約国は、原子力発電所の安全性確保のために法律上、行政上の措置を講じ、本条約に基づき設置される検討会で報告し、また他の締約国の評価を受けることなどが義務付けられている。

⁹¹ 原子力事故が発生した際、IAEA に対し事故の発生事実や種類、発生の時刻や場所を速やかに通報し、情報提供することを締約国に義務付けている。

批准。2024年に1カ国が批准。

- 原子力事故援助条約⁹²（1987年発効）：締約国数131カ国。ウズベキスタンが新たに批准。2024年に1カ国が批准。
- 放射性廃棄物等安全条約⁹³（2001年発効）：締約国数92カ国。2025年はレバノンとバングラデシュが新たに批准⁹⁴。

2025年はすべての条約について批准国数が増加した。ウズベキスタンは3条約、モンゴルは2条約を批准した。

調査対象国及びIAEA総会決議による条約の普遍化・実施に関する声明は以下のとおりである。

9月に開催された第69回IAEA総会において、調査対象国のうち、ノルウェーとスイスがA/CPPNM及びICSANTをはじめとする国際的な核セキュリティ関連文書の普遍化を支持し、その実施強化へのコミットメントを再確認した。フランスもまた、核セキュリティを支える国際的な法的枠組みの普遍化を支持する意向を示した⁹⁵。

2025年11月、IAEAは「核物質防護条約(CPPNM)及びその改正版の普遍化を促進するための技術会議」を開催した⁹⁶。また、A/CPPNM採択の20周年を記念し、同条約が国際的な核セキュリティ体制の基盤として果たしてきた役割を再確認した。総会開催中のサイドイベントでは、グロッシ事務局長が「原子力の平和利用が拡大し、悪意ある行為者によるリスクが常に存在する中で、これらの条約の普遍化は、国家、地域、そしてグローバルな安全保障を強化する重要な法的基盤となる」と述べた⁹⁷。

さらに、2025年のIAEA総会で採択された「核セキュリティ決議」の前文には、過去の決議を踏襲する文言が盛り込まれ⁹⁸、「国際的な核セキュリティ関連条約への参加や加入は、各国の自主的かつ国家としての決定によるものであることを尊重しつつ、可能な限り幅広い参加に向けた努力を念頭におく」と述べた⁹⁹。

また、核セキュリティ関連条約の各国による実施を国際的に保証するものとして、後述する国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)ミッション報告書の一部開示のような透明性向上や機微情報を保護したうえでの情報共有が奨励されている(本章(3)C)を参照)。この分野における各国の取組状況は表3-5を参照にされたい。

⁹² 本条約では原子力事故や放射線緊急事態に際して、その拡大を防止し、またその影響を最小限にとどめるべく、専門家の派遣や資機材提供などの援助を容易にするための国際的枠組みを定めている。

⁹³ 同条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の安全を確保する目的で、締約国に対し、法的・行政的措置を講じ、審査委員会に報告し、他の締約国によるピアレビューを受けることを求めている。

⁹⁴ IAEA, *Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management*, September 17, 2025, https://www.iaea.org/sites/default/files/22/06/jointconv_status.pdf.

⁹⁵ IAEA, "69th IAEA General Conference, Delegates' Statements," <https://www.iaea.org/es/node/207293>.

⁹⁶ Nuclear Regulatory Authority of the Slovak Republic, "Technical Meeting to Promote the Universalization of the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material (CPPNM) and its Amendment," November 20-21, 2025, https://www.ujd.gov.sk/m-akcie/MA/MA-0273-2025_25-04118E_Encl_CPPNM_Universalization.pdf.

⁹⁷ IAEA, "Celebrating 20 Years of a Legal Milestone in Nuclear Security," October 2, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/news/celebrating-20-years-of-a-legal-milestone-in-nuclear-security>.

⁹⁸ 『広島レポート2024』188項。

⁹⁹ IAEA, GC(69)/RES/8, September 2025,

B) 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版 (INFCIRC/225/Rev.5)

IAEAは2011年に「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」改訂5版(INFCIRC/225/Rev.5)をIAEA核セキュリティシリーズ文書第13号として刊行した。これが2025年時点で最新の「勧告文書」だが、2024年12月に核セキュリティガイダンス委員会(NSGC)の承認を受け、同勧告の改訂に向けた正式なプロセスが開始された¹⁰⁰。

INFCIRC/225/Rev.5の勧告措置に準拠した物理的防護措置を導入・履行するとともに課題を特定し、個別の対応策をいかに打ち出すかはすべて国家の責任であり、各国の規制当局と事業者の取組に委ねられている。したがってINFCIRC/225/Rev.5で勧告された措置について、各国がその導入や適用状況にかかる情報発信を行うことは重要である。しかしながら、2016年の核セキュリティサミット・プロセスの終了後、そうした情報発信の量は徐々に減少している。

本調査対象の各国によるINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の適用・取組状況については、情報がない北朝鮮を除いては、これまでに何らかの措置の適用及び取組がなされてきている。ただし、適用状況や取組の度合いは各国によりばらつきがある。

以下に、INFCIRC/225/Rev.5に示された核物質及び原子力施設にかかる国の物理的防護体制の主要要素に関し、調査対象国によるIAEA総会での2025年の情報発信や取組、並びに国際機関などによる取組の動向を記載する。

国内法令整備

各国は、物理的防護を規定するための国内法規制の枠組みを確立し、維持する責任がある。そのための自国の制度整備や改善が行われている。

- ▶ カナダ：従来の規制には明確な要件が含まれていなかったセキュリティ文化や原子力安全・核セキュリティ・保障措置のインターフェース、並びに機微情報の保護に関する事項について、規制の改正を実施した¹⁰¹。改正後の原子力安全・規制法(Nuclear Safety and Control Act)は、2025年10月にカナダ官報に掲載された¹⁰²。この改正により、許認可事業者には、強固なセキュリティ文化を促進し、これを支援するための措置を確立し、維持するとともに文書化する新たな義務が課された。また、環境保護や人の安全を確保するために講じられる措置が、原子力施設のセキュリティを損なわないことが求められる。さらに、統合的な核セキュリティ枠組みの一環として、機微情報の保護が義務づけられている。
- ▶ フィンランド¹⁰³：国際基準との整合を保つため、規制の枠組みの見直しや更新を行うなど、原子力安全及び核セキュリティの高い水準を確保する取組を継続している。
- ▶ パキスタン¹⁰⁴：核セキュリティ体制をさらに強化するため、2026年にIAEAのIPPASミツ

¹⁰⁰ Nuclear Security Review 2025, p. 11.

¹⁰¹ 『広島レポート2024』173項。

¹⁰² Government of Canada, “Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Nuclear Safety and Control Act (Imports, Exports and Safeguards): SOR/2025-196,” *Canada Gazette*, Part II, Volume 159, Number 21, October 8, 2025.

¹⁰³ “National Statement by Finland,” Plenary Session, 69th General Conference of the IAEA, September 15, 2025.

¹⁰⁴ “Pakistan’s National Statement,” Plenary Session, 69th General Conference of the IAEA, September 15, 2025.

ションを受け入れる予定である。

- アラブ首長国連邦¹⁰⁵：物理的防護及びサイバーセキュリティに関する国内規制要件を改正し、関連する IAEA 会議に積極的に参加している。こうした重要な分野における国際協力への強いコミットメントを改めて表明した。
- 英国¹⁰⁶：民生用核セキュリティ分野でもっとも重要な国際条約である A/CPPNM の批准を未批准国に促している。

表 3-5 核セキュリティ措置実施の情報共有に関する取組状況

	CPPNM 第 14 条 1 項に 基づく情報通知	IPPAS ミッション 報告書の開示	国連安保理決議 1540 国別報告書の提出
中国	○		○
フランス	○		○
ロシア	○		○
英国	○		○
米国	○		○
インド			○
イスラエル	○		○
パキスタン			○
豪州	○	○	○
ベルギー	○		○
ブラジル			○
カナダ	○	○	○
フィンランド	○	○	○
ドイツ	○		○
イラン			○
日本	○	○	○
カザフスタン	○		○
韓国	○		○
メキシコ	○		○
オランダ	○	○	○
ノルウェー	○		○
南アフリカ			○
スウェーデン	○	○	○
スイス	○	○	○
トルコ			○
UAE			○
北朝鮮			

¹⁰⁵ “Statement by the United Arab Emirates,” Plenary Session, 69th Session of the IAEA General Conference, September 15, 2025.

¹⁰⁶ “Statement by the United Kingdom,” Plenary Session, 69th Session of the IAEA General Conference, September 15, 2025.

公開情報などから情報が得られた取組、あるいは実施が表明された取組について「○」とする。「◎」は 2025 年の新たな取組または新たに確認された取組。

出典) “Nuclear Security Summit 2016 Progress Reports,” <http://www.nss2016.org/2016-progress-reports/>; “NTI Index Country Action Tracker,” Nuclear Threat Initiative, April 17, 2024, <https://www.ntiindex.org/news/country-area-actions-april-2024-update/>; “National Reports,” UN 1540 Committee, <https://www.un.org/en/sc/1540/national-implementation/national-reports.shtml>; “IPPAS Mission Report: Australia,” November 2013, <https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/international-physical-protection-advisory-service-ippas-mission-report.docx>; “IPPAS Mission Report: Canada,” October 2015, <http://www.nuclearsafety.gc.ca/eng/pdfs/IPPAS/Canadas-IPPAS-Mission-Report-2015-eng.pdf>; “IPPAS Follow-up Mission Report: Japan,” December 2018, <https://www.nra.go.jp/data/000295553.pdf>; “Draft Follow-up Mission Report: Sweden,” October 2016, <https://www.stralsakerhetsmyndigheten.se/contentassets/27a6dd9e94e54dc189cecf7c7f2f910/draft-follow-up-mission-report-sweden.pdf>; “Report of the International Physical Protection Advisory Service (IPPAS) mission to Finland,” November 9, 2022, https://stuk.fi/documents/150192312/154500071/IPPAS_report_Final_29_Nov_2022.pdf; “IPPAS Follow-up Mission Report: Switzerland,” May 2024, <https://ensi.admin.ch/en/documents/ippas-follow-up-mission-report-switzerland/>; “Nuclear Security Index 2020,” Nuclear Threat Initiative, <https://www.ntiindex.org/>.

脅威の同定及び評価 (内部脅威対策を含む)

国の物理的防護は、脅威に対する国の最新の評価 (適当な場合には設計基礎脅威: DBT) に基づいて行う¹⁰⁷。脅威について検討する場合には、内部脅威者に十分に留意すべきとされている¹⁰⁸。内部脅威者は、施設や設備、核物質などへのアクセス権、権限及び知識を用いることができることから、核セキュリティのための措置や原子力安全上の手続きといった方策を回避できる点で、外部の脅威者とは異なるリスクをもたらすとされている¹⁰⁹。

IAEA は、DBT に基づく物理的防護に関する意識向上のための活動を継続している。2025 年 3 月、5 月及び 8 月には、オーストリアのザイバースドルフ (Seibersdorf) にある核セキュリティ訓練・実証センター (NSTDC) において、「Shapash 3D モデルを用いた内部脅威に関する国際研修コース」を開催した¹¹⁰。次回の研修は 2026 年 2 月に開催される予定である¹¹¹。さらに、「脅威評価及び設計基準の脅威に関する国内ワークショップ」を、2025 年 3 月にカメルーンで、同年 6 月にウズベキスタンで開催した¹¹²。

このほか、米国放射線安全局 (U.S. Office of Radiological Safety) は、「強靱なセキュリティ文化の構築: 人的要素に関わる課題」と題するウェビナーを開催した¹¹³。同ウェビナーでは、セキュリティシステムに関わる人的要因こそが、「許容可能な」セキュリティと「優れた」セキュリティを分ける決定的な要素であることが強調された。

¹⁰⁷ 原則として DBT は公開されていない。豪州は、自国の研究炉が高度な脅威から保護されていることを示すため、DBT の公開版を作成し公表している。Australian Safeguards and Non-Proliferation Office, “Design Basis Threat,” <https://www.dfat.gov.au/international-relations/security/asno/Pages/design-basis-threat>.

¹⁰⁸ IAEA, *Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities* (INFCIRC/225/Revision 5), 2011, pp. 8-12.

¹⁰⁹ IAEA, *Preventive and Protective Measures Against Insider Threats*, 2020, pp. 3-4.

¹¹⁰ *Nuclear Security Report 2025*, op. cit., p. 16; IAEA, “International Training Course on Insider Threats Using the Shapash 3D Model,” <https://www.iaea.org/events/evt2405486>.

¹¹¹ IAEA, “International Training Course on Insider Threats Using the Shapash 3D Model,” <https://www.iaea.org/events/evt2504823>.

¹¹² *Nuclear Security Report 2025*, op. cit., p. 17.

¹¹³ “Building a Resilient Security Culture: Addressing the Human Element,” Office of Radiological Security, https://insidethreatmitigation.org/wp-content/uploads/2025/05/Security-Culture-Webinar-Invitation_June-2025.pdf.

NGOの取組としては、世界核セキュリティ協会（WINS）が、「原子力産業における内部脅威の管理」と題する『国際優良事例・ガイドシリーズ』の2025年版を公表した¹¹⁴。これは、「内部脅威の定義、内部脅威の類型、防護すべき対象の特定、内部脅威の予防及び防護のための措置の理解、並びに内部脅威管理プログラム（ITMP）の目的と中核的構成要素の概要」を示すことを目的としている。

サイバー脅威

サイバーセキュリティ分野の取組について、2025年に本調査対象国が情報発信を行ったものには以下が挙げられる。

- カナダ：『ひろしまレポート2024年版』で示された、サイバーセキュリティ及びデジタル情報の防護に関する核セキュリティ規制の改正を実施した¹¹⁵。これらの改正を反映した原子力安全・規制法（Nuclear Safety and Control Act）が、2025年10月にカナダ官報に掲載された¹¹⁶。この改正により、許認可事業者に包括的なサイバーセキュリティ・プログラムを確立し、維持する義務が新たに課されるとともに、原子力施設の運用に不可欠なデジタル及び電子機器を、サイバー攻撃を含む脅威から防護することが求められるようになった。また、機微情報の保護に関する規定も強化された。さらに、「物理的防護措置（physical protection measures）」という用語を「核セキュリティ措置（nuclear security measures）」に変更することで、サイバーセキュリティと物理的セキュリティの両面を統合的に扱うアプローチを反映させるようになった。
- 日本：2025年5月、攻撃発生前に検知及び阻止を目指す、より能動的な国家サイバーセキュリティ戦略を支える新たなサイバー対処能力強化法を採択した¹¹⁷。この法律は原子力施設に特化したものではないものの、エネルギー施設などの重要インフラ部門の保護強化に重点を置き、報告義務の厳格化や監督体制の強化を規定している。また、日本は2025年3月にIAEA主催の「原子力施設のコンピュータ・セキュリティ検査の実施に関する地域トレーニングコース」を開催した。このコースは、トレーニングに参加した各国の原子力分野におけるサイバーセキュリティ能力の向上に向けた取組の一環として実施された¹¹⁸。
- トルコ：2025年4月にIAEA主催による「コンピュータ・セキュリティ規制策定に関する地域ワークショップ」を、6月には「核セキュリティのためのコンピュータ・セキュリティ基礎に関する地域研修コース」を実施した¹¹⁹。

¹¹⁴ “Managing Insider Threats in the Nuclear Industry,” WINS, <https://www.wins.org/document/managing-insider-threats-in-the-nuclear-industry/>.

¹¹⁵ 『ひろしまレポート2024年版』139頁。

¹¹⁶ Government of Canada, *Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Nuclear Safety and Control Act (Imports, Exports and Safeguards): SOR/2025-196, Canada Gazette, Part II, Volume 159, Number 21, 8 October 2025.*

¹¹⁷ 「サイバー対処能力強化法及び同整備法について」内閣官房国家サイバー統括室、2025年9月、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo_torikumi/pdf/setsume.pdf.

¹¹⁸ *Nuclear Security Report 2025*, op. cit., p. 18.

¹¹⁹ Ibid.

2026年に向けてIAEAは、「原子力分野におけるコンピュータ・セキュリティに関する第3回国際会議：未来の安全確保（International Conference on Computer Security in the Nuclear World: Securing the Future〔CyberCon26〕）」を準備している。同会議は、2026年5月11日から15日にかけて、オーストリア・ウィーンのIAEA本部において開催される予定である¹²⁰。

核セキュリティ文化¹²¹

サイバーセキュリティや内部脅威対策を含む核セキュリティ措置の実効性を継続的に確保していくうえで、核セキュリティ文化の醸成・維持が極めて重要との認識が近年高まっている。規制機関、事業者など、原子力に関連するすべての組織において、核テロの脅威や核セキュリティの重要性を認識し、各人が核セキュリティにおける自身の役割を自覚し責任を果たすことが求められる。

2025年8月のIAEA総会において「核セキュリティ決議」（GC(69)/RES/8）が採択された。この決議では、「事務局は、加盟国と協議のうえ、各国の核セキュリティ体制と整合する強固な核セキュリティ文化を構築・醸成し、維持する方法に関する国際的な経験、知識、優良事例の情報交換を引き続き促進すること」が奨励されている¹²²。

またIAEAは、「加盟国は、核セキュリティ文化に対する理解を深め、その実践を支援するために事務局の支援を求めている」と報告している¹²³。調査対象国による核セキュリティ文化に関する主な取組や国際会議での発言には以下のようなものがある。

- ▶ カナダ：2015年のIPPASミッションでの提案を受け、核セキュリティ規則を改正した。この改正には、新規雇用者を対象としたセキュリティ意識向上研修が含まれており、研修では「密封放射線源及び規定の情報を防護するためのセキュリティ慣行・手続、並びに（輸送中を含む）不審事案やセキュリティ手順・規則に関する指導、及び疑わしい事象やセキュリティ事案（輸送中を含む）の報告方法」などが取り扱われる¹²⁴。
- ▶ 日本：第25回アジア原子力協力フォーラム（FNCA）コーディネーター会合及び第26回閣僚級会合を主催した。コーディネーター会合の「結論と提言」には、「AIやサイバーセキュリティ、内部脅威への対策といった新たな脅威への理解を深め、優れた事例を共有していくことが、核セキュリティ文化を高めるうえで重要だ」と記されている¹²⁵。
- ▶ ロシア¹²⁶：IAEAにおける優先的課題の一つとして、「核セキュリティ文化の強化促進」を掲

¹²⁰ IAEA, “International Conference on Computer Security in the Nuclear World: Securing the Future,” <https://www.iaea.org/events/cybercon26>.

¹²¹ IAEAの定義によれば、核セキュリティ文化とは「個人、組織、期間の億世、態度、行動の集合体であり、核セキュリティを支援し、強化し、維持する手段として機能する」ものである。IAEA, *IAEA Nuclear Safety and Security Glossary 2022 (Interim) Edition*, October 2022, p. 140.

¹²² GC(69)/RES/8, September 18, 2025, p. 8.

¹²³ *Nuclear Security Review 2025*, p. 39.

¹²⁴ Canadian Nuclear Safety Commission, “Regulations Amending Certain Regulations Made Under the Nuclear Safety and Control Act (Imports, Exports and Safeguards): SOR/2025-196,” *Canada Gazette*, Part II, Volume 159, Number 21, 8 October 2025.

¹²⁵ “Conclusions and Recommendations of the 25th FNCA Coordinators Meeting,” JAEC, April 1, 2025, p. 19, https://www.aec.go.jp/kaigi/teirei/2025/siryoi1/3-1_haifu.pdf.

¹²⁶ “Statement by Russia,” item 4 of the session “Nuclear Security: Nuclear Security Review 2025,” IAEA Board of Governors, March 4, 2025.

げている。

(3) 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

A) 民生利用における HEU 及び分離プルトニウム在庫量の最小限化

核兵器を含む核爆発装置に利用可能な HEU の使用の最小限化、及び分離プルトニウムの在庫量を最小限とする取組は、最高水準の核セキュリティを目指すうえで重要な要素と捉えられている¹²⁷。

高濃縮ウラン (HEU)

2025 年においても、民生分野における HEU 使用の削減に向けた取組が継続された。医療分野で最も広く利用されている放射性同位体であるモリブデン-99 (Mo-99) については、主要な生産国すべてが HEU ターゲットの使用を終了している。2024 年末時点で、109 の研究炉及び医療用放射性同位体製造施設が、HEU から低濃縮ウラン (LEU) への転換を完了、あるいは恒久的に閉鎖されており、48 カ国 (及び台湾) から計 6,934kg の HEU が原産国へ返還されるか、あるいは LEU に転換されるなどして除去された¹²⁸。2025 年、調査対象国では以下の取組が実施された。

- ▶ 日本¹²⁹：米国エネルギー省の NNSA との協力の下、京都大学臨界集合体実験装置 (KUCA) において、HEU 使用の 2 基の炉心を高純度低濃縮ウラン (HALEU) 燃料に転換する作業を完了した。
- ▶ ノルウェー¹³⁰：民生分野における HEU の使用及び保有の最小化・廃止を強く支持し、すべての加盟国に対し、INFCIRC/912¹³¹ への署名と実施を呼びかけた。
- ▶ 米国：2025 年、米国エネルギー省は、サバンナ・リバー・サイト (Savannah River Site) にある約 2.2 トンの余剰 HEU を希釈して HALEU 燃料を生産することを決定した¹³²。これと

¹²⁷ 分離プルトニウムについては、それを最小限の水準に維持する必要性が、核セキュリティ・サミットの一連の会合の中で、2014 年ハーグ・サミットのコミュニケにおいて初めて明確に示された。2020 年の ICONS の閣僚宣言では、「核セキュリティ確保のために特別な注意を要する高濃縮ウラン及び分離プルトニウムを何らかの形で使用するために保有している全ての加盟国に対し、これらの物質が当該国によって及びその国内において適切に保全され、及び計量されるよう確保することを求めるとともに、加盟国に対し、技術的及び経済的に実行可能な場合には、高濃縮ウランの民生用の在庫量を、任意に、さらに最小限にすることを奨励する (パラ 9)」とされている。外務省「2020 年核セキュリティ国際会議閣僚宣言 (仮訳)」2020 年 2 月 10 日。さらに、ICONS2024 の共同議長声明でも、加盟国には技術的・経済的に可能な範囲で、自発的に民生用 HEU 在庫をさらに削減するよう奨励がなされた。“Statement by the Co-Presidents of the International Conference on Nuclear Security 2024: Shaping the Future,” IAEA, https://www.iaea.org/sites/default/files/24/05/cn-321_co-presidents_statement.pdf.

¹²⁸ IAEA, *Nuclear Technological Review 2025*, p. 58.

¹²⁹ “NNSA-Kyoto University conversion of the critical assembly meets joint U.S.-Japan commitments and advances nuclear energy innovation,” U.S. Department of Energy, December 1, 2025, <https://www.energy.gov/nnsa/articles/111th-reactor-conversion-advances-nuclear-nonproliferation-and-innovation-partnership>.

¹³⁰ “Statement by Norway,” 69th IAEA General Conference, September 25, 2025.

¹³¹ INFCIRC/912 (2017 年) は、民生用途における高濃縮ウラン (HEU) の使用の最小限化及び廃絶に向けて、さらなる進展を達成するために最大限の努力を行うことを誓約するものである。

¹³² “Highly Enriched Uranium Blend Down to High-Assay Low-Enriched Uranium, at the Savannah River Site,”

は別に、NRC は、米国エネルギー省 (DOE) から日本原燃 (JNFL) へ濃縮度 99% HEU を 100 グラム移送することを承認した¹³³。さらに 2025 年 1 月には、NNSA の長官が、先進炉設計における HALEU 燃料の利用拡大を踏まえ、HALEU 燃料に伴う核拡散リスク及び兵器利用可能性に関する評価を目的とした全米科学アカデミーによる調査報告書の委託計画を最終調整中であると発表した¹³⁴。しかし、2025 年末時点では、この調査に関する追加的な公表は行われていない。

- ▶ 日本・米国：IAEA 総会の機会をとらえて、「日米 HEU 最小化パートナーシップ：10 年の成果を振り返る」と題するサイドイベントを開催し、日本における HEU 削減の進展を紹介した¹³⁵。このイベントでは、KUCA 及び JAEA の材料試験炉臨界実験装置 (JMTRC) から米国への HEU 返還が成功したことが報告された。また、米国と日本は、近畿大学の研究炉で使用されている残存 HEU 燃料を LEU へ転換することが再確認された。

これら各国の取組に加え、EU は「EU-Conversion & PrepHALEU」プロジェクトを開始した。このプロジェクトは、ドイツの FRM-II やフランスで計画中のジュール・ホロビッツ原子炉 (JHR) など、現在 HEU を燃料として稼働している研究炉向けに、LEU 燃料の開発と認定を行うものである。Euratom 及び Horizon 2020 の枠組みを通じて資金提供されるこの取組は、安全な LEU 及び HALEU のサプライチェーンを構築し、先進炉について HEU 燃料からの LEU 燃料への転換を加速させ、HEU の使用継続に伴う核拡散リスクを低減することを目的としている¹³⁶。

こうした HEU 最小限化の取組に加えて、2025 年にはフランス、ドイツ及び英国はプルトニウム管理に関する報告書 (INFCIRC/549) において、民生用 HEU の在庫量を自主的に報告した¹³⁷。このような報告は、2017 年に発表された「民生利用における HEU の最小限化及び削減に関する共同声明」(INFCIRC/912) で推奨されており、同声明に添付された自発的報告用の標準様式が用いられている¹³⁸。この標準様式を使用することで、開示が期待される情報の共有が可能になるほか、定期的に提出がされれば、当該国の HEU 最小限化の取組を国際社会が評価することも可能

Federal Register, July 25, 2025, <http://federalregister.gov/documents/2025/07/25/2025-14017/highly-enriched-uranium-blend-down-to-high-assay-low-enriched-uranium-at-the-savannah-river-site>.

¹³³ “Small quantity of HEU to be exported to Japan,” International Panel on Fissile Materials, November 26, 2025, https://fissilematerials.org/blog/2025/02/small_quantity_of_heu_to_html.

¹³⁴ U.S. Department of Energy, “NNSA Administrator Jill Hruby Issues Statement on Understanding and Assessing the Risks Associated with HALEU,” <https://www.energy.gov/nnsa/articles/nnsa-administrator-jill-hruby-issues-statement-understanding-and-assessing-risks>.

¹³⁵ IAEA, “The U.S.-Japan HEU Minimization Partnership: Reflecting on a Decade of Achievement,” <https://www.iaea.org/resources/member-states-side-events/the-us-japan-heu-minimization-partnership-reflecting-on-a-decade-of-achievement>.

¹³⁶ “EU seeks to develop new research reactor fuel,” *Nuclear Engineering International*, February 11, 2025, <https://www.neimagazine.com/news/eu-seeks-to-develop-new-research-reactor-fuel/?cf-view>.

¹³⁷ INFCIRC/549/Add.5/29, September 11, 2025 (フランス) ; INFCIRC/549/Add.2/28, September 11, 2025 (ドイツ) ; INFCIRC/549/Add.8/27, June 11, 2025 (英国) . フランス及びドイツは 2024 年 12 月 31 日時点の HEU 保有量を報告した一方、英国は 2023 年 12 月 31 日時点の数値を報告した。

¹³⁸ “Joint Statement on Minimising and Eliminating the Use of Highly Enriched Uranium in Civilian Applications,” INFCIRC/912, February 16, 2020. 韓国、オランダ及びノルウェーが 2020 年 NPT 運用検討会議に向けて提出した作業文書は、各国が INFCIRC/912 に賛同し、この報告メカニズムを実施することを検討するよう促している。NPT/CONF.2020/WP.14, p. 4.

となる。

この共同声明には 21 カ国が参加しており、HEU を保有する本調査対象国 6 カ国が含まれる。しかし、これら 6 カ国のうち標準様式を用いて IAEA に報告書を提出した国はわずか 2 カ国（豪州とノルウェー）のみであり、2020 年以降、新たに報告を行った国はない¹³⁹。

分離プルトニウム

HEU の最小限化については、2025 年の第 69 回 IAEA 総会で採択された核セキュリティ決議において、技術的及び経済的に実施可能な場合には、使用の最小限化する重要性が認識されている一方、分離プルトニウムの最小限化には言及がなされていない¹⁴⁰。

本調査対象国による 2025 年の取組状況については、日本では、2 月に電気事業連合会が最新のプルトニウム利用計画を発表した。これを受けて、日本の原子力委員会（JAEC）は 3 月 4 日、2025 年度に保有されるプルトニウム量について、新たな回収も消費も行われなことから、前年と同じく、約 44.5 トンになるとの見通しを示した。そのうえで、JAEC はプルサーマル炉の運転計画や六ヶ所再処理施設などの操業の見通し、海外保有のプルトニウムの混合酸化物（MOX）燃料加工に向けた取組状況などを踏まえ、本利用計画は現時点で妥当であるとの見解を示した¹⁴¹。

表 3-6 HEU と分離プルトニウム在庫量の最小限化及び不法移転防止措置に関する取組状況

	平和目的のための HEU 及び分離プルトニウム 在庫量を最小限化する努力	ITDB 参加
中国	○	○
フランス	○	○
ロシア	○	○
英国	○	○
米国	●	○
インド	○	○
イスラエル	○	○
パキスタン		○
豪州	○	○
ベルギー	●	○
ブラジル	○完全撤去済	○

¹³⁹ INFCIRC/912/Add.4, March 5, 2020（豪州）；INFCIRC/912/Add.3, August 19, 2019（ノルウェー）。なお、フランス、ドイツ及び英国は、国際プルトニウム管理ガイドライン（INFCIRC/549）に基づく民生用プルトニウム在庫量の報告において、自主的に追加する形で HEU 在庫についても報告している。

¹⁴⁰ GC (69)/RES/9, September 2025, 3. なお、2014 年のハーグ・核セキュリティサミットのコミュニケでは、各国が「国内需要と一致する形で、在庫量を最小限に維持する」ことを奨励している。Ministry of Foreign Affairs of Japan, “The Hague Nuclear Security Summit Communiqué,” March 25, 2014, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000032669.pdf>.

¹⁴¹ 原子力委員会「電気事業連合等から公表されたプルトニウム利用計画について（見解）（案）」2024 年 2 月 27 日、https://www.aec.go.jp/kaigi/teirei/2024/siryo06/3_haifu.pdf。日本では、プルトニウム保有量を減少させること、及びその保有量が 2018 年時点での水準を超えないようにすることを 2018 年 7 月に原子力委員会が決定して以降、保有量は徐々に減少している。原子力委員会「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」2018 年 7 月 31 日、https://www.aec.go.jp/kettei/kettei/20180731_2.pdf。

	平和目的のための HEU 及び分離プルトニウム 在庫量を最小限化する努力	ITDB 参加
カナダ	○	○
フィンランド	保有なし	○
ドイツ	○	○
イラン		○
日本	●	○
カザフスタン	●	○
韓国	○完全撤去済	○
メキシコ	○完全撤去済	○
オランダ	○	○
ノルウェー	●	○
南アフリカ	○	○
スウェーデン	○完全撤去済	○
スイス	○完全撤去済	○
トルコ	○完全撤去済	○
UAE	保有なし	○
北朝鮮		

注：「●」は 2025 年に HEU 最小限化の取組が確認できたもの。「○」は過去の実績。

B) 不法移転の防止

核検知、核鑑識、法執行及び税関職員の執行力強化のための新技術の研究及び開発、IAEA 移転事案データベース (ITDB) への参加は、核物質の不法移転防止のための取組として重要である。ITDB は、核物質及びその他の放射性物質の不法な所有、売買・取引、放射性物質の不法散布、行方不明の放射性物質の発見などに関係した事例を情報共有するためのデータベースであり、核セキュリティ上の脅威を現実のものとして広く受け止めるのに役立つ統計的資料として注目されている。

『2025 年版 ITDB ファクトシート』によれば、ITDB への参加国数は 2024 年から変わらず 145 カ国であった (調査対象国の参加状況については、表 3-6 を参照)¹⁴²。1993 年の ITDB 開始から 2024 年 12 月末までに、4,390 件の事案が ITDB に報告された。2024 年には 32 カ国から 147 件の事案が報告され、前年から 21 件減少した¹⁴³。この減少について IAEA は、「1993 年以降の年間報告件数として通常の変動範囲内」と指摘している¹⁴⁴。ITDB への報告件数は 2020 年から 2021 年にかけて減少したが、2023 年及び 2024 年の報告件数は例年並みの水準で推移した¹⁴⁵。

ITDB では事案のタイプを、①不法移転または悪意のある使用に関連する、あるいは関連する

¹⁴² IAEA, *IAEA Incident and Trafficking Database (ITDB) 2025 Factsheet*, <https://www.iaea.org/sites/default/files/25/03/itdb-factsheet.pdf>.

¹⁴³ Ibid, p. 2.

¹⁴⁴ Ibid.

¹⁴⁵ IAEA はその背景に COVID-19 の影響があったとしている。

可能性がある事案、②意図しない事案、③不法移転または悪意のある使用に関係しない、あるいは関係しない可能性が高い事案の3つに分けている。

上述の4,390件のうち、①に該当するのは353件、②は1,065件、③は2,972件であった。そのうち全体の14%は核物質¹⁴⁶、59%はその他の放射性物質、27%は放射性汚染または他の物質が絡んだ事案であった¹⁴⁷。なお、1993年以降のすべての盗取事案の約53%が、許可された輸送中に発生した事案であったとされる。過去10年間ではその割合は約65%に達している。そのため、IAEAは輸送中における放射性物質の防護措置を強化することの重要性を強調し続けている。ITDBに盗難、紛失、または不明な状況下での行方不明として報告される物質の大部分は、工業、材料分析、または医療用途で使用される放射線源である¹⁴⁸。

ITDBについては、参加国の連絡窓口を通じた事案の報告が重要であり、2023年12月には「ITDB参加国の連絡窓口のための指針」を発行した¹⁴⁹。また、2024年10月にはウィーンにおいて、3年に1度の「ITDB参加国連絡窓口会議」が開催された。この会議では、連絡窓口会議やトレーニング・イベントの開催頻度を上げること、トレーニングやキャパシティ・ビルディング（能力構築）の分野でITDBのオンライン活動を拡充すること、そしてITDBへの報告に関する運用体制の見直しを行うための専門家会合を組織することなどが提案された¹⁵⁰。

なお、ITDBでは参加国の機微情報の保護の観点から、報告された事案や違法な取引の詳細を公開していない。

核物質や放射性物質の盗取及び規制上の管理を外れたそれらの物質の発見の事案として、2025年には以下のような事案が報じられた。

- 2月27日、米国ノースカロライナ州において、2,738 TBq (74 Ci) のイリジウム192を含む非破壊検査用放射線照射装置（ラジオグラフィ・カメラ）の盗難が報告された。放射線透過試験従事者が装置の固定に関する承認済みの手順を遵守していなかったため、トラックから装置が盗み出されたものである。なお、この装置は3月13日に損傷のない状態で回収された¹⁵¹。
- 7月、ジョージア国家保安庁は、約300万米ドル相当のウランを売却しようとしたとして2名を拘束したと発表した¹⁵²。さらに同年10月、同庁はトビリシにおいて、約2kgのウランを購入しようとしたとして中国国籍の3名を逮捕した。報道によれば、容疑者らは当該核物質をロシア経由で中国へ輸送する計画であったとされる¹⁵³。

¹⁴⁶ その内訳は、HEUが13件、プルトニウムが3件、プルトニウム-ベリリウム中性子源が5件であった。

¹⁴⁷ *ITDB 2025 Factsheet*, p. 4.

¹⁴⁸ 放射線源を含む機器は、転売やスクラップとしての価値が高いと思われるため、潜在的な窃盗犯にとって魅力的である可能性があるとしてIAEAは指摘している。

¹⁴⁹ IAEA, *Guidelines for the ITDB States' Points of Contact (IAEA Services Series No.49)*, December 2023.

¹⁵⁰ *Nuclear Security Report 2024*, p. 16.

¹⁵¹ "Lost Radiography Device," *IAEA News*, March 19, 2025, <https://www-news.iaea.org/ErfView.aspx?mId=f498597c-4a52-475d-9ba1-b234416025c3>.

¹⁵² "Georgia stops sale of \$3 million of uranium that could have been used in bomb," *Reuters*, July 17, 2025, <https://www.reuters.com/world/europe/georgia-stops-sale-3-million-uranium-that-could-have-been-used-bomb-2025-07-17/>.

¹⁵³ "Chinese citizens arrested in Georgia, accused of trying to buy uranium," *Al Jazeera*, October 25, 2025, <https://www.aljazeera.com/news/2025/10/25/chinese-citizens-arrested-in-georgia-accused-of-trying-to-buy-uranium>.

- 7月7日、マレーシア原子力庁 (Atom Malaysia) は、犯罪組織による放射性物質の不正密輸の試みを複数摘発したと報告した。同庁によれば、こうした不正取引の事案は年間平均で約 15 件確認されているという¹⁵⁴。

こうした核物質やその他の放射性物質の不法移転に関連して、各国は国家レベルの核セキュリティ検知体制 (architecture) の構築に取り組んでいる。この点において、核セキュリティ検知のための最前線の担当官と組織ネットワーク (International Network of Front Line Officers and Organizations for Nuclear Security Detection : FLO ネットワーク) は、情報共有の重要な基盤であり続けている。FLO ネットワークの全体的な影響に関する評価によれば、調査回答者の 74.8% が、同ネットワークを通じて得られた優良事例または知見を自国の取組に実装したと回答しており、また 71% が、核セキュリティ検知に関する知識及び技能の大幅な向上を報告している¹⁵⁵。

また、各国の大規模公共イベント (MPEs) における核セキュリティの確保も重要となっている。IAEA 加盟国からは、携帯型の放射線検知機器の提供、MPEs 準備の支援、検知機器の操作や維持、構成に関する支援が継続的に IAEA に要請されている。2024 年には 5 カ国が IAEA から機器の貸与を受け、6 カ国が機器の寄贈を受けた¹⁵⁶。MPEs における核セキュリティ確保については人材育成も行われており、2025 年の IAEA の『核セキュリティ報告書』によるとバーレーンとタイが訓練やワークショップを開催した¹⁵⁷。

IAEA は、2012 年に発行された「大規模公共イベントにおける核セキュリティのためのシステム及び措置 (IAEA Nuclear Security Series No.18)」の改訂作業を進めている。今回の改訂では、各国のイベントで核セキュリティ対策の実施から得られた教訓や優良事例に加え、手法や技術の進展が反映される予定である。なお本稿執筆時点では、改訂版は未公表である¹⁵⁸。

その他の本調査対象国の動向としては、8月4日から6日にかけて、インドの平和・紛争研究所 (IPCS) が、米国の NNSA の核物質密輸検知・抑止局 (NSDD) と共同で、モルディブにおいて第 6 回放射線セキュリティ対話を開催した。この対話では、核物質及び放射性物質のセキュリティについて、正しい知識に基づいた取組が急務であることが強調された¹⁵⁹。

また、中国は 3 月の IAEA 理事会において、核セキュリティ協力における IAEA の中心的役割への支持を表明するとともに、核テロの脅威の変化に対応するため、国家レベルの「ストーム・シリーズ」核セキュリティ演習を継続的に実施し、即応能力及び対応能力の強化に取り組んでいることを強調した¹⁶⁰。

¹⁵⁴ Ben Tan, "Atom says Malaysia sees around 15 cases of radioactive material smuggling yearly," *Malay Mail*, July 7, 2025, <https://www.malaymail.com/news/malaysia/2025/07/07/atom-says-malaysia-sees-around-15-cases-of-radioactive-material-smuggling-yearly/183128>.

¹⁵⁵ *Nuclear Security Review 2025*, p. 38.

¹⁵⁶ *Ibid.*

¹⁵⁷ IAEA, *Nuclear Security Report 2025*, op. cit., p. 21.

¹⁵⁸ *Nuclear Security Review 2025*, p. 40.

¹⁵⁹ Christina McAllister and Braden Holt, "Nuclear Security News and Member Updates Roundup, August 2025," Stimson Center, September 3, 2025, <https://www.stimson.org/2025/nuclear-security-news-and-member-updates-roundup-august-2025/>.

¹⁶⁰ "Statement by China," Agenda Item: Nuclear Security, IAEA Board of Governors, March 18, 2025.

C) 国際評価ミッションの受け入れ

核物質及びその他の放射性物質の防護、関連施設及び活動に関する国際文書やIAEAのガイダンスの実施について国際的な専門家が助言を行うIAEAの国際評価ミッションには、IPPAS¹⁶¹、国際核セキュリティ諮問サービス (INSServ)、統合核セキュリティ持続可能計画 (INSSP)¹⁶² 策定のためのミッションなどがある。また、2022年3月には、新たに放射線安全及び核セキュリティのための規制インフラミッション (RISS) が開始された¹⁶³。

特に注目度の高いIPPASミッションについては、2025年にケニアとバングラデシュが受け入れた。ケニアにとっては今回が初めての受け入れであった¹⁶⁴。本調査対象国については、日本や欧米諸国では、IPPASミッションやそのフォローアップ・ミッションの受け入れが増加している一方で、一度も受け入れていない国もあり、受け入れ状況には明確な差が見られる(表3-7を参照)。

また、各国の核セキュリティの実施状況に関する透明性や説明責任の観点から、機微情報を保護したうえでミッションの報告書の一部を公表することが、現在では一般的になっている。これまでに、豪州、カナダ、フィンランド、日本、オランダ及びスウェーデンが報告書の一部を公表している。これらの国に加えて、2024年5月にはスイスが、2018年のIPPASミッション及び2023年のフォローアップ・ミッションの報告書の一部を公開した¹⁶⁵。

INSServは、規制上の管理を外れた放射性物質に対する各国の核セキュリティ体制のレビューを目的として、2006年に開始されたミッションである。これまでに計89回のミッションが実施され、2025年はザンビアがこれを受け入れた¹⁶⁶。

表3-7 各国の核セキュリティ・イニシアティブへの参加・取組状況

	IPPAS ミッション	核鑑識への取組	核セキュリティ基金	G7GP	Global FTPrNT
中国		○	●		
フランス		○	●	○	○
ロシア		○	○		
英国		○	●	○	○

¹⁶¹ IAEA が派遣する加盟国と IAEA 専門家からなる国際チームが、ミッション受け入れ国が実施している核セキュリティ状況をレビューする。2005 年の A/CPPNM 及び IAEA 核セキュリティシリーズ文書に記載されている国際的なガイドラインや良好事例に照らして、規制の枠組みから輸送、情報、コンピュータ・セキュリティの取り決めに至るまで、あらゆる側面についてレビューが行われる。

¹⁶² 従来は統合核セキュリティ支援計画 (Integrated Nuclear Security Support Plan) であったが、2023 年に「支援」が「持続可能」(Sustainability) に変更された。

¹⁶³ *Nuclear Security Review 2023*, p. 9.

¹⁶⁴ IAEA, “IAEA Completes International Physical Protection Advisory Service Mission in Kenya,” November 21, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/iaea-completes-international-physical-protection-advisory-service-mission-in-kenya>; IAEA, “IAEA Completes International Physical Protection Advisory Service Mission in Bangladesh,” December 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/iaea-completes-international-physical-protection-advisory-service-mission-in-bangladesh>.

¹⁶⁵ Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate, *IPPAS Follow-up Mission Report: Switzerland*, May 21, 2024, <https://ensi.admin.ch/en/documents/ippas-follow-up-mission-report-switzerland/>.

¹⁶⁶ IAEA, “IAEA Mission to Zambia Finds Strong Commitment to Nuclear Security, Encourages Focus on Capacity Building,” July 30, 2025, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/iaea-mission-to-zambia-finds-strong-commitment-to-nuclear-security-encourages-focus-on-capacity-building>.

	IPPAS ミッション	核鑑識への取組	核セキュリティ基金	G7GP	Global FTPrNT
米国	○	○	●	○	○
インド		○			
イスラエル		○			○
パキスタン		○	●		○
豪州		●	●	○	○
ベルギー		○	●	○	○
ブラジル		○			
カナダ		○	●	○	○
ドイツ		○	●	○	○
フィンランド	○	○	●	○	○
イラン					
日本	○	○	●	○	○
カザフスタン		○		○	○
韓国		○	●	○	○
メキシコ		○		○	○
オランダ	○	○	●	○	○
ノルウェー		○	○	○	○
南アフリカ		○			
スウェーデン		○	●	○	○
スイス	○	○	●	○	
トルコ	○	○			○
UAE		○	●		○
北朝鮮					

IPPAS :「●」は 2025 年の受け入れを示す。「○」は過去 5 年間の受け入れを示す。

核鑑識 :「●」は 2025 年の取組を示す。「○」はこれまでの ITWG への活動参加、あるいはそれ以外の実績（公開情報から得られた）の有無を示す。

核セキュリティ基金 :「●」は 2025 年に新たな拠出が確認された場合を示す。「○」は過去 3 年間の拠出の実績を示す。

D) 技術開発—核鑑識

核鑑識は、核物質やその他の放射性物質が関係した不正取引、あるいは悪意のある行為の実行者を特定し、刑事訴追を可能にするための、核セキュリティを構成する重要な技術である。これまで、技術開発や国内体制の整備、さらには国際的なネットワーク構築に向けた支援が行われてきた。こうした中、各国にとっては放射線犯罪現場管理（RCSM）及び核鑑識の分野における能力構築も引き続き重要な課題となっている。9月のIAEA総会で採択された核セキュリティ決議では、前年に引き続き、まだ取り組んでいない国々に対し、「核鑑識ライブラリ¹⁶⁷」の構築を検討する

¹⁶⁷ 国家核鑑識ライブラリとは、規制管理外で発見された核物質などを特定するための国のシステムである。国内で生産、使用及び貯蔵される核物質などに関する参考情報と専門知識から構成される。既知の物質に関する情報や、規制管理外の核物質やその他の放射性物質の分析測定から得られたデータとの比較によって、規制管理外の

(パラ 56)」ことが改めて奨励された¹⁶⁸。

IAEA は、7月に放射性犯罪現場管理及び核鑑識に関する国際統合ワークショップを、NSTDC において開催した¹⁶⁹。また、これまでの放射性犯罪現場管理活動をもとに、各国の備えを強化するため、実務者向けの新たな「放射性犯罪現場管理に関する国内ワークショップ」を展開した。このワークショップは、INTERPOL や加盟国の専門家の協力を得て設計され、現場対応に従事する実務者に特化した内容となっている¹⁷⁰。第1回のワークショップは、2026年3月にベトナムで開催される予定である¹⁷¹。

多国間協力の取組については、1995年に設立された核鑑識に関する国際技術ワーキンググループ(ITWG)が活発に活動しており、約50カ国がこれまでにITWGの年次会合に参加している¹⁷²。

2025年7月、ITWGはイタリア・ボローニャ(Bologna)において第28回年次会合を開催し、30カ国以上の国及び国際機関から約90名が参加した¹⁷³。本会合では、IAEA及び国連犯罪防止司法研究所(UNICRI)から法医学関連活動に関する最新状況が報告される予定であったほか、放射性・核テロ防止に関するグローバル・フォーラム(GFTPRNT)に参加する一部の国の代表が、同フォーラムの新設後の活動について報告することが予定されていた¹⁷⁴。

ITWGの5つのタスクグループも活発な活動を続けている¹⁷⁵。たとえば、「ガイドライン技術タスクグループ」は、専門家間の協力により核鑑識の優良事例をまとめたガイドラインの策定を進めている。これは一般向けの情報発信や政策決定者への情報提供に役立てることを目的としている¹⁷⁶。

IAEAは2025年に核鑑識関連で5件、犯罪現場管理関連で7件の訓練コースやワークショップを開催した。これには実践入門レベルの訓練コースやトレーナー養成コースなどが含まれる。

IAEAは犯罪現場管理や核鑑識分野における基礎及び上級レベルのトレーナーの養成やワークショップの実施、核鑑識能力の開発と維持のための技術文書の作成を計画している¹⁷⁷。

その他の本調査対象国の活動として、豪州がIAEA総会で核鑑識分野における国際協力に関

物質を特定するために使用される。IAEA, *Development of a National Nuclear Forensics Library: A System for the Identification of Nuclear or Other Radioactive Material out of Regulatory Control*, IAEA-TDL-009, 2018, p. 1.

¹⁶⁸ IAEA, *Nuclear Security Resolution*, September 2024, 10. 国家核鑑識ライブラリの構築の要否は各国の専権事項となっており、日本原子力研究開発機構の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)によると、その構築を進めている国の数は世界的に見てもかなり少ない。「核鑑識ライブラリ構築はどのくらい進んでいるのか」ISCN, 2021年12月、<https://www.jaea.go.jp/04/iscn/activity/2021-12-15/2021-12-15-07.pdf>.

¹⁶⁹ IAEA, "International Integrated Workshop on Radiological Crime Scene Management and Nuclear Forensics," July 2025, <https://www.iaea.org/events/evt2405466>.

¹⁷⁰ ITWG, *Nuclear Forensics Update*, No.35, June 2025, p. 3, https://www.nf-itwg.org/newsletters/ITWG_Update_no_35.pdf.

¹⁷¹ IAEA, "National Workshop on Radiological Crime Scene Management: Practitioners," <https://www.iaea.org/events/evt2405721>.

¹⁷² ITWG, *Nuclear Forensics Update*, No. 24, September 2022, p. 2.

¹⁷³ "Nuclear Forensics International Technical Working Group (ITWG) held its annual conference in Bologna, Italy," International Science and Technology Center, July 9th, 2025, <https://www.istc.int/news/nuclear-forensics-international-technical-working-group-itwg-held-its-annual-conference-in-bologna-italy>.

¹⁷⁴ ITWG, *Nuclear Forensics Update*, No.35, op. cit., p. 2.

¹⁷⁵ ITWGは技術的優先事項を詳細に検討するため、証拠品・証言、演習、ガイドライン、ライブラリと評価及びアウトリーチ活動とトレーニングのタスクグループを設けている。"Organization," ITWG, <https://www.nf-itwg.org/content.html>.

¹⁷⁶ ITWG, *Nuclear Forensics Update*, No.35, op. cit., p. 2.

¹⁷⁷ *Nuclear Security Review 2025*, pp. 41-2.

するサイドイベントを開催した。同国は、フィリピン政府との協力により、密輸されたウランの押収及び安全な管理の成功例を共有した¹⁷⁸。

E) 人材育成・能力構築及び支援活動

核セキュリティ体制を確立して実施し、これを維持するための組織や人員の能力構築は、各国の重要な責務となっている¹⁷⁹。IAEAは、各国のこうした能力を強化するための協調的な教育及び訓練プログラムの提供において重要な役割を果たしている¹⁸⁰。

2023年に開設されたNSTDCを通じた人材育成も開始されている。2025年のIAEA『核セキュリティ報告書』では、46のイベントの開催が報告された¹⁸¹。NSTDCに関して、韓国はNPT運用検討会議第3回準備委員会において、「核セキュリティに関する国家の能力構築において、国際的及び地域的な協力の重要性を認識している」と述べ、その一環として、オーストリア・ザイバースドルフ(Seibersdorf)におけるNSTDCの運営を引き続き支援していることを表明した¹⁸²。

IAEAはまた、本調査対象国においても研修を実施している。IAEAの『2025年核セキュリティ報告書』及び『核セキュリティ訓練・支援センター(NSSC)ネットワーク・ニュースレター』によれば、本章ですでに言及した事項に加え、2025年には、カザフスタン、ウクライナ、トルコ及び日本において、物理的防護、国内体制の構築、ならびにコンピュータ・セキュリティ検査等をテーマとした研修やワークショップが開催された¹⁸³。

また、上述のIAEA主導あるいは、各国実施の研修に加えて、学術プログラムやコンソーシアムを通じた、核セキュリティ分野における次世代人材の育成も課題になっている。その一例として、米国のカリフォルニア大学バークレー校が主催し米国NNSAが後援する原子力科学・セキュリティコンソーシアムによるものがあり、6月に開催された「核セキュリティ・不拡散サマースクール」では、緊急時対応や核鑑識などを含む実践的なモジュールが提供された¹⁸⁴。また、IAEAの原子力人材育成・核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)では夏期実習生受け入れのなかで核不拡散、核セキュリティについて自身の実習テーマに限らない領域についても理解を深める「夏の学校」というプログラムを展開している¹⁸⁵。

さらに、WINSが核セキュリティに関するさまざまな課題についてワークショップを開催し、レポートを発行している。それに加えて、「WINSアカデミー」を通じた人材育成も提供している。このアカデミーでは、核セキュリティに関連する多種多様な分野で、専門能力開発プログラムを展開

¹⁷⁸ IAEA, "Australia and the Philippines: A Case Study of the Real-World Impact of Cooperation in Nuclear Forensics," September 2025, <https://www.iaea.org/resources/member-states-side-events/australia-and-the-philippines-a-case-study-of-the-real-world-impact-of-cooperation-in-nuclear-forensics>.

¹⁷⁹ IAEA, "Building Capacity for Nuclear Security Implementing Guide," *IAEA Nuclear Security Series*, No. 31-3, 2018, p. 1.

¹⁸⁰ *Nuclear Security Plan 2022-2025*, GC(65)/24, September 15, 2021, p. 18.

¹⁸¹ IAEA, *Nuclear Security Report 2025*, op. cit., p. 11.

¹⁸² "Statement by South Korea," Cluster 3, 3rd PrepCom for the 11th RevCon, May 6, 2025.

¹⁸³ IAEA NSSC Network Newsletter, Issue 15, July 2025; *Nuclear Security Report 2025*, op. cit., pp. 17-8.

¹⁸⁴ "2025 NSSC-LLNL Nuclear Security and Nonproliferation Summer School," Nuclear Science and Security Consortium, <https://nssc.berkeley.edu/nssc-summer-schools/nssc-2025-summer-programs/2025-nssc-llnl-nuclear-security-and-nonproliferation-summer-school/>.

¹⁸⁵ "ISCN 夏の学校 2025 実施報告 [Report on the "ISCN Summer School 2025"]," *ISCN Newsletter*, No. 347, November 2025, pp. 43-5.

している¹⁸⁶。

訓練・支援における国際ネットワーク

人材育成や能力構築を目的とした訓練に関する IAEA の活動は、各国の NSSC、NSSC 国際ネットワーク（以下、NSSC ネットワーク）の活動を含め、各国同士の緊密な協力のもと、実施されている。

2012 年に IAEA によって設置された NSSC ネットワークは、各国 NSSC 間での連携やネットワーク構築の基軸として重要な役割を担っている¹⁸⁷。71 カ国からの 92 機関及び 10 のオブザーバー機関がこのネットワークに参加している¹⁸⁸。本調査対象国の NSSC ネットワーク参加国は、ブラジル、カナダ、中国、フランス、日本、カザフスタン、韓国、パキスタン、ロシア及び米国などである¹⁸⁹。これまでに、アフリカ地域グループ、アジアのアラブ諸国グループ、アジア地域ネットワーク、ハンガリー・リトアニア・ウクライナ・コンソーシアム、ラテンアメリカ NSSC 及び東南アジア諸国地域グループの 6 つの地域あるいは小地域（sub-region）の NSSC ネットワークのグループが設立されている¹⁹⁰。10 月には、NSSC ネットワークの年次会合がウィーンにて開催された。

本調査対象国による 2025 年の人材育成の取組については、韓国が NPT 準備委員会における国別演説で、大田（Daejeon）にある核不拡散・核セキュリティ国際アカデミー（INSA）を通じて、30 カ国以上から 600 名を超える政府関係者に対する研修プログラムを提供してきたことに言及し、同アカデミーを通じた能力構築への積極的な貢献を強調した¹⁹¹。また、6 月には、NSSC の設立・運営に関する指導者向け国際研修コースを自国で開催した¹⁹²。

豪州は、IAEA との連携の下、アジア太平洋地域を中心とする地域的な能力構築を支援していることに言及し、この地域における原子力科学技術関連の研究・開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）などの枠組みを通じた取組を紹介した¹⁹³。また、6 月には、IAEA がフランス・パリにおいて「NSSC の設立と運営に関する国際ワークショップ」を開催した¹⁹⁴。

こうした活動は 2020 年に IAEA が発行した NSSC 設立と運営に関する技術文書に基づいた活動の一環であり、近年の NSSC ネットワークの活動の焦点のひとつとなっている¹⁹⁵。

教育分野における国際ネットワーク

教育の分野においても、IAEA と教育及び研究機関などのパートナーシップを通じて持続可能

¹⁸⁶ “WINS Academy Programmes,” WINS, <https://www.wins.org/wins-academy>.

¹⁸⁷ NSSC Network の基本情報は以下を参照。IAEA, “Understanding Nuclear Security Support Centres (NSSCs) in FIVE QUESTIONS,” <https://www.iaea.org/sites/default/files/20/08/nssc-five-questions.pdf>.

¹⁸⁸ IAEA, *NSSC Network Newsletter*, Issue 15, July 2025; IAEA, *Nuclear Security Review 2025*, p. 15.

¹⁸⁹ IAEA, *Nuclear Security Review 2023*, August 2023, p. 12; Appendix C, I.

¹⁹⁰ IAEA, “The Chair’s Report on the 2023 Annual Meeting of the International Network for Nuclear Security Training and Support Centres (NSSC Network),” https://www.iaea.org/sites/default/files/23/06/chairs_report_annual_meeting_2023.pdf.

¹⁹¹ “Statement by South Korea,” Cluster 3, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 6, 2025.

¹⁹² *NSSC Network Newsletter*, Issue 15, op. cit.

¹⁹³ “Statement by Australia,” Cluster 3, Third PrepCom for the 11th NPT RevCon, May 6, 2025.

¹⁹⁴ *NSSC Network Newsletter*, Issue 15, op. cit.

¹⁹⁵ IAEA, *Establishing and Operating a National Nuclear Security Support Centre (IAEA-TDL-010)*, <https://www.iaea.org/publications/14704/establishing-and-operating-a-national-nuclear-security-support-centre>.

な核セキュリティ教育を促進するため、国際核セキュリティ教育ネットワーク（INSEN）が2010年に設立されている¹⁹⁶。

INSENには、2025年8月時点において、計75カ国から227のメンバーが参加している¹⁹⁷。最新のIAEAの『核セキュリティレビュー2025』によると、2024年に7カ国から7機関がINSENに新たに加わった¹⁹⁸。本調査対象国では、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、インド、日本、カザフスタン、オランダ、パキスタン、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、トルコ、英国及び米国などの機関が参加している。

INSENネットワークにおける機関間連携は着実に強化されている。核セキュリティ分野の教育プログラムを共同実施しているINSEN参加機関の割合は、2023年の62.7%から2024年には69.2%へと上昇した。また、既存のプログラム内で核セキュリティに関するコースを提供するメンバーの比率も、前年の53.97%から64.1%へと拡大した¹⁹⁹。

こうした国際的な取組の一環として、2025年11月10日から14日にかけて、日本では、INSEN年次会合が、茨城県において開催された²⁰⁰。本会合は、例年ウィーンのIAEA本部で開催されてきたINSEN年次会合としては初の国外開催であり、35の国・地域から代表者が参加した。日本での開催は、国内の教育・研究機関とINSEN加盟機関との交流を促進するとともに、教育現場における課題認識や人材育成ニーズを国際的に共有する機会となった。

F) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金

IAEA理事会は、2002年3月に初の「核テロリズムに対する防護のための包括的な行動計画」を承認し、その実施基盤として、核セキュリティ基金（NSF）を設立した。以来、IAEA加盟国は同基金への自発的な拠出が求められている。2005年以降は、「核セキュリティ計画」が策定されており、2025年は2021年に採択された、第6次計画（2022年から2025年までが対象）に基づいて活動が進められた²⁰¹。

NSFはIAEA加盟国などによる自発的な拠出によって成り立っている。2025年のIAEA「核セキュリティ決議」パラグラフ13では、すべての加盟国に対し、「二国間、地域、国際レベルでの様々な取り決めを通じて、核セキュリティ強化に向けたIAEAの取組を、政治的、技術的、そして財政的に支援すること」を検討するよう改めて要請された²⁰²。

2025年のIAEAの『核セキュリティレビュー2025』によれば、2024年にNSFに拠出、あるいは拠出表明を行った国は、本調査対象国のうち16カ国（豪州、ベルギー、カナダ、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、パキスタン、スウェーデン、スイス、アラブ首

¹⁹⁶ IAEA, "International Nuclear Security Education Network (INSEN)," <https://www.iaea.org/services/networks/insen>. INSENの活動には、査読付き教材の開発、核セキュリティのさまざまな分野における教員の能力開発、共同研究活動、学生交流プログラム、学位論文の監督・評価、知識管理、核セキュリティ教育の推進、その他関連業務が含まれる。

¹⁹⁷ *Nuclear Security Review 2025*, p. 15.

¹⁹⁸ Ibid.

¹⁹⁹ Ibid, p. 15.

²⁰⁰ JAEA, *ISCN Newsletter*, No.0348, December 2025, p. 47, https://www.jaea.go.jp/04/iscn/nnp_news/attached/0348.pdf#page=47.

²⁰¹ IAEA, *Nuclear Security Plan 2022-2025: Report by the Director General*, GC(65)/24, September 15, 2021.

²⁰² IAEA, *Nuclear Security Resolution*, September 2025, p. 6.

長国連邦、英国及び米国)であった²⁰³。アラブ首長国連邦が拠出するのは初めてである。NSF 設立以来、全体で 48 の IAEA 加盟国、EU、政府・非政府組織が NSF に拠出している²⁰⁴。

なお、2024 年の NSF の予算配分額は 2,800 万ユーロにとどまり、2023 年の 4,800 万ユーロから約 2,000 万ユーロ減少し、ほぼ半減する結果となった²⁰⁵。2024 年末時点での NSF の準備資金残高は 6,700 万ユーロであり、2023 年末時点の 6,800 万ユーロと比較してわずかに減少しているものの、新規拠出の大幅な落ち込みが継続的な事業実施能力に影響を及ぼす可能性が示唆される。

IAEA は加盟国が優先的に取り組むとした活動を実施するには、依然として相当額の資金が必要だと指摘している。2025 年の『核セキュリティレビュー 2025』では、資金不足に陥っている活動領域を示したグラフが示された。これによると核物質・原子力施設のセキュリティでは 1,500 万ユーロ超、規制上の管理を外れた物質のセキュリティで 1,800 万ユーロ超、プログラム開発や国際協力で 400 万ユーロ超の予算が不足している²⁰⁶。

G) 国際的な取組への参加

核セキュリティの水準向上のための国際的な取組は、今日、極めて重層的な構造を成している。その中核となるのは、「大量破壊兵器の不拡散に関する国連安保理決議 1540 号 (2004 年)」の履行支援や、IAEA 主催による核セキュリティに関する国際会議 (ICONS)、そして 2016 年に終了した核セキュリティサミット・プロセスといった多国間フォーラムである。さらにこれらを補完する、多国間協力の枠組みとして、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ (GICNT)」や G7 といった志を同じくする国々による主体的な取組もある。

国連安全保障理事会決議 1540 号

2004 年に採択された国連安保理決議 1540 号は、非国家主体への核、化学及び生物兵器並びにそれらの運搬手段の拡散を防止する国内管理制度を確立するために各国が有効な措置を講じること、また、かかる目的のために物理的防護の適切かつ有効な措置を開発及び維持すべきであることなどを決定した文書である²⁰⁷。各国は、本決議で求められた義務事項に関する報告を国連に提出することが求められている。こうした報告書の提出は、各国の核セキュリティ措置に関する透明性を高め、措置の実施に関する国際的な保証に資する。本調査対象国の本報告提出状況は表 3-5 に示すとおりである。なお、2025 年 12 月時点で同年中に報告書を提出したのはラオスのみで、本調査対象国から新たな報告はなされなかった²⁰⁸。

²⁰³ IAEA, *Nuclear Security Review 2025*, p. 45.

²⁰⁴ *Ibid.*, p. 43.

²⁰⁵ 2025 年版『核セキュリティレビュー』以降、IAEA は「歳入額 (revenue)」ではなく「予算配分額 (budget allotment)」という用語を用いるようになった。IAEA はその理由について、「予算配分額は、国際公会計基準 (IPSAS) に基づく収益認識とは異なり、拠出が行われた時点で核セキュリティ・プログラムに対して実際に利用可能となった資金の状況を、より適切に把握することができるためである」と説明している。過去 5 年間の核セキュリティ分野に対する予算配分額は、2019 年が 2,800 万ユーロ、2020 年が 9,400 万ユーロ、2021 年が 2,300 万ユーロ、2022 年が 2,000 万ユーロ、2023 年が 4,800 万ユーロであった。

²⁰⁶ *Nuclear Security Review 2025*, p. 45.

²⁰⁷ UN Security Council, *Resolution 1540 (2004)*, S/RES/1540 (2004), April 28, 2004.

²⁰⁸ "National Reports," UN 1540 Committee, <https://www.un.org/en/sc/1540/national-implementation/national-reports>.

核セキュリティサミット・プロセス²⁰⁹

核セキュリティサミット・プロセスは2016年に終了したが、その精神は「グローバルな核セキュリティ強化のための持続的な行動に関する共同声明」に基づいて核セキュリティ・コンタクトグループ（NSCG）などの枠組みに引き継がれていた。しかし、近年の新たな参加国やNSCGの具体的な活動に関する公開情報は見つからなかった。

核セキュリティサミット・プロセスを機に開始された、有志国が特定のテーマごとに連携する「バスケット・イニシアティブ」²¹⁰については、近年その動きが鈍化している状況がみられる。内部脅威緩和に関する国際イニシアティブ（INFCIRC/908）の国際作業グループ（IWG）は、これまで年次の「Know Your Insider」ニュースレターを発行してきたが、2025年にはいかなる版も公表されなかった。また、INFCIRC/908については、2024年8月の改訂以降、新たな進展は報告されていない²¹¹。

GICNT²¹²

GICNT（核テロ対策グローバル・イニシアティブ）は、核セキュリティ分野における国際的能力の強化を目的とした重要な多国間イニシアティブであり、多くの途上国を含む89カ国と、IAEA、INTERPOL、国連テロ対策事務所（UNOCT）などの国際機関が参加してきた。同イニシアティブは、訓練やワークショップの実施、実践的ガイドラインの策定など、実務的な活動を積極的に展開していた。本調査対象国のうち、イラン、北朝鮮、南アフリカを除くすべての国がGICNTに参加していた。しかし、2022年2月のロシアによるウクライナへの全面侵攻を受け、ロシアと米国はGICNTのすべての公式会合及び作業部会活動を一時停止することで合意し、同イニシアティブの活動は事実上停止することとなった²¹³。

これにより生じた放射性・核テロ対策に関する国際協力の空白に対応するため、米国は「放射線・核テロリズムを予防するためのグローバル・フォーラム」（Global FTRNT）を立ち上げ、2024年11月にはルーマニア・ブカレストにおいて第1回会合が開催され、63カ国及び6つの国際機関が参加した²¹⁴。同フォーラムは、多国間協力の重要性を再確認するとともに、放射性・核（R/N）テロのリスク環境の変化を評価し、パートナー国の間での能力構築の取組を促進することを目的としている。一方で、Global FTRNTはGICNTの機能的な後継枠組みとして位置づけられつつあるものの、バイデン政権下で立ち上げられた経緯を踏まえると、今後長期的に継続されるかについては、制度化の行方が未定であることから、依然として不透明である。

shtml.

²⁰⁹ 2010年にオバマ（Barack Obama）米国大統領のイニシアティブで開始され、2016年までに計4回（2012年韓国、2014年オランダ、2016年米国）開催された。

²¹⁰ 他には、日本がリード国を務める「輸送セキュリティ（INFCIRC/909）」、「民生用HEUの使用の最小限化及び廃絶（INFCIRC/912）」、豪州が主導する「核鑑識（INFCIRC/917）」などがある。“Information Circulars,” IAEA, <https://www.iaea.org/publications/documents/infcircs>.

²¹¹ Insider Threat Mitigation, <https://insidethreatmitigation.org/>.

²¹² 2006年のG8サンクトペテルブルグ（St. Petersburg）・サミットでロシアと米国が共同で発表したイニシアティブであり、国際的な取組によって核テロの脅威に対抗することを目的としている。

²¹³ “Overview,” Global FTRNT, <https://globalftrnt.org/en>.

²¹⁴ U.S. Department of States, “Statement on the Global Forum to Prevent Radiological and Nuclear Terrorism,” November 15, 2024, <https://2021-2025.state.gov/joint-statement-on-the-global-forum-to-prevent-radiological-and-nuclear-terrorism/>.

G7

G7による核セキュリティに関連する活動には、大量破壊兵器及び物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ (G7GP)²¹⁵、G7 不拡散局長級会合 (NPDG)、G7 原子力安全セキュリティ・グループ (NSSG)、及び G7GP 作業部会のもとに設置されたサブ・ワーキンググループである核・放射線セキュリティ作業部会 (NRSWG) がある。以下は、2025 年のそれぞれの活動の概要をまとめたものである。

NPDG は 8 月に開催した会合で声明を発出し、IAEA による「核物質の不転用を検証」という使命を支持する方針を表明した。併せて、「世界各地の民生用原子力プログラムが、国際合意に基づく最高水準の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の基準・指針並びに勧告に適合するよう引き続き協力して取り組む」姿勢を強調した²¹⁶。

NSSG については、例年 G7 議長国の下で年次報告書が公表されてきたが、2025 年はカナナスキス (Kananaskis) ・サミット後に関連報告書は発出されなかった。

一方、NRSWG は 11 月にバンクーバーで会合を開催し、その成果は G7 グローバル・パートナーシップ (G7GP) の CBRN 分野サブ作業部会の共通報告書としてまとめられた。同報告書では、核セキュリティに関連する優先課題として、国連安保理決議 1540 号の実施の支援、戦略物資貿易及び輸出管理の強化、核・放射性物質の不法取引の防止・検知のための能力構築、新技術や偽情報に関連する新たな核セキュリティ上のリスクへの対応が挙げられた²¹⁷。

²¹⁵ 2002 年のカナナスキス (Kananaskis) ・サミット (カナダ) で、WMD とその関連物質等の拡散防止を主な目的として、当時の G8 (ロシアを含む) で合意されたイニシアティブである。現在は G7 が主導し、30 カ国及び EU が参加している。

²¹⁶ Global Affairs Canada, “Statement of the G7 Non-Proliferation Directors Group,” August 20, 2025.

²¹⁷ CBRN WG, “Chemical, Biological, Radiological and Nuclear sub-Working Group Deliverables,” November 2025, https://siteassets.pagecloud.com/gpww/uploads/GP_CBRN WG_Deliverables_November_2025.pdf.

第2部 評価書

評点及び評価基準

本「評価書」は、核軍縮、核不拡散及び核セキュリティの各分野における調査対象国の取組状況について、調査・分析の結果を取りまとめた「報告書」をもとに、これを評価し、数値化することを試みたものである。

これらの分野における各国の取組状況を評価すると言っても、核兵器国と非核兵器国とでは、核兵器への関わり方が異なることから分かるように、様々な立場にある調査対象国すべてを同一のものさしで評価することは困難である。

そこで、『ひろしまレポート』では、次の表のとおり、調査対象国を一定のグループに区分し、そのグループごとに配分される評点やそれを合計した最高評点自体が異なる方法を使った。そのうえで、各分野における各国の取組状況の相対性を表すための手法の1つとして、調査対象国の評点率（評点／最高評点）を算出し、その結果を分野ごとにグラフ化した。また、各分野の評価項目について、評点及び評価基準を次ページの一覧のとおりを設定した。

【区分別最高評点一覧】

（単位：点）

グループ	(1) 核兵器国	(2) 核兵器不拡散条約 (NPT) 非締約国	(3) 非核兵器国		(4) その他
	分野	中国 フランス ロシア 英国 米国	インド イスラエル パキスタン	豪州 ブラジル カナダ ドイツ イラン 日本 カザフスタン 韓国 メキシコ オランダ ノルウェー 南アフリカ スウェーデン スイス トルコ	<u>核軍縮・不拡散のみ</u> オーストリア エジプト インドネシア ニュージーランド ポーランド サウジアラビア シリア <u>核セキュリティのみ</u> ベルギー フィンランド アラブ首長国連邦 (UAE)
核軍縮	109	106	48		106
核不拡散	47	43	61		61
核セキュリティ	38	38	38		38

*：北朝鮮については、1993年及び2003年のNPT脱退宣言により、同国の条約上の地位が明確でないこと、2006年、2009年、2013年、2016年（2回）、2017年の計6回の核実験を行い、核兵器の保有を明言していることから、「その他」と整理した。

【核軍縮】

評価項目	評点	評価基準
1. 核兵器の保有数 (推計)	-20	
核兵器の保有数 (推計)	(-20)	-5 (～ 50 発) ; -6 (51 ～ 100 発) ; -8 (101 ～ 200 発) ; -10 (201 ～ 400 発) ; -12 (401 ～ 1,000 発) ; -14 (1,001 ～ 2,000 発) ; -16 (2,001 ～ 4,000 発) ; -17 (4,001 ～ 6,000 発) ; -19 (6,001 ～ 8,000 発) ; -20 (8,001 発～)
		(非核兵器国については評価せず)
2. 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント	9	
A) 日本、NAC 及び NAM がそれぞれ提案する核軍縮に関する国連総会決議への投票行動	(6)	3つの決議のそれぞれについて、0 (反対) ; 1 (棄権) ; 2 (賛成)
B) 重要な政策の発表、活動の実施	(3)	「核兵器のない世界」への国際的な機運に大きなインパクトを与えた政策、提案、会議の開催、その他イニシアティブにつき各1点を加点 (最高3点)
C) 核軍縮に逆行する行動	(-3)	核軍縮に逆行する行動 (他の項目で評価される行動を除く) について、1～3点を減点
3. 核兵器の非人道的結末	5	
A) 国連総会決議への投票行動	(2)	2つの決議のそれぞれについて、0 (反対) ; 0.5 (棄権) ; 1 (賛成)
B) 国際会議や共同声明への参加	(1)	核兵器の非人道的結末に関する国際会議及び共同声明への参加について、それぞれ 0.5 点
C) 被害者援助、環境回復	(2)	被害者援助・環境回復の実施、及び取組のイニシアティブについて、それぞれ1点 このうち、国連総会決議について、0 (反対) ; 0.5 (棄権) ; 1 (賛成)
4. 核兵器禁止条約 (TPNW)	10	
A) TPNW 署名・批准	(7)	0 (未署名) ; 3 (未批准) ; 7 (批准) 未署名国については、会議へのオブザーバー参加の場合に1点
B) TPNW に関する国連総会決議への投票行動	(1)	0 (反対) ; 0.5 (棄権) ; 1 (賛成)
C) 核兵器の法的禁止に関する国連総会決議への投票行動	(2)	2つの決議のそれぞれについて、0 (反対) ; 0.5 (棄権) ; 1 (賛成)

評価項目	評点	評価基準
5. 核兵器の削減	22	
A) 核兵器及び核兵器を搭載可能な運搬手段の削減	(15)	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器保有数を公表している場合、前年度からの削減率×10により、1～10点を加点；保有数を公表していない場合、「(前年の保有数(推計値)－最新の保有数(推計値))÷保有数(前年)」で削減率を算出し、これを10倍して得点に加点 過去5年間に核兵器の削減に従事している場合は1点、法的拘束力のある核兵器削減条約などの締約国である場合には1点、調査対象の年に新たに一層の削減を打ち出し、実施した場合には1点を、それぞれ加点 保有する核兵器を全廃した場合には満点(15点)を付与 核兵器保有数が過去5年間に増加し、削減されていない場合には、1点減点
		(非核兵器国については評価せず)
B) 核兵器の一層の削減に関する具体的計画	(3)	0(削減計画・構想に関する表明なし)；1(おおまかな削減計画・構想の表明)；2(削減規模に関する計画・構想の表明)；3(具体的かつ詳細な削減計画の表明)
		(非核兵器国については評価せず)
C) 核兵器能力の強化・近代化の動向	(4)	0(核兵器削減に逆行するような核戦力近代化・強化)；2～3(核兵器の数的強化はもたらさない可能性のある近代化・強化)；4(強化・近代化せず)
		(非核兵器国については評価せず)
6. 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減	12	
A) 国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状	(-8)	国家安全保障を核兵器に依存する国として-6点；核兵器を用いた恫喝などの行為について-2点
		(非核兵器国については評価せず)
B) 先行不使用、「唯一の目的」、あるいは関連ドクトリンに関するコミットメント	(3)	0(いずれの政策も採用せず)；2(類似の政策の表明、または将来的にいずれかの政策を採用する意思を表明)；3(いずれかの政策の表明) コミットメントに反する行動については2点減点、コミットメントを疑わせるような言動については1点減点
		(非核兵器国については評価せず)
C) 消極的安全保証	(2)	0(表明せず)；1(条件付きで表明)；2(無条件で表明) コミットメントに反する行動については2点減点、コミットメントを疑わせるような言動については1点減点
		(非核兵器国については評価せず)
D) 法的拘束力のある非核兵器国への安全の保証に関する国連総会決議への投票行動	(1)	0(反対)；0.5(棄権)；1(賛成)
E) 非核兵器地帯条約議定書への署名・批准	(3)	1つの議定書への批准につき0.5点加点；すべての議定書に批准している場合は3点
		(核兵器国以外については評価せず)

評価項目	評点	評価基準
F) 拡大核抑止への依存	(-5)	(核兵器国及び NPT 非締約国については評価せず) (非核兵器国にのみ適用) 核の傘のもとにあり、かつ核シェアリングを行っている国は -5 点；核の傘に安全保障を依存する国は -3 点；核の傘のもとにない国は 0 点
G) 核リスク低減	(3)	核兵器国・NPT 非締約国：核リスク低減に関する具体的措置の実施について 1～2 点、提案やイニシアティブについて 1 点 非核兵器国：提案やイニシアティブに関して 1 点
H) 核リスクを高める行動	(-3)	核リスクを高める行動について 3 点減点
7. 警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化	4	
警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化	(4)	0～1 (高度な警戒態勢の維持)；2 (高度ではないものの一定の警戒態勢の維持)；3 (平時における警戒態勢解除)；警戒態勢 (低減) の信頼性を示すための措置の実施については 1 点加点 (非核兵器国については評価せず)
8. 包括的核実験禁止条約 (CTBT)	12	
A) CTBT 署名・批准	(4)	0 (未署名)；2 (未批准)；4 (批准)
B) CTBT 発効までの間の核爆発実験モラトリアム	(3)	0 (なし)；2 (宣言)；3 (宣言し、核実験場を閉鎖) (非核兵器国については評価せず)
C) CTBT に関する国連総会決議への投票行動	(1)	0 (反対)；0.5 (棄権)；1 (賛成)
D) CTBTO 準備委員会との協力	(2)	0 (なし、情報なし)；1～2 (分担金の負担、会合への積極的な参加、発効促進へ向けた積極的なアウトリーチ活動の展開など)
E) CTBT 検証システム構築への貢献	(2)	1 (IMS 設置・稼働状況)；1 (検証の強化に関する議論への参加)
F) 核実験の実施	(-3)	-3 (過去 5 年間に核爆発実験を実施)；-1 (核爆発を伴わない実験を実施、あるいは実施状況は不明)；0 (核兵器にかかる実験を実施せず) (非核兵器国については評価せず)
9. 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)	10	
A) FMCT に関する即時交渉開始に向けたコミットメント、努力、提案	(4)	1 (コミットメントの表明)；1 (促進への積極的な取組)；1～2 (交渉開始にかかる具体的提案)
B) FMCT に関する国連総会決議への投票行動	(1)	0 (反対)；0.5 (棄権)；1 (賛成)
C) 核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム	(3)	0 (なし)；1 (宣言はしていないものの生産せず)；2 (宣言)；3 (宣言を裏付ける措置の実施) (非核兵器国については評価せず)
D) 検証措置の開発に対する貢献	(2)	0 (なし、情報なし)；1 (検証措置の研究に関する提案)；2 (検証措置の研究開発の実施)

評価項目	評点	評価基準
10. 核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	6	
核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性	(6)	1～2 (核戦略・ドクトリンの公表) ; 1～2 (核戦力に関する公表) ; 1～2 (核兵器用核分裂性物質に関する公表) (非核兵器国については評価せず)
11. 核軍縮検証	7	
A) 核軍縮検証の受諾・実施	(3)	0 (受諾・実施せず) ; 2 (限定的な検証措置の受諾・実施) ; 3 (包括性、完全性を伴う検証措置の受諾・実施) ; -1～-2 (受諾するものの実施状況に問題がある場合、あるいは不遵守の場合) (非核兵器国については評価せず)
B) 核軍縮検証措置の研究開発	(1)	0 (実施せず、または情報なし) ; 1 (研究開発の実施)
C) 軍事的に必要なないとされた核分裂性物質に対するIAEA 査察の実施	(3)	0 (実施せず) ; 1 (限定的な実施) ; 3 (実施) ; 既に実施 (3点) している場合を除き、実施及び実施状況の強化に向けた取組を行っている場合には1点加算 (非核兵器国については評価せず)
12. 不可逆性	7	
A) 核弾頭及びその運搬手段の廃棄の実施または計画	(3)	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施していると見られるが明確ではない) ; 2～3 (実施) (非核兵器国については評価せず)
B) 核兵器関連施設などの解体・転換	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (一部について実施) ; 2 (広範に実施) (非核兵器国については評価せず)
C) 軍事的に必要なないとされた核分裂性物質の廃棄や平和的目的への転換など	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (一部について実施) ; 2 (広範に実施) (非核兵器国については評価せず)
13. 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	4	
軍縮・不拡散教育、市民社会との連携	(4)	NPT 運用検討プロセスなどでの言及、共同声明への参加 ; ジェンダー問題に関する言及、共同声明への参加 ; 軍縮・不拡散教育の実施 ; 市民社会との連携 (最高4点)
14. 広島・長崎の平和記念式典への出席状況	1	
広島・長崎の平和記念式典への参列	(1)	0 (不参加) ; 0.5 (調査対象年は不参加ながら、過去3年間に1回以上の参加) ; 1 (いずれかに参加)

【核不拡散】

評価項目	評点	評価基準
1. 核不拡散義務の遵守	20	
A) NPT への加入	(10)	0 (未署名) ; 3 (未批准) ; 10 (発効) ; 加入後、脱退を表明した国は0

評価項目	評点	評価基準
B) NPT 第 1 条及び第 2 条、並びに関連安保理決議の遵守	(7)	0 (NPT 第 1 条または第 2 条違反) ; 3 ~ 4 (NPT 違反には至らないものの拡散懸念を高める行動、または関連核問題について採択された国連安保理決議への違反) ; 5 (不遵守問題の解決に向けた具体的措置の実施) ; 7 (遵守) NPT 非締約国に関しては、当該核問題に関する国連安保理決議を遵守していない場合は 2 点、それ以外の場合は 3 点 (3 点満点)
C) 非核兵器地帯	(3)	非核兵器地帯条約への署名には 1 点、批准には 3 点
D) 核不拡散に反する行動	(-4)	NPT 違反ではないものの、核不拡散に反する行動について、1 ~ 4 点を減点
2. 国際原子力機関 (IAEA) 保障措置 (NPT 締約国である非核兵器国)	18	
A) 包括的保障措置協定の署名・批准	(4)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 4 (発効)
B) 追加議定書の署名・批准	(5)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 3 (暫定適用) ; 5 (発効)
C) 統合保障措置への移行	(4)	0 (なし) ; 2 (拡大結論) ; 4 (移行)
D) IAEA 保障措置協定の遵守	(5)	0 (違反及び未解決) ; 2 (不遵守問題の解決に向けた具体的取組) ; 5 (遵守)
3. IAEA 保障措置 (核兵器国及び NPT 非締約国)	7	
A) 平和的目的の施設に対する IAEA 保障措置の適用	(3)	0 (なし) ; 1 (INFCIRC/66 を適用) ; 2 (自発的保障措置協定 [VOA] を適用) ; すべての民生用原子力施設を適格施設/対象としている場合は 1 点加点
B) 追加議定書の署名・批准・実施	(4)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 3 (発効) ; 発効し、原子力活動に広く適用されている場合には 1 点加点
4. IAEA との協力	4	
A) IAEA との協力	(4)	検証技術の開発への貢献 (1) ; 追加議定書普遍化の取組 (1 ~ 2) ; その他 (1)
B) IAEA 保障措置を阻害する行動	(-2)	IAEA の活動を阻害するような行動について 1 ~ 2 点減点
5. 核関連輸出入管理の実施	15	
A) 国内実施システムの確立及び実施	(5)	0 (国内実施法・体制なし) ; 1 (不十分ながらも国内実施法・体制を整備) ; 2 (一定の国内実施法・体制を整備) ; 3 (キャッチオールを導入などを含む国内実施法・体制を整備) ; 一定期間にわたって適切な輸出入管理を実施している場合には 1 ~ 2 点加点 ; 適切な実施がなされていない場合には 1 ~ 2 点減点
B) 追加議定書締結の供給条件化	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (一部について実施、あるいは実施すべきと主張) ; 2 (実施)
C) 北朝鮮及びイラン問題に関する安保理決議の履行	(3)	0 (なし、情報なし) ; 2 (実施) ; 3 (積極的な実施) ; 多くの違反の指摘がある場合には 1 ~ 3 点減点
D) PSI への参加	(2)	0 (未参加) ; 1 (参加) ; 2 (積極的な参加)
E) NPT 非締約国との原子力協力	(3)	0 (積極的な実施・検討) ; 1 ~ 2 (協力対象国による追加的な核軍縮・不拡散措置の条件化を通じた実施、または実施の検討) ; 3 (慎重または反対)

評価項目	評点	評価基準
6. 原子力平和利用の透明性	4	
A) 平和目的の原子力活動の報告	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (不十分ながらも報告) ; 2 (報告)
B) プルトニウム管理に関する報告	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (報告) ; 2 (ウランについても報告) ; 報告の義務はないが、プルトニウム保有量について高い透明性が確保されている国は1点加算

【核セキュリティ】

評価項目	評点	評価基準
1. 兵器利用可能な核物質の保有量及び関連施設の保有	-15	
A) 兵器利用可能な核物質の保有量	(-13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ HEU : -5 (100t 以上) ; -4 (50t 以上) ; -3 (10t 以上) ; -2 (1t 以上) ; -1 (1t 未満で保有) ・ 軍用分離 Pu : -5 (50t 以上) ; -4 (20t 以上) ; -3 (5t 以上) ; -2 (1t 以上) ; -1 (1t 未満で保有) ・ 非軍用分離 Pu : -3 (70t 以上) ; -2 (30t 以上) ; -1 (30t 未満で保有)
B) 深刻な放射線影響をもたらす施設の保有	(-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実用炉 : -1 ・ 再処理施設 : -1 保有数ではなく保有の有無。建設段階のものは含まない。
2. 核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映	20	
A) 核物質防護条約及び改正条約	(3)	0 (条約未署名) ; 1 (条約未批准) ; 2 (条約発効、改正条約未批准) ; 3 (改正条約発効)
B) 核テロ防止条約	(2)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 2 (発効)
C) 原子力安全条約	(2)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 2 (発効)
D) 原子力事故早期通報条約	(2)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 2 (発効)
E) 使用済み燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約	(2)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 2 (発効)
F) 原子力事故援助条約	(2)	0 (未署名) ; 1 (未批准) ; 2 (発効)
G) 国内実施のための法・制度の確立	(3)	0 (国内実施法・体制なし) 1: CPPNM 国内実施当局の設置 1: A/CPPNM 履行のための国内法制定 1: 14 条 1 項に基づく情報提出
H) IAEA 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)	(4)	0 (なし、情報なし) NTI 核セキュリティ・インデックス 2023 年版の「セキュリティ・管理措置」及び「施設の防護」の項目の平均スコアを利用 4 (80 点以上) ; 3 (60 点以上) ; 2 (50 点以上) ; 1 (35 点以上) ; 0 (35 点未満) 2025 年の規制の導入などの情報があれば1点加算

評価項目	評点	評価基準
3. 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組	17	
A) 民生利用における HEU の最小限化	(4)	0 (なし、情報なし) ; 1 (限定的な実施 : 過去に取組あり) ; 3 (積極的な実施) ; さらなる強化のコミットメントには 1 点加 3 (積極的な実施) の内訳: 2 : 評価対象期間の削減または過去に完全除去 1 : 継続的な取組 (技術開発の取組を含む)
B) 国際評価ミッションの受け入れ	(4)	0 (なし、情報なし) 2 : 評価対象期間のミッション受け入れ (1 : ミッション受け入れの表明) 1 : 過去 5 年以内のレビューミッションの受け入れ若しくは過去 2 度以上の受け入れ 1 : ミッション報告書の一部開示
C) 技術開発一核鑑識	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施 : ITWG、CMX、INFCIRC/917 などへの参加) ; 2 (積極的な実施 : 評価対象期間中の主だった活動の実施あるいは発表)
D) 人材育成・能力構築及び支援活動	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施 : COE、関連機関設置、訓練コース、ワークショップなどへの参加、地域・国際支援活動) ; 2 (新たな実施 : 評価対象期間中の主だった新たな活動)
E) IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金	(2)	0 (なし、情報なし) ; 1 (実施 : 評価対象期間に拠出あり) 2 (積極的な実施 : 継続的な拠出 (※評価対象期間に拠出が確認できなくとも継続性がある場合には加点点))
F) 国際的な取組への参加 (G7GP、GICNT、INFCIRC イニシアティブ、ITDB、二国/多国間支援など)	(3)	0 (参加せず) ; 1 (2 つ以上に参加) ; 2 (4 つ以上に参加) ; 積極的に貢献している場合には 1 点加点点
4. 国家がもたらす核セキュリティ上の脅威への対応	-2	
A) 平和目的の原子力施設攻撃禁止の国際規範へのコミットメント、取組強化	(1)	0 (なし、情報なし) ; 1 (コミットメントの表明、提案等)
B) 原子力施設に対する攻撃	(-3)	0 (なし) ; -3 (原子力施設に対する攻撃)

『ひろしまレポート 2021 年版』より、核不拡散に反する行動への減点の幅を大きくした。国際原子力機関 (IAEA) 核物質防護勧告 (INFCIRC/225/Rev.5) の実施状況の評価基準の幅を拡大し、内部脅威やサイバーセキュリティ対策の実施についてプラスの評価を行うこととした。また、国内実施のための法・制度の確立の評価項目についても評価基準の幅を拡大した。さらに、各国による 2021 年の取組のみならず、従来の取組で今回の調査の結果判明した取組についても評点を与えることとした。

『ひろしまレポート 2023 年版』では、核問題を取り巻く新たな動向や 2022 年核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議及び TPNW 第 1 回締約国会議の開催などを踏まえ、状況の変化を反映させるべく評価項目及び評価基準の見直しを行った。変更点は以下に挙げたとおりである。

『ひろしまレポート 2024 年版』では、被害者援助・環境修復に関して、国連総会決議の投票行動を、また核保有国による IAEA 保障措置の実施に関して、すべての民生用原子力施設を査察

の対象に指定しているか否かを、それぞれ評価基準に加えた。

核兵器国については、核軍縮の分野における6つのポイントを掲げ、各ポイントに対応する項目の評価を整理し、レーダーチャート(クモの巣グラフ)の形で示すことにより、より多角的な分析を行った。

『ひろしまレポート2023年版』での調査項目・評価基準の見直し

核軍縮

- 核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント:「重要な政策の発表、活動の実施」における評価基準の1つとしていた「核軍縮に逆行する行動」を、独立した中項目にし、評点は変更しないものの、評価基準について、「他の項目で評価される行動を除く」ことを新たに明記。
- 核兵器の非人道的結末
 - ◇ 「核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント」の中項目として評価していたものを、TPNWでの取扱などを踏まえた評価項目の増加に伴い、独立した大項目に変更。
 - ◇ 新たな中項目として、「国際会議や共同声明への参加」、及び「被害者支援、環境回復」に関する取組の状況を設定。
- 核兵器禁止条約
 - ◇ 「TPNW署名・批准」:第1回締約国会議が開催されたことを受けて、評価基準にオブザーバー参加を追加。
 - ◇ 3つの国連総会決議への投票行動について、TPNWに関するものと、他の2つに関するものとに評価項目を分割(全体としては、評価基準に変更はなし)。
- 国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減
 - ◇ 「国家安全保障戦略・政策、軍事ドクトリンにおける核兵器の役割及び重要性の現状」:核恫喝の下での侵略行為が勃発したことも踏まえ、従来の核兵器への依存(核保有国に一律に減点)に加え、核恫喝などの行為への減点を評価基準に設定。当該評価項目のトータルの評点(減点)に変更はなし。
 - ◇ 「先行不使用」と「消極的安全保証」について、宣言政策と異なる行動などが生じたことを明らかにするため、それぞれ、コミットメントに反する行動や、コミットメントを疑わせるような言動について減点を設定。
 - ◇ 非核兵器国への安全の保証が重要な論点になったことを受け、評価項目として「法的拘束力のある非核兵器国への安全の保証に関する国連総会決議への投票行動」を新設。
 - ◇ 核リスク低減が重要な論点になったことを受け、評価項目として「核リスク低減」を新設。
- CTBT:CTBTを巡る状況や調査対象国の対応をより明確化すべく、「CTBTに関する国連総会決議への投票行動」を新設。
- FMCT:FMCTを巡る状況や調査対象国の対応をより明確化すべく、「FMCTに関する国連総会決議への投票行動」を新設。

- 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携：第10回NPT運用検討会議での議論を踏まえ、評価基準を「NPT運用検討プロセスなどでの言及、共同声明への参加；ジェンダー問題に関する言及、共同声明への参加；軍縮・不拡散教育の実施；市民社会との連携」に変更（トータルの評点に変更はなし）。

核不拡散

- 核不拡散義務の遵守：中項目「NPT第1条及び第2条、並びに関連安保理決議の遵守」の評価基準の1つとしていた「核不拡散に反する行動」を、独立した中項目として設定（評点に変更はなし）。
- IAEAとの協力：IAEA保障措置を妨げる行為が発生していることを踏まえ、評価項目に「IAEAの活動を阻害するような行動」への減点を追加。

核セキュリティ

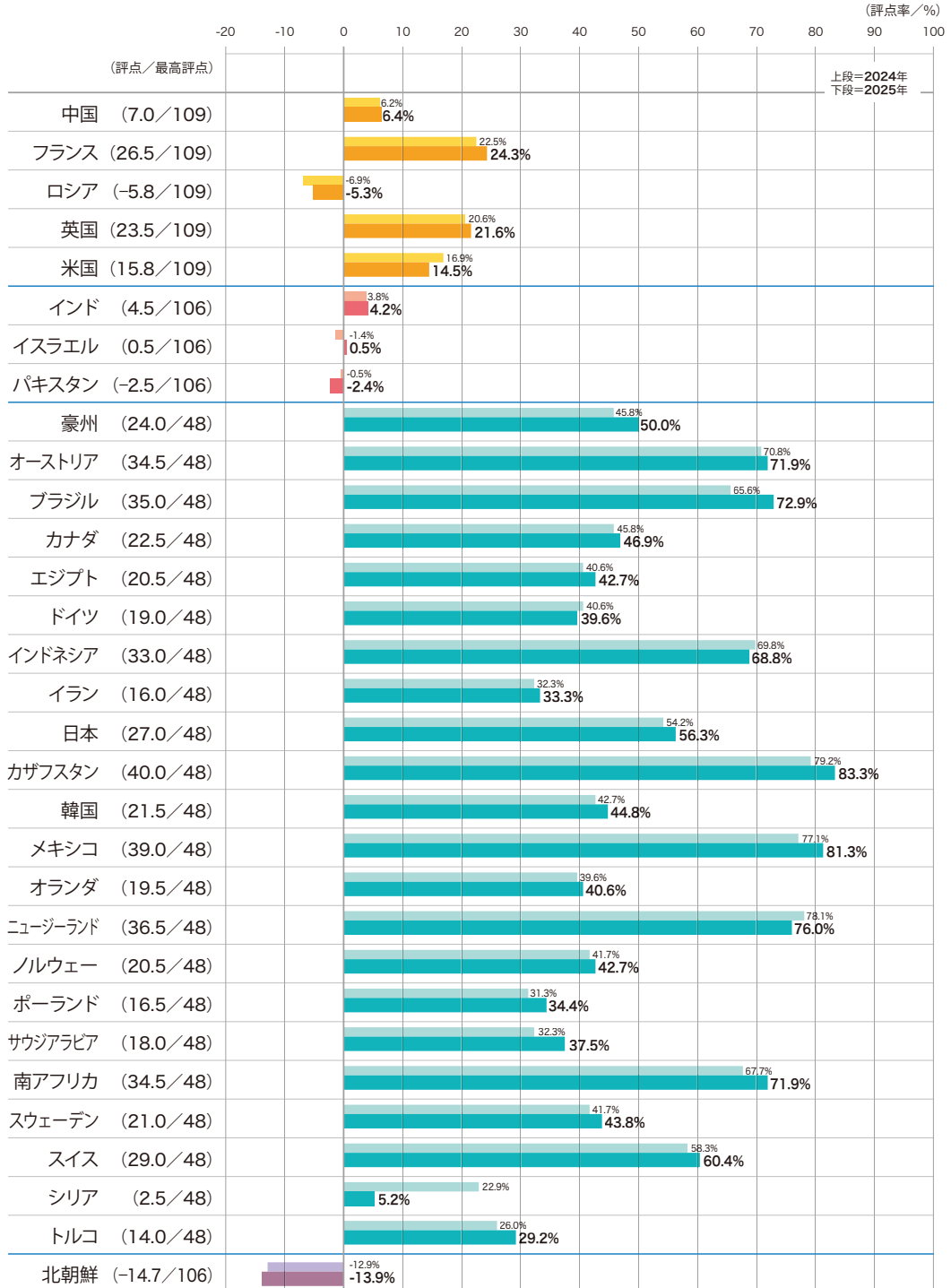
- 兵器利用可能な核物質の保有量
 - ◇ 現時点での各国の保有量を踏まえた減点区分となるよう基準保有量を修正。
 - ◇ プルトニウムに関する分類名称を「兵器級プルトニウム」から「軍事用分離プルトニウム」及び「原子炉級プルトニウム」から「非軍事用分離プルトニウム」に変更。変更前の分類名称でのデータ収集が困難なため、今日においてより一般的に使用され、安定したデータ入手が可能な分類名称に変更。
 - ◇ 「深刻な放射線影響をもたらしうる施設の保有」の評価項目を追加。核物質の盗取のリスクのみならず、原子力施設に対する妨害破壊行為のリスクも近年懸念されていることを受けた追加。実用炉、再処理施設以外にも妨害破壊行為がなされた場合に放射線影響が生じうる施設はあるが、深刻な影響が生じうる主たる代表的な施設として2つを選定。
- 国内実施のための法・制度の確立
 - ◇ 「IAEA核物質防護勧告」について、評点基準を明確化するため、また客観的評価の観点から、世界的に最も認知されているNTI（核脅威イニシアティブ）の核セキュリティ・インデックスのスコアを利用する評価方法に変更。
 - ◇ 「国内実施のための法・制度の確立」について、核セキュリティ関連条約の中で中心的な位置づけにある「核物質防護条約」を取り上げ、その国内実施のための法・制度の確立」を評価したことから、IAEA勧告文書ではなく一連の条約の最後の項目である「F）原子力事故援助条約」の直後に移動し、「2-G」に変更。
 - ◇ 「国内実施のための法・制度の確立」について、加点基準を明確化。
- 核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組
 - ◇ 「民生利用におけるHEU及び分離プルトニウム在庫の最小限化」から「分離プルトニウム在庫」を削除（民生用分離プルトニウム在庫については、「項目1」で「非軍事用分離プルトニウム」として評価されており、重複するため）。また、この評価項目の評価基準を明確化。
 - ◇ 「不法移転の防止」について、客観的な評価が可能な各国のデータ入手が困難なため

削除。

- ✧ 「国際評価ミッションの受け入れ」について、評価基準を明確化。
- ✧ 「技術開発-核鑑識」の評価基準を明確化。
- ✧ 「人材育成・能力構築及び支援活動」について、評価基準を明確化。
- ✧ 「IAEA 核セキュリティ計画及び核セキュリティ基金」について、評価基準を明確化。
- ✧ 「国際的な取組への参加」について、対象となる国際的な取組を最新のものに修正し、評価基準を明確化。
- 「国家がもたらす核セキュリティ上の脅威への対応」の項目を新設（ロシアによるウクライナの原子力施設への攻撃を受けての対応）。

第1章 各分野別の取組状況

(1) 核軍縮



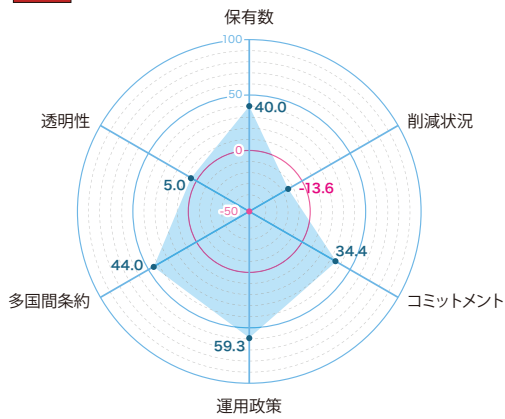
核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器のない世界」に向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力などに関する透明性向上の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようなになる。中国については、削減への取組及び透明性、ロシア及び米国については核戦力のさらなる削減について改善の余地があると言えよう。フランス及び英国は、他の3カ国と比較すれば、相対的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることがうかがえるものの、核兵器の削減、「核兵器のない世界」に向けた取組の強化、及び運用政策の変更への課題が残る。

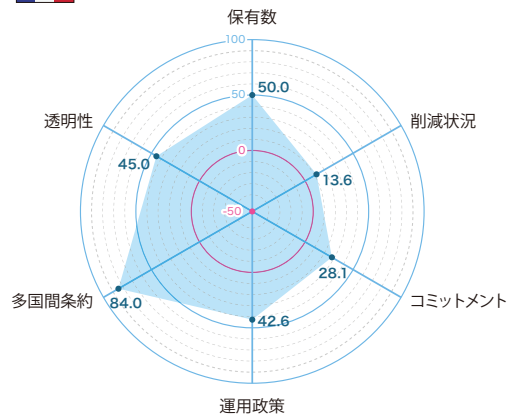
【6つのポイントと評価項目の関係】

6つのポイント	評価項目
核兵器保有数	核兵器の保有数
核兵器削減状況	核兵器の削減状況
「核兵器のない世界」に向けた取組 （コミットメント）	核兵器禁止条約（TPNW） 核兵器のない世界に向けた取組 核兵器の非人道性 軍縮・不拡散教育・市民社会との連携 広島・長崎の平和記念式典への参列
運用政策	核兵器の役割低減 警戒態勢の緩和
関連多国間条約の署名・批准状況、 交渉への対応等	包括的核実験禁止条約（CTBT） 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
透明性	透明性 検証措置 不可逆性

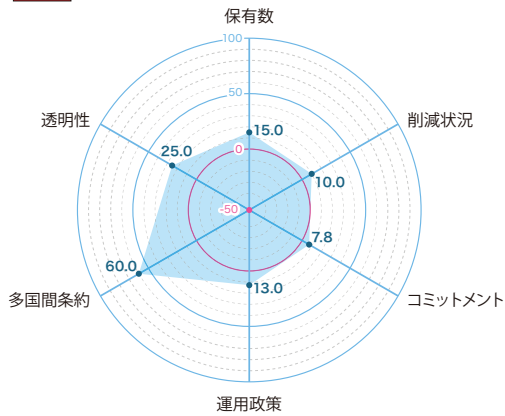
 中国



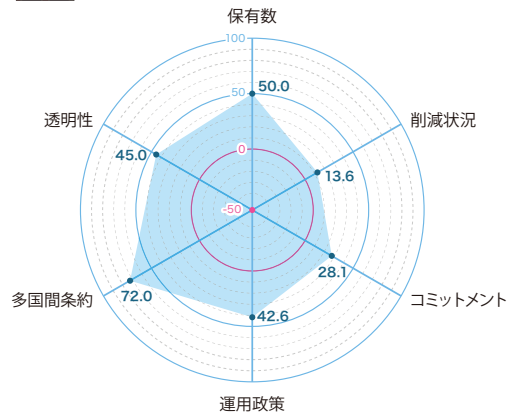
 フランス



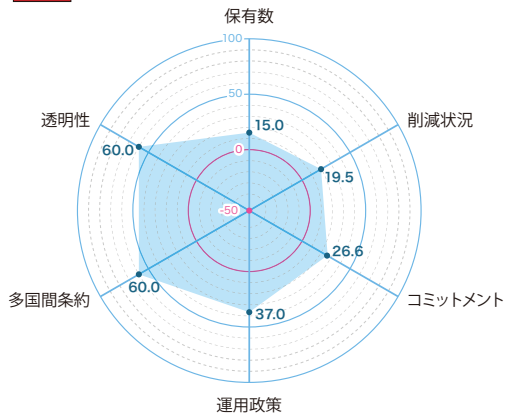
 ロシア



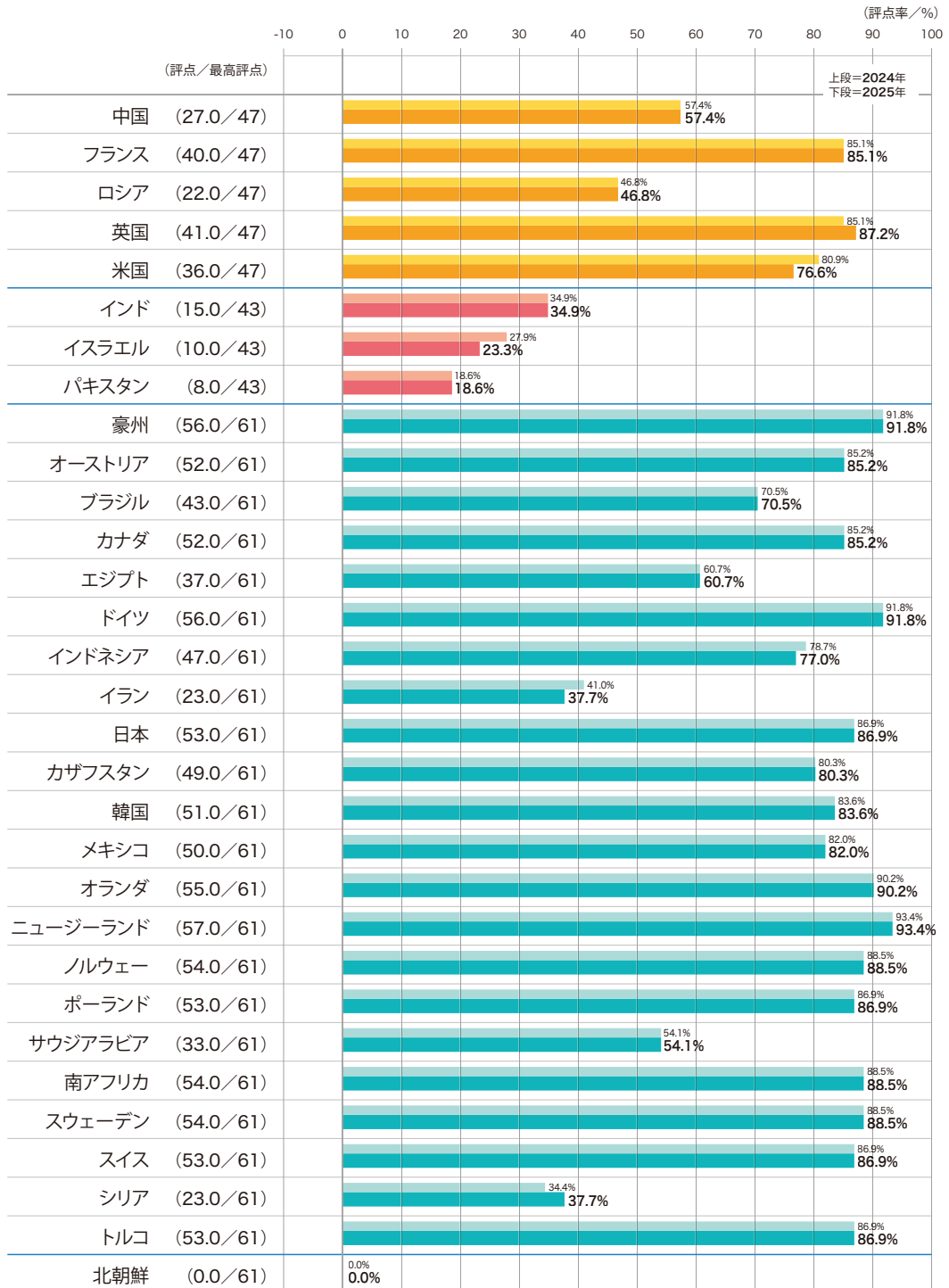
 英国



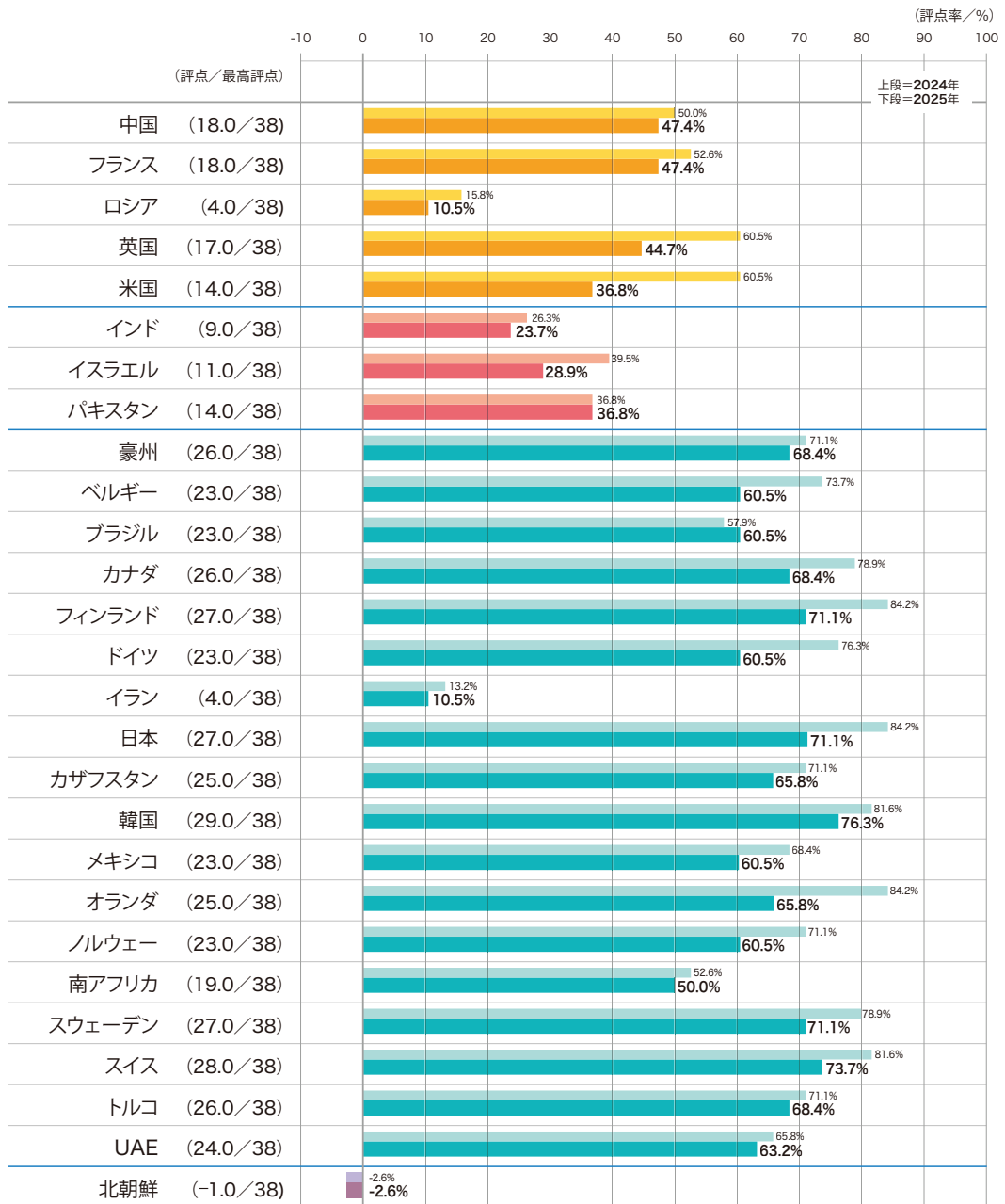
 米国



(2) 核不拡散



(3) 核セキュリティ



第2章 国別評価

(1) 核兵器国

1. 中国 ■核兵器国

核軍縮	評点 7.0	最高評点 109	評点率 6.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0.2		
<p>5核兵器国のなかで唯一、核兵器の削減を含め実質的な核軍縮に取り組んだことがなく、自国の核兵器削減プロセスへの参加を時期尚早だと主張している。日本提案の核廃絶に関する国連総会決議に反対した。ICBMやSLBMを中心に核戦力の近代化も積極的に推進しており、保有する核弾頭数は600発と見積もられている。増加のペースが加速しているとみられ、今後10年あまりで1,000発を超える運用可能な核兵器を保有する可能性も指摘されている。2025年9月に行われた軍事パレードでは、いくつかの新たな能力が披露され、初めて中国の完全な核三本柱が公開された。TPNWに反対し、署名も行っていない。CTBTを批准していない。FMCTに関する国連総会決議に反対した。核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムも宣言しておらず、民生用原子力施設を核兵器目的に利用する可能性に対する懸念が指摘されている。核兵器の先行不使用、並びに非核兵器国への無条件の消極的安全保証を宣言しているが、そうした政策の変更を含め、国家安全保障における核兵器の役割を高めているとも懸念されている。意図の透明性を強調する一方、核戦力など能力面に関する情報は一切公表していない。</p>			
核不拡散	評点 27	最高評点 47	評点率 57.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
<p>IAEA追加議定書を締結しているが、補完的なアクセスに関する規定はない。AUKUSの下での豪州による原潜取得に反対している。国連安全保障理事会（安保理）などの場で、北朝鮮に対する制裁を中心とした措置への反対を表明した。安保理決議で定められた対北朝鮮制裁の履行に従事してきたと述べているが、中朝間の労働者の移動や石炭・鉄鉱石の取引が制裁実施の課題となっている。パキスタンへの原子炉輸出がNSGガイドラインに反しているとの指摘が続いている。2018年以来、「プルトニウム管理指針」に基づく報告をIAEAに提出していない。</p>			
核セキュリティ	評点 18	最高評点 38	評点率 47.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
<p>核セキュリティ関連条約をすべて批准し、A/CPPNMの国内実施体制を確立している。2017年にIPPASミッションを受け入れた。NSFに継続的に拠出している。内部脅威及びサイバーセキュリティ対策の取組強化の余地がある。核テロへの備え及び対応能力の強化を目的として、「ストーム・シリーズ」と呼ばれる核セキュリティ演習を通じて、国家の核セキュリティの強化に継続的に取り組んでいる。</p>			

2. フランス ■核兵器国

核軍縮	評点 26.5	最高評点 109	評点率 24.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 2		
<p>自国の核弾頭数の上限を300発とし、核戦力の削減、並びに軍事目的に必要なと判断した核分裂性物質の民生用への転換や保障措置の適用も進めてきた。2025年を通じて、ロシアの増大する脅威に対応して、フランスは欧州の同盟国に対し、ヨーロッパ防衛における自国の核戦力の役割について戦略的対話を開始するよう、いくつかの提案を行った。英国との二国間核協力・調整を拡大している。核軍縮関連の国連総会決議には軒並み反対し、日本提案の核軍縮決議にも棄権した。TPNWに反対し、署名していない。仏英米は核兵器使用に関する決定をAIに委ねることはしないとのコミットメントを表明した。CTBTを批准し、FMCTの早期締結にも賛成している。IPNDVに参加している。</p>			

核不拡散	評点 40	最高評点 47	評点率 85.1%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
補完的なアクセスに関する規定を含むIAEA追加議定書を締結している。民生用核物質が存在する施設（濃縮・再処理施設などを含む）がEURATOMにより査察されてきた。IAEA保障措置制度への貢献や輸出管理制度の整備など、核不拡散に積極的に取り組んでいる。「プルトニウム管理指針」に基づく報告をIAEAに提出し、民生用HEUの量も合わせて報告した。			
核セキュリティ	評点 18	最高評点 38	評点率 47.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。2018年にIPPASミッションを受け入れた。2027年以降に新たにIPPASミッションを受け入れることを表明した。民生用のプルトニウムの保有量は2025年も増加した。ほぼすべてのINFCIRCイニシアティブに参加している。NSFに継続的に拠出している。フランスはサイバーセキュリティを含む核セキュリティに関するIAEAのトレーニングコースやワークショップを数回開催したが、内部脅威対策の強化や核セキュリティ文化の醸成には改善の余地がある。			

3. ロシア ■核兵器国

核軍縮	評点 -5.8	最高評点 109	評点率 -5.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1.7		
ウクライナへの侵略を継続し、核恫喝を繰り返した。また、独立した検証は行われていないが、ベラルーシへの核兵器配備も確認された。依然として約5,500発の核弾頭を保有すると見られ、ICBMの積極的な更新を進めている。10月に、ブルレヴェストニク核動力・核搭載巡航ミサイルおよびポセイドン核動力・核搭載無人水中ピークルの試験を実施した。6月には、オレシュニク中距離弾道ミサイルの量産を開始したことを発表した。新STARTの履行停止を継続し、現地査察の受け入れ及びデータの提供を行わないとしつつ、条約の数的制限に関する義務は遵守するとした。9月に、ロシアは条約の失効後1年間はその規定を引き続き遵守すると述べた。8月、ロシアは自らを1987年のINF条約に拘束されないと発表した。核軍縮の進展には、西側諸国のロシアに対する敵対的な政策の終了が必要だとも主張している。CTBTの批准撤回後も、米国が核実験を再開することを発表したことを受けて、ロシアは、米国が実験を行わない限り核爆発実験は行わないとしつつ、関連準備を行う必要性について評価すると述べた。米国などが主導する核軍縮検証の取組に批判的である。日本提案の核廃絶決議やFMCTに関する国連総会決議を含め、核軍縮関連の国連総会決議には軒並み反対した。TPNWに反対し、厳しく批判した。			
核不拡散	評点 22	最高評点 47	評点率 46.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
ウクライナの原子力施設に対する攻撃・占拠により、IAEA保障措置の実施を阻害している。国連安保理などの場で北朝鮮の核・ミサイル活動を擁護するような発言を繰り返した。北朝鮮との協力を強化しており、北朝鮮の核・ミサイル計画を支援する活動も報告されている。IAEA追加議定書を締結しているが、補完的なアクセスに関する規定はない。また、追加議定書の適用は自発的になされるべきだとし、その検証標準化には消極的である。「中東非大量破壊兵器地帯の設置に関する国際会議」の国連での開催を支持し、会議に参加した。「プルトニウム管理指針」に基づく報告をIAEAに提出した。			
核セキュリティ	評点 4	最高評点 38	評点率 10.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。民生用HEUの生産を継続している。民生用プルトニウムの保有量が増加した。IPPASミッションを一度も利用していない。2024年はNSFに拠出していない。ロシアは、特にドローンを用いるなどしてウクライナの原子力発電所の攻撃と占拠を継続したほか、送電網など核セキュリティにも重要なインフラを攻撃したとされる。内部脅威及びサイバーセキュリティ対策の取組強化の余地がある。ロシアは、IAEAによる原子力平和利用の促進、途上国支援、および原子力安全・セキュリティ・保障措置の確保という中心的役割への強い支持を再確認する国連総会決議案(A/80/L.7)に反対票を投じた。			

4. 英国 ■核兵器国

核軍縮	評点 23.5	最高評点 109	評点率 21.6%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		
2021年に公表した、核弾頭総保有数上限の260発への引き上げ、並びに核保有数などに関する透明性への一定の制約といった核政策を継続している。英国は6月に、核搭載可能なF-35A戦闘機を12機取得し、NATOのDCA核任務に参加すると発表した。米国のB61-12重力核爆弾がRAFレイケンヒース基地に配備されたとの推測が続いている。また、フランスとの二国間核協力および調整を強化している。TPNWに反対し、署名していない。仏英米は核兵器使用に関する決定をAIに委ねることはしないとのコミットメントを表明した。CTBTを批准し、FMCTの早期締結にも賛成している。また、核軍縮検証に関する共同技術開発を米国及びノルウェーとそれぞれ実施してきた。IPNDVにも参加している。日本提案の核軍縮に関する国連総会決議に賛成した。			
核不拡散	評点 41	最高評点 47	評点率 87.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		
補完的なアクセスに関する規定を含むIAEA追加議定書を締結している。また、国内の民生用核物質を保障措置下に置いている。輸出管理の実施をはじめ、引き続き積極的に核不拡散に取り組んでいる。豪州、英国及び米国(AUKUS)による豪州の原子力潜水艦導入の推進に関して、その核燃料に対する保障措置の実施についてIAEAと協議を続けている。2025年は「プルトニウム管理指針」に基づく報告を公表した。			
核セキュリティ	評点 17	最高評点 38	評点率 44.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -6		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。2016年にIPPASミッションを受け入れ、2022年に新たな受け入れを予定していることを発表した。民生用のプルトニウムの保有量が増加した。また、民生用HEUの保有量についても自発的に報告しており、こちらも増加した。内部脅威及びサイバーセキュリティ対策を講じており、核セキュリティ文化の醸成に取り組んでいる。すべてのINFCIRCイニシアティブに参加しており、NSFに継続的に拠出している。			

5. 米国 ■核兵器国

核軍縮	評点 15.8	最高評点 109	評点率 14.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2.6		
ロシアに次ぐ規模の約5,100発(推計)の核弾頭を保有し、継続的に削減している。ロシア及び中国に軍備管理・軍縮対話を呼びかけたが、具体的な成果をあげるには至らなかった。TPNWに反対し、署名していない。遅延の拡大や費用超過が進んでいるにもかかわらず、核三本柱の包括的な近代化を継続し、低出力核弾頭搭載SLBMの配備を維持している。「ゴールデンドーム」防空システムの発表は、中国とロシアから、相互脆弱性からの脱却を図り戦略的安定を損なうものと批判されている。核兵器の先行不使用や唯一目的化といった政策を採用していない。10月に、米国は核実験を即時再開すると発表した。それが核爆発実験を指すのか、核搭載可能な運搬手段の試験を指すのかは依然として不明である。核兵器に関する透明性は核兵器国のなかでは高い。核兵器備蓄数・廃棄数を公表した。2014年に設立したIPNDVを主導してきた。日本提案の核軍縮に関する国連総会決議に棄権した。			

核不拡散	評点 36	最高評点 47	評点率 76.6%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
<p>イラン核問題に関する(暫定)取極についてイランなど関係国との間接交渉を続けたが、合意に至らなかった。イランの核兵器取得阻止を目的としたイランのウラン濃縮施設等への攻撃を行った。攻撃によりイランのブレイクアウト時間が遅延したとの評価がある一方、攻撃の被害を受けた施設での保障措置の実施が困難になった。国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の設置」に棄権し、「中東非 WMD 地帯の設置に関する国際会議」には参加しなかった。輸出管理体制の整備や PSI のような核不拡散の国際協力の観点では、国際社会における取組をリードしている。補完的なアクセスに関する規定を含む IAEA 追加議定書を締結している。AUKUS による豪州の原子力潜水艦導入の推進に関して、その核燃料に対する保障措置の実施について IAEA と協議を続けている。前年と同じく 2025 年も「プルトニウム管理指針」に基づく報告の公表がなかった。</p>			
核セキュリティ	評点 14	最高評点 38	評点率 36.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -9		
<p>核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。内部脅威対策やサイバーセキュリティ対策の強化に取り組んでいる。2024 年に IPPAS ミッションを受け入れた。他国の HEU 最小限化の取組を精力的に支援しており、自国の民生用 HEU の保有量も減少した。すべての INFCIRC イニシアティブに参加しており、NSF に継続的に拠出している。Global FTPRNT や核セキュリティ・サミット・プロセスといった米国主導の国際的な取組は 2025 年に停滞した。その一方で、NRC の年次 AI ワークショップなど、多くのキャパシティ・ビルディング支援を継続して開催した。6 月、米国はイランの 3 箇所の原子力施設に対して攻撃を行ったが、これらはいずれもイランが申告した民生用原子力プログラムの一部であり、IAEA の保障措置の対象であった。米国は、IAEA による原子力平和利用の促進、途上国支援、および原子力安全・セキュリティ・保障措置の確保という中心的役割への強い支持を再確認する国連総会決議案 (A/80/L.7) に反対票を投じた。</p>			

(2) 核兵器不拡散条約 (NPT) 非締約国

6. インド ■ NPT 非締約国

核軍縮	評点 4.5	最高評点 106	評点率 4.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0.5		
<p>核兵器保有数は 180 発と推計され、漸増が続いている。6 月に完成したとされる新型 SLBM を含めて各種の核運搬手段の開発を積極的に継続している。TPNW には署名していない。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBT 未署名で、条約の早期発効を求める国連総会決議に棄権した。核兵器の先行不使用政策を宣言するものの、生物・化学攻撃に対する核報復の可能性には留保を付している。</p>			
核不拡散	評点 15	最高評点 43	評点率 34.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
<p>IAEA 追加議定書を締結しているが、補完的なアクセスに関する規定はない。NSG でインドのメンバー国化が議論されてきたが、結論には至っていない。2025 年 1 月にはロシアからの原子力発電所用の圧力容器の提供を受けた。フランスとの新興原子力技術に関する協議など各国との原子力協力を進めた。</p>			
核セキュリティ	評点 9	最高評点 38	評点率 23.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
<p>放射性廃棄物等安全条約以外のすべての核セキュリティ関連条約を批准している。A/CPPNM の国内法整備に改善の余地がある。軍事用の HEU と分離プルトニウムの保有量は継続的に増加しており、艦艇推進用の HEU も引き続き生産していると考えられている。IPPAS ミッションを一度も利用していない。内部脅威対策の取組強化に改善の余地がある。また、インドは NSF に拠出していない。</p>			

7. イスラエル ■ NPT 非締約国

核軍縮	評点 0.5	最高評点 106	評点率 0.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 2		
90発程度の核兵器を保有していると見られるが、自国の核保有について一貫して「曖昧政策」（核保有を肯定も否定もしない政策）を採っており、核兵器に関する能力や政策には不明な点が少なくない。核弾頭搭載可能なIRBMやSLCMの開発・配備を進めてきた。CTBTを批准していない。核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言せず、FMCTに関する国連総会決議に棄権した。核軍縮関連の国連総会決議には軒並み反対した。TPNWに署名していない。			
核不拡散	評点 10	最高評点 43	評点率 23.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
中東非 WMD 地帯の提案に関して、地域の安全保障環境の改善が不可欠だとの主張を続けている。国連総会決議「中東地域における非核兵器地帯の設置」に反対票を投じ、「中東非 WMD 地帯の設置に関する国際会議」にも参加しなかった。輸出管理体制は整備されている。IAEA 追加議定書は締結していない。イランの核兵器取得阻止を目的としたイランのウラン濃縮施設等への攻撃を行った。攻撃による被害を受けた施設でのIAEA 保障措置の実施が困難になった。			
核セキュリティ	評点 11	最高評点 38	評点率 28.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -4		
6つの核セキュリティ関連条約のうち3つのみを批准しているが、A/CPPNMの国内実施体制は確立している。軍用プルトニウムの保有量が増加した。IPPAS ミッションを一度も利用していない。核セキュリティの取組に関する情報発信には改善の余地がある。2024年はNSFに拠出していない。2025年6月、イスラエル軍はイラン国内で集中爆撃を行い、民間地域と原子力施設の両方を標的にした。特に、IAEAの保障措置下にあるナタンズ・ウラン濃縮施設を損傷させた。			

8. パキスタン ■ NPT 非締約国

核軍縮	評点 -2.5	最高評点 106	評点率 -2.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
核兵器保有数は170発と推計され、漸増傾向が続いている。短・中距離弾道ミサイル開発・配備を進めてきた。TPNWには署名していない。核実験モラトリアムを宣言しているが、CTBTには依然として署名していない。CDでは、核兵器用核分裂性物質の生産禁止に焦点を当てた条約の交渉開始に引き続き強く反対し、FMCT交渉の即時開始を求める国連総会決議にも反対した。核兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言していない。サウジアラビアとの相互防衛協定の締結は、パキスタンの核抑止力が事実上同盟国にまで拡大されるのではないかという憶測を呼んでいる。			
核不拡散	評点 8	最高評点 43	評点率 18.6%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA 追加議定書を締結していない。輸出管理制度の強化を図ってきたとされるが、厳格かつ成功裏に実施しているかは明確ではない。NSGへの参加を希望しているものの、実現していない。			
核セキュリティ	評点 14	最高評点 38	評点率 36.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
核テロ防止条約及び放射性廃棄物等安全条約に未署名である。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。軍用HEUの保有量が増加した。IPPAS ミッションを一度も利用していないが、2026年に利用する計画を発表した。国内の核セキュリティ体制の改訂を進めており、規制ガイドを発行した。人材育成や核セキュリティ文化の醸成に積極的に取り組んでいる。内部脅威及びサイバーセキュリティ対策の取組に余地がある。2024年にNSFに拠出した。			

(3) 非核兵器国

9. 豪州 ■非核兵器国

核軍縮	評点 24	最高評点 48	評点率 50%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 2		
一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ (progressive approach)」による核軍縮の推進を提唱している。TPNW には署名していない。拡大(核)抑止への依存を高めており、拡大核抑止を受ける国々のために、NPT の下で第三のカテゴリーの国家を創設することに強く反対している。IPNDV に参加している。CTBT 発効促進に積極的に関与している。FMCT フレンズにも参加した。核軍縮にかかる市民社会との連携やジェンダー主流化にも積極的に取り組んでいる。			
核不拡散	評点 56	最高評点 61	評点率 91.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
南太平洋非核地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。2015年に豪印原子力協力協定を締結し、ウランを輸出している。AUKUS による豪州の原子力潜水艦導入の推進に関して、その核燃料に対する保障措置の実施について IAEA と協議を続けている。輸出管理を適切に実施している。			
核セキュリティ	評点 26	最高評点 38	評点率 68.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2017年に IPPAS ミッションを受け入れた。IPPAS ミッションの報告書の一部を公開している。数年間の休止の後、2024年には NSF に拠出した。ほぼすべての INFCIRC イニシアティブに参加している。サイバーセキュリティ対策において先行しており、IAEA 年次総会では核鑑識の協力に関するサイドイベントを開催した。			

10. オーストリア ■非核兵器国

核軍縮	評点 34.5	最高評点 48	評点率 71.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0.5		
TPNW の締約国であり、第1回 TPNW 締約国会議で議長国を務めるなど、核兵器の法的禁止を一貫して主導してきた。核兵器の非人道的側面についても、主導的な役割を担ってきた。核兵器は共通の安全保障を損なうものであると主張している。核軍縮にかかる市民社会との連携やジェンダー主流化にも積極的に取り組んでいる。			
核不拡散	評点 52	最高評点 61	評点率 85.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
核不拡散関連条約・措置などへの参加、義務の履行を着実にやっている。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。輸出管理を適切に実施している。			

11. ベルギー ■非核兵器国

核セキュリティ	評点 23	最高評点 38	評点率 60.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -5		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2019年に IPPAS ミッションを受け入れた。2027年の IPPAS ミッション実施を要請した。人材育成・能力構築、およびサイバーセキュリティ対策の分野において改善の余地がある。NSF に拠出した。			

12. ブラジル ■非核兵器国

核軍縮	評点 35	最高評点 48	評点率 72.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 3.5		
TPNWの成立に向けて積極的なイニシアティブをとり、条約にも署名したが、批准していない。核軍縮関連の国連総会決議にも軒並み賛成票を投じた。CTBTを批准している。IPNDVに参加している。			
核不拡散	評点 43	最高評点 61	評点率 70.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
ラテンアメリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。核不拡散義務を遵守しているが、IAEA保障措置協定追加議定書を受諾していない。また、追加議定書の適用は自発的になされるべきだとし、検証標準化にも消極的である。原子力潜水艦の建造を開始し、その核燃料に対する保障措置のあり方について、IAEAとの議論を続けている。			
核セキュリティ	評点 23	最高評点 38	評点率 60.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		
2022年にA/CPPNMを批准した。核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM履行のための国内法整備も完了済みである。核セキュリティに関する独立した規制機関を設置した。IPPASミッションを一度も利用していない。原子力セクターに関するサイバー防衛訓練を毎年実施している。多国間の取組への参加に改善の余地がある。内部脅威対策の取組に余地がある。また、ブラジルは平和利用目的の原子力施設への攻撃を禁止する国際規範を支持する姿勢を示している。			

13. カナダ ■非核兵器国

核軍縮	評点 22.5	最高評点 48	評点率 46.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0.5		
一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNWには署名していない。CTBT検証システム構築や発効促進、FMCTの策定に向けた取組、核軍縮に関する市民社会との連携やジェンダー主流化に積極的である。IPNDVに参加している。			
核不拡散	評点 52	最高評点 61	評点率 85.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。輸出管理制度の見直しを進めるなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。民生用原子力協力の一環で、インドにウランを輸出した。			
核セキュリティ	評点 26	最高評点 38	評点率 68.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -4		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。2025年に、サイバーセキュリティ規制を含む国内法の強化を行ったほか、核セキュリティ文化の醸成にも積極的に取り組んでいる。2015年にIPPASを受け入れた。IPPASミッションの報告書の一部を公開している。ほぼすべてのINFCIRCイニシアティブに参加している。NSFに継続的に拠出している。			

14. エジプト ■非核兵器国

核軍縮	評点 20.5	最高評点 48	評点率 42.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。他方で、TPNWには署名していない。核軍縮の推進に積極的に取り組んでいるとは言えず、CTBTも批准していない。FMCTに関する国連総会決議に棄権した。			

核不拡散	評点 37	最高評点 61	評点率 60.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
<p>中東非 WMD 地帯の設置に向けて、国連における「中東非 WMD 地帯に関する会議」の開催を含め、積極的にイニシアティブを取ってきた。他方、IAEA 保障措置協定追加議定書を締結していない。輸出管理関連の国内法を有しているが、輸出管理の実施は依然として不十分であると見られる。アフリカ非核兵器地帯条約には署名しているものの、批准していない。</p>			

15. フィンランド ■非核兵器国

核セキュリティ	評点 27	最高評点 38	評点率 71.1%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -5		
<p>核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2022 年に IPPAS ミッションを受け入れた。IPPAS ミッションの報告書の一部を公表した国の一つである。NSF に継続的に拠出している。世界で唯一の高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設が進められており、2026 年に稼働予定である。フィンランドはサイバーセキュリティ対策において先行しているが、人材育成・能力構築や国際的な取組への参加については改善の余地がある。</p>			

16. ドイツ ■非核兵器国

核軍縮	評点 19	最高評点 48	評点率 39.6%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -0.5		
<p>核軍縮への積極的な取組を続ける一方、核兵器の非人道性及び法的側面に関する国連総会決議には反対または棄権した。TPNW に署名していない。2024 年とは異なり、オブザーバーとして 3MSP に参加していなかった。一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。NATO の核共有政策の一環で、米国の非戦略核兵器が配備されており、拡大(核)抑止への依存を高めている。ヨーロッパの防衛におけるフランスおよび英国の核抑止力の役割について議論することを支持する意向を表明している。CTBT を批准し、FMCT 即時交渉開始にも賛成している。IPNDV に参加している。核軍縮にかかる市民社会との連携にも積極的に取り組んでいる。</p>			
核不拡散	評点 56	最高評点 61	評点率 91.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
<p>IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。「プルトニウム管理指針」に基づく報告を IAEA に提出し、民生用 HEU の量も合わせて報告した。</p>			
核セキュリティ	評点 23	最高評点 38	評点率 60.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -6		
<p>現在稼働中の原子力発電所を保有していない。核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2017 年に IPPAS ミッションを受け入れた。多くの INFCIRC イニシアティブに参加している。NSF に継続的に拠出している。一方で、核鑑識、人材育成・能力構築、および国際的な取組への参加については改善の余地がある。</p>			

17. インドネシア ■非核兵器国

核軍縮	評点 33	最高評点 48	評点率 68.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -0.5		
<p>核軍縮に関する諸国会合で、核軍縮の推進を積極的に提唱してきた。核軍縮関連の国連総会決議にも軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。TPNW に批准した。CTBT を批准している。IPNDV に参加している。4月にCTBTOとの施設協定を締結した。</p>			

核不拡散	評点 47	最高評点 61	評点率 77.0%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
東南アジア非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。他方、輸出管理については、国内の規制当局で議論が行われているものの、汎用品に関するリストの整備やキャッチオール規制はまだ行われていない。			

18. イラン ■非核兵器国

核軍縮	評点 16	最高評点 48	評点率 33.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0.5		
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。他方で、CTBTを依然として批准していないなど、必ずしも核軍縮の推進に積極的だとは言えない。日本提案の核廃絶に関する国連総会決議やFMCT交渉の即時開始を求める国連総会決議にも反対した。TPNWには署名していない。また、ウクライナ侵略を続けるロシアとの関係を強化しつつある。			
核不拡散	評点 23	最高評点 61	評点率 37.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
イラン核問題に関する（暫定）取極に向けた間接交渉を断続的に行ったが、合意には至らなかった。米国によるJCPOA離脱及び制裁強化への対抗措置として、濃縮ウラン保有量及び濃縮度（濃縮度20%及び60%を含む）、稼働する遠心分離機の数・性能など合意の一部履行停止の領域を拡大している。2024年11月のIAEA理事会決議を受け60%高濃縮ウランの生産拡大を開始した。イランの濃縮ウラン保有量は大きく増加した。IAEA保障措置協定追加議定書の暫定適用をはじめとするJCPOA上の検証・監視措置も停止している。過去の秘密裏の核開発計画に関連すると疑われる4つの場所について、IAEAへの申告の正確性・完全性に関する問題が未解決である。一部のIAEA査察官の入国拒否を続けている。7月にはIAEAとの協力を停止する法律が成立した。イスラエル及び米国の攻撃を受けた施設の保障措置についてIAEAと協議した。9月には合意に至ったものの、11月のIAEA理事会決議に対応し、イランは合意の終了を宣言した。			
核セキュリティ	評点 4	最高評点 38	評点率 10.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
複数の核セキュリティ関連条約について締約国となっておらず、改善の余地がある。放射性廃棄物等安全条約の批准のための国内手続は完了しているはずであるが、2025年も批准はなされなかった。少なくともイスラエルによる原子力施設への攻撃が行われる前の6月13日時点では、民生用HEUの生産を継続しており、保有量が増加していた。攻撃後、イランはIAEAに対し「自国の原子力機器と核物質の保護を目的とする特別措置を講じる」意向を伝達した。2004年にIPPASミッションを受け入れた。核セキュリティの取組に関する情報発信の余地がある。NSSCの設立と運営に関するIAEAのワークショップに参加した。69回IAEA年次総会において、イランは「IAEA保障措置下であり、平和目的に供される原子力施設及び施設に対するあらゆる形態の攻撃及び攻撃の脅威の禁止」と題した追加議題の採択を要請した。これは、保障措置下の施設への武力攻撃は国連憲章、国際法、およびIAEA憲章に違反するという国際規範を再確認することを目的としたものであったが、イランは採決の前にこの要請を取り下げた。			

19. 日本 ■非核兵器国

核軍縮	評点 27	最高評点 48	評点率 56.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		

一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNWには署名していない。核兵器を含む米国の拡大抑止への依存を高めている。当初は参加も検討されたが、日本は最終的にオブザーバーとして3MSPに参加しないことを選択した。IGEPの一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。IGEPの提言は、作業文書としてPrepComに提出された。CTBTの発効促進、FMCT フレンズへの参加、核兵器にかかる透明性の向上、軍縮・不拡散教育や市民社会との連携をはじめ、核軍縮を積極的に推進する立場をとり続けてきた。日本が資金拠出する「ユース非核リーダー基金」の第2期のプログラムが開始された。IPNDVに参加している。			
核不拡散	評点 53	最高評点 61	評点率 86.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。「プルトニウム管理指針」に基づく報告をIAEAに提出している。			
核セキュリティ	評点 27	最高評点 38	評点率 71.1%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -5		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。HEUの最小限化に引き続き取り組み、2025年においても進展があった。2024年にIPPAS ミッションを受け入れた。過去のIPPAS ミッションの報告書の一部を公開している国の1つである。多くのINFCIRC イニシアティブに参加している。NSFに継続的に拠出している。2025年、日本はサイバー関連法案を更新して重要インフラの保護を強化したほか、原子力施設のコンピュータ・セキュリティ検査に関するIAEAのトレーニングコースを開催した。			

20. カザフスタン ■非核兵器国

核軍縮	評点 40	最高評点 48	評点率 83.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 2		
CTBTに関して、検証システム発展や発効促進への取組をはじめ、積極的に貢献してきた。核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。5月の世界健康総会において、「核戦争が公衆衛生に与える影響」に関する決議を共同提案した。TPNWの締約国であり、被害者援助・環境修復の問題に積極的に取り組んでおり、TPNWの3MSPは、カザフスタンの議長の下で開催された。NPT 準備委員会での共同声明や国連総会決議を主導した。IPNDVに参加している。			
核不拡散	評点 49	最高評点 61	評点率 80.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
中央アジア非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。2017年には、同国内にIAEA 低濃縮ウラン (LEU) バンクが設置され、LEUが搬入されている。			
核セキュリティ	評点 25	最高評点 38	評点率 65.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。サイバーセキュリティの人材育成に力を入れているほか、HEU 最小限化に精力的に取り組んでいる。2012年にIPPAS ミッションを受け入れた。ほぼすべてのINFCIRC イニシアティブに参加している。			

21. 韓国 ■非核兵器国

核軍縮	評点 21.5	最高評点 48	評点率 44.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		
一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNWには署名しておらず、拡大(核)抑止への依存を高めている。CTBTを批准し、FMCT 即時交渉開始に賛成している。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んでいる。IPNDVに参加している。軍縮・不拡散教育にも力を入れている。			

核不拡散	評点 51	最高評点 61	評点率 83.6%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。輸出管理体制も適切に整備してきた。米国との間で原子力潜水艦の建造及び米国からの潜水艦用燃料供給に合意した。			
核セキュリティ	評点 29	最高評点 38	評点率 76.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -2		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2014年にIPPAS ミッションを受け入れた。ほぼすべての INFCIRC イニシアティブに参加している。NSF に継続的に拠出している。韓国は引き続き人材育成・能力構築に積極的に取り組んでいる。例えば、2025年6月には、NSSC の設立・運営に関する指導者向け国際研修コースを自国で開催した。			

22. メキシコ ■非核兵器国

核軍縮	評点 39	最高評点 48	評点率 81.3%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 2		
核兵器の非人道的側面に関する議論、TPNW の成立・発展に主導的な役割を担ってきた。TPNW の締約国である。IPNDV に参加している。ジェンダー主流化についても積極的に関与している。			
核不拡散	評点 50	最高評点 61	評点率 82%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
ラテンアメリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 保障措置協定追加議定書を締結しているが、拡大結論は導出されていない。			
核セキュリティ	評点 23	最高評点 38	評点率 60.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -3		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2006年にIPPAS ミッション（フォローアップミッション）を受け入れた。2024年にIAEA からINSSP 策定のための支援を受けた。多くの INFCIRC イニシアティブに参加している。			

23. オランダ ■非核兵器国

核軍縮	評点 19.5	最高評点 48	評点率 40.6%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0.5		
一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。TPNW には署名していない。CTBT を批准し、FMCT 即時交渉開始に賛成している。NATO の核共有政策の一環で米国の非戦略核兵器が配備されている。IPNDV に参加している。			
核不拡散	評点 55	最高評点 61	評点率 90.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。			
核セキュリティ	評点 25	最高評点 38	評点率 65.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -7		

核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。これまで5度の IPPAS ミッションを受け入れた。IPPAS ミッションの報告書の一部を公開している。多くの INFCIRC イニシアティブに参加している。NSF に継続的に拠出している。人材育成・能力構築の取組については改善の余地がある。

24. ニュージーランド ■非核兵器国

核軍縮	評点 36.5	最高評点 48	評点率 76%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
<p>TPNW の策定に積極的に関与し、締約国となった。核兵器の非人道的側面にかかる議論でも、主導的な役割を担ってきた。国連総会など様々な場で核軍縮の推進を積極的に提唱している。「核戦争の影響に関する科学パネル」の設置を決定した国連総会決議を共同で起草した。5月の世界健康総会において、「核戦争が公衆衛生に与える影響」に関する決議を共同提案した。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んできた。「警戒態勢解除グループ」を形成し、警戒態勢低減を積極的に提案している。</p>			
核不拡散	評点 57	最高評点 61	評点率 93.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
<p>南太平洋非核地帯条約締約国である。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。輸出管理体制を適切に整備している。</p>			

25. ノルウェー ■非核兵器国

核軍縮	評点 20.5	最高評点 48	評点率 42.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0.5		
<p>一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。拡大(核)抑止への依存を高めている。TPNW に署名していない。ジェンダー主流化などにも積極的に取り組んでいる。CTBT を批准し、FMCT 即時交渉開始にも賛成している。IPNDV に参加している。</p>			
核不拡散	評点 54	最高評点 61	評点率 88.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
<p>IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。</p>			
核セキュリティ	評点 23	最高評点 38	評点率 60.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -4		
<p>核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。自国の HEU 利用の最小限化に米国と協力して取組を継続している。2015年に IPPAS ミッションを受け入れた。ほぼすべての INFCIRC イニシアティブに参加している。ノルウェーは NSF に拠出しておらず、人材育成・能力構築の取組において改善の余地がある。</p>			

26. ポーランド ■非核兵器国

核軍縮	評点 16.5	最高評点 48	評点率 34.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1.5		
<p>核兵器の法的禁止には慎重な姿勢をとる。TPNW にも署名していない。米国の他の同盟国とともに、一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。拡大核抑止への依存を高めており、フランスまたは米国との核共有への参加に繰り返し関心を示す発言を行っている。CTBT を批准している。IPNDV に参加している。</p>			

核不拡散	評点 53	最高評点 61	評点率 86.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。			

27. サウジアラビア ■非核兵器国

核軍縮	評点 18	最高評点 48	評点率 37.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 2.5		
核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じ、核兵器の非人道性及び法的禁止への賛同を示した。他方、核軍縮への取組に積極的だとは言い難く、TPNW や CTBT には署名していない。TPNW、CTBT 及び FMCT に関するそれぞれの国連総会決議に棄権した。			
核不拡散	評点 33	最高評点 61	評点率 54.1%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
最初の研究用原子炉が完成間近であり、少量議定書 (SQP) を破棄し、包括的保障措置協定の全面的な実施を開始した。IAEA 追加議定書を締結しておらず、輸出管理についても十分な取組はなされていない。米・サウジ原子力協力協定交渉では、自国領域内での濃縮・再処理の放棄に反対している。			

28. 南アフリカ ■非核兵器国

核軍縮	評点 34.5	最高評点 48	評点率 71.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 2		
核兵器の非人道性にかかる問題に続き、TPNW の策定に向けて主導的な役割を担った。TPNW の締約国である。他方、ロシアの核恫喝などに対するロシアを名指した非難には慎重な態度をとった。CTBT を批准している。NPT 及びその運用検討プロセスへの危機感を強め、核軍縮への一層の努力を求めた。2026年11月にニューヨークで開催される TPNW 第1回運用検討会議の議長に任命された。			
核不拡散	評点 54	最高評点 61	評点率 88.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
アフリカ非核兵器地帯条約締約国でもある。IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。他方、追加議定書の適用は自発的になされるべきだとも主張している。			
核セキュリティ	評点 19	最高評点 38	評点率 50%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
2024年にA/CPPNMを批准し、これをもってすべての核セキュリティ関連条約に批准した。IPPAS ミッションを一度も利用していない。民生用のHEUを保有している。NSFへの拠出は行っていない。人材育成・能力構築および国際的な取組への参加において改善の余地がある。			

29. スウェーデン ■非核兵器国

核軍縮	評点 21	最高評点 48	評点率 43.8%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		
「ストックホルム・イニシアティブ」を主導し、核リスク低減を積極的に提唱してきた。TPNW について、現在の内容では署名できないとしており、スウェーデンは拡大核抑止への依存を強化している。CTBT 検証システム発展や発効促進に積極的に取り組んできた。IPNDV に参加している。核軍縮にかかる市民社会との連携やジェンダー主流化にも積極的に取り組んでいる。			

核不拡散	評点 54	最高評点 61	評点率 88.5%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA 追加議定書を締結し、統合保障措置が適用されている。また、輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。			
核セキュリティ	評点 27	最高評点 38	評点率 71.1%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -3		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2016年にIPPAS ミッションを受け入れた。IPPAS ミッションの報告書の一部を公開している。多くのINFCIRCイニシアティブに参加している。スウェーデンはNSFに拠出した。一方で、人材育成・能力構築の取組において改善の余地がある。			

30. スイス ■非核兵器国

核軍縮	評点 29	最高評点 48	評点率 60.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1		
TPNWについて、現在の内容では署名できないとしている。CTBTを批准し、FMCT即時交渉開始にも賛成している。IPNDVに参加している。市民社会との連携にも積極的である。核兵器のための投資を制限する国内法を制定している。			
核不拡散	評点 53	最高評点 61	評点率 86.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA 追加議定書を締結しており、統合保障措置が適用されている。輸出管理体制を整備するなど、核不拡散への積極的な取組を行っている。「プルトニウム管理指針」に基づく報告をIAEAに提出した。			
核セキュリティ	評点 28	最高評点 38	評点率 73.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -3		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNM の国内実施体制を確立している。2023年にIPPAS フォローアップミッションを受け入れた。2023年のIPPAS ミッションの報告書の一部を公表した。サイバーセキュリティ規制ガイドラインを策定するなど、サイバーセキュリティ対策を重視し、取組を行っている。NSFに継続的に拠出している。人材育成・能力構築の取組において改善の余地がある。			

31. シリア ■非核兵器国

核軍縮	評点 2.5	最高評点 48	評点率 5.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -8.5		
核兵器の非人道性及び法的禁止を含め核軍縮関連の国連総会決議に軒並み賛成票を投じる一方、核軍縮に積極的に取り組んでいるわけではない。TPNWおよびCTBTには署名していない。また、シリアは2025年の国連総会において、いかなる軍縮決議の投票にも参加しなかった。			
核不拡散	評点 23	最高評点 61	評点率 37.7%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 3		
秘密裏の原子炉建設疑惑（シリアは否定）について、暫定政権下でIAEAとの協力が開始され、施設への立ち入りが認められた。IAEA 追加議定書を締結しておらず、輸出管理の適切な実施もなされていない。			

32. トルコ ■非核兵器国

核軍縮	評点 14	最高評点 48	評点率 29.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 1.5		
一足飛びの核兵器の法的禁止ではなく、「前進的アプローチ」による核軍縮の推進を提唱している。米国から拡大(核)抑止を提供され、米国の核兵器が配備されている。TPNWには署名していない。IPNDVに参加している。			
核不拡散	評点 53	最高評点 61	評点率 86.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		
IAEA追加議定書を締結し、拡大結論が導出されているが、統合保障措置は適用されていない。輸出管理体制を整備するなど、核不拡散に取り組んできた。			
核セキュリティ	評点 26	最高評点 38	評点率 68.4%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。2021年にIPPASミッションを受け入れ、国内法制の強化をはじめとするINFCIRC/225/Rev.5の勧告措置の国内適用に取り組んでいる。2025年6月には、核セキュリティのためのコンピュータ・セキュリティの基礎に関する地域トレーニングコースを開催し、人材育成・能力構築に貢献した。			

33. アラブ首長国連邦 (UAE) ■非核兵器国

核セキュリティ	評点 24	最高評点 38	評点率 63.2%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
2021年から原子力発電を開始した新規原子力発電導入国である。核セキュリティ関連条約をすべて批准している。A/CPPNMの国内実施体制を確立している。2016年にIPPASミッションを受け入れた。2024年にNSFへ初めて拠出した。また、2025年にUAEは「放射源の安全及びセキュリティに関する行動規範」の実施における教訓を共有するための地域会合を開催した。			

(4) その他

34. 北朝鮮 ■その他

核軍縮	評点 -14.7	最高評点 106	評点率 -13.9%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 -1		
新しいICBMをはじめとする各種ミサイルの発射実験・訓練を繰り返した。核弾頭数の増加も続いていると見られる。核兵器の役割として戦争を抑止すること、並びに戦争の主導権を握ることを挙げ、核兵器の先行使用の可能性を明示するとともに、戦略的・戦術的両面から核戦力の強化を進めている。自国の核計画の開発と、いわゆる『核保有国』としての地位は不可逆的であることを再確認した。日本提案の核廃絶に関する国連総会決議に反対した。核兵器用核分裂性物質の生産を継続していると見られ、FMCTに関する国連総会決議に棄権した。TPNWやCTBTには署名していない。CTBTの早期発効を求める国連総会決議に反対した。核爆発実験モラトリアムも宣言していない。			
核不拡散	評点 0	最高評点 61	評点率 0.0%
	『ひろしまレポート2025年版』からの評定変化 0		

核戦力を放棄する意思がないことを繰り返し明言し、北朝鮮の非核化に向けた協議にも応じていない。2003年に脱退を表明したNPTをはじめとして、核不拡散に関する国際的な条約、義務あるいは規範を受け入れていない。国連安保理決議に反する核・ミサイル開発を継続している。サイバー活動や国外へのIT労働者派遣を通じて、関連技術や資金を調達している。ロシアとの協力を強化しており、中には弾道ミサイルや原子力技術に関連する活動も含まれている。

核セキュリティ	評点 -1	最高評点 38	評点率 -2.6%
	『ひろしまレポート 2025年版』からの評定変化 0		
依然として核セキュリティに関連する条約を全く批准していない。核セキュリティの取組に関する情報発信がない状況が続いており、その進展も依然として不明である。			

附録

年表 (2025 年 1 月～ 12 月)

1 月	米務省による新 START 条約の履行に関する議会報告書 (17 日) イラン・ロシア包括的戦略的パートナーシップ条約 (17 日)
2 月	多国間制裁監視チーム (MSMT) 運営委員会第 1 回会合開催 (於ワシントン D.C.) (19 日)
3 月	核兵器禁止条約 (TPNW) 第 3 回締約国会議 (於ニューヨーク) (3～7 日) フランス大統領によるフランスの核抑止力による欧州大陸防衛についての議論開始を提案 (5 日)
4 月	2026 年 NPT 運用検討会議第 3 回準備委員会 (於ニューヨーク) (28～5 月 9 日)
5 月	印パ軍事衝突 (7～10 日) 世界保健総会、「核戦争が公衆衛生に及ぼす影響」に関する決議を採択 (26 日)
6 月	ウクライナによるロシアの核搭載可能爆撃機およびその他航空機への攻撃 (1 日) IAEA 理事会、イランの包括的保障措置協定 (CSA) 違反に対する非難決議を採択 (於ウィーン) (12 日) イスラエルによるイラン国内の核施設およびその他標的への攻撃 (13～24 日) 米国によるイランの核施設への攻撃 (21～22 日) 英国、F-35 取得により空中発射型核戦力を復活させる意向を発表 (25 日)
7 月	原子力供給国グループ (NSG) 第 34 回総会開催 (於ケープタウン) (24～25 日)
8 月	平和記念式典 (於広島) (6 日) 平和祈念式典 (於長崎) (9 日) E3 (英仏独)、イラン制裁のスナッチバック発動を国連安全保障理事会に通告 (28 日)
9 月	中国、北朝鮮およびロシア首脳出席の軍事パレードで新型核搭載可能ミサイルを公開 (於北京) (3 日) 第 69 回国際原子力機関 (IAEA) 総会 (於ウィーン) (15～19 日) パキスタン・サウジアラビア戦略的相互防衛協定 (17 日) 第 1 回核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) フレンズ外相会合 (於ニューヨーク) (24 日) 第 14 回包括的核実験禁止条約 (CTBT) 発効促進会議 (於ニューヨーク) (26 日) イランに対する国連制裁が再発動 (於ニューヨーク) (27 日)
10 月	JCPOA の失効 (18 日) 米大統領、SNS にて「核実験再開指示」投稿 (29 日)
11 月	中国、軍備管理・軍縮・不拡散に関する白書を公表 (27 日)
12 月	米国、「国家安全保障戦略 2025 (NSS2025)」発表 (5 日)

略語表

略語	英語表記	日本語表記
ABACC	Brazilian-Argentine Agency for Accounting and Control of Nuclear Materials	アルゼンチン・ブラジル核物質計量管理機関
A/CPPNM	Amendment to the Convention on the Physical Protection of Nuclear Material	改正核物質防護条約
AEOI	Atomic Energy Organization of Iran	イラン原子力庁
AG	Australia Group	オーストラリア・グループ
AI	Artificial Intelligence	人工知能
ALBM	Air-Launched Ballistic Missile	空中発射弾道ミサイル
ALCM	Air-Launched Cruise Missile	空中発射巡航ミサイル
ANNPA	AUKUS Naval Nuclear Propulsion Agreement	AUKUS 海運原子力推進協定
AP	Additional Protocol	追加議定書
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
ASMP-A	Air-to-Surface Medium-Range Cruise Missile	中距離空対地核巡航ミサイル
ATACMS	Army Tactical Missile System	陸軍戦術ミサイルシステム
AUKUS	The Trilateral Security Partnership Between Australia, the U.K. and the U.S.	豪英米の安全保障協力パートナーシップ
AWE	Atomic Weapons Establishment	核兵器機関
BCC	Bilateral Consultative Commission	二国間協議委員会
CAR	Conflict Armament Research	紛争兵器研究所
CBO	Congressional Budget Office	議会予算局
CBRN	Chemical, biological, radiological, and nuclear	シーバーン
CD	Conference on Disarmament	ジュネーブ軍縮会議
CEND	Creating an Environment for Nuclear Disarmament	核軍縮環境創出
CMX	Collaborative Materials Exercise	協同物質比較演習
CNS	Convention on Nuclear Safety	原子力安全条約
CNSC	Canadian Nuclear Safety Commission	カナダ原子力安全委員会
CPPNM	Convention on the Physical Protection of Nuclear Material	核物質防護条約
CRP	Coordinated Research Projects	調整研究プロジェクト
CSA	Comprehensive Safeguards Agreement	包括的保障措置協定
CTBT	Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty	包括的核実験禁止条約
CTBTO	CTBT Organization	包括的核実験禁止条約機関

略語	英語表記	日本語表記
DBT	Design Basis Threat	設計基礎脅威
DGA	France's Defence Procurement and Technology Agency	フランス防衛調達技術庁
DIV	Design Information Verification	設計情報検認
DPCT	U.S.-PRC Defense Policy Coordination Talks	防衛政策調整協議
DRDO	Defence Research and Development Organization	防衛研究開発機構
EC	European Commission	欧州委員会
EDD	Extended Deterrence Dialogue	拡大抑止協議
EDF	Électricité de France	フランス電力公社
EDPC	Extended Deterrence Policy Committee	拡大抑止政策委員会
ELWR	Experimental Light Water Reactor	実験用軽水炉
ETTG	Evidence and Testimony Task Group	証拠品・証言タスクグループ
EU	European Union	欧州連合
EURATOM	European Atomic Energy Community	欧州原子力共同体
FAA	Federal Aviation Administration	連邦航空局
FANR	Federal Authority for Nuclear Regulation	連邦原子力規制庁
FEP	Fuel Enrichment Plant	ウラン濃縮施設
FFEP	Fordow Fuel Enrichment Plant	フォルド・ウラン濃縮施設
FMCT	Fissile Material Cut-Off Treaty	兵器用核分裂性物質生産禁止条約
FNCA	Forum for Nuclear Cooperation in Asia	アジア原子力協力フォーラム
FOBS	Fractional Orbital Bombardment System	部分軌道爆撃システム
FPU	First Production Unit	第一製造ユニット
GAO	Government Accountability Office	米国会計検査院
GBSD	Ground-Based Strategic Deterrent	地上配備戦略抑止力(新型 ICBM)
Global FTPRNT	Global Forum to Prevent Radiological/Nuclear Terrorism	放射線・核テロリズムを予防するための グローバル・フォーラム
GICNT	Global Initiative to Combat Nuclear Terrorism	核テロリズムに対抗するためのグロー バル・イニシアティブ
GLCM	Ground-Launched Cruise Missile	地上発射巡航ミサイル
GTRI	Global Threat Reduction Initiative	地球的規模脅威削減イニシアティブ
G7GP	Group of Seven Global Partnership	G7 グローバル・パートナーシップ
HALEU	High-Assay Low-Enriched Uranium	高純度低濃縮ウラン
HEU	Highly Enriched Uranium	高濃縮ウラン
HWPP	Heavy Water Production Plant	重水製造プラント

略語	英語表記	日本語表記
IAEA	International Atomic Energy Agency	国際原子力機関
ICAN	International Campaign to Abolish Nuclear Weapons	核兵器廃絶国際キャンペーン
ICBM	Intercontinental Ballistic Missile	大陸間弾道ミサイル
ICJ	International Court of Justice	国際司法裁判所
ICONS	International Conference on Nuclear Security	核セキュリティに関する国際会議
ICSANT	International Convention for the Suppression of Acts of Nuclear Terrorism	核テロ防止条約
IDC	International Data Centre	国際データセンター
IGEP	International Group of Eminent Persons for a World without Nuclear Weapons	国際賢人会議
IMO	International Maritime Organization	国際海事機関
IMS	International Monitoring System	国際監視制度
INF	Intermediate-Range Nuclear Forces	中距離核戦力
INSA	International Nuclear Non-proliferation Security Academy	核不拡散・核セキュリティ国際アカデミー
INSEN	International Nuclear Security Education Network	国際核セキュリティ教育ネットワーク
INSServ	International Nuclear Security Advisory Service	国際核セキュリティ諮問サービス
INSSP	Integrated Nuclear Security Support Plan or Integrated Nuclear Security Sustainability Plan	統合核セキュリティ支援計画、または統合核セキュリティ持続可能計画
INTERPOL	International Criminal Police Organization	国際刑事警察機構
IPCS	Institute of Peace and Conflict Studies	インド平和紛争研究所
IPEN	Instituto de Pesquisas Energéticas e Nucleares	原子力エネルギー研究所
IPNDV	International Partnership for Nuclear Disarmament Verification	核軍縮検証のための国際パートナーシップ
IPPAS	International Physical Protection Advisory Service	国際核物質防護諮問サービス
IRBM	Intermediate-Range Ballistic Missile	中距離弾道ミサイル
IRGC	Islamic Revolutionary Guard Corps	イスラム革命防衛隊
ISCN	Integrated Support Center for Nuclear Nonproliferation and Nuclear Security	核不拡散・核セキュリティ総合支援センター
ISAMZ	IAEA Support and Assistance Mission to Zaporizhzhia	ザポリージャ原子力発電所支援ミッション
ISAMRAD	The IAEA Support and Assistance Mission on the Safety and Security of Radioactive Sources in Ukraine	ウクライナにおける放射線源の安全およびセキュリティに関する IAEA 支援・援助ミッション
ITDB	Incident and Trafficking Database	移転事案データベース

略語	英語表記	日本語表記
ITMP	Insider Threat Mitigation Programme	内部脅威管理プログラム
ITWG	Nuclear Forensics International Technical Working Group	核鑑識に関する国際技術ワーキンググループ
JAEA	Japan Atomic Energy Agency	日本原子力研究開発機構
JAEC	Japan Atomic Energy Commission	日本原子力委員会
JCPOA	Joint Comprehensive Plan of Action	包括的共同行動計画
JHL	Jaber Ibn Hayan Multipurpose Laboratory	ジャベル・イブン・ハヤン多目的研究所
JNFL	Japan Nuclear Fuel Limited	日本原燃株式会社
KCNA	Korean Central News Agency	朝鮮中央通信
KHRR	Khondab Heavy Water Research Reactor	コンダブ重水研究炉
KKNPS	Kashiwazaki-Kariwa Nuclear Power Station	柏崎刈羽原子力発電所
KUCA	Kyoto University Critical Assembly	京都大学臨界集合体実験装置
LEU	Low-Enriched Uranium	低濃縮ウラン
LOW	Launch on Warning	警報即発射
LRSO	Long Range Stand-Off Weapon	空中発射巡航ミサイル
MBA	Material Balance Area	物質収支区域
MFFF	Mixed Oxide Fuel Fabrication Facility	混合酸化物燃料生産施設
MIRV	Multiple Independently-Targetable Reentry Vehicle	複数個別誘導弾頭
MMCA	Military Maritime Consultative Agreement	軍事海事協議協定
MNSR	Miniature Neutron Source Reactor	小型研究炉
MOX	Mixed Oxide	混合酸化物
MPE	Major Public Events	大規模公共イベント
MRBM	Medium-Range Ballistic Missile	準中距離弾道ミサイル
MSMT	Multilateral Sanctions Monitoring Team	多国間制裁監視チーム
MTCR	Missile Technology Control Regime	ミサイル技術管理レジーム
NAC	New Agenda Coalition	新アジェンダ連合
NAM	Non-Aligned Movement	非同盟運動
NATO	North Atlantic Treaty Organization	北大西洋条約機構
NCG	Nuclear Consultative Group	核協議グループ
NDV	Nuclear Disarmament Verification	核軍縮検証
NEA	Nuclear Energy Agency	OECD 原子力機関
NFU	No First Use	核兵器の先行不使用

略語	英語表記	日本語表記
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NNSA	National Nuclear Security Administration	国家核安全保障局
NNWS	Non-Nuclear Weapon States	非核兵器国
NPDG	Non-Proliferation Directors Group	不拡散局長級会合
NPDI	Non-Proliferation and Disarmament Initiative	軍縮・不拡散イニシアティブ
NPG	Nuclear Planning Group	核計画グループ
NPR	Nuclear Posture Review	核態勢見直し
NPT	Nuclear Non-Proliferation Treaty	核兵器不拡散条約
NRC	Nuclear Regulatory Commission	原子力規制委員会
NRSWG	Nuclear and Radiological Security Working Group	核・放射線セキュリティ作業部会
NSC	National Security Council	米国国家安全保障会議
NSCG	Nuclear Security Contact Group	核セキュリティ・コンタクトグループ
NSDD	Nuclear Smuggling Detection and Deterrence	核物質密輸検知抑止局
NSF	Nuclear Security Fund	核セキュリティ基金
NSG	Nuclear Suppliers Group	原子力供給国グループ
NSGC	Nuclear Security Guidance Committee	核セキュリティガイダンス委員会
NSSC	Nuclear Security Training and Support Centres	核セキュリティ訓練・支援センター
NSSG	Nuclear Safety and Security Group	原子力安全セキュリティ・グループ
NSTDC	Nuclear Security Training and Demonstration Center	核セキュリティ訓練・実証センター
NTI	Nuclear Threat Initiative	核脅威イニシアティブ
NuDiVe	The Nuclear Disarmament Verification	核軍縮検証演習
NWFZ	Nuclear Weapon Free Zone	非核兵器地帯
NWS	Nuclear Weapon States	核兵器国
ODNI	Office of the Director of National Intelligence	米国家情報局長室
OECD	The Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
ONR	Office for Nuclear Regulation	原子力規制局
OPAMAL	Agency for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean	ラテンアメリカ及びカリブ地域核兵器禁止条約機構
PCENS	Pakistan's Centre of Excellence for Nuclear Security	パキスタン核セキュリティ卓越センター
PFEP	Pilot Fuel Enrichment Plant	パイロットウラン濃縮施設
PLA	People's Liberation Army	中国人民解放軍
PMDA	Plutonium Management and Disposition Agreement	プルトニウム管理・処分協定

略語	英語表記	日本語表記
PNRA	Pakistan Nuclear Regulatory Agency	パキスタン原子力規制庁
PreCom	Preparatory Committee	NPT 準備委員会
PSI	Proliferation Security Initiative	拡散に対する安全保障構想
RCSM	Radiological Crime Scene Management	放射性犯罪現場管理
RECA	Radiation Exposure Compensation Act	放射線障害賠償法
RECNA	Research Center for Nuclear Weapons Abolition	長崎大学核兵器廃絶研究センター
RevCon	Review Conference	NPT 運用検討会議
RISS	Advisory Mission on Regulatory Infrastructure for Radiation Safety and Nuclear Security	放射線安全及び核セキュリティのための規制インフラミッション
SAG	Scientific Advisory Group	科学諮問グループ
SIPRI	Stockholm International Peace Research Institute	ストックホルム国際平和研究所
SLA	State-Level Approach	国レベルの保障措置アプローチ
SLBM	Submarine-Launched Ballistic Missile	潜水艦発射弾道ミサイル
SLC	State-Level Concept	国レベルの保障措置概念
SLCM	Sea-Launched Cruise Missile	海洋発射巡航ミサイル
SMR	Small Modular Reactors	小型モジュール炉
SQP	Small Quantity Protocol	少量議定書
SRBM	Short-Range Ballistic Missile	短距離弾道ミサイル
SSBN	Nuclear-Powered Ballistic Missile Submarine	弾道ミサイル搭載原子力潜水艦
SSN	Nuclear-Powered Attack Submarine	攻撃型原子力潜水艦
SSOD	United Nations Special Sessions on Disarmament	国連軍縮特別総会
SSP	Stockpile Stewardship Program	核備蓄管理計画
START	Strategic Arms Reduction Treaty	戦略兵器削減条約
TPNW	Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons	核兵器禁止条約
UAE	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
UAV	Unmanned Aerial Vehicle	無人航空機
UCF	Uranium Conversion Facility	ウラン転換施設
UNICRI	United Nations International Crime and Justice Research Institute	国連地域間犯罪司法研究所
UNOCT	United Nations Office of Counter-Terrorism	国連テロ対策事務所
UNODC	United Nations Office for Drugs and Crime	国連薬物・犯罪事務所
UOC	Uranium Ore Concentrate	ウラン精鉱
UTR-KINKI	The Kinki University Reactor	近畿大学原子炉

略語	英語表記	日本語表記
VLS	Vertical launching system	垂直発射システム
VOA	Voluntary Offer Agreement	自発的保障措置協定
WA	Wassenaar Arrangement	ワッセナー・アレンジメント
WINS	World Institute for Nuclear Security	世界核セキュリティ協会
WMD	Weapons of Mass Destruction	大量破壊兵器
WNA	World Nuclear Association	世界原子力協会
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
ZNPP	Zaporizhzhia Nuclear Power Plant	ザポリージャ原子力発電所

御意見をお寄せください。

『ひろしまレポート2026年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2025年の動向』についての御意見を募集しています。
下記からアンケートに御回答ください。



また、御感想、改善すべき点など、お気づきの点がございましたら、お知らせください。次年版作成にあたり参考とさせていただきます。

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム内
一般社団法人 へいわ創造機構ひろしま (HOPE [Hiroshima Organization for Global Peace])
(TEL) 082-209-1234 (FAX) 082-209-1235
(メールアドレス) hope@hiroshimaforpeace.com
(ホームページ) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimaforpeace/>

ひろしまレポート2026年版 核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る2025年の動向

令和8(2026)年3月発行

発行 一般社団法人 へいわ創造機構ひろしま (HOPE)

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52
広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム内

編集

公益財団法人 日本国際問題研究所
軍縮・科学技術センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1
虎ノ門ダイビルイースト3階